

せられ、随つて一旦決せられたる事は、如何なる難關に遭遇しても、必ずや之を突破して勇往邁進されたのである。

憲政會が過去十年の間苦節を守つて、天下の名譽と勢力とを維持することを得たのは、全く加藤伯の指導宜しきを得たが爲めである、此の有力なる統率者を失つたことは、我黨の不幸は勿論、國家憲政の爲めに甚だ痛惜に堪へないのである、又加藤伯は非常に責任感の強い人で、今日から考へれば、議會開會前より既に身體に疲勞を感じられて居たことと思はれるのであるが、それにも拘らず議會に於ては施政方針の演説や、質問に應答せられたのであつて、最後に休むまで病氣と云ふ態を見せられなかつたので、之が爲めに病氣が重くなつたと思はれるのである。

私が二十六日、議會からの歸りに見舞に立寄つた時なども、成るべく伯には遣はず令夫人に御容體を伺つて歸らうとしたのであつたが、令夫人が若し目が醒めて居れば、議會の形勢を御話して下さると満足するであらうとの事で、暫らく待つて居ると會ひ度いとの事であつて直ぐ案内されて色々と政務の事など話して、さて歸らうとする伯は起き上つて私を送らうとされるので、私は吳々も御厚意を謝して御止めして歸つたが、其時令夫人は斯様に丈夫なのですと言はれたのであつたが、然し之が私の伯に會つた最後となつたのである。(この時若槻氏は感迫つて自ら堪えざるものゝ如く、双眼に涙を浮べて聲を曇らせた)

加藤伯は憲政會の總裁であると共に、今日は一國の宰相であつた、吾々は加藤總理の推薦に依る閣僚の一人である、随つて總理亡き後、臺閣に留まることは、政治道徳上斷じて許されない所であるから、昨日辭表を捧呈し、今は靜かに御沙汰を待つて居る次第である

憲政會は斯かる有力なる指導者を矢ひ、洵に不幸千萬であるが、黨が存在する以上は、何人かが當然總裁の任に當らなければならぬ、然るに不敏私の如き者を總裁に推薦されたことは、全く私の豫期せざりし所であつて、唯だ恐縮千萬と云ふの外、何と御答へして良いか其の言葉を知らないのである、實は斯かる有力なる政黨の指導者たる事は、不敏私の如き者は辭退すべきが當然であるが、目下の時局は洵に重大で、機敏なる事態にあるのである、此の時に重い責任に當ることを避けて居ては、憲政會の不利益である、故に不敏不肖も顧みず、此の場

合其の推薦に應ずることが黨に忠實なる所であると考へた結果、お受けした次第である、有力なる總裁の後であるから、偏に諸君の御同情と御援助とを願はねばならぬ。

殊に目下我黨は重大なる時局に直面してゐる、即ち議會に於て我黨の主張が通るか、通らぬかの極めて大切な時機に臨んで居る、加藤總裁が居られても圓滿に議會を通過させんが爲めには、黨員の御援助を要したのであるから、私如き者が就任した以上は、更に黨員諸君の同情と御援助とがなければ、到底その主張貫徹する事は不可能である、されば我黨は悉く友情に厚く、黨の爲めには何事を棄て、も進まれるのである、此の黨員諸君の義氣と友情とに信頼して、此の大任に就かんとするものである。

斯くて憲政會は舉黨一致、若槻新總裁を推薦することゝ成つたのであつた。而して前記の如く若槻總裁大命を拜して、故加藤伯の後を繼ぐに至つたのである。是に於て憲政會は一月三十一日議員總會を開き、同大會席上に於て若槻新首相は、内閣組織に關する大略を報告する所あつた後、新内閣は前加藤内閣の主義政策を踏襲して進むべきことを聲明したのであつた。

第三十七節 第五十二議會前後

陰鬱な政界の雰圍氣

前述の如く故加藤首相の後を享けて大任に當つた若槻首相は、政友本黨との提携を緊密にすると共に、一方貴族院の研究會に對しても隔意なき態度を持って、第五十一議會を無事終了せしめたのであつた。されば政友會が地租委讓問題を提げて、必死的に肉迫したにも拘らず、税制案の無事に通過したことは云ふ迄もなかつた、唯だ議會後に仙石貢氏が自ら其職を辭するに至つたことは甚だ遺憾であつたが、之が爲め若

影首相は議會終了後内相の兼攝を解き、鐵相の椅子を補充すると共に内閣一部の改造を行ふべく、此の年（大正十五年）五月先づ政友本黨に聯立入閣の交渉を試みたのであつた。

蓋し第五十一議會に於て憲政會と政友本黨との提携成立せる事情は既記の如くであつて、憲本聯立内閣の實現については山本達雄、仙石貢兩氏等の斡旋亦た與つて大に力があつたのであるが、本黨の首領床次竹二郎氏の當時の心事は、聯立内閣に對して椅子の割振りと言はんよりも、寧ろ其の衷心より冀ふ所は若槻内閣の後に於ける政權譲り受けの希望であつた。されば今聯立内閣に入つて責任を分擔することは、自己の將來にとつて損失となるべきことを慮り、床次氏は終に何物をも得られざる失意の境地に陥ることも考へず、若槻氏の懇懇を固辭したのであつた。斯くて憲本聯立内閣は實現し得ざる状態となつたので、若槻首相は六月三日始めて内閣の一部を改造することとなり、濱口藏相を内務に、早速整爾氏を大藏に、町田忠治氏を農林に、藤澤幾之輔氏を商工に、而して研究會の井上匡四郎氏を鐵相に据へたのであつた。然るに藏相早速氏は不幸病ひを以て九月十五日逝去したので、後任として片岡直温氏入つて藏相の椅子を占めた。

此の夏政争題目としては最も忌はしき所謂朴烈問題なるものが起つた。現代の社會常識を以てしては到底政治問題になり得ない朴烈事件がさも天下の重大事なるかの如くに論議せられたことは、何が故ぞと云へば是を利用して以て政府に迫らんとする在野黨の醜陋唾棄すべき心事からであつた。政權を掴まんとするが爲めには一本の藁にも縋らんとする一部の政治家の心底が見へ透いて如何にも慨嘆に堪え得ぬ。

朴烈問題は大道犯人たる朴烈、金子文子の兩名が豫審中法廷で並列撮影した寫眞が世上に流布せられたるに始まる。朴烈及び文子は震災直後朝鮮に於て檢舉した不逞鮮人の秘密結社事件が端緒となつて發見された大道犯人であつて、文子は朴の内妻であるが兩人共に東京大審院檢事局に於て取調の結果、不敬罪として大審院の特別裁判所に移され、大正十五年三月に至り死刑の宣告を受けたが、長くも恩命によつて死刑を免がれ無期懲役に減刑された者で、後に文子は獄中で自殺した。而して是が如何にして政治問題になつたかと云へば、兩人を取調べた豫審判事はその訊問に際して、温情主義から兩人を同一の椅子に並列せしめ、それを寫眞に撮影する事さへ許したといふ事實が、世上に發表せら

るゝや政友會、政友本黨等は直ちに之を捉へて、神聖なる法廷に於て斯かる怪寫眞を撮影し、而かもそれが立松豫審判事の手に成ると云ふが如きは、司法の尊嚴を冒瀆するの甚しきものであり、綱紀の紊亂も極まると騒ぎ立てたのみでなく、更に彼等犯人に對する官憲の優遇を指摘し、何等改悛の情なき彼等の減刑を奏請したのは、現内閣の一大失態であるとして痛烈に論難攻撃を始めたのであつた。

是に於てか政府與黨に於ても勢ひ應酬せざるを得ざることとなり、該寫眞撮影の時期は大正十四年三派内閣當時、小川法相の時なるを以て責任問題を論ずるとすれば、小川平吉氏が第一に責任を負ふべきであると逆襲したのであつた。然るに當の小川平吉氏は斷じて自分の在任中に非ず、江木法相の在職當時である、若し自分の在任中の出來事であつたとすれば當然其の責任を負ふと辯明に努め、忽ち政界の一問題と化し來つた。殊に八月二十七日には床次本黨總裁は突忽として單身、首相官邸に若槻首相を訪ひ此の問題に對して意見を述べたる所あり、大に世間の注意を惹くに至つたが、蓋し床次氏は此時之によつて若槻首相を引退せしめ、自ら取つて代らんとするの野望を抱いたが爲めであつた。

然しながら若槻首相は冷然として、事件の内容を物語り毫も責任の無き所以を説明したので、床次氏も辭職勧告をなす事などは到底思ひも及ばず、悄然として官邸を辭去したのであるが、而かも夢想を遂ふ床次氏としては尙ほ悟り得られず、遂に幹部會の議を経て朴烈事件に對する聲明書を發表するに至つた、その聲明は主として政府の態度を批難し、「彼等と吾等とは皇室に對する觀念を異にす」と極論して、憲政會を宛がら亂臣賊子の如く痛罵したものであつた。而も之に次で九月八日、問題の人たる政友會の小川平吉氏も亦た若槻首相を官邸に訪ひ、減刑奏請を不當とするの意見を陳述する所有り、可否の論議は次第に喧びすしくなつた。

是より先き政府側に於ては九月一日、司法省より第一回の真相發表をなしたが、政府は極めて平靜であつて、怪寫眞は既に直接責任者の所罰を行つたから問題はない、減刑奏請の問題はよろしく議會に於て、正々堂々と爲すべきであると云ふに在つた。蓋し本事件の政治問題化したことは、前述の如く内閣倒壞の動機から發したものであると解せられ、政黨以外では殆んど眞面目に相手にする者が無かつたことは、茲に繰り返して言ふ迄もない事である。隨つて政府側が微動だも示さず飽くまで冷靜を示しつゝあつたことは、固より其の處たる亦た説く迄もな

いのであつた。

左りながら議會召集期の切迫すると共に、在野黨の態度は益々此の問題に對する硬化を示し、田中政友會總裁は「君國の爲め飽くまで怪寫眞事件を糾弾しなければならぬ」と言明し、床次本黨總裁は「有ゆる政治問題に先き立つて非違を匡正しなければならぬ」と云ふが如き聲明を敢てし、切りに政府の引責辭職を仄めかしたが、勿論政府は眞面目に之等を相手にせず、冷然として議會に臨んだのであつた。

大正天皇崩御

然るに年愈迫るるに迫んで、天皇陛下の久しきに亘る御不例は、漸次御病勢御昂進の御模様あり、國民は擧げて誠意を罩め、只管に御平癒の速かならむことを祈願して已まざりしが、遂に其の效あらせられず、此の歳即ち大正十五年十二月二十五日、崩御あらせらる、天日爲めに暗く、悲愁の氣國中に滿ち、八千萬の民草は哀悼悲痛して云ふ所を知らざるの有様であつた。去る十年十一月二十五日、御惱の爲め東宮殿下を攝政に任せ給ひ、海に山にひたすら御靜養あそばされ、一時は御經過殊の外御良好にわたらせられたので、國民等しく安堵申上げたのであつたが、圖らずも十四年十二月十九日、輕微なる腦貧血にて御臥床遊ばされ、其後一進一退の御經過に在らせ給ひたる處、四月以來漸次御快方に向はせられ、五月八日には一旦御床拂さへ遊ばされたのであつた。

然る處十一日再び腦貧血の御發作あり、間もなく御恢復、八月十日暑を湘南葉山の地に避けさせ給ひ、玉體ますく御快方にて、三十一日天長の佳節には御用邸に於かせられて御内宴を催され、福引などに興じさせ給うた程であつたが、十月下旬御風氣より氣管支炎に罹らせ給ひ御體温三十八度にも昂らせられた。東宮殿下には俄かに佐賀縣下陸軍特別大演習地行啓を御取止め遊ばされたので、萬民恐懼、速かに御平癒を祈り奉るうちに、十二月八日以來右の御胸に氣管支肺炎の御症狀を拜し、御體温御昂騰、御食量御減退遊ばされ、御病ひ日に重らせ給ふたので、御孝心深き東宮、同妃御殿下には東京より親しく御見舞遊ばされたが、同時に英國御留學中の秩父宮殿下にも、御母陛下より速かに御

歸朝あるやう御沙汰あり、兩三日にて御歸還の御豫定であつた東宮、同妃殿下には御心痛の餘り引續き御滞在あそばされ、御直宮方と御共々に御母陛下を助けられて、ひたすらに御看護あそばされた。その尊き御模様を漏れ承つた八千萬の國民は恐懼、感激措くところを知らず、赤誠をこめて神社、佛閣に或は宮城前に、さては葉山の海邊に御平癒を祈願したのであつたが、御病勢次第に募らせ給ひ遂に二十五日午前十一時二十五分寶算四十八歳にして崩御あらせられた。悲風葉山の空をこめて松聲、濤音さへ皆な涙に忍び泣くかと思きなされ、悲しとも哭しき極みであつた。

新帝御優禮を賜ふ 昭和元年十二月二十五日午前劍璽渡御の御儀終るや新帝陛下には御坐所に倉富樞密院議長、若槻首相、一木宮相を召させられ、變る處なく充分國務に執掌すべしとの有難き優詔を賜うた。

「昭和」と改元 新帝踐祚と共に一世一元の制に従ひ、新元號制定につき、二十五日午前六時四十分葉山御用邸に於て、樞密院本會議を開いた結果、大正十五年十二月二十五日以後を改めて「昭和元年」となす旨の詔書が煥發せられた。

朝見式の儀 葉山に於て踐祚あらせられた新帝陛下には、二十七日初めて宮城に還御、二十八日宮中正殿において朝見の儀を行はせられ、天皇陛下には陸軍の御正裝、皇后陛下には御喪服の御正裝にて出御、參列者二百八十名の最敬禮裡に勅語を賜つた。

靈柩宮城奉遷 二十六日午後御船入の御儀を取り行はせられた御靈柩は、二十七日午後五時三十五分返子驛發の特別列車に移御、皇太后陛下、高松宮、閑院宮、伏見宮三殿下御附添ひ午後七時五分原宿驛御着、八時宮城に還御願殿に入らせられた。

御大喪儀 先帝崩御と共に直ちに宮内省内に大喪使事務所を設けさせられ、閑院宮載仁親王殿下大喪使總裁に、一木宮相同長官仰せ付られ、同時に別項記載の如き職員任命あり、又政府は二十七日大喪儀豫算案（二百九十八萬九千五百一圓）を衆議院に提出、翌日兩院通過、三十日には第一回大喪使會議を開いて職員部署を定め、それより大喪儀の準備に着手、一月四日大喪儀御期日を二月七、八兩日と決定發表、又御陵は陵墓令により東京府南多摩郡横山村大字下長房字龍ヶ谷戸と決定、尙御葬場殿は新宿御苑内に設けさせ給ふことになり直ち

に土工に着手、一月二十日には御追號を「大正天皇」と勅定、御陵名を「多摩陵」と御内定の旨宮内省より發表され、二月に入ると共に葬場に山陵共に竣成を告げたので、いよいよ二月七日午前宮中桐の間を新に權殿として靈代奉安の儀、殯宮祭の儀を行はせられ、斯くて午後五時三十分、靈柩は殯宮を出でさせられて御車寄へ、それより轎車に遷しまわらせ、六時愈々御發引、悲しき道樂の音と共に警部、警視等を先驅として蜿蜒一里半にわたる御葬列は、宮城前廣場より虎の門、赤坂見附、青山通り權田原を経て新宿御苑なる葬場殿へ向はせらる。

御先着の天皇陛下、皇后陛下御名代竹田宮妃殿下、皇太后陛下を始め奉り、官民一萬三千餘名の御出迎への上靈柩車御着、同九時より葬場殿の儀を行はせられ、儀全く終らせらるゝや、こゝより靈柩を葱華堂に遷しまつり、八瀬童子によつて新宿御苑假驛より再び靈柩列車に移御、八日午前一時三十五分御陵所在地なる淺川假驛に御着、こゝにて再び葱華堂に奉遷し山陵に御着、玄宮に遷し奉り御外柩の中に歛め、斯くて五時より歛葬の儀を始めさせられ、六時四十分全く御儀終了、聖上御名代秩父宮始め御直宮等御立會ひの下に、玄宮の御扉は永久に閉ざれた。

御慰勞宴御催 諒闇の裡に新年を迎へさせられた今上陛下には、越へて二月十六日午後零時半より宮中豊明殿に於て、大喪儀に參列した各國特派大使、同使節等の爲め御慰勞宴を御催しにられた。

國務大臣の施政方針演説

第五十二議會は昭和六年十二月二十六日を以て開院式を行はせられ、昭和二年一月再開劈頭恒例に依る首相、外相及び藏相の演説は左の如くであつた。

若槻總理大臣の演説

諸君、茲に新たな御代の初を以ちまして、第五十二回帝國議會の開かるゝに當りまして、諸君と相見へて政府の所見を申上げることの出来るのは、私の最も光榮と致す所であります。

今や世界大戰終熄の後、既に八年を経過いたしました、我邦は此間に於て常に列國と力を併せ、時局安定の爲に絶へず努力致し來つたのであります、殊に昨年九月國際聯盟が新なる加盟國として獨逸を迎へまして、益々その基礎を鞏固にいたしました事、且又列國が軍備縮少並に國際的經濟調節の問題に就きまして、極めて眞摯熱心なる攻究を持続しつゝあります事は、世界平和の確保と人類福祉の増進との爲めに、洵に喜ぶべき事であると存じます、次に昨年十月支那政府より日支通商條約改訂の交渉を始めやうと云ふ提議がありました、之に就きましては應諾の回答を發したのであります、蓋し我邦が隣邦支那國民に對するのには、相互信頼の念と友好の精神とを以て終始一貫いたして居ります。

故に政府が支那今回の提議に對して、欣然應諾の意を表しました所以のものも、畢竟關稅特別會議乃至治外法權委員會に於て、我が代表が夙に支那に對して表示致しましたところの同情的理解ある態度に於けると、全く同一の趣旨に出でたるものに外ならない次第であります、斯の如くにして日支兩國國民は、愈々相互の諒解と親善の歩調を進むることが出来る事を確信いたします、唯だ近年支那に於きまして動亂相踵ぎ、政府の安定を缺いて居りますことは寔に悲むべきであります、我邦と致しましては偏に支那國民の覺醒によりまして、其の國の繁榮と對外の信用とを益々増進するに足るべき、合理的の歸結に到達するやうにならん事を冀ふの外なき次第であります、固より支那の内政に對しまして、絶對不干渉の態度を維持すると共に、支那に於ける我邦及び我が國民の權利々益の擁護に付きましては、萬違算なきを期して居ります事は、茲に更めて申上げる迄もないのであります。

露西亞との關係も益々良好に向ひまして、石油石炭等に關する利權の問題も、それ〴〵順調なる経過を見て居ります、漁業問題も亦た今その交渉の進行中に屬して居るので有ります、對外の經濟的發展の事に付きましては、特に意を用ひて居るのでありまして、益々我が商工業者との連絡を密接にして、及ぶ限りその正當なる活動に便宜を圖ることに努力する積りであります、近時世界の列強は歐洲大戰の慘禍に顧みまして、何れも國際の平和を確保することに最善の努力を致すやうに相成つたのであります、我邦は幸にして該戰爭の害毒を蒙ることが少なかつたので有りますけれども、元來國際關係の基調を正義の觀念に置き、夙に平和を愛好するの念に燃へて居る次第であります、故に歐洲大戰の後に於て、一層四海同胞の共存共榮を希ふて己まない次第であります。

唯だ國際の正義を擁護するが爲めに、國防の事は等閑に附すると云ふことの出来ないのは勿論の事であります、我が軍備は世界現下の狀勢を基礎として定められたもので有りますに因つて、現狀にして大なる變化を生ぜない限りは、現在の我軍備は依然として之を維持しなければなりません、然るに海軍勢力の要素であります所の艦艇に至りましては、年と共に老朽に向ふことを免れませぬ爲めに、漸次其の勢力を減耗することに相成ります、故に政府は老朽補助艦隊の代艦を建造いたしまして、依つて以て現在勢力の失墜を防ぎ國防上遺憾なからしめんとするの計畫を立てたので有ります。

陸軍兵役年限の短縮も亦た久しく朝野の宿題に引續きまして、普く一般青年訓練の制度を頒ちまして、青少年の心身の鍛錬に資することに致し、延いて良材を軍力に迎ふることの出来るやうに相成つたので有ります、蓋し亦た以て國防の基礎を一般國民の上に及ぼしたものと申す事が出来やうと思ひます、是に於て政府は軍隊内部の施設に改正を加へまして、互に相俟つて歩兵科の在營年限短縮を斷行する事と致し、以て多年の懸案を解決せんと致して居るのであります、勿論國防上支障のない範圍に於て實行せなければなりません、又之に依つて壯丁の生産能力を伸張することは固よりであります、故に之が爲めに一般經濟に資することの頗る大なるものがあらうと思ひます事は、申上げる迄もないと存じます。

國家の宗教に對する從來の態度には、稍や冷淡なものがあつた、斯の如き嫌のありました事は私の遺憾とする所であります、抑々國民間に於ける宗教上の信仰を十分に満足せしめまして、由て以て國民思想の根幹を鞏固に致します事は、宗教機關の健全なる活動に待つべきもの固より多い事と存じます、即ち宗教行政に關する根本原則を定めまして、國家の管理監督の方法を適正に致し、宗教團體の權利を定め義務を明かにし、以て宗教家の教化活動を圓滿ならしめ、その本來の使命を發揮いたさせます事は、國家のため極めて肝要の事に屬すると存じます。

政府は豫て朝野の識者に謀りまして、幸に宗教法の成案を得ましたに付て、之を本會議に提出して諸君の御協賛を仰がんとするのであります、幸にして此の法案の成立に依つて多年の懸案を解決する事が出来まして、國家の宗教を待遇するの途が爲めに厚きを加へる事に相成り、以て宗教界に新生面を開くの一劃期たらしむる事を得たいと偏に希つてゐる次第であります。

列國の間に伍して國家富力の増進を圖り、以て國民の經濟生活の安定を期しますが爲めには、農業工業各種生産の改良並に商業貿易の振興に關しまして、或は從來の施設を擴張いたし或は新なる計畫を立てるの必要を認めるものが頗る多岐多端に涉つて居るので有ります、政府はそれ〴〵所要の經費を計上致しまして、之が豫算を要求して居るところであります、且つ之と同時に政府は社會狀態の趨勢に顧みまして社會政策的諸般の施設の必ず之に伴はざる可らざることを認め、前年來立法その他の手段によつて種々畫策する所がありましたけれども、今後は一層力をこゝに致さんことを期して居るのであります。

住宅政策の如きは勞働者その他小額所得階級の生活に關し、且つ又その生産能率に關する重要な問題であります、近時都市は其人口の急激なる増加に伴ひまして、勞働者その他小額所得者の密集地區を現出いたし、獨り衛生風紀保安等の點より看過すべからざる實狀であるのみならず、延いて一般思想上並に社會生活上及ぼす影響も、亦た頗る重大なるものがあると思ひます、それ故に政府は之等の地區整理のため不良住宅改良法案を提出することと致したのであります、其他失業の救済及び防止のために職業紹介機關の充實、擴張を圖りまし

た、庶民金融機關としては公設質屋を設置獎勵するの方針を取りました、更に又農村に於ける社會改良政策として、前年創立いたしました所の自作農の維持設定の計畫をば、更に擴張促進する事を圖つたのであります。

通信現業員その他給與の菲薄なる吏員の待遇改善をなす事と致しました事も、亦た社會政策上の主旨に出でたものに外ならないのであります。

我國の人口増加は逐年頗る著しいものがあります、而かも其の主要食糧であります所の米麥の産額は、その増加が人口の増加に伴つて居ないのであります、年々巨額なる外國産の輸入を見て居ります、加之此の輸入する外國産の米麥が、年一年増加の傾向を呈しつゝあるの實状であるのであります、此の趨勢にして止まないと云ふ場合に於きましては、將來國民生活の安定を脅かされるやうな事が無いとも限りません、今にして人口と食糧との問題について百年の大計を案じて置きませぬければ、他日救ふべからざる悲運に陥らん事を憂ふる次第であります。

是に於て政府は更に新に朝野の識者を網羅するところの調査會を設けまして、各般の事項に亘つて綿密周到なる調査を遂げて、適切有效なる方策を案出し、以て國民生活の安定、國運の伸展の爲めに、永遠の長計を樹てんことを企圖して居るのであります。北海道の開拓は人口並に食糧政策の上に於きまして、殊にその促進を急とするものがあるのであります、然るに現在行つて居ります所の拓植計畫は、本年度を以て將に終了を告げんとして居るのであります、それにも拘らず拓植の功程を見ますれば、その功程は尙ほ半ばに過ぎぬと申上げて差支へなからうと存じます、今やその計畫を新にするの要があります時に當りました故に、政府は茲に官民合同の調査に基きまして、從來に比して一層廣汎なる方法を以て大規模の拓植を行ふの計畫を立て、以て全道富源の開発を遂行いたし、併せて人口並に食糧問題の解決に資する所あらんとして居る次第であります。

豫算編成に當りまして財政緊縮の方針を執りましたる事は、大正十四年度以來一貫して居る所でありまして、此間國運の伸張並に國民の福利増進の爲めにする所の施設は、常に租税の増徴をなす又國債の公募に依らずして、之を行ひ來つたのであります、來年度豫算に於きましても、亦た全く此の方針によつて編成をいたし、而も是まで申述べましたる以外に、市町村義務教育費の國庫負擔額の増加、勳章年金の増加等多年の懸案若くは國民輿論の要求を解決するの費額を計上いたしたのであります。

我國朝野年來の宿案でありました所の税制整理は、曩に國稅地方稅の全般に亘ります所の根本的改正として、前議會の協賛を経て其の大部分は既に實行せられた所でありませぬ、尙ほ登録稅、印紙稅、砂糖消費稅に付きまして、當時その整理を他日に譲つてあるものがあります、依つて政府は前回と同一方針によりまして國民負擔の均衡を得せしめ、併せて社會政策的の効果を擧ぐるの主旨によりまして、之が改正を行つて茲に税制整理の完了を告げしめん事を期して居るのであります。

近來我が國債の増加は特に顯著なるものがあります、若し之を從來の趨勢に一任して置きますならば、遂に我が財政經濟の負擔の上に於て、堪へ切れないやうな程度の巨額に達して、その影響の及ぶ所測り知るべからざるものあらん事を恐れる次第であります、夫れ故に加藤内閣組織以來努めて起債額の減少を圖りまして、且その非公募政策を取り來つて居りましたけれども、遠き將來の事を慮つて見ますならば、未だ之れだけでも充分であると考へる譯には参りませぬ、更に進んで其の償還額を増加することが眞に緊切であると云ふ事を信ずるのであります、且つ又毎年生じます所の所謂國庫剩餘金なるものは、之を悉く一般歳出の財源に充當すると云ふのが從來の慣例となり來つて居りましたけれども、此の如きは自ら歳計の膨脹を避けなければならぬと存じます、是に於て政府は昭和二年度以降に於て、斷然國庫剩餘金の一部を國債償還資金に充當するの制度を確立する事に致しまして、即ち來年度豫算に於て右に依りました所の歳出増加額を計上いたしたのであります。

尙ほ外交問題に關しましては外務大臣より、財政經濟の事項に關しましては大藏大臣より相次いで、夫れ々々開陳せらるゝ所がある筈であります、諸君、何卒政府の意の在る所を諒とせられ、諸般の案件に對して御協賛を與へられんことを希望して已まない次第であります。

豫算案通過

昭和二年總豫算案は十一月六、七兩日の閣議に於て決定されたものであつて、前年度に比較し約九千萬圓の増加を示したる點に於て、尨大なる數字の上より見、現内閣の財政政策は緊縮より積極への轉換期が到來したものであるなど、一部の者より觀測さるゝに至つたが、首相及び藏相の演説にも説明された如く、國債償還額の増加を始め其他諸懸案の解決に努めた結果、勢ひ膨脹を見たものであつて依然として緊縮方針を堅持する事に於ては變りなき事云ふまでもない。補助艦計畫は最も重大問題であつたが、加藤前首相以來現勢力を維持するための計畫は、認容するといふ根本方針が決してゐるのであるから、何等之が爲めに波瀾の起る如き事のある筈なく、海軍大藏兩當局の折衝の結果、左の如き計畫を樹立したのであつた。

隻數 巡洋艦四、驅逐艦十五、潜水艦四、特務艦二、河川砲艦二、合計二十七隻。總額二億六千百萬圓。

完成年度 昭和六年度（五ヶ年計畫） 初年度制 四百七十二萬圓。

而して豫算案が第五十二議會に提出さるゝや、野黨側より攻撃的質問が續出したが、結局一錢一厘の修正もなく政府豫算通り確定通過したのであつた。

三黨首の會見

昭和二年一月十八日第五十二議會の再開さるゝや、又しても忌しき題目が政治問題の中心として、紛糾論議さるゝに至つたのである、則ち先きの朴烈問題を掲げて政友會の小川平吉、本黨の松田源治兩氏先陣となり政府に肉迫し來つたのであつた。在野黨は主として朴烈問題、綱紀肅正、不景氣の三問題を以て交々糾弾的質問を試みたものではあつたが、その最も主力を注いだものは減刑奏請の可否であつた。

政府は若槻首相、江木法相主として矢表に立ち敢然として之に應酬する處あり毫も屈する處なかつたので、政友會は到底質問のみにては敵し難しと思惟してか、十九日に至り減刑奏請に關する政府の説明答辯は、充分に徹底せざる憾みあるを以て、右減刑奏請に關する理由書を政府より議會に提出すべしと云ふ決議案を提出し、鳩山一郎氏その説明の任に當り本黨其他の賛成を得て右決議案は可決されたものゝ、政府は右に關する書類は秘密に互る事項なるを以て、議案の要求に應ずるの義務なしと峻拒したのであつた。是に於てか政友會及び本黨は一致して、左の彈劾決議案を提出した。

現内閣は大逆犯人に對し妄りに減刑を奏請して輔弼の重責を誤まり、大權の發動を豫斷してこれを事前に漏洩し、司法部の失態は司法權の威信を汚損し、綱紀の紊亂は世道人心を廢頹せしむ、加之ならず經濟政策は深刻なる不景氣を招來して國民生活を脅威す、而して内閣總理大臣若槻禮次郎は自黨香宿より偽證の告訴を受け、國民疑惑の中心となりて信望地に墮ちたり、而かも尙ほ黨利に眷々として恬然自裁することを知らず、議員の質問に對し誠意の認むべきものなく、皇室の尊嚴と道義の大本を維持するに於て全く關心せざるものゝ如し、衆議院は現内閣を以て昭和の宏猷を翼賛し、大政を輔弼するの重任に堪へざるものと認め、茲に其の所決を促す。右決議す。

茲に於て政府は廿日より三日間議會の停會を奏請するに決し、同日の衆議院本會議開會後間もなく、停會の詔勅が下つた。而して議會停會となるや若槻首相は、直ちに田中政友、床次本黨の兩總裁を院內大臣室に招致し、昭和の新政に當つて政争を見るは、お互ひに慎まねばならぬことであるから、此の際決議案を撤回せられたい、それと同時に嚴重に黨員を戒飾して、黨争を醸さざるやう三黨首に於て努め度いと提議し、田中、床次兩氏は直ちに快諾して其の應答を覺書として公にすると共に、左の申合せを發表した。

新帝新政の初に當り、互に政治の公明を望むを以て、今後は各自黨員を嚴に戒飾して、言論を慎み、益々國民の議會に對する信頼を厚くすることに努むべし。

田中、床次兩總裁は此の會合の結果を齎して、各自黨に歸つて報告する所あり、何れも代議會の承認を経て彈劾案を撤回した。この會合を目して一部の者の間には、首相は辭職の内約を與へたとか、或は既に從前より仕組まれたる芝居であるとか云ふが如き、種々の風説が傳へられたが、若槻首相は黨員に對して、右の會見は全く豫算案を無事に通過せしめ度い誠意より出でたものであつて、深甚なる考慮は文字通りの意味以外に、何等格別の意味あるに非ざることを言明した。然しながら此の三黨首會見に依つて、最も憤然たらざるを得なかつたのは濱口、安達兩氏であつた、蓋し云ふ迄もなく兩氏は此の不信任案の一戦によつて議會を解散し、一舉にして絶對多數を贏ち得んことを望んでゐたからで、而かも遂に其の機會を失ふ事によつて空しく長蛇を逸したからであつた。勿論、當時の憲政會中には濱口、安達氏等と同様の期待を抱きつゝあつた人々は少なくなく、或は其の過半數を占めて居つたかも知れぬ、然しながら一方若槻首相としては、昭和新政の初めに當つて政界の表面の問題として論議さるゝ所のものが、何れも黨争の爲めに不本意ながらも強いて持ち出されたる題目のみであつて、野黨の彈劾案提出の如きも要するに大勢に引きずられた群集心理の結果に外ならぬ事を觀取し、黨争の爲めには一時たりとも國務の停頓を見るが如き事なきを期したる結果に外ならなかつたのである。

要するに政友會及び本黨が、政府不信任の決議案を提出した態度に就ては、彼等の態度に少なからざる疑惑の念を以て之を觀る者が多かつたのであつた。若し政友會及び本黨の眞意が、飽くまで政府と一戦せんとするならば、議會は當然解散となるより外はないが、本黨に果してそれだけの勇氣があるのか、亦た政友會と雖も之に依つて政府を倒し得るの自信を有してゐるの乎、何れも不可解の謎として一般から觀られたのであつた。

政友會と本黨との提携に就ても一言して置く必要があるが、元來何かの事の起つた場合には四分五裂しさうな政友本黨が、兎も角も結束を保ちつゝあるのは、云ふ迄もなく次の政權に對する一抹の淡い望みがある爲めであつた。さればこそ床次氏は既記の如く朴烈問題を機會に、單身若槻首相を訪ねた程であつたが、床次氏の夢想は到底實現すべくもなかつたので、本黨内には此の問題を契びとして政友會と結び、共に

提携して政府を倒さうと云ふ機運が醸成され、政友會内に於ては勿論之に應ぜんとする意向が強くなつた。此の機運を觀取したのが後藤新平子であつた、子は十一月下旬頃から愈々表面に立つて田中、床次兩總裁の間を頻りに斡旋する所あつたが、遂に十二月一日後藤子と床次總裁との會見席上で、左の覺書を作つた。

朴烈問題、不景氣回復問題、綱紀肅正問題に關しては、議會に於て同一行動を取るに就て協議の上委員を定めること。

後藤子は右の覺書を携へて同日直ちに田中總裁と會見したが、田中氏は果して本黨が誠意を以て政友會と提携するの意志ありや否やを疑ひ此點に關して念を押し、「政局安定の爲め政本兩黨は提携をなすとの根本的一致を見たる後に於て、差し當り三問題について協定すること」との意味に於ける文面を示した。

即ち本黨側は政府に對する攻撃同盟に止めようとするに對し、政友會に於ては進んで、攻守同盟を結ばんとしたので兩黨の態度に相違があつたのである。蓋し政友會は第二黨といふ立場から、内閣が倒壊するとなれば當然政權は自黨に來るものと信じて居つたので、政府倒壊のため鞏固なる同盟を結んで強力なるものにせんと欲したのに反し、本黨側には感情的に政友會とは一致し得ざるのみならず、政友會と提携して内閣を倒したのでは第三黨たる立場上、有利なる地位に立つことが出來ないので、眞劍に政本の提携を欲しなかつたのである、寧ろ床次氏としては黨員慰撫の對内的必要より提携するのであるから、憲政會に對する十分の餘裕を残して置かなければならなかつた。

この兩者の異なる立場の間に立つて、後藤子は斡旋する努力したのであつたが、本黨は一向に氣乗り薄く十二月八日、後藤子は田中總裁に會見して、本黨は三問題につき行動を共にする爲め委員の協議を行ふ程度に止める旨を通じたので、田中總裁も然らば時局匡救の意味の提携は一應打切るべしとて、本黨側の意に従ひ十四日後藤、田中、床次の正式會見を行つて、前記三問題の爲めに政本兩黨から二名宛の委員を出して協議することとなり、結局極めて薄弱なる提携に終つたのであつた。

憲本兩黨の聯盟

三黨首會合を機會として政友本黨は、政友會との一時的提携を斷つことになつた。元來政本の提携は本黨多數の希望では決して無かつたのみならず、床次總裁の眞意でも無かつた。要するに唯だ政權獲得の近道であるかの如き幻想に引きずられた結果に外ならなかつたのである。されば政府が朴烈問題の如きものに對して引責辭職などを爲す筈なく、已むを得ずんば野黨と一戦をなさんず態度を示すに及んでは、忽ち手を引くに至つた事は當然の成行であつた。

床次本黨總裁は三黨首會合後、「一切を奇麗にして元の政策本位に立ちかへるのである、政友會及び本黨は例の三問題で提携したのであるから、最早や自然消滅となる譯である」と語つたが、斯くして本黨は政友會と絶縁すると同時に、憲政會に對して次第にその接近の歩を早めて來たのであつた。

憲政會に於ては主として安達選相が交渉の任に當り、本黨側よりは川原、柳田の兩氏が出で、頻りに奔走に努むる處あつたが、其の結果三月一日には、憲政會及び本黨とも各議員總會を開き、申合せを承認して茲に憲本聯盟が成立した、申合せの内容は左の如くであつた。

- 一、兩黨一致結束して鞏固なる聯盟を約し、以て政局の安定を維持すること。
- 二、聯合政務調査會を設置し、重要政策を協定すること。
- 三、次期總選舉には相互の地盤を協定し、聯盟候補者の必勝を期すること。

震災手形法案

震災手形法案は此期議會の末期に於て端なくも大波瀾を惹起せしめ、遂に若槻内閣をして瓦解にまで導くに至らしめたが、此の震災手形は

我が財界の痛と稱せられ、政府は之を整理する爲めに震災手形損失補償公債法及び、震災手形善後處理法の二法案を議會に提出し、衆議院に於て十九名の委員附託となつたのであつた。

同委員會に於ては手形債務者並びに關係銀行名、その債務總額その他の資料の提出及び説明を政府に要求したが、政府側では之を公表するに於ては、銀行の信用を傷け財界の混亂を惹起す結果に立ち到るべきを以て、之を公表するを欲せず敢て説明するを避けたのであつた。斯くして委員會の審議は一向進捗を見なかつた折柄、前記の如く憲本聯盟が成立したので、政友會は是に對する鬱憤反感を一時に轉じて此問題に集中せしめ、本案が三月三日の本會議に上程せらるゝや、猛烈に之に反對し實業同志會と共に動議に次ぐに動議を以てして、議事の進行を阻止せんとするの作戦に出で、其の動議の度び毎に堂々廻りを行ひ、遂に八回と云ふ議會開設以來の記名投票のレコードを作るに至り、爲めに進行は一向進まなかつた。

こゝに於て憲政會も勢ひ之に反抗せざるを得ざる事となつた結果、日程の討議を終了するまでは一切の動議及び質疑、決議を封すると云ふ動議を提出するに至り、議場は大混亂の裡に散會となつた。而して翌四日引續き兩法案は審議せられ、政友會と實業同志會は例によつて極力反對したが、結局衆議院を通過して貴族院に廻付された。貴族院委員會に於ては秘密懇親會が開かれる事となつた爲め、片岡藏相は法案の内容に就て多少の説明を試み、随つて震手所有特殊銀行の最大なるものは臺灣銀行であること、而して臺灣所有手形の大口振出人は鈴木商店であること等の事實が明かとなつたので、政友會は大に憤慨し片岡藏相の態度は衆議院を侮辱するの甚しきものであるとて、十二日の衆議院本會議には、片岡藏相が反省の事實を示すまで議事を中止すべしとの動議を提出するに至つたが否決された。

反對黨が聲を大にして唱ふる所は、この兩案は特殊銀行と一二の政商とを救済して、其の負擔を國民に轉嫁せんとするものである、斯くの如き政略案に關し、其の内容を明示せざるは不都合千萬であると云ふに在つたが、片岡藏相は之に對し「震災手形の損失をうけてゐる銀行を救済しなかつたならば、一般國民に及ぼす影響は甚大である、單に一部資本家を救済せんとするが如きものでは決してない、唯だ其の内容は

經濟界に重大なる關係があるから徒らに明示し難い」と答辯したが、十四日同案に關して追加豫算の委員會が開かれた席上に於て、政友會の吉植庄一郎氏は極力藏相を追窮して已まず、鈴木商店並に關係銀行が所持する所の震手額の明示を迫つた。

此時、片岡藏相は「これを明示するは財界に動搖を來す恐れがある」と言ひ、唯だ其の一例として「今日渡邊銀行は午後一時一旦支拂を停止したけれど、資金の調達をなして午後三時頃營業を開始した」と洩らしたが、藏相の此の舌禍から遂に東京渡邊銀行、あかぢ貯蓄銀行その他市中銀行の一齊休業となつて、事態は愈々悪化したので、十九日政友會より片岡藏相問責決議案を提出するに至つたが、之れ亦た否決せられて仕舞つた。貴族院に於ては「震手法は臺灣銀行の爲め絶對必要である」との片岡藏相の言明を得、三つの附帶決議を附し二十二日同院委員會で可決され、引續き翌二十三日の本會議をも通過し、二十九日法律として公布された。

正副議長更迭

斯くて第五十二議會も終了間際となつた二月二十四日、圖らずも突發事件によつて議場は空前の大混亂に陥つた。即ち劈頭臨時軍事費決算の討論に際し、革新クラブの清瀬一郎氏は西比利亞金塊問題其他に就て陸軍當局を攻撃し、田中政友總裁が陸軍大臣在任當時の西比利亞出兵機密費の事に言及するや、政友會の議員十數名は猛然として狂ひ起ち、忽ち議場を修羅の巷と化せしめ、遂に壇上の清瀬氏を負傷せしむるに至つた。

衆議院に於ける暴行腕力沙汰は、必ずしも珍らしい事ではなく毎議會少くとも一度は是を見るのであるが、此度びの如く演壇上に駆け上り發言中の議員に暴行を加へて負傷せしめ、其發言を阻止したと云ふが如き蠻行は、實に議會開設以來初めての事で、清瀬氏の告訴に依つて司法權の發動を見るに至り、十餘名の政友會所屬代議士は檢事の告發を受け、悉く有罪の豫審決定を見た。

茲に於て粕谷議長は深く責任を感じて、當日直ちに辭意を表明し、小泉副議長も亦た之に殉じ意外の大事件となつて來たので、二十五日の

終了は困難となり或は會期延長かとも思はれたが、二十五日中に議長森田茂氏（憲政會）副議長松浦五兵衛氏（政友本黨）の就任を見、こゝに第五十二議會は終了した。此期議會は議事頗る停頓し労働法案、出版法案、宗教法案等の重要法案は、政策的意圖によること勿論ながら皆な握り潰しの厄に遭つた。

若槻内閣總辭職

震手法が主として臺灣銀行救済、鈴木商店救済の目的であることは、片岡藏相も言明した所であるが、震手法の第五十二議會通過にも拘らず、臺灣銀行と鈴木商店との内情暴落以來、臺灣銀行の信用は急激に失はれ、遂に同行没落の危機に遭遇したので、政府は臺灣調査會のみに委して置くことが出來ず、四月十三日の臨時閣議に於て、日本銀行より臺灣銀行に資金の融通をなし、其の結果損失を蒙つた場合には、政府は二億圓を限り右損失を補償すべきことを主眼として、臺灣銀行救済に關する緊急勅令案を作製するところあり、右勅令案は翌十四日の樞府精査委員會に附されたが、伊東伯を初め田男、久保田男、江木、荒井各顧問官より質問續出し

政府は第五十二議會に於て、震手法を以て財界安定を期し得ると言明したるにも拘らず、今に及んで勅令案を出すのは無定見である、而かも臺灣の窮状は今日あるを豫見し得たものであるから、須らく適當の方策を樹て、議會の協賛を求むべきものであり、憲法第八條の公共の安寧秩序の爲め並に七十條の財政上の緊急處分に依ると云ふのは不當である。

との意向が強く、之に對して若槻首相、片岡藏相は、應急策を採るにあらざれば臺灣は休業の止むなきに陥り、延いては經濟界の一恐慌を來さんも計り難しとて、極力陳辯に努むる所あつた。斯くの如く樞密院の大勢は反對に傾き、一方政友會は須らく議會を召集すべしと唱へたが、政府側に於ては結局樞密院は一部修正、若くは希望條件附位で可決せらるゝであらうと豫想して居たのであつた。

然るに翌十五日の第二回精査委員會は、臺灣銀行の救済を緊急勅令に依るの是不當であると云ふことに意見一致したので、倉富樞府議長は

若槻首相と會見して之が撤回を迫つたが、首相は固より之に應じなかつた。依つて倉富樞府議長は其旨報告した結果、全會一致本案はこれ以上審議すること能はずと云ふことで、事實上の否決の運命に陥つた。然しながら政府は未だ本會議に望みを繋ぎ、本會議に於ては假令精査委員全部が反對を表明するとしても、閣僚の十一票があるから尙五六名の賛成を得れば、必ずしも通過難からずとなし十五日夜より十六日にかけて、極力各顧問官の諒解を得ることに努めたのであつた。されど此の運動が反つて惡結果を齎す如き有様となり、結局一名の賛成をも得ずして通過の見込立たず、斯くて十七日午後二時より、陛下の親臨を仰いで樞府本會議は開かれ、先づ平沼委員長の報告に次で、若槻首相の説明があつた後、伊東伯は起つて峻烈な彈劾的演説を試み、政府の對支外交にまでも言及して極論するところあつた。斯くて愈々採決の結果は閣僚を除く十九名の顧問官は悉く反對し、十一對十九を以て勅令案は否決の運命に陥つた。茲に於て若槻首相は直ちに最後の臨時閣議を開きて閣員一同の辭表を取纏め、夕刻參内して閣下に捧呈し總辭職を執行した。

第三十八節 田中内閣成立

若槻内閣總辭職により後繼内閣に關して、西園寺公に御下問の勅使河井侍從長は、即夜京都に同公を訪ふべく出發したが、政友會は憲政の常道から政權は當然自黨に來るべきものであると論じ、本黨は亦た憲本聯盟の基礎と穩健着實なる黨是とから、時局を救ふものは我黨なりと唱へ、田中義一、山本達雄、床次竹二郎の諸氏が下馬評に上つた。

翌十九日元老奉答の結果、大命は田中政友會總裁に降下し、直ちに閣員の詮衡を終へて二十日親任式を行はせられ、斯くて田中内閣は成立した。新内閣の顔觸は左の如し。

内閣總理大臣兼外務大臣

田中義一

内務大臣
大藏大臣
海軍大臣
陸軍大臣
文部大臣
司法大臣
鐵道大臣
逓信大臣
商工大臣
農林大臣
内閣書記官長
法制局長官

鈴木喜三郎
高橋是清
岡田啓介
白川義則
三土忠造
原嘉道
小川平吉
望月圭介
中橋徳五郎
山本悌二郎
鳩山一郎
前田米藏

こゝに一言すべきは政友會は第二黨であつても、田中總裁其人に對しては世上兎角の批評がある爲め、中間内閣説が相當高かつたにも拘はらず、政權はまつしぐらに政友會に下り、政黨内閣制が茲に確立したと見られた事である。而して大命を拜した田中男は研究會より相當執拗なる入閣運動があつたが、之を峻拒して軍部大臣以外は悉く黨員を以て内閣を組織し、各省政務官も亦た自黨所屬代議士のみを以て任命した事も、田中内閣そのもの、質的價値は別として、確かに立憲政治の一進歩と云ふべきであつた。

然しながら田中首相が斯かる手際を以て人事行政に終始したならば、今少しく國民の信用と支援とを受けたであらうが、其後の人事行政は

無茶苦茶で言語に絶し、従つて其の政策の如きも亂暴なる人事行政と相俟つて、支離滅裂に終つたのは又是非もなき次第であつた。

臨時議會

田中内閣成立するや高橋藏相を中心として、即時財界救済の善後策に奔走努力する事となり、其結果廿一日の閣議に於て、四月二十五日より向ふ三週間のモラトリアムを施行する件の緊急勅令を發布すると共に、在野時代の主張に基き臨時議會を召集して、財界安定策の協賛を求むることに決定し、右の緊急勅令は二十二日樞密院に御諮詢相成つたが、今度は一議に及ばず精査委員会も本會議も、全會一致を以て可決し直ちに公布された。

斯くて五月三日に臨時議會は召集され、四日開院式を行はれ五日より本會議を開き

一、日本銀行特別融通及び損失補償案。

一、臺灣の金融機關に對する資金融通に關する法律案。

一、モラトリアム事後承諾案。

の三案を提出して委員附託となつた。會期僅かに五日間である爲め、政府は六日中に衆議院を通過せしむる豫定であつたが、委員會の審議は六日中に終了せず、更に七日に繼續し小川郷太郎氏の發した質問から端なくも休業銀行の法律的解釋及び、日銀融通法を休業銀行にも適用するや否やの點に就き、閣僚の答辯は區々に分れて一定せず、田中首相初め高橋藏相、鈴木内相、小川鐵相、原法相等何れも各自に勝手な意見を述べて議事進行せず、依つて政府は數回に亘つて院内閣議を開き、俄かに研究を始める等の醜態を暴露したので、野黨は憤然として政府に撤回修正を迫つたが、政府は之に應ぜず七日の委員會も亦た未決のまま、散會し、遂に最終日たる八日まで持ち越したので、一時は會期延長の外あるまじと見られた。

然るに八日午前に至り政府と野黨協議の結果、修正案を作製し「開業中の銀行に適用するを原則とするが、休業中でも將來營業の見込あるものに就ては適用する」との意味の修正を施し、斯くて漸く衆議院を通過し貴族院も即日通過したので、無事臨時議會を終了することが出来た。

是によつて財界救済は兎も角も一般落付きを見ることゝなつたので、五月十四日日銀總裁を更迭して市來氏は辭任し、井上準之助氏が後任總裁となり又六月二日、高橋藏相は辭職して三土文相が後任藏相に廻り、水野鍊太郎氏新に入つて文相に親任せられた。

地方長官大更迭

内閣更迭する毎に地方長官の異動の行はるゝことは、從來からの慣例の一つではあるが、田中内閣の斷行した地方長官更迭は、實に空前の大規模のものであつて、知事は云ふ迄もなく内務部長、警察部長に至るまで殆んど日本全國に及び、新たなる普選法によつて施行せられんとする府縣會議員選舉、昭和三年の衆議院議員總選舉に對し、政府として一大決心を有するを思はせた。而して此の更迭の結果、富山縣より島根縣へ移された白上知事、福岡縣より石川縣へ轉任せられた大塚知事は、直ちに辭表を呈出したことが大に世間の注目を惹いた。

山東出兵

前内閣の所謂幣原外交は支那に對して、不干渉主義を嚴守した、漢口事件、南京事件と引續き不節制なる南方軍隊の爲め、在留邦人にして迫害を受けるもの少くなかつたけれど、政府は正當なる外交手段の外に取るべき策なしとし、危險地域からは成るべく邦人を引揚げしむる方針を取つたのである。之に對し政友會は積極策に出でよと主張し、若槻内閣最後の日たる樞府本會議に於ける伊東已代治伯の彈劾的演説も此點に對して痛烈に攻撃したのであつたが、田中内閣の成立と共に對支外交は必ずや轉化するであらう事は、一般からも豫測された所であつた

由來田中男は對支策に就ては抱負を有することを以て自任してゐたので、嘗てのシベリヤ出兵と思ひ合せて、必ずや武力政策を以て臨むであらうと評せられてゐたが、首相は自ら外相を兼攝し密かに時機を待ちつゝあつたものゝ如く、遂に山東に於ける張作霖軍が形勢不利に陥り南軍進出の勢ひ中々に強く濟南地方が危険の状を示し來るや、五月二十九日田中首相並に鈴木參謀長は參内して御裁可を仰いだ上、大連駐劄の約二千名の我兵を青島へ派遣せしめたのであつた。

然るに其後に及び山東の形勢一時小康を保つに至つたので、青島派遣兵は其のまゝ同地に駐在してゐたが、形勢再び危険に陥れりとして七月六日、青島派遣兵を濟南に出動せしむると共に同八日、大連より更に二千名の兵を青島に送つたのであつた。是れ即ち田中外交が幣原外交を覆したものであつて、勿論、民政黨は此の出兵に反對したのである。田中首相は亦た山梨大將に命じて北支方面を巡遊させ、一方に於ては東方會議なるものを東京に開催し、芳澤支那公使、關東長官等を初め支那の出先官憲を召集して、對支策を議する處あつたが、共に注目すべき程の効果なく徒らに支那當事者に對して刺戟を與へ、却つて我に對する彼等の反感を助長せしめたに過ぎなかつた。

川崎造船救済問題

財界の破綻が暴露されて而もそれが波紋を描いて擴がるや、政府も亦たその渦中に巻き込まれて、浮沈の状を示すことになつた。川崎造船所問題もその渦の一つであつて、一時は内閣の危機さへも思はしめた程であつた。

高橋藏相は松方家に對する自己の淺からざる因縁と、他面國防上の必要とより藏相就任後間もなくと云はむよりも寧ろ直ちに、川崎造船所救済の案を練つた結果、その救済の爲めに預金部三千萬圓を興銀を通じて融通するといふ趣旨の救済案を作製し、五月三十一日の閣議に提出して承認を経たのであつた。然るに其後間もなく高橋藏相は辭任して、三土忠造氏が其後を襲ふこととなつたが、三土藏相も此の高橋案を其のまゝ踏襲して之を小野興銀總裁に交渉した。

然るに小野總裁は川崎造船所の前途に對して危惧を抱き、之に對して容易に應諾を示さず、興銀重役會の意向も亦た同様甚だ強硬であつたので、政府も遂に止むなく「預金部資金運用委員會が該融資案を可決すれば、川崎造船所から元利金の返済あるまで、興銀は預金部に對し元利金返済の義務なし」との一札を政府より興銀に對して入れることを約すに至つたのである。處が之に對して政府及び興黨内に反對論が勃然として起り

- 一、川崎造船所に對する融資は、假りに公益の爲めと云ひ得ても、有利確實とは言ひ難きを以て、預金融資の本質に反する。
- 一、興銀に對する一札は豫算外國庫の負擔となるべき契約であるに拘はらず、議會の協賛を経ずして爲すことは憲法違反である。
- との大體二點から反對論は漸次輿論を形成し來つた觀があつた、是に於て政府部内に於ても反對を唱ふるものあり、而かも反對論は次第に強くなつて山本農相の如きは殊に最も態度強硬であつたが、一部では山本農相が斯くの如く反對するは、藏相の椅子を三土氏に奪はれたことに對する鬱憤の爆發であると専ら取沙汰した。閣内の意向を大別すれば
- 一、大藏省原案支持者 三土藏相、小川鐵相、岡田海相。
- 一、原案反對、責任支出論者 山本農相、鈴木内相、小泉文相、鳩山書記官長、前田法制局長官。
- 一、川崎造船所と十五銀行とを分離して救済案を樹て直すべしとする者 原法相。
- 一、大勢順應 白川陸相、望月選相。

右の如く紛糾裡に六月二十八日の閣議に於て、大藏省原案が正式に上程されたが、何れも固く自説を主張して纏らず、遂に當日の閣議は未決のまゝ散會したのであつた、茲に於て田中首相の力量は疑はれ始め、曩に高橋藏相當時既に閣議の承認を経たるものを今日に至り、藏相が更迭したからとて閣議決定を覆すが如きは、畢竟するに田中首相に重みが無いからの事であるとして、一部には内閣の危機を豫想する者さへあつた。

而かも三土藏相は項として原案を固持し、若し是れ以上の名案があらば承り度しと飽く迄落着いてゐたが爲めに、事態は益々悪化して妥協の餘地なきに到つたので、遂に一切を擧げて首相に一任する事に決した。そこで田中首相は此の難問題を如何に解決するか、頗る興味を以て一般から期待されたのであつたが、果然この折柄川崎造船所對大倉組關係、川崎造船所對國際汽船關係等の内情が暴露されるに至つたので、これぞ神の助けとばかり、斯かる事態が今後も續いて發生する様では、今日救済案を決定しても到底救済の目的を達することは出来難いといふのを理由として、川崎造船所救済は一時中止すると云ふ事に決し結末を附けた。

政府側では賛否の議題を圓はすのが困難であると辯解したが、田中首相の關係に對する威信の足らぬ事を暴露したのは争はれない事實であつた。先きに政務官の人選に就て黨内の不平が爆發し、植民地長官に黨人を起用しないと不平の聲が揚り、兎角黨内に對する田中首相の押し利かぬ觀があつたが、今また川崎造船所問題で一層その感を深くし、政友會の前途を憂ふる者が黨内にも次第に多くなつて來たことは掩ふ可らざる事實であつた。

第六章 立憲民政黨の成立

第一節 その結成までの經過

憲本兩派の合同

是より先き若槻内閣總辭職の後を承けて、田中内閣の成立を見るや、政友本黨は今更ら政友會に降るは其面目よりするも將た又感情よりするも、敢て爲し得ざる處であつたし、左りとて此儘一黨を率ゐて維持することは總裁床次氏にとつて、必ずしも容易の業ではなかつた。是に於てか本黨は憲本聯盟に更に一步を進めて合同するの外なきを悟つたのであつた。繰返して云ふならば田中内閣の成立に依つて、政友本黨の將來は全く絶望に陥つたので、憲本合同以來兩黨の關係は益々接近の度を加へつゝあつた爲め、先づ兩黨合同して新黨を樹立せんとするの議が勃然として本黨内に高まつたのであつた。

茲に於てか我が憲政會も亦た曩の三黨首會合によつて解散の機會を失つたのみならず、却つて政友會内閣の爲に解散を受けんとするが如き場合に遭遇せざるを得なくなつた以上、寧ろ本黨と合同して以て政友會に當るべきを上策としなければならなかつた。左れば右合同運動は俄かに進展して折衝の結果、五月の臨時總會終了後に於て結黨式を擧げんとする所に進捗し、五月二日茲に新黨俱樂部を組織して、事實上合同の實を示すことになつた。而して合同に就ては兩黨内に何れも多少の異なりたる意見もあり、議論を唱ふる人々もあつた事は云ふ迄もな

いが、政友本黨に於ては大體憲政會の意向に聽従し、黨首、黨則、政策等に關する打合せを終り斯くて新黨樹立の準備全く成るや、黨名を立憲民政黨と稱することに決定し、愈々創立を告げ、六月一日を以て上野精養軒に盛大なる其の結黨式を挙げ來會者千餘名非常なる盛會を極めた。而して濱口雄幸氏同總裁に選舉され、前憲政會總裁若槻氏、前本黨總裁床次氏及び山本、仙石、武富の諸氏が顧問となつた。斯くて政友會分裂以來、艱難の途のみを歩み來つた本黨はこゝに減んだが、此の合同を快しとせずして反對を唱へた本黨の杉田定一、元田肇、川原茂輔、松浦五兵衛等の諸氏を初め約二十名の黨員は、新黨樹立に先立ちて同黨を脱し後これらの大部分は政友會に復歸した。

立憲民政黨政綱

- 一、國民の總意を帝國議會に反映し、天皇統治の下議會中心政治を徹底せしむべし。
 - 一、國家の整調に由りて生産を旺盛にし、分配を公正にし、社會不安の禍根を芟除すべし。
 - 一、國際正義を國交の上に貫徹し、人種平等、資源公開の原則を擴充すべし。
 - 一、品性を陶冶し獨創自發の個性を啓き、學習の機會を均等にし、進んで教育の實際化を期すべし。
 - 一、立法、行政及び地方自治に侵潤せる時代錯誤の陋習を打破し、以て新興の機運に順應すべき改造の實現を期すべし。
- 斯くて政界から憲政會、政友本黨の名は去つて新たなる民政黨が生れたので、政友會と對抗して茲に漸く二大政黨對立の氣運を促すに至つた。而して其の役員は左の通りである。

總裁	濱口雄幸	顧問	若槻禮次郎	床次竹二郎	山本達雄
總務	武富時敏	原脩次郎	富田幸次郎	町田忠治	

相談役

八木逸郎	松田源治	小泉又次郎
小橋一太	安達謙藏	神田清兵衛
齋藤隆夫		
飯塚春太郎	西英太郎	本田貞次郎
本田恒之	堀田義次郎	戸井嘉作
大津淳一郎	大島要三	岡喜七郎
折原巳一郎	加藤政之助	片岡直温
金杉英五郎	吉田磯吉	横山金太郎
高木正年	田中隆三	依孫一
高鳥順作	頼母木桂吉	武内作平
高木益太郎	建部遯吾	中西六三郎
中村友信	中村啓次郎	中原徳太郎
長峰與一	村松龜一郎	植場平
則元由庸	野村嘉六	熊谷五右衛門
牧山耕藏	松田三徳	藤澤幾之輔
降旗元太郎	小池仁郎	小西和
小寺謙吉	小山松壽	江木翼

- | | | | |
|---------|-------|--------|--------|
| 幹事 | 荒川五郎 | 棚瀬軍之佐 | 樋口秀雄 |
| 幹事 | 鈴木萬次郎 | | |
| 幹事 | 櫻内幸雄 | | |
| 幹事 | 戸澤民十郎 | 沼田嘉一郎 | 武富濟 |
| | 永田善三郎 | 山榊儀重 | 志村清右衛門 |
| | 清水長郷 | (以上常任) | 石塚三郎 |
| | 井本常作 | 中野寅吉 | 大麻唯男 |
| | 兼田秀雄 | 柏田忠一 | 會木實彦 |
| | 土屋清三郎 | 津崎尙武 | 長山乙介 |
| | 工藤鐵男 | 福田五郎 | 河野曉 |
| | 澤田利吉 | 平川松太郎 | 平井光三郎 |
| 議員總會會長 | 横山勝太郎 | | |
| 同 副會長 | 平田民之助 | 廣瀬徳藏 | |
| 政務調査會會長 | 小川郷太郎 | | |
| 同 副會長 | 岩切重雄 | 内ヶ崎作三郎 | |
| 會計監督 | 一柳仲次郎 | 池田泰親 | |
| 評議員會長 | 西村丹次郎 | | |

- | | |
|-------|------|
| 黨務部長 | 田中善立 |
| 同 副部長 | 福井甚三 |
| 遊説部長 | 中野正剛 |
| 同 副部長 | 加藤鯛一 |
| | 寺田市正 |
| | 栗山博 |

第五十四議會の解散

第五十四議會は諒閣明けて、昭和新政第一次議會であると同時に、制限選挙に依つて選出せられた衆議院議員によつて構成せられた最後の議會であつた。衆議院に絶對多數の與黨を有せぬ田中内閣は、必ずや解散によつて活路を求むるであらうことは、蓋し何人にも豫期せられた所であつたが、唯だ其の解散の時機如何といふ事が頗る一般の注意を惹いてゐたのであつた。

是の歲即ち昭和二年十二月二十七日、明年を以て行はせらるべき御即位の御大典豫算は、貴衆兩院とも満場一致を以て即決可決された後、議會は恒例によつて年末年始の休會となり、昭和三年一月二十一日再開された。

此日、民政黨は劈頭、政府不信任案を提出して一戦する氣構へであり、松田源治氏起つて緊急動議を提出し、多數によつて動議は可決されたのであるが、政府は之に同意を與へず、田中首相の施政方針演説及び外務大臣としての外交演説を試み、引續き三土藏相は財務方針に関する演説をなし終るや、非立憲にも在野黨をして一言半句も述ぶるの機會を與へしめずして議會を解散した。即ち三土藏相の降壇するや、直ちに鳩山内閣書記官長は解散の詔勅を捧持して入場、衆議院議長森田茂氏に之を傳達し、議長は「只今解散の詔勅が降りました」と宣言して、總員起立裡に詔勅を奉讀した。

朕帝國憲法第七條に依り衆議院の解散を命ず。

昭和三年一月二十一日

御名 御璽

各 國 務 大 臣 副 書

斯くて第五十四回帝國議會は、豫期された如く解散となつたが、田中内閣が此の解散を斷行した理由とする所は、少數を以て政策の遂行出來難き爲め、遂に解散奏請の止むなきに至つたと云ふに在つた。

普選最初の總選舉

總選舉は昭和三年二月二十日を以て行はれたが、この總選舉は普選法に依る一千三百萬の新たなる有権者に對して、政治的感激を喚起せしめたのみならず、選舉運動、選舉區制等の總てが従前のそれに比して著しき變化であつただけに、國民は此の總選舉をして最も意義あり、光輝あらしめ以て國民史の最初のページを飾らんことを期待し且つ祈念して居つたのであつた。

然るに其の期待は遂に裏切られ、祈念は忽ち蹂躪せられた、政府は内相鈴木喜三郎氏の辣腕を利用して此の選舉に能ふ限りの干渉壓迫を加へ、以てその神聖と權威とを泥土に委したのである。即ち彼等は普選の何物たるかの眞意義を解せず、選舉の武器たる言論の奪ふべきを知らずして、野黨に對しては及ぶ限り其の言論文章を抑壓封鎖せるに反し、その與黨に對しては頗る寛大の態度を以て臨み、而かも説法的違反行意を暗示して之を助長せしめたのであつた。加之この總選舉を機として新たに擡頭せる無産黨に對する彈壓に至つては、實に言語に絶するものすらあつたのである。斯くの如く普選最初の總選舉は、政府の魔手によつて穢され、我が議會史上に永久の汚點を印して仕舞つたが、總選舉の結果は

民 政 黨	二一七
政 友 會	二一九

明 政 會	六
革 新 黨	三
實 業 同 志 會	四
無 産 黨	八 <small>(社民四、日勞一、勞農二、地方無産一)</small>
無 所 屬	九
合 計	四六六

となつた。即ち此の選舉に於ては從來の如く鶴的中立の數を減じて、政黨的色彩の鮮明せるものが多く當選したことは、政黨政治發達の上に喜ぶべき現象と云ふべきであつた。而かも其の得票數は民政黨は政友會の四、二五〇、八四八に比して、四、二七〇、四九七票であつて、政友會より二萬票弱の多數を得たるに拘らず、當選者數に於て政友會は民政黨に比して二名の多數を得たのは、異とせざるを得ないが兎も角も政府が不法の干渉壓迫を敢てし、陋劣極る手段を弄したるにも拘らず民政黨との差は僅かに二名に過ぎなかつた事實は、一般國民に對して果して何事を示すものであらうか、言はずして明かである。況んや政府側は最初より壓倒的大多數を獲得すべき豫想の下に必勝を期したるものにてをや。

されば僅かに二名の差に依つて辛うじて其面目を保つとは云へ、固より政府側にとつては甚しき違算を生じたものであつて、總括的に見れば民政黨は豫期以上の成績を收めたと云ふべく、此の結果は政局の將來に多大の衝動を與へ、且つ亦た政局今後の動向に對して重大なる影響をもたらすものでなければならぬ。斯くて政友會は兎も角も第一黨にはなつたが、勿論絶對過半数に達してゐないのみならず、他の小會派中には反政府系少なからざるを以て、政府支持者は其の數に於て僅少である、選舉を以て民意測量の唯一無二の方策とする以上、田中内閣は當然總辭職をなすべきであるが、彼等はこの總選舉後の臨時議會に當面し、有ゆる手段と方法とを以て反對黨の切り崩しと中立の抱き込みと

に、百方を盡して狂奔したのであつた。

第二節 總選舉後の臨時議會

普選最初の議會たる總選舉後の臨時議會は、四月二十三日より開かれたが劈頭の議長選舉は無産黨の棄權により、僅々二名の差を以て議長に政友會の元田肇氏當選したが、副議長選舉に於ては無産黨の投票によつて革新黨の清瀬一郎氏が當選した。而して鈴木内相の選舉干渉、怪文書事件に端を發せる内相彈劾不信任案は、民政黨を初め革新、明政會及び無所屬四派の聯盟にかゝる政治困難、經濟困難、思想困難の決議案となつて提出され、二十八日上程さるゝや尾崎行雄氏立つて提案理由を説明した。

政治決議案

政黨の弊や、もすれば國政の公平を失し、憲政の發達を妨げ、殆んど底止する所を知らず。

本院は左の諸項を決議し、匡救の端を發かんとす。

一、選舉は立憲政治の根本にして、天皇陛下が由て以て民意の所在を察知し給ひ、又以て萬機公論に決するの遺訓を繼承し給ふの道、一に懸つて茲に在り。然るに歴代の内閣や、もすれば君國の爲めに奉仕すべき事務官を誘惑して私黨の爪牙に供し、以て輿論民意の公正なる發露を妨碍す。これ一は以て陛下の聰明を擁蔽し奉り、一は以て民意の暢達を抑塞する所以にして、閣臣の非違實に之より大なるはなし特に普通選舉法實施の初頭に當り、内務大臣は選舉に干渉し言論を抑壓し、暴力の横行を看過し幾多の非違を犯すに至つては、君國に對する罪責實に深大なりとす、故に本院はこれを彈劾し其の所決を促す。

二、事務官は總て位置保證を與へ、以て選舉干渉の根源を杜絶し、將來再びかくの如き汚點を我が憲政史上に印するものなからしめんことを期す。

を期す。

三、貴衆兩院議員を相兼ねることを許す所の政務官を設置したるは、其の目的一に事務官を永久官となし、内閣の交代に拘らず其の職に安居して、國家必要の常務を執らしむるに在り、然るに歴代の内閣もすれば政務官と事務官の區別を混亂し、事務官に向つて黨派的任免を爲す、これ綱紀紊亂の根源にして其の弊害は歐米諸國の夙に實驗せるところ、而して諸國皆その弊に堪へずして之を革正したり、本院は事務官にして苟くも黨派に偏倚するが如きものは、悉く之を罷免し代ふるに純忠無私の能吏を以てせんことを要求す。

四、警察權を以て選舉の自由に干渉するは、不正の甚しきものなり、嚴に之を杜絶せざるべからず、之が爲めには司法警察權を地方長官より取り去り、之を檢事に專屬せしめんことを期す。

五、凡そ公費に由て施設經營する所の事業を以て、黨勢の擴張に利用するは其の性質素より犯罪行為に屬す、故に本院はその誘導者、應諾者共に之を嚴罰するの法律を制定せんことを期す。

六、議員選舉の費用は公表を強制しながら、却つて之が供給者たる政黨の經費を秘密にすることを許すは、本來輕重の區別を顛倒するものなり、加之黨費の收支を秘密にするは賄賂請託の本元にして、政黨の腐敗、閥門跋扈、政治の紊亂、多くは之に因由す、故に本院は一定の形式によつて政黨の收支計算を公表せしむべき法律を制定せんことを期す。

經濟決議案

近時經濟組織の變遷は、帝國經濟の有機的發達を阻害せんとする處あり、本院は左の決議を爲し、匡救の端を發かんとす。

一、舉國一致を以て儉約勤勉の實を擧げんが爲めに、政府は先づ總歲出に大節約を行ひ、之を以て國民負擔の輕減及びその他の社會事業に充當すべし。

二、剩餘金は既定計畫に充當するものを除き、之を減債基金に繰り入るを本則とし、之に必要な法律の改正を加ふべし。

- 三、生産の能率と分配の正義との要求を調和する爲め、産業を統制するの計畫を樹て、以て國民生活の安定を期すべし。
- 四、社會政策的見地より税制の整理を行ひ、階級負擔の調和を圖るべし。
- 五、三項、四項の爲めに政府において調査會を設置すべし。

右兩決議案中の政治困難は鈴木内相の選舉干渉に關する彈劾を意味するものであつたから、政府及び政友會は必死となつて議員の爭奪誘拐に努めたのみならず、政府は再解散を以て反對黨を脅威し、遂には議會に停會を命ずるに至つたが、政府の誘惑も脅威も結局何等の効を奏せず、停會明けの一日も衆議院本會議の形勢は依然として停會前と變化がなかつた。是に於てか政府は最後の手段として再び解散を斷行せんとする方針を以て、先づ其の前提とし舊労働代表議士水谷長次郎氏外數名の自決案を提出して、解散斷行の機會を誘導することとし、右自決案の提案を政府より政友會幹部に要求したが、政友會幹部間に於ては此の政府の要求に對して異論續出し決定するに至らず、遂に政府與黨間に意見の一致を缺いた爲め、政府も當日最後の手段を取るに由なく、遂に再度の停會を奏請するに至つたのであつた。

蓋し與黨の幹部に於て自決案提出の議の纏まらなかつた理由は、この機會に内閣を改造し野黨聯盟の彈劾目標たる鈴木内相を辭職せしめ、其の後任に望月圭介氏を据へ以て捲土重來を策せんとするの議が幹部間に存したからであつた。然るに鈴木内相一派の人々は此の策動を知つて極度に憤慨し、爲めに一時は自ら處決すべく決意した鈴木内相も、忽ち翻意して内閣と共に處決すべきを主張するに至つたのであつた。

内相引責辭職

鈴木内相の引責辭職は最早如何ともすべからざる状態となつたので、田中首相は再三内相と會見懇談を重ねた結果、後任内相は當分の間首相兼任といふ事に内決し、遂に議會中鈴木内相は自から所決する事となつた。然しながら田中内閣が眞に憲政の常道に則つて進退するものならば、内相一人を見殺しにせず、連帶責任によつて總辭職すべきであり、又斯くする事に依つて政友會再起の日も近かつたであらうが、閣内

及び與黨中思ひをこゝに致す者なく却つて政權に執着して嘯り付きの醜を爲したるが爲め、遂に後には容易に癒すべからざる瘡痍をうけて、土崩せざるを得ざる窮境に陥ることになつたのであつた。

内閣不信任案

民政黨は此期議會に於て極力、政府を糺彈すべく更に單獨に總括的不信任案を提出してその本壘に肉迫した。右不信任案は六日午後八時五十分、休憩後再會の議事に上程され、濱口總裁自から起つて提案の説明に當るべく、モーニングの端然たる雄姿を壇上に現はし、靜かに懷中より演說草稿を取り出で、壇上に置き、莊重の口調を以て發言し始むるや、議場は水を打ちたるが如く敵も肅然として之に耳を傾けた。而して右總裁の演說終るや、政友會の守屋榮夫氏起つて反對演說を試み、次で田中首相登壇して極めて簡単に「政策を行ふに充分の自信を持つてゐる」旨を答へて降壇すれば、濱口總裁は更に壇上に起つて種々田中内閣の失政を難する所あり、斯くて漸く討論終結となり採決の結果投票總數四百六十二票の内、賛成二百二十二票、反對二百四十票即ち僅かに十八票の差を以て不信任案は否決となつた。蓋し事の茲に至つたのは明政會が、その從來の主張が田中内閣全體に對する不信任案でなく、單に選舉干渉に對する内務行政の失態を指摘して、鈴木内相を彈劾し其の引責辭職を迫らんとするに在つたので、既に鈴木内相自からの辭職を見た以上、所期の目的を達したものとなし、政治經濟兩決議案中内相に關する彈劾以外の各項につき、其の通過に努力する外之れ以上に深入りして策動する事を避け、此期議會の初めより民政黨と歩調を一にして進んで來たものゝ、民政黨單獨提出の前記不信任案に對しては、大勢遂に否決に傾き尾崎、長島兩氏と同じく反對の態度に出でた爲めであつた。斯くして第五十五議會は初めから選舉干渉問題で終始したが、結局明政會の向背によつて田中内閣は漸く難關を切り抜け得たのであつた。要するに普選最初の議會は斯くの如く醜態を暴露し、議會史上に拭ふべからざる汚點を残して閉會の幕を下したのである。

田中内閣の失政益々暴露

政府は鈴木内相の引責辭職と共に、當然内閣の一部更迭を行はねばならなくなつたが、田中首相は自己の私的關係に於て離るべからざる久原房之助氏を入閣せしめんとする希望があり、而かも此兩者の間には此事に就て豫め默契が成り立つてゐたのであつた。然しながら久原氏の人物に就ては世間鬼角の批評があり、田中首相と私交上淺からざる因縁を有する事實のみを以て、同氏を入閣せしめざる可らずとするは、餘りに公私を混同するの甚しきものなるを以て閣僚中に於ても水野錬太郎、三土忠造兩氏の如きは特に此事を否とし、極力久原氏の入閣に反對を唱へたのであつた。然しながら人事行政については無茶苦茶であり公私混同を辨へざる田中首相は、飽くまで久原氏を入閣せしめんとする希望を棄てず、已むを得ずんば水野、三土兩相を棄つるも尙ほ久原氏をして閣員たらしめんことを欲し、遂に望月圭介氏を逕信より内務に廻し、その後久原氏を逕信大臣に任じたのであつた。

かくて久原氏の入閣を見るや、是まで反對を唱へつゝあつた三土氏は忽ち軟化して翻意し、水野氏は遂に辭表を提出するに至つたのであるが、然しながら水野氏も亦た其職を賭してまで飽く迄も争はんとする程の硬骨漢では固より無かつた。水野氏の辭表は一旦田中首相より執筆したが、優詔によつて留任する事となつたので、此の水野文相の出處と田中首相の行動とは、君主の神聖を瀆すものとして忽ち非難の聲囂々として起るに及び、水野氏は遂に已むなく再び辭表を捧呈して桂冠するに至つたが、優詔問題は益々世論の反抗を受け政治上の大問題として残さるゝ事となつた。

而して獨り優詔問題のみならず、田中内閣の失政は更に對支交渉と思想對策に於て、猛烈なる輿論の攻撃を受けたのであつた。即ち田中内閣は元來極右的思想の持ち主によつて組織せられた反動内閣であつただけに、時代思潮に對しては何等の理解をも持つこと能はず、苟くも自己より左傾したるものに對しては悉く之を危險視し、これに彈壓を加へ來つたことは彼の總選舉當時、無産黨に對する態度に見ても明かなる

所であつて、選舉後更に一層力を盡して共產黨撲滅の爲め、殆んど有ゆる手段を講じたことは固より當然の事ではあるが、然しながら特別議會に提出して握り潰しに遇つた治安維持法の改正を、緊急勅令によつて實施するに至つた如きことは輿論政治、議會政治を無視し且つ否認せる亂暴沙汰と云はなければならぬ、世論の之に反抗して起つたのは實に當然のことであつた。

單に彈壓と壓迫とのみを以て左傾思想を驅逐し、排除し得るものと思惟することが、そもぐ時代を解せざる大きな間違ひであつて、田中内閣の斯かる反動政治は却つて思想を惡化せしめ、更に世相を險惡に導いたものであるが、田中内閣の斯くの如き思想の誤りは、その對支外交の上にも遺憾なく現はれてゐるのであつた。即ち組閣の當初、田中首相は對支外交の改善を以て其の大なる使命の一つに擧げてゐたが、彼は支那に對しても亦た同じく彈壓的、武斷的政策を取つたことは既に述べた如くであつて、山東に出兵後更に再び濟南に出兵して多大の國帑を費したるのみならず、貴重の人命を損じたが而かも其の得た所は、唯だ支那上下の反感を挑發し日支關係をして一層惡化せしめたのみであつた。殊に張作霖の爆死事件の如きに至つては、假令その下手人が何處に在るにもせよ、その由つて來る所は田中内閣の對滿強硬政策、對支武斷政策に出發し、而かも其の政策の破綻より生み出されたるものと云はざるを得ない。

床次竹二郎氏の脱黨

田中内閣は既に其の内政において外交において秕政續出し、而かも閣内の不統一は事毎にその醜態を暴露し來り、今や信望全く地に落ちた。殊に特別議會に於ては議員の争奪に苦心狂奔せるにも拘はらず、遂に絶對過半数を得ること能はず、如何にして次の議會に臨まんとするかは、獨り一般世間の目して以て大なる疑問となしつゝあつた所なるのみならず、田中内閣それ自身に於ても何等の見當さへも有して居なかつたのであつた。

然るに此處に圖らずも床次竹二郎氏は突如として民政黨を脱出する事となり、彼等をして初めて愁眉を開かしむるに至つたが、この床次氏

の脱黨事件は夢遊病者が更に夢の世界に踊り出したるものとの衆評の下に、識者の間には一個の笑話柄として取扱はれたに過ぎなかつた。蓋し床次氏は常に夢を見つゝ、夢の裡に暮して居たのであつて、如何にせば政權を自からの掌中に握り得べきかと云ふ夢想以外に何物もなかつたのである。左れば民政黨に在つて席暖まる間もなく今亦た飄々乎として脱出したのも、次の政權を夢見たが爲めに外ならなかつたことは云ふ迄もない。

而して床次氏の民政黨を脱するや、事唐突に出で同氏の最も親近者として目せらるゝ人々も亦たこれを知らず、八月一日忽突として床次氏自ら脱黨を聲明するに及んで、初めて知つた如き有様であつたが、床次氏としては自ら民政黨を脱出する以上、小橋一太、松田源治氏等の舊本黨系は何れも之に随伴して連袂脱黨するは當然なるべく、而して場合に依つては政友會よりも是と呼應して多少の脱會者あるやも知る可らず、左れば之によつて一黨を結成し民政黨を凌ぐべき第二黨の地位を獲得すると同時に、田中内閣の後を襲ふて政權を把握する必ずしも難事にあらずと考へたのであつた。

床次氏脱黨の理由として自ら公表した所に依れば、二大政黨の對立は却つて現下の國情に適せず政界を陰鬱ならしむるものあるが故に、茲に自ら一黨を組織して對支問題、金解禁及び思想問題等の解決に全努力を傾注すべく、殊に自分としては小選舉區制を以て最も適正なりと信する、對支方針については政友會の所謂積極政策、強硬政策の決して適切ならざるは云ふ迄もない事であるが、同時に又た民政黨が徒らに不干涉主義を標榜して、我國の權益を保護する上に有効なる方途を示さず、退嬰萎非の嫌ひあるは深く遺憾に堪へざるを以て、こゝに一切の私情を棄て國家の爲めに獨力邁往すべく決意した次第であると云ふに在つた。床次氏が東京會館に都下の新聞記者を招いて右の如き聲明をなし、其の脱黨を公表するや、政友會は之を見て手を拍つて喜んだ、而して政友會の久原房之助氏等によつて誘引せられたと傳へられる數名の民政黨員も亦た黨を脱して別に憲政一新會なるものを組織するに至つた。

然しながら床次氏の野望は遂に成らず、最初に於て大なる蹉跌を見たのであつた、即ち當然床次氏に隨伴すべく思はれた小橋、松田等舊本

黨系の多數の諸氏は、この無謀なる——然り餘りに輕卒を極めた床次氏の態度を深く遺憾とすると同時に極力その非なる所以を力説して諫止する所あつた結果、遂に泣いて床次氏と袂を分ち、敵對の立場に立つに至つたのであつた。隨つて床次氏の傘下に集つた者は榊田清兵衛氏及び所謂鹿兒島組を中心とする僅々三十名内外に過ぎなかつた。然しながら床次氏は兎も角も之に依つて新黨俱樂部を組織したのであつた。

御即位大典執行

國を擧げて壽き奉る御大禮の準備は今や全く成り、是の歲昭和四年十一月六日、天皇陛下には曠古の御大典を擧げさせ給ふ爲め、皇后陛下と御同列にて鳳輦の光りもまばゆく午前八時東京驛御發聲京都御所に御幸あらせられた。斯くて兩陛下には八日午前京都に御着直ちに御所に入御あそばされたのであつたが、八千萬の民草が待ちに待ちたる十一月十日、いよ／＼登極の大儀は行はせられたのである。此日陛下には午前賢所春興殿大前に於て皇祖の神靈に對し奉り、御即位の大典を擧げさせ給ふ旨御親告あり、午後紫宸殿に出御、天津日嗣の高座に登らせ給ひ四海に君臨し給ふ御事を御自から國民に宣示あらせられ、慶祝の歡呼天地を搖す萬歳の聲は全國津々浦々の隅までも滿ち溢れた。

第三節 第五十六議會前後

當議會の分野

床次氏の民政黨脱黨による新黨俱樂部出現のために、政界は一沫の暗影を投ぜらるゝに至つたが、當然の現象として床次、田中兩氏の會見は屢々行はれた。而かも床次氏は田中政友總裁として次期政權受授の言明をなさしめんと策し、田中總裁は床次氏をして援助の約束をなさし

めんと試み、それ／＼努むる所あつたもの、結局双方共に何等得るところ無くして、兩者は互ひに不得要領のまゝ、第五十六議會に臨んだのであつた。而して當時に於ける議會の分野は

民政黨	一七二	政友會	二二〇
新黨俱樂部	三〇	憲政一新會	七
明政會	四	實業同志會	三
無産黨	八	革新黨	一
無所屬	一四	缺員	七

であつて、政友會と新黨俱樂部との提携を見るに至れば辛うじて絶對過半数を贏ち得るが爲めに、政友會は頻りに床次氏を誘引するに努めたのであつたが、床次氏は議會後に於ける自己の立場を有利ならしめんとして、得意の順慶式戦術を弄して容易に其の態度を決しなかつた。

然しながら政友會としては多年の唱道にかゝる地租營業稅の地方委議案を初めとし、此期議會には鐵道法案その他の重要議案が提出してあるのみならず、在野黨は總括的不信任案、久原選相彈劾案を提出して政府攻撃に突進すべき計畫であつたので、極力床次氏の支援に俟たんとした。蓋し床次氏としては政府を倒さざる程度に於て傷手を政府に負はせんとする作戦であつたので、地租委議案には反對したが不信任案彈劾案には政府の味方として順慶振りを發揮したのであつた。

滿洲問題と三黨首會見

休會明けの第五十六議會再開に先ち田中首相は、滿洲某重大事件（張作霖爆死事件）を議會の問題とせざる様諒解を求めんが爲め、一月二十二日午前先づ長谷川内閣書記官を通じて濱口民政黨總裁及び新黨俱樂部の床次竹二郎氏に對し會見を希望する旨を非公式に傳へ、更に午後零

時半植田秘書官をして濱口總裁を訪はしめ正式に會見を申込みと同時に、床次氏に對しては電話を以て同様會見を申込んだ。依つて兩氏共に之を受諾し零時五十分院內大臣室に於て田中、濱口、床次の三黨首會見が行はれ、會見二十分にして午後一時十分右會見を終つた。而してその會見に於て先づ田中首相より

- 一、滿洲某重大事件は重要問題でその影響する所多きを以て議場に出さぬ様御取計ひを願ひ度い。
- 一、本問題に付き假令議場に於て質問の出づる事ありとするも、政府に於ては調査中と申上げる外、何等答辯をなし難きを以て豫め御諒解を願ひ度い。

と述べ之に對し床次氏は一二の質問をなしたる後、新黨俱樂部としては本問題について質問を試むる意思なく、従つて答辯を要求する事はないと答へたが、濱口總裁は右田中首相の申出に對し「折角のお話ではあるが、自分としては質問をすとかせぬとか此際申上げる事は出來ぬ自分の方は自分の方の判斷に依つて決めるだけであると言明した。

滿洲事件真相發表決議

所謂滿洲の某重大事件として政府は之を秘密にせんとした張作霖爆死事件に就ては、更に議會休會明けの劈頭、田中首相自ら貴衆兩院代表者を招いて、議會に於ては問題にされざる様諒解を求むる所あつたが、其の後議事の進むに隨ひ貴族院に於ては石塚英藏、大河内輝耕氏等先づ此の問題について質問の火蓋を切り、衆議院に於ても永井柳太郎、中野正剛氏等その真相を糾明する所あり、以て政府の責任を明かにせんとしたが、政府は依然として調査中の一天張りて事件の真相を明かならしめんとせず、沈黙主義を以て押し通したのであつた。

是に於て民政黨を初め野黨側は、國際信義の上よりするも、且つ又滿鐵沿線に於ける治安維持の上よりするも、帝國の行政區域内に勃發した事件である以上、よろしく其の真相を中外に宣明して帝國政府の立場を明瞭にして、世間の疑惑を一掃すべしと爲し三十一日の衆議院本

會議に於て、民政黨の山道襄一氏起つて猛烈なる質問演説をなし、次で矢つぎ早に左の如き某重大事件の真相發表を要求する決議案を提出した。

決議案

政府は宜しく某重大事件に關し、今日まで調査したる一切の結果を發表し、以て中外の疑惑を一掃すべし。

理由——現内閣は豫め特定の問題を指示して、之に對する答辯を峻拒するのみならず、其他重要問題に對しても其重大事件に間接の關係ありと稱して一切沈黙するのみ、斯くの如くんば衆議院は何を以て其の權能を全うして協賛の實を擧ぐるを得んや、今や中外の疑惑は此れが爲めに日に増大し、延いて帝國の威信を傷くるに至らんとす、之れ國務大臣の演説に關聯し本動議を提出する所以なり。

右決議案の提出せらるゝや、議場の空氣は極度に緊張し政府側は頗る狼狽の氣色を示したが、採決の結果投票總數四百十八票の中、贊成民政黨百五十票、新黨俱樂部二十五票、革新俱樂部一票、明政會四票、無産黨八票、無所屬六票。反對するもの政友會二百九票、實同一票、無所屬二票、一新會七票、即ち二十二票の差を以て右決議案は否決された。従つて所謂某重大事件に對する衆議院の大勢は、之に依つて大體決せられた憾みなきを得ず、貴族院側も亦た此の重大事件を重視して飽くまで責任の所在を糺明せんとする空氣は頗る濃厚であつたが、遂に何等の措置に出づることなくして止んだ。然しながら彈劾の急矢は四方より政府に向けられ、田中内閣崩壊の運命は既に此時より其影を示すに至つたのであつた。

内閣不信任案

二月九日民政黨は田中内閣不信任案を提出し、濱口總裁起つてその提案理由を説明した。即ち左の如し。

政友會内閣を彈劾す

濱口總裁の演説

現内閣不信任の理由は大別して三大綱目とする事が出来る、對支外交の問題、財政經濟政策の問題及び政策を超越せる根本の問題、即ち是れである、之より順次大體の説明を試みんとするものである。

對支外交は現内閣唯一の抱負經綸であつて、田中總理大臣が畢生の心血を傾注して之が解決に當つた所である、而して滿蒙政策は實に對支外交の重心をなすものであることは云ふまでもない、現内閣の滿蒙政策とは滿蒙に關する諸般の懸案を解決すると同時に、更に一步を進めて滿蒙地方に對する經濟的の進出をなす事であつて、其の重要なものは土地商租權に關するものである、現内閣は斯くの如く對支問題の解決に全力を擧げ、之を以て内閣成立の大使命の一つなりと信じ、之を天下に聲明したる以上、對支政策の成敗利鈍は直ちに内閣の運命を決し、之が失敗は即ち内閣の進退に關するものでなければならぬ、然るに内閣組織以來茲に滿二ヶ年に垂んとする今日に於て、現内閣對支外交の成敗の跡を顧みるに、幾多の大問題何一つとして満足に解決せられたものはないのである。

第一に南京事件、漢口事件の結末は如何、英米其他列國に關係する分は既に盡く解決せられ、獨り我國に關する分のみ未だ解決を見るこゝとが出来ないではないか、第二に關稅協定の問題である、日支通商航海條約改訂の問題に關し政府は其初め頗る強硬なる態度を持し、昨年の七八月頃國民政府の條約廢棄の通牒に對する回答に於て、「國民政府が依然現行條約の失效を主張するの態度を固持するに於ては、帝國政府は條約改訂の商議に應ずる能はざる旨」を明白に聲明したのである。然るに國民政府が未だ條約失效の宣言を取消さざるに拘らず、今回通商航海條約の重要部分を占めてゐる所の關稅々率に關し、國民政府の高壓的態度に遇つて卒然として其の態度を改め、實施の前々日たる一月三十日に至つて漸く之が調印の手續を了したるは、當初の態度聲明に照して現内閣の一大失態と云はなければならぬ。

元來今回の關稅協定は支那の關稅增收を計り、その財政整理に資せんことを主眼とするものであるから、之が爲めに最大の恩恵に浴するものは支那自身であるに相違ないけれども、我國としては日支兩國の特殊の關係に顧みて、その成立に協力すべきは云ふ迄もなく、更に進んで支那と列國との間に斡旋して其の實現の機會を促進し、以て支那全國民の福利の増進に努むることが、即ち日支親善の基礎を確立する所以である、然るに政府は今回の關稅協定に際し、關係列國が何れも日本國民に先んじて支那と新條約を締結したる後を受け、漸く列國に追隨して最後に調印を了し、我國が支那の國民的宿望の達成に深甚なる同情を有する實を示すべき機會を空しく逸し去つたことは、現内閣が最初より如何に支那の事態を明察するの見識を缺き、その外交が常に機宜を失しつゝあるかを證明するものと云はなければならぬ、況んや關稅增收の使途に關する條件に至つては、北京關稅特別會議の當時に比して著しく讓歩せられたりとの事であるが、果して然りとせば現内閣成立以來、支那との間に調印せられたる唯一の協定たる關稅協定も、亦た結局現内閣外交の失敗を裏書する一つの實例に過ぎないものである。

第三には濟南の出兵である、濟南出兵の主要なる目的が同地方に於ける在留邦人の現地保護に存したることは、政府の聲明に依つて明瞭である、現地保護の可否は姑く別として、政府が既に現地保護の方針を定めて、之を中外に聲明し此の目的を達するが爲めに出兵をなす以上は、其の目的を達するに十分なる兵力を適當の時機に於て、目的地に派遣することが政府當然の義務ではないか、若し政府が此の義務を果して居つたならば、所謂濟南事件なるものは起らなかつた筈である、然るに昨年初め所謂濟南事件の突發を見るに至り、在留邦人中虐殺凌辱を受けし者十數名に達し、更に掠奪に遭ひし者數十名の多きを見るに至つたことは、政府が曩に國民に對して聲明したる現地保護の目的を貫徹するの能力を缺き、責任を盡さざる證據である、加ふるに不用意なる出兵のため支那官民の誤解と反感とを挑發して、却つて濟南地方に於ける在留邦人の不安を招き、日支兩國民間の商業關係を阻害し、延いて兩國々交上に重大なる禍根を貽すに至りたることも、亦た顯著なる事實である。

出兵に伴うて起りたる此等の重大なる失態に對し、政府が其の責に任ずべきは固より當然である、假令將來兩國の間に何等かの協定が出来て、濟南事件の解決を見るの時ありとするも、政府の責任は之が爲めに斷じて解除せらるゝものでない。吾々は豫てより濟南事件が速かに圓滿に解決を告ぐるに至らんことを日支兩國の爲め衷心より希望して居つたのであるが、政府は何の見る所ありてか、昨年七月十九日の聲明書に於て明白に我が要求條項を列擧して之を中外に發表し、之が貫徹を國民に誓ひたるに拘らず、爾來濟南事件の交渉は全然停頓して解決の曙光を見ず、爲めに兩國民間の疎隔は益々甚しきを加へ、排貨排日の運動は隨所に漲り諸般の對支問題解決の暗礁となり、以て今日に至つたのである。

然るに最近に至つて上海に於て該事件の交渉が行はれ、帝國の多大の讓歩によつて協定が出来たといふ報道が傳へられた爲め、國民は右協定の内容に付て非常に心配を致して居つた處、如何なる故か昨日午後に至つて交渉逆轉、談判停頓殆んど成立の見込なしと云ふことである、試みに外務大臣に質問をして見ても尙交渉中の旨を以て明答を避けられるのであらうが、前後の事情を綜合して判斷するに恐らく事實であらうと思はるのである。果して然らば濟南事件なるものが何時になれば圓滿に解決せられ、兩國の外交關係が改善せらるゝかと云ふ見込は、殆んど立ち兼ねると思はるのであつて、濟南出兵の責任者たる現内閣の存続する限り、對支外交の好轉は到底望むことが出来ないのである、形勢は却つて益々惡化するに至らんことを恐れるのである、現内閣の諸公は國家の爲め深く自ら省みる所がなければならぬ。

第四は滿蒙政策である、余は之より進んで現内閣對支政策の中核たる所の滿蒙問題に對して、政府成敗の跡を検討して見ようと思ふ。田中總理兼外務大臣が多大の抱負を以て解決の衝に當りたる幾多の滿蒙問題中、一つでも解決を告げたものがあるかどうか、政府は組閣早、早滿蒙問題の交渉を開始するに先ち、所謂東方會議なるものを起して、極めて大膽に極めて露骨に、帝國政府は滿蒙地方に對して積極政策を行ふの意圖あることを標榜し、之を宣傳して中外の耳目を聳動せしめたのである、所謂積極政策なるものゝ内容が果して適當であり、且

つ實行の可能性を有するや否や又結局は實行の可能性があるにしても、彼の場合一時に之を提出することが、果して賢明の策であつたか否かは姑らく之を措くとしても、未だ交渉を開始せざる前に於て彼れが如き誇張的、恫喝的の宣傳を行ふことが外交上甚しき不利益であり、不得策であると云ふことは言を俟たざる所である、之が爲め對手國の官民をして日本政府は滿蒙地方に對する從來の懸案を解決し、既得の權益を確保する以上に、何か非常なる積極的の要求を新たに持ち出すに非ずやとの疑ひを抱き、滿蒙地方に對し帝國に何等かの異心あるかの如き猜疑心を生ぜしめ、爲めに彼我の意思の疎通を缺き、感情の疎隔を招き終に東三省の中心たる奉天に於て未曾有の排日運動を惹起し、その結果交渉の停頓を來し、我國の滿蒙政策をして全然行詰りの状態に陥れたるのみならず、列國をして帝國の態度に關し、無用の猜疑心を抱かしめ、帝國國際上の立場を不利益ならしめたるものと信するのである。

滿蒙に關する案件が今日に至るも、何一つ成立するに至らない行詰りの原因は、主として此の恫喝的外交にあることは疑ひを容れぬ所である、先づ政府の重要政策の一たる鐵道問題について見るに、吉會線問題については基礎的の約束は出來たが、吉林省民の反對のため未だ細目の協定が出來ないと云ふことは、我が同僚の質問に對して田中首相の答辯した所である、吉會線以外の鐵道に付ては、何等の約束すら未だ出來ないと云ふことである、滿蒙に於ける鐵道問題の解決については、政府が滿鐵と力を合せ久しきに涉つて最善の努力をなしたるに拘らず、右述べたる如く今日まで何等の成績が擧つて居ないと云ふに至つては、明かに現内閣外交の失敗である。

更に進んで問はん、田中首相が最も重きを置きたりと傳へられて居る處の所謂滿蒙積極政策の中心たる商租權問題の經過は何うなつて居るのであるか、一たび奉天當局に交渉をして見たが、其の明白なる拒絕に遭ふたと云ふ以外、杳として消息を聞く所ないのは即ち失敗の證據ではないか、要するに滿蒙問題の解決について、田中内閣は成立最初の誇張的宣傳にも拘らず、二ヶ年の歳月を費して今日に至るも、未だ國民に報告すべき何物をも持つて居ないと云ふことは極めて明白なる事實である、吾々は現内閣の所謂成立の使命、田中總裁就任當初の抱負經綸に照して、大にその責任を問はざるを得ないのである。

次に滿蒙問題に關する政府の失政の大なるものは、張學良に對して爲された妥協延期の勸告である、此の勸告こそ實に現代支那に於ける國民運動の潮流に逆行し、隣邦の和平統一を阻止する所の行動であつて、輕卒不謹慎の甚しきものと言はなければならぬ、由來現内閣は滿蒙地方の領土的、政治的地位に付て中外の疑惑を招くが如き極端なる偏見を有し、此の偏見の上に凡ての對支政策を樹立せむとするの傾向がある、隨つて滿蒙問題の解決に急なるの餘り支那全體との關係を無視して、凡ゆる交渉の上に意外の齟齬を來し、終に滿蒙問題をそれ自體すら今日の如く不可能ならしむるに至つたのである。

最近に至る迄の現内閣對支外交の方針は、概ね此の時代錯誤の謬見にもとづいて行はれたものであつて、滿蒙積極政策の宣傳も此の謬見に出づるものであるが、妥協延期勸告の如きも正しく其の一つの現れである、南北妥協の機運は抵抗すべからざる支那の大勢であるが故に政府當局の執拗なる勸告にも拘らず、裏面に於ては南北の妥協が着々として進行し、遂に昨年末に至つては日本政府に何等の諒解を得る手段を取ることなく、青天白日旗は卒然として東三省全體に翻へるに至り、田中内閣は甚しく其の面目を失墜したのである、吾々は時代の趨向を無視し支那國民運動の大勢に逆行して、失敗に終りたる舊式外交の末路を憐むと同時に、此の如き時代錯誤の謬見を有する政府を戴きそれが爲めに列國環視の中に於て、帝國の面目と威信とを傷くるの結果を見るに至りたることを、國家の爲め悲しまざるを得ないのである。此の失敗のため帝國に及ぼしたる結果は何であるか、言ふ迄もなく帝國政府の面目を毀損し、威信を失墜したることが第一である、妥協成立、統一成就の曉徒らに支那官民の感情を害し、永く國交の將來に累を貽すの虞れあること其の二である、此の責任は抑も何人が負擔すべきであるか、最近に至つて政府は遽かに國民政府に對する態度を改め、甚しきに至つては前日の主張を一擲し、帝國の面目を無視して先方の主張に聽從するの態度を執りつゝある様であるが、現内閣成立以來支那全體に對し、特に滿蒙地方に對して行ひ來りたる諸般の政策、諸般の行動に想到するときは、何人も其の約變的の餘りに甚しきと驚くと同時に、此の如き根本に關する方針の變更は、即ち現内閣存立の意義を失ふものであつて、方針の變更を餘儀なくせられたる内閣は當然責を引いて處決すべきである。

次に滿蒙政策に關し政府の責任を問ふに當つて、此の場合特に一言せなければならぬことは、所謂某重大事件の取扱方、並に之に關聯する政府當局の責任問題である、本件に關する政府の態度を見るに、政府自ら事件を重大化して中外の耳目を聳動せしめ其議會に臨むや、「調査中」の一語を以て凡ての質問に應酬するの外、何事をも言ひ能はぬのである、隨つて本件に絡る所の中外の疑惑を一掃することが出来ないのである、吾々は此の事件が未だ調査中のまゝ、今日まで残つて居つたことを甚だ意外に思ふのである。

事件の性質と影響とは固より重大であると思はるゝけれども、列車の爆破と云ふ事件そのものは極めて簡單なる出來事である、其の簡單なる出來事が我が警備区域内に起つたのであるから、若し政府當局に誠意と常識と能力とがあるならば、之が真相の調査は事件發生直後、敏速に行はれ該事件は疾くの昔に落着して、今更何等の問題も残つて居ない筈である、然るに最近に至つて政府自ら重大化し、議會に於ても總理大臣の口から公然「調査中」と云ふことを承つて、吾々は甚だ意外千萬に思ふのである、外字新聞の記事を見、帝國の名譽と信用とを傷くること尠くないのである、列車の爆破と云ふ簡單なる事件を九ヶ月もかゝつて未だ調査を完了せず、事件の結末を告ぐることはそれが爲め中外の疑惑を招くに至つたことは、實に何とも評しようのない無能怠慢であつて、吾々は唯驚き入るの外はないのである、全體斯の如き問題に對し、事件發生の當時速に適切なる措置を執りて、中外の疑惑を一掃することを能はず、荏苒今日に及び總理大臣が自ら問題を重大化して尙ほ調査中と稱し、當面を糊塗し去らんとするが如き無責任なる内閣には、吾々は安んじて國政を託することが出来ないのである。

以上は外交の失敗に關し、その重なるものを述べたのであるが、要するに現内閣は對支外交の全體を通じて、其の態度に確乎たる信念なく其の主張に一貫の方針なく、徒らに聲を大にして濫りに事を起し、時局の發展に伴ひ勢ひの窮まるに到るや、幾度かその態度方針を豹變し、爲めに對手國の輕侮と感情の疎隔とを招き、その結果重要な對支政策は全然行き詰りの状態に陥つて、遂に之を打開するの途なく、日支兩國間國交の改善は遂ひに之を期待することを得ず、之れ定に帝國の不幸にして同時に支那の不幸であり、東洋全局の大なる不幸である。

る、即ち此の如き内閣には吾々國民は帝國の外交を託することが出来ないのである、是れ吾々が現内閣を信任する能はざる理由の第一である。

財政經濟に關する今日の急務は一言にして云へば、公債政策を中心として財政整理を行ひ、金解禁を中心として財界の立直しを行ふべしと云ふことに歸着するのである、此事たるや獨り吾々の主張であるのみならず、世界全體の一致したる定論である、然るに現内閣の政策は國民の輿望に反し、昭和四年度豫算及び之に伴ふところの財政計畫を見るに、殆んど整理緊縮の試むべきもなく、反つて將來に向つて財政膨脹の勢ひを造り、公債の新規發行を抑制するに努めざるのみならず、從來普通財源の支辨にかゝる震災復舊費の爲めに、故らに公債發行の計畫を立て、その上昭和五年度よりは新たに電話事業公債の發行を計畫し、鐵道建設の爲め巨額の公債増發を企圖し、さなきだに遞増して止むところを知らざる公債の増加に向つて、一層激増の油を注がんとするが如きは、現内閣が公債の整理、隨つて財政整理に對する熱意を有せざるものと斷するの外はないのである。

特に驚くべきは大藏大臣が吾々同僚議員の質問に答へて、地租委讓の有無に拘らず、政府は自己の見識として震災復舊費と電話事業との爲めには公債發行をする考へである、隨つて地租委讓をせなかつたならば、それだけ積極的施設を多くしたかも知れぬと言明したる事である、政府が公債の整理と言ふことを少しも念頭に置かぬと云ふ何よりの證據であつて、此の如き政府の下に帝國財政の整理は到底望むことは出来ないのである。

更に政府が地租及び營業の収益税の委讓を實行して中央の税制を擾亂し、財政の基礎をます／＼薄弱ならしめんとするが如きは、全然其の理由を爲さざるものであつて、財政整理の要求に逆行するものと謂ふの外はないのである。その所謂代り財源なるものを精査して見るに、一億二千九百萬圓と云ふ確定收入を放棄する其の補填財源としては、如何にも貧弱であり如何にも不確實であるとの非難を免がらざるが出來ないのみならず、昭和六年度より開始せらるべき主力艦建造のため、尠なからざる財源を要することの極めて明瞭なる今日、兩税

の委譲を行つて態々一億三千萬圓近くの經常歳入を失ふのであるから、その結果將來に向つて帝國の財政は、増税を行ふからずんば公債の増發を餘儀なくするの傾向歴然たるものがあるのである。

斯くて現内閣の財政計畫は究極する所、國民負擔の増加となり、財界に對する一大脅威となり、遂に收拾する態はざるに至るべきは必然の勢ひである、若し之を避けんとせば軍艦建造を中止して、國防の安全を犠牲とする外はないのである。地方税に於ける或る税目の輕減に付ては、自ら他に適當の方法もあるであらう、何を苦んで今日の財政上、經濟上の危険を冒してまでも、税制を動かすが如き輕舉妄動を敢てする必要があるのであるか。

更に兩税委譲後に於ける地方財政の實際如何を考慮するに、地方税の負擔は兩税委譲の結果ますます不公平に陥るのみならず、地方に於ては新に獨立の財源を得たる結果、地方事業の膨脹に伴ひ、地方民の負擔は將來に向つていよいよ増加の端を開くであらうと思はれるのである、兩税委譲に關する聲明は殆んど支離滅裂、何等明確なる根據を有せず、就中最も重大なる意義を有すると思料せられたる地方分権と兩税委譲との關係は頗る明瞭でない、甚しきに至つては政府當局は、地方分権と普通の事務簡捷とを混同し、若くは地方分権と地方自治とを混同し、地方分権そのものに付き正確なる觀念を有せざるが如きは、實に驚き入つたる次第である。

抑も我國の租税制度は、大正十五年度に於て相當大規模に整理せられ、未だ兩三年を経過せざる今日に於て、何等緊急の理由あるにあらざる又明確なる根據にもとづくに非ず、單に政府の面目と行き掛りとに囚れて、國家の經濟と國民の生活との密接重大なる關係を有する租税の制度を根本より覆へんとするが如きは、如何にも輕率不謹慎、徒らに國政を弄ぶの罪を免れざるものである。

久しきに涉つて不安と不振とを極めたる我が財界を根本より立て直し、産業貿易の堅實なる發達を圖らんとするならば、速かに金解禁を實現するの外はないと云ふことは、今日に於ては已に財界の定論となつて居るのである、然しながら解禁を實現するが爲めには、周到綿密なる準備を要することは勿論である、大藏大臣が其の財政演説に於て、金解禁の實行には舉國一致の努力を要すと述べられたるは固より當

然のことである、而して政府當局は金の解禁に對する民間各方面の準備が相當進捗しつゝあることは認めて居られるにも拘らず、解禁に對する政府側の準備は更に進捗せざるのみならず、政府の財政經濟政策は或は歲計の膨脹に因り、或は公債の増發に因つて、通貨の膨脹を招き、物價の騰貴を招き、爲替相場の低落を招き、斯くの如くにして政府自ら着々として金解禁の實現を妨げつゝあるに至つては、何處に舉國一致を云々する資格があるのである乎。

是に由つて之を觀る、政府は金解禁の實行に依つて眞の財界の立て直しを行ひ、産業貿易の堅實なる發達を圖るの意志を有せざるものと認むるの外はないのである、金解禁の問題に關する大藏大臣の意見なるものが新聞紙を通じて屢々發表せられ、之によつて政府は或時は解禁即行の意あるが如く、又或る時は即行の意なきが如く世間に解釋せられ、その度び毎に爲替相場の亂高下を招いて、財界の非難を受けたのである。

政府當局は之に懲りて最近緘黙を守つて居らるゝやうであるが、財界各方面に於ては政府の財政計畫その他から推測を下して、現内閣には金解禁の意思なしと諦めを付け、今や金融界に於ては現内閣存続中、金の解禁は行はれないものとして、凡ての事が之に順應して考慮計畫されつゝあることは諸君の知らるゝ通りである。

以上陳述する所に依り、現内閣は現下多難を極めつゝある我國財政經濟政策を立て直し、時局を匡救するの誠意と能力とを有せざることは極めて明白であると信ずるものである、之れ吾々が現内閣を信任せざる理由の第二である。

凡そ議會の言論、特に政黨内閣の下に於ける議會の言論は、純然たる政策問題を以て相争ふべきものである、隨つて此の議會に於ても余は政策問題のみを以て争はんことを希望し、政策以外の何物を以ても政府と争ふことを希望しないものである、然るに熟々現内閣の爲政の態度と心術とを見、國家の風教、國民思想の傾向、社會の世相等を觀察するに及んで、政策問題を以て内閣の處決を促す以外に、政策を超越したる根本の問題について、政府の責任を問ふの已むを得ざるに至つたことを國家の爲に悲しむものである。

昨年五月の特別議會に於て、吾々が現内閣不信任案を提出したる時、人事行政の失態が其の理由の一つであつたのである。其の時の理由とする所は黨略本位に基く地方官空前の大更迭、新領土、殖民地長官の選叙その宜しきを得ざること、金融經濟機關の首脳部に政黨の臭味を浸潤せしめたることを不當として、政府の責任を糺したのであつたが、其の後總理大臣の爲す所を見るに、毫も反省する所がないのみならず、人事行政の失態はいよ／＼出で、愈々甚しく、天皇輔弼の重責に任じ天下の儀表たるべき國務大臣を奏薦するに當つて、或る種の形債務に關聯して國家に莫大なる損害を蒙らしめたる人物を以てして憚る所なく、其の人亦た平然として國務大臣の椅子に在り、議員の難詰と一世の指彈とを受けて恥づるの色なきに至つては、吾々は綱紀風教に關する由々しき重大問題として、内閣全體の責任を問はざるを得ないのである。

昨年二月の總選舉は、國民多年の宿望たりし普選第一回の總選舉であつたのである、吾々は之を機會として選舉界多年の宿弊を革め、公平嚴正なる選舉に依つて國民の自由意志が、有りのまゝに議會に反映するに至らんことを希望したのであるが、事實は全く國民の期待を裏切り、選舉の不正は益々甚しきを加へ、選舉の監督取締の責任を有する中央地方の官憲が、自ら組織的計畫的に空前の選舉干渉を行ひ、國民意志の自由なる表現を妨げたることは天下周知の事柄であつて、現内閣が普選を冒瀆したる罪惡は極めて重大である。

此事件が總選舉後の特別議會の大問題となり、野黨各派の聯合を以て當面の責任者たる鈴木内相の引責處決を迫る決議案が衆議院に提出せられ、此の決議案が多數を以て衆議院を通過する勢ひを示したのである、政府は決議案の通過を阻止せんが爲め、停會に次ぐに停會を以てし、其他凡ゆる手段を盡したけれども議會の大勢を動かすことを得ず、遂に議會の狀勢之を必要とすると云ふ理由を以て決議案の通過に先立つて、鈴木内相を辭職せしむるの已むなきに至つたのである、此の事實は取りも直さず現内閣が總選舉干渉の責任を認めたるが爲めである、既に選舉干渉の責任を認めたる以上は、その責任は固より國務大臣一人に止まらず、内閣全體が責を引いて總辭職を爲さなければならぬことは、連帶責任の大義に於て理の當然である、當時天下の輿論囂々として總辭職の實行を迫つたにも拘らず、田中首相以下内閣の諸公

は今に至るまで恬然として其の職に在ると云ふに至つては、現内閣は獨り普選冒瀆の罪を免かれざるのみならず、更に進んで責任政治の大義を没却し、政治道徳を蹂躪するものであると云はなければならぬ。

鈴木内相辭職の結果、補充すべき關係の人選に關し、閣僚の間に於て又與黨の内部に於て種々なる議論が行はれ、内輪の議論が盡く世間に傳へられ、遺憾なく内閣の不統一を暴露したのであるが、當時水野文部大臣は此の問題について總理大臣と意見を異にし、遂に辭表を捧呈するに至つたのである、是に於てか所謂優待問題なるものが起つたのである、本件に關し新聞紙上に發表せられたる田中總理側の聲明と水野氏の説明との間に大なる相違があつて、何れが真相であるやを知らないけれど、たとひ何れが事實であるにしても、田中總理大臣は閣僚の進退に關して、内閣を統一すること能はず、遂に聖慮を煩はし奉りたりとの滿天下の非難を受け、而かも遂に此の非難を拭ひ去ることが出来なかつた事は、争ふべからざる事實である、現に此の議會に於ても田中總理は議員の質問に對して、殆んど答辯をなすことが出来ないではない乎、斯くの如くにして如何にして輔弼の責任を盡したりと云ふことが出来るのであるか、輔弼の責任を盡さずして國務大臣の職に留まることは、憲政の大義に於て斷じて許すべからざる所である、此處に本問題に附加して申して置くことは、此の問題に引續いて相當重大なる事柄が、田中總理の身邊を圍つて頻々として發生したりとの風評が其當時より世上に傳へられ、國民はひとしく疑惑の眼を睜つて居るにも拘らず、總理大臣は議員の質問に對して一言の辯明を爲すこと能はず、吾々も亦た事柄の性質に顧み深く之を論議するを憚り、故らに緘黙を守つて居ると云ふことを總理大臣は御承知であるか、凡そ此の事柄に限らず、新聞の記事は政府の都合を以て之を差止むることが出来るであらう、演說會の言論は警察の力に依つて之を壓迫することが出来るであらう、議會の質問に對し政府は黙して語らないで済むと思つてゐるかも知れない。然しながら新聞に現はれず國民が緘黙を守り、又議員が深く追窮しないから天下泰平、民心の和會を得て居ると考へるならば、之は大なる謬りである、古人の句に「天下の人をして敢て怒らしむ」と云ふことがあることを本員は記憶する、國民の無言の憤怒こそ眞に恐るべきものである、内閣諸公は宜しく人心の機微を察し、國家の爲め時を過たず其の進退を決すべきである。

政府は總選舉に干渉して國民の總意が有のまゝに議會に反映することを妨ぐるに全力を盡したのであるが、選舉が終了してから特別議會の前後を通じて最近に至るまで、政府及び與黨一部の人々は更に選舉の結果を變造して、議會の分野を政府の有利に導かんが爲め、議員の身邊に向つて盛んに悖德陋劣の手段を試み、金權の魔力を以て政治家の節操を蹂躪せんことに努めて居るのである。特に驚くべきは國務大臣の中に此種の運動に關係してゐるものがあると云ふことを承るのである。此種の運動は無論暮夜陰密の裡に行はれる事であるから、裁判所へ持出す様な正確な證據を握る譯には參らぬけれども、議員の買収とか、切崩しとか不快千萬なる言葉は不幸にして今や我政界の常套語となり、何人も公然之を口にして憚らず、又政府部内の如何なる種類の人々が、此種の運動に關係して居るか云ふことに付ても、十目に見る所十指の指す所、世間には自ら定評があるのである。政界の腐敗墮落の源泉が政府部内、而かも其の最高の處に在ると云ふことが、今日に於ては最早疑ひの範圍を超越して、天下悉く之を信するに至つたと云ふことは、國家憲政の爲め洵に慨嘆に堪へざる所である。

然るに田中總理は憲法政治の名譽の爲めに、政界腐敗の病根を除き、墮落を救ふことに努めざるのみならず、少くとも之を默認するの態度を取りつゝあることは、我國憲政の大なる汚辱であると云はなければならぬ。近時に於ける國民思想の傾向については、眞に憂慮に堪へざるものがあるのである。昨春に於ける共產黨事件は洵に聖代の不祥事であつて、政府が之に對して國法の威力を以て嚴に彈壓を加へたることは、固より當然の措置である。然しながら單に外面に現はれたる犯罪の事實に對して、彈壓を加へることのみに依つて、國民思想の善導をなし得べしと考ふるものがあらば、それは大なる誤りである。政治家が思想問題に對するや、深く其の原因を察し遠く由來する所を究め問題の根本に向つて適切なる對策を講ぜなければならぬのである。之が對策としては或は教育の刷新振興、或ひは各種社會政策の實行に依る所の現代社會組織の缺陷の補正、適當なる經濟政策を以てする國民生活の安定等、何れも國民思想の善導に有効なるは疑ひを容れない所であるが、此等の施設が果して効を奏するや否やと云ふことに就ては、一國の政治が公明正大に行はれ、天下の儀表たるべき國務大臣其人が、よく輔弼の責任を盡し、政治道德を尊重すると云ふことが、凡ての疑問を解決すべき先決問題である。苟くも政治の基調が公明正大

ならず、天皇輔弼の重責に任すべき國務大臣が、自ら政治道德を無視して憚らざるが如きこととあらば、國民思想善導に關する政府百千の施設も、決して其の目的を達することは出來ないのである。

田中總理大臣を始め内閣の諸公は、口を開けば國民思想の善導を唱へ、國民精神の振作を説いて居らるゝが、その自ら行ふ所は盡く之に反して居るではないか、綱紀風教の上に至大の毒毒を流しつゝある所の人事行政の失態は如何、選舉干渉に依る所の冒瀆は如何、連帶責任の大義を無視し、恬として台閣に留まれる其の心理状態と云ひ、閣臣の進退に關して累を皇室に及ぼし奉りたりとの天下の非難を受くるに至りたる其の不謹慎なる態度と云ひ、金錢の魔力を以て政治家の節操を蹂躪し、政界の腐敗墮落を招く所の唾棄すべき悖德行爲と云ひ、一として政治の公明を害し、國民道德を破壊する所以にあらざるはないのである。

憲政布かれて茲に四十年、日本國民は未だ曾て今日の如き暗黒にして不愉快なる政治の下に生活したることはないと思ふ、此の如き状態の下に於いて國民思想の善導、國民精神の振作、それは到底望み得べからざる所である。

吾々は凡ての先決問題として、速に現内閣の處決を促し、然る後公明正大なる政治を基調として時弊に適中せる諸般の政策を實行し、以て思想の善導、精神の振作を圖らなければならぬと信するものである。以上述べたる所は政策を超越せる根本問題に付て、輔弼の責任を盡さざる現内閣の責任を糾弾し、以て其の處決を促す所であつて吾々が現内閣を信任する能はざる理由の第三である。

以上述べたる所の其内の一つの事項を以てしても、内閣の不信任に値ひする、況んや現内閣は内外の重要政策を始め、政策以外の根本問題について失政累積、之が存続は最早國民の堪へざる所である、之れ我黨が國民に代つて不信任案を提出する所以である。

貴院の首相問責決議案

民政黨提出の衆議院に於ける田中内閣彈劾案は僅少なる差を以て否決の運命に陥つたが、政府糾弾の急矢は更に貴族院に於て政府に向けら

れ、貴族院公正會、同成會及び研究会等の有志は田中首相と水野文相の間に起れる所謂優待問題について愈々田中首相問責案を提出するに決したので、政府側は大に驚き、如何にかして之を阻止すべく連日連夜に亘り研究会幹部の牧野、青木、小笠原伯等の諒解を求むる所あつたが研究会は政府の希望するが如き全會一致反對の態度に出づること難く、慎重協議の結果右決議案に對しては自由行動を取ることに態度を決定した爲め、政府は大に狼狽し最後の策として研究会、公正會の切り崩しに全力を傾け、二十名乃至三十名の差を以て問責案を否決すべきことを目標とし、二月十九日夜猛烈なる諒解運動を試み、翌二十日正午院内に臨時閣議を開き専ら情報を集むると共にその對策を講ずる處あつたが、貴院の大勢は今や動かすべくもあらず、研究会、公正會共に決議案に對する賛否の分野は明確となり、殊に研究会の態度如何によつて決すると目せられてゐた火曜會の大多數も、右決議案に賛成すること明かなる現状を示すに至つた。而かも政府は最後の瞬間に至るまで諒解運動を続け、問責案上程の二月二十二日午前十時開議の貴族院に臨んだのであつた。

而して同院に於ける當日の登院出席者は、正午までに各派を通じ三百二十四名といふ實に貴族院始まつて以來の大入を呈し、傍聴者また潮の如く殺到し大緊張裡に、愈々左の決議案は上程された。而して柳澤保惠伯登壇その提案理由を説明する所あつた。

内閣總理大臣の措置に關する決議案

水野前文部大臣の進退に關し、田中内閣總理大臣の執りたる措置は、輕卒不謹慎の甚だしきものにして、職責上缺くる處あるを遺憾とす
右決議す。

柳澤伯の提案理由説明要旨

私は極めて簡単に提案の理由を説明する、昨年六月貴族院の有志は一つの申合せを爲したが、その内容は茲に上程された決議文と同一である。然るに首相は此の申合せに對して、一向何等の所置に出られず平然としてゐる間に、今議會の開會となつたが夫れでも政府は本院に

於て何等の釋明をもしなかつた。そこで大河内子の質問となつたのである。所が首相は之に對して極めて簡単な申譯的の答辯をなし、何等の責任を取る考へはないと云はれた。こゝに於て各派の人々が集つて、昨年の申合せと同一の決議案を提出しようと云ふ相談をしたのであつた。處が其翌日、首相は俄かに各派の交渉委員を招いて釋明的な發言をなされたが、首相の態度には一向に誠意を認むることが出来なかつた。返す返すも遺憾である。

首相は過日、貴族院で一場の釋明を試みられたが、それは先きに交渉委員に對して言はれた事を繰り返して述べたに過ぎぬ。それは最早や證文の出し遅れで、首相の誠意を確かめることが出来なかつたので、今日の決議文となつたのである。内容は昨年の五派の聲明と同様である。たゞ昨年は世間に發表したゞけの謂はゞ公開狀であつて、従つて政府は五派の聲明を等閑に附されたのかも知れぬが、吾々は此儘御尤もとして引つ込む譯には行かないので、茲に院議として政府に示すのである、優待問題の内容に立ち入つて彼是言ふのは恐懼に堪へず、従つて何も申さないが唯だ政府は當時聲明書を公表すべきものでは無かつた、聲明書の内容は勿論それを發表した事は誤りである、のみならず首相の態度は職責上缺くる所あるものと認める。

此の決議案を出す精神は公明正大、何等他の意味はない決して政黨の走狗となるのではない、政府に九寸五分を突きつけるのでは無いのである、即ち彈劾の意味はない、従つて此れに對して政府が何うすべきものだと云ふ様な事は申さぬ、只だ誠心誠意を以て將來の御注意を爲すだけである、斯くの如く昨年の聲明を改めて貴族院の決議とするのは、問題が重大であると考へたからである。

右柳澤伯の提案理由の説明終るや、次で藤村義朗、池田長康、花井卓藏、志水小一郎、大島健一男等交々起つて賛否の態度を決する前哨戰として決議案の主旨に付き種々の質問を試み、之に對して柳澤伯及び湯淺倉平氏等本決議案の穩當且つ適切なるを陳辯し直ちに討論に移り正午休憩午後一時再開、引續き論議する處あつたが午後四時十七分採決に入り、百四十九に對する百七十二の多數を以て首相問責案は可決されたのであつた。

議 會 閉 會

斯くて第五十六議會は三月二十五日深更を以て終了を告げたが、政府が此期議會に提出した其の生命とも云ふべき地租委譲案を始め各種の法案は、多く否決或は握り潰しの運命に逢ひ、田中内閣としては満身の創痍包むに由なく氣息淹々たる情態であつた。是より先き與黨政友會は政府が貴族院の重要法案握り潰しに對して泣き寝入りのまゝ、退く事の餘りに不面目なる爲め、會期延長を以て争ふべき事を勧告し、政府部内に於ても又同一の主張をなす者あつたが、政府として一縷の望みを囑せる自作法農案、肥料管理案等も亦全く握り潰しに遭ふ事となり、萬事休せるを以て會期延長の如き當然斷念の外なかつた。要するに田中内閣の試金石とも見られた此期議會は、その提出にかゝる重要政策は殆んど全滅の結果に陥り、殊に政略本位の小選區制案の如きも會期既に四分の一を經過せる三月中旬に提案して、新黨俱樂部と共に遮二無二議會を通過せしめんとして横車を押したが、却つて在野黨の憤激を一層昂め横暴と卑怯を暴露したのみに過ぎず、結局特別委員附託にも至らずして有耶無耶の裡に葬られたる如き、空前の記録を残して幕を閉ぢ三月二十六日を以て閉院式が行はれた。

衆議院に於ては云ふ迄もなく政友會と新黨クラブとの提携によつて多數を制した爲め、時代逆行の惡法案たる選舉區制案を始め内政外交各般の問題及び内閣不信任案等に付き、野黨側の力戦にも拘らず押し切る事が出来たものゝ、貴族院に於ては前記の如く優待問題に關する首相問責案を始めとし、政府の有ゆる諒解運動も事毎に效を奏せず、貴族院の對政府態度は全く政府不信任の實を示したのであつた、加之ならず田中首相以下各閣僚が貴衆兩院に於て何れも其の所管事項に關して馬脚を現はし、身に創痍を受けたるは殆んど全部に近く、内閣として此まま政局を押し切つて進むことの至難なるを明かに示すに至つた。

民 政 黨 臨 時 議 員 總 會

六月五日午後一時より本部に臨時議員總會を開き若槻、江木、町田、小橋、加藤、大津各顧問、藤澤總務、依幹事長外各幹部及び所屬議員一同五十餘名出席、依幹事長の挨拶に次で濱口總裁の演説あり、後茶話會に移り若槻顧問を初め其他諸氏の時局に關する意見の發表あり、三時散會した。

田 中 内 閣 總 辭 職

田中内閣が第五十六議會後直ちに總辭職をなすべきは、當然のこととして一般に豫期せられたにも拘らず、尙且つ政權を維持せんことに狂奔したが、遂に不戰條約に關する樞府の態度及び滿洲某重大事件の善後措置ならびに、内閣改造に關する政府與黨の軋轢に伴ふ閣員の不統一等に依り、此の上内閣延命策の施すべきなく、六月二十九日西園寺公を訪問した。小川、山本、久原三相の最後の救命運動も老公を動かす能はず、萬策全く盡きた結果事態の成行に悩み、政府最後の進退に關して二十八日來熟考中の田中首相は、いよいよ茲に總辭職を決意し一兩日その準備に専念し、七月一日午前十時より首相官邸に最後の緊急閣議を開き正式に總辭職の議を決定して辭表を取纏め、七月二日午前十時參内して閣下に伏して辭表を捧呈し謹んで骸骨を乞ふたのであつた。而して政府は總辭職の理由に付き二日正午田中義一男の名を以て左の聲明書を發表した。

總 辭 職 理 由 書

予は昭和二年四月大命を拜して輔弼の重任を荷ふ、當時内には財界の紊亂頗る寒心に禁へざるものあり、外には國際關係極めて憂慮すべ

きものあり、殊に皇室の御大故を去ること未だ遠からずして舉國諒闇の悲しみに鎖され、人心動もすれば活氣を缺かんとす、此の時予は閣僚と共に鞠躬努力して國家の樞機に膺り、幸ひ施設を誤らず殆んど豫期の畫策を成就することを得たるは、一に皇上の御盛徳に依ると共に國民多數の信頼を繋ぎたる結果なりと信ず、殊に昨秋御舉行の大典に際し、國國民民と共に赤誠を披いて曠古の盛儀を仰ぎ、昭和新政の初頭に光輝を添へ奉りたるは微臣の私かに光榮とする所なり。

但だ客歲國外に發生したる某事件が、端なく黨争の具に供せられ、遂に政治問題化するに至りたるの一事は、國家の爲め將た憲政の爲め洵に痛恨に堪えず、然かして本件に關聯し輔弼の重責に顧みて恐懼措く能はざるなり。顧みれば在職二年有餘、尙政策の實行すべきもの多く存すと雖も、長く政權を叩りにするは偶々人心を倦怠に導くの虞なきにあらず、姑く内外の形勢に稽へ更に時運の轉換を促し、益々國運の進展を期するは政局を一新する所以なりと思惟し、茲に謹んで骸骨を乞ひ奉れり、予の進退は唯夫れ君國に報ずるに在り、固より台閣と江湖とを問はず志は即ち一なり、方今國歩多難にして内外の事端益々繁滋を加ふ、庶幾くは區々の老軀殘生を捧げて忠忱を君國に効さんのみ。

第四節 濱口内閣成立

大命を拜し即日組閣完了

田中内閣總辭職となるや、聖上陛下には折柄出仕中の牧野内府を御召に相成り、時局收拾につき御下問ありたる處、牧野内府は謹んで西園寺公に御下問相成たき旨奉答申上げた結果、鈴木侍從長は勅命を奉じ七月二日午前十一時、駿河臺の邸に西園寺公を訪ひ聖旨の趣きを傳達し

た。依つて西園寺公は恐懼して同日午前十一時十三分、參内して拜謁仰せ付けられ後繼内閣について御下問を拜するや、聖旨を長み一旦御前を退下し別室に於て牧野内府と會見の上、慎重熟慮再び拜謁仰せ付けられ内外の情勢と憲政の常道とに鑑み、後繼内閣首班として民政黨總裁濱口雄幸氏に大命降下あらせられ度き旨謹んで奉答し、御前を退下同十一時四十五分退出した。

右の結果同十一時四十分鈴木侍從長より小石川久世山の濱口總裁邸に電話を以て、午後一時に參内せよとの御召があつたので、濱口總裁は零時二十分久世山の自邸を出て同二十五分北御車寄より參内、一旦控室に於て鈴木侍從長と會見要談の後、午後一時御座所に於て天皇陛下に拜謁仰せ付けられ、謹んで大命拜受の旨を奉答し暫時の御猶豫を乞ひ奉り御前を退下、別室にて牧野内府と會見して大命拜受の挨拶を述べ午後一時十五分退出した。かくて濱口總裁は自邸に於て直ちに閣員の詮衡に着手し終るや、同日午後六時十五分再び宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰せ付けられ謹んで閣員名簿を御前に捧呈、御嘉納を賜つたので同七時十五分一旦退下自邸に歸り、夜色漸く濃き同八時四十五分、新聞僚と共に車を運んで參内、同九時式部官の先導にて宮中鳳凰の間に參進、こゝに親任式を行はせられたのであつた。

斯くて濱口内閣は茲に成立したが、大命拜受後僅かに八時間にして組閣を完了したことは一世を驚目せしめ、此の政變に於ける好話題となつた。蓋し斯くの如き短時間に組閣を完了し得たことは、歴代内閣に其比を見ざるは勿論、世界各國にも殆んど其の類例を見ざる記録であらうと稱せられたのであつた。因みに内閣員の顔觸れ左の如し。

内閣總理大臣	濱	口	雄	幸
内務大臣	安	達	謙	藏
外務大臣	男爵	幣	原	喜重郎
大藏大臣	井	上	準	之助
陸軍大臣	宇	垣	一	成

海軍大臣
鐵道大臣
商工大臣
農林大臣
司法大臣
拓務大臣
文部大臣
逓信大臣

財部 彪
江木 翼
依孫 一
町田 忠治
子爵 渡邊 千冬
松田 源治
小橋 一太
小泉 又次郎

組閣當日の初閣議

親任式を終つて退出した濱口首相並に新閣僚一同は、同夜九時三十分より永田町首相官邸に於て最初の閣議を開き、先づ濱口首相より

本日大命を拜受し直ちに内閣組織に着手し、即日親任式舉行を奏請し奉ることを得たのは洵に仕合せである。

旨の挨拶をなし尙ほ内閣成立の爲め鈴木富士彌氏を内閣書記官長に擧ぐることに同意を求め、左の條項を申合せて同十一時散會した。

一、三日午前中に閣僚は夫れ々宮家に伺候、御禮言上を爲し、黨出身の閣僚は同日午後一時より上野に開催せらるべき組閣祝賀會に出席する事。

一、皇后陛下には目下相州葉山に御避暑御留中に付き、各閣僚は數組に分れて御禮言上の爲め同地に伺候する事。

一、三日午後四時より閣議を開き、法制局長官及び警視總監等の人事を協定する事。

一、定例閣議の期日を決定する事。

一、引繼ぎ事項の處理に關する事務を協議する事。

組閣祝賀會

三日午後一時より上野精養軒に於て開催された組閣祝賀會に於ける濱口總裁の挨拶は左の如し。

不肖圖らずも大命を拜して内閣組織に着手し、即日親任式を舉行せられ茲に民政黨内閣の成立を見たが、事ここに至る所以のものは政友會内閣の非政甚しく、三百萬有餘の黨員は固より黨籍を有すると否とに論なく國民一致の反對と、社會の木擇たる言論機關の權威ある評論とに依ることは疑ふべからざる事實である、こゝに於て新内閣の責任の益々大なるを痛感せざるを得ない。

これより吾々は廟堂に立つて、民政黨が兼ねて聲明した諸般の政策の實行に全力を盡すつもりである、如何なる障害があつても吾々は鋭意努力、君國の爲めに突破する覺悟である、而して此の目的の爲め黨の援助は勿論、言論機關の後援に依る外ないと信ずる、則ち諸君の厚き後援に依つて内外重要政策の實行を期する次第である。

民政黨内閣の十大政綱

一、政治の公明 政治の公明は立憲政治の根本要件たり、政道曖昧にして百弊此に生ず、政治をして國民思想の最高標明たらしむるに於ては、政治上幾多の弊害は自から掃せらるべきなり、政府は専ら政治の公明を旨とし、政治の基調を向上せしめ、以て庶政の擴張を期せんとす。

二、國民精神作興 最近世相の變遷に伴ひ民心漸く輕佻放縱に流れ、思想動もすれば中正を失する者を生ずるに至れるは深憂に勝へざる所なり、政府は益々國體觀念の涵養に留意して國民精神の作興に力め、經濟政策の確立と相俟つて時弊の匡救に努め、民心の一新を圖らむとす。

三、綱紀の肅正 近時綱紀の弛緩漸く甚しきものあり、爲めに國民思想上不良の影響を及ぼすは、蓋し已むべからざる所なり、今に於て嚴かに綱紀を肅正するにあらざれば、民風の頹廢遂に濟ふべからざるに到らむとす、政府は深く自ら警めて官紀を嚴肅にし、敢て犯すなからむことを期す、苟くも犯す者あるに於ては毫も假借する所なく非違を匡し、以て風教の振作、人心の緊張に資せむとす。

四、對支外交刷新 日支の國交を刷新して善隣の誼を敦くするは、刻下の一大急務に屬す、所謂不平等條約の改廢に關し、我國の支那に對する外交的協力の方針は、曩に關稅特別會議並に治外法權委員會の開かるゝに當り、如實に證明せられたる所にして、政府は爾來支那に於ける時局の進展に徴し、益々同一方針を貫徹するの必要を認む、凡そ兩國間の案件に就ては、双方共に自他の特殊なる立場を理解して同情的考量を加へ、以て中正公平なる調和點を求めざるべからず、徒らに局部的の利害に踞踏するは、大局を保全する所以にあらず、輕々しく兵を動かすは固より國威を發揚する所以に非ず、政府の求むる所は共存共榮に在り、殊に兩國の經濟關係に至りては自由無碍の發展を期せざるべからず、我國は支那の何れの地方に於ても、一切の侵略的政策を排斥するのみならず、更に進んで其の國民的宿望の達成に友好的協力を與ふるの覺悟を有すと雖も、我國の生存又は繁榮に缺くべからざる正直且つ緊切なる權益を保持するは、政府當然の職責に屬す、支那國民亦た能く之を諒とすべきことを信す。

帝國と列國との親交を増進し、併せて相互通商及び企業の振興を圖るは、政府の重きを置く所なり、政治關係の見地に偏して、經濟關係の考察を輕んずるは深く戒めざるべからず、我國國際貸借の趨勢を改善するは、主として通商及び海外企業の平和的發達に待つ、之と同時に今日帝國の列國間に於ける地位に顧み、進んで國際聯盟の活動に協賛し、以て世界平和と人類の福祉とに貢献するは、我國の崇高なる使命

に屬す、政府は國際聯盟を重視し、其の目的の遂行に銳意努力せんことを期す。

五、軍備縮少の完成 軍備縮少問題に至りては、今や列國共に斷乎たる決意を以て國際協定の成立を促進せざるべからず、其の目的とする所は單に軍備の制限に止まらず、更に進んで其の實質的縮少を期するに在り、本問題に對する帝國の眞摯なる態度は、既に屢々表明せられたる所なり、本件協定の企圖は從來累次の難關に逢着せりと雖も、世論の要求益々熾烈にして實行の機運亦た漸く熟するの狀なり、此際列國何れも卒直に各國の國情を參酌し、等しく國家の安全を期する精神を基調とし、交讓妥協の誠意を以て事に當らば、此の世界的大事業の完成は決して難事に非ざるべきを信す。

六、財政の整理緊縮 戰時好景氣時代に馴致せられたる浮華の弊風は、經濟的反動及び大震災災に遭遇するも多く減退する所なく、近時却つて甚しきを加ふるが如し、社會の指導的地位に在る者宜しく率先して、勤儉力行以て一世を警醒するの覺悟あることを要す、即ち政府自ら中央地方の財政に對して一大整理緊縮を斷行し、依つて以て汎く財界の整理と國民の消費節約を促進せむとす、財政の整理を實現するに當り、陸海軍の經費に關しても、國防に支障を來さざる範圍に於て大に整理節約の途を講ずる所あらむとす。

斯くの如きは實に國民經濟の根柢を培ふ所以なるのみならず、又以て國家財政の基礎を鞏固にし、他日大に伸びんとするの素地を作る所以なり、若し夫れ整理緊縮の全貌に至りては、昭和五年度豫算編成に於て之が實現を期すべしと雖も、現行年度に於ても亦た極力之が實現を期すべし。

七、國債總額の遞減 我國債の總額は世界の大戦開始以外非常の勢ひを以て増加し、今や六十億の巨額を算す、而かも現在の財政計畫に於ては、その増加は殆んど止まる所を知らず、爲めに財政の基礎を薄弱ならしめ、財界の安定を脅威し、公債の信用を毀損すること實に甚しきものあり、依つて政府は昭和五年度以降一般會計に於ては新規募債を打切るべく、特別會計に於ても其の年額を既定募債計畫の半額以内に止めむことを期す。又國債償還の歩合は之を増加する方針を執り、獨逸國より受領する賠償金は之を國債償還に充當する方針を樹つべし

斯くの如くにして國債の總額は、昭和四年度末現在額より増加せざることを期し、更に進んでその總額を遞減することに努むべし、但し法律上の義務に屬する既定の公付公債及び借換差増等は前述の限りにあらず、地方債に至りても亦た國債に準じ、極力之が抑制を斷行せんとす、上述せるところ昭和五年度以降の事に係ると雖も、現行年度に於ても亦た實行豫算の編成と相俟つて、出來得る限り募債額の低減に努むべきは、言を須むざる所なり。

八、金解禁の斷行 金輸出の解禁は國家財政及び民間經濟の立て直しを爲す上に於て、絶對必要な基本的要件たり、而かも之が實現は甚しく遲延を容さず、上述財政經濟に關する諸項は皆に我財政經濟を匡救する上に於て必要なのみならず、金解禁を斷行する上に於て必要缺くべからざる要件たり、政府は斯くの如く諸般の準備を整へ、近き將來に於て金解禁を斷行せむことを期す、是れ即ち我財界を安定し、その發展を致す唯一無二の方途なるを信す。

九、社會政策の確立 社會政策の確立、國際貸借の改善、關稅の改正は共に現下緊要の特務に屬す、政府は各事項別に學識經驗ある少數の委員會を設け、その調査審議を託する所あらむとす、而して其の調査は何れも六ヶ月を超へざる期間内に、之を完了せしめんことを期す。

一〇、其他の政策 教育機能の更新、社會政策的見地に基く中央地方稅制の整理、財政の緩急を圖りて實行すべき義務教育費の増額、農漁山村經濟の改善、金融制度の改善、殊に中小農工商に對する金融機能の整備等、自餘諸多の政策に至りては、機に臨み事に應じ更に聲明實行する所あるべし。

今や時局内外の情形頗る重大なるの秋、幸に國民の協戮に倚賴し、此の難局を打開し以て宏謨を翼賛さむことを期す。

地方官會議に於ける訓示

濱口内閣が其の施政方針を訓示すべき最初の地方官會議は、八月五、六の兩日に亘つて開かれ第一日たる五日は、午前十時より首相官邸に於

て開催された、濱口首相は先づ政府の發表せる施政方針の聲明書に基き一場の訓示をなしたが特に現内閣の最重要件たる金解禁、財界立直しの準備としての緊縮節約に重點を置き、趣旨の徹底と實行の促進に就て充分の努力をなすべき事を希望し、又近時頻々として起る官紀の紊亂に就て特に注意を促し、官紀の革正を強調せる訓示をなし、次で井上藏相より本年度實行豫算の編成の經過並に結果を説明して、明年度豫算の編成方針に及び、整理緊縮の理由を述べて金解禁に對する態度を明かにし、而して之が實行を期する爲めに國家財政に倣ひ、地方財政の一大整理節約を斷行するの必要ある所以を訓示する所あつた。次で幣原外相の外交に關する訓示あり、夜は松田拓相の拓殖行政に關する訓示があつた。

第二日は午前内務所屬事項に就て安達内相より種々訓示あり、特に水利權の取扱に對し嚴重監督をなすべき様指示する所あつた、午後は小橋文相より教育行政の刷新、精神教育の擴充、國民思想の啓導、體育の奨励、教化運動の改善、映畫問題等に就て述ぶる所あり散會したが、例年行はれたる招待會の浪費を除き辨當にて済ませた事と、各地方官が夫れ々縣廳の自動車を用ひず、何れも圓タクを利用して會議に參會せる事とは、新内閣の地方官會議にして初めて見るを得た所であつた。

各省政務官決定

新内閣の各省政務次官及び參與官は左の如く決定任命された。

内務政務次官	齋藤隆夫	同參與官	内ヶ崎作三郎
大藏政務次官	小川郷太郎	同參與官	勝正憲
陸軍政務次官	伯爵溝口直亮	同參與官	吉川吉郎兵衛
海軍政務次官	男爵矢吹省三		

司法政務次官	川崎克	同 參與官	井本常作
文部政務次官	野村嘉六	同 參與官	大麻唯男
農林政務次官	高田耘平	同 參與官	山田道兄
商工政務次官	横山勝太郎	同 參與官	岩切重雄
逓信政務次官	中野正剛	同 參與官	福田五郎
鐵道政務次官	山道襄一	同 參與官	山本厚三
外務政務次官	永井柳太郎	同 參與官	織田信恒
拓務政務次官	小坂順造	同 參與官	武富濟

新黨政友無條件合同

新黨クラブの床次氏は濱口内閣の成立を見るや、初めて多年の迷夢より覺むると同時に自黨の潰滅に當面するに至つたので、現内閣成立の前後より政友會と屢々折衝を重ねた結果、遂に七月六日政友會へ無條件合同する事となり、こゝに足かけ六年の放浪をつゞけた政界の迷ひ見は元の古巢に立ち戻つたのであつた。而して政友會は此の新黨との合同に依つて、其數に於て分裂前の政友會當時に近接して來たのである。

田中男の死去と犬養新總裁

是の歳、種々なる政界の疑獄事件が暴露され世の耳目を惹いたが、賣動事件、鐵道事件、山梨事件等の頻出するに伴ひ政友會内閣の前閣僚たる小川平吉氏は圍圍の人となり、朝鮮總督山梨半造氏も亦た被疑者の一人となつて、田中内閣の官吏及び政友會關係者にして入獄した者、

十數名に及び其等の醜事は愈々許かれて殆んど底止する所を知らなかつた。されば政友會は全く罪惡の集團なるかの如く、世の一部より目せらるゝに至り、田中總裁排斥の聲は政友會内に充滿し、心あるものは結束して黨の刷新更生を策すべく、清黨運動を起さんとするに到つた。然るに九月二十九日、總裁田中義一男は病ひを以て卒然逝去したので、政友會は此れを機として更生の策を建つることとなつたが、黨内に於て總裁たらんとする野心を有するもの少なからず、或は犬養毅氏を擁立せんとするもの或は床次竹二郎氏を推さんとするもの、鈴木喜三郎氏を擔がんとするもの等あつて、黨内頗る混沌たるの情を呈したが、結局刷新更生策として犬養毅氏の總裁就任を見るに至つた。

豫算の特徴と新政策の實現

我黨内閣の成立以來、政府が全力を傾注して解決に努力し來つたものは、實に金解禁であつた、即ち政府は組閣當初の政綱に示せるが如く我國民經濟の現状に鑑み先づ財政の整理緊縮と、國民消費の節約を行ひ、以て國民經濟の更生を期すると共に、金輸出の解禁を實現すべく努めたのであつた。而して政府は右の方針に基き、昭和四年度の實行豫算を作成し、多大の困難を踏み超へて緊縮の實を擧げたのであるが、昭和五年度の豫算編成に當つても、又之と同一方針に出でたことは云ふ迄もないのである。

即ち昭和四年度豫算の實行に當つては、一般會計に於て九千百餘萬圓、特別會計に於て五千五百萬圓、合計一億四千七百餘萬圓を節約したのであつた。而して昭和五年度豫算の編成に當つても、亦た極力緊縮の方針を採り、既定經費に對しては出來得る限り節約を加へ、新規の事項は努めて之が計上を見合せ、一般會計に於ては歳出豫算の財源としては、全然公債を發行せざる事とした、我國の財政計畫に於ては大正四年度以來、毎年度借入金又は公債を計上して、歳入歳出の均衡が得られて居り殊に近年は公債額の増加を見、昭和五年度には八千五百萬圓に達し、爾後は毎年七八千萬の公債が豫定せられて居つたのであるが、茲に始めて公債を計上せざる所の豫算が編成せられたのであつた。

斯くして編成せられたる昭和五年度總豫算は、歳入歳出各十六億二百六十餘萬圓にして、之を前年度豫算に比較すれば一億七千八百萬圓の

減少を示してゐる、先づ歳入に就て云へば歳入經常部は十五億二千五百四十餘萬圓、同臨時部は七千七百二十餘萬圓であつて、之を前年度に比較すれば經常部に於ては千八百八十餘萬圓を増加し、臨時部に於ては一億八千九百六十餘萬圓を減少し、經常部及び臨時部を通じて、一億七千八十餘萬圓の減少となつて居るのである。

歳入豫算に就て主要なる事項を前年度豫算に比較すれば、經常部中、租税収入の豫算總額は九億五百九十餘萬圓であつて、之を前年度豫算に比較すれば八百三十餘萬圓の増加である、然しながら前年度歳入豫算には兩税委譲に伴ふ經過的減租の金額を加へて計上しなければならぬのである、即ち第五十六議會に提案せられた兩税委譲の法律案は、昭和六年度より施行せらるゝことに豫定してあつたので、昭和四年分及び同五年分については、經過的の方策として地租及び營業收益税を減税することとなつて居たのであるが、此の兩税委譲の法律案及び之に伴ふ經過的の減税案は、共に議會に於て審議未了となつたが爲めに、昭和四年度に於ては其の減税額に相當する金額だけ歳入豫算が増加する譯である、従つて此の増加を見込める昭和四年度歳入の實行豫算に、昭和五年度の豫算を比較して見なければならぬ。

然る時は昭和五年度に於ては、租税収入は三百四十餘萬圓の減收となるべき計算である、尙地租改正に伴ひ納期の關係上、昭和五年度限り百七十餘萬圓の一次的増收あるを以て、之を通算する時は昭和五年度の租税収入の豫算額は、前年度の實行豫算に比し五百二十餘萬圓の減少となり、尙昭和四年度豫算審議に際して示されたる昭和五年度の概計額を基として計算する時は、六百六十餘萬圓の減收となる次第である、斯くの如く減收となるのは財界の不況に伴うて、第一種所得税、營業收益税、酒税、砂糖消費税、織物消費税、取引所税、關稅等の諸税に於て相當の減收を見込んだ爲めである。

又官業及び官有財産収入は前年度豫算に比して、千二百五十餘萬圓を増加し、雜收入に於て百四十餘萬圓を減少して居る、其の内專賣局益金に於て五百九十餘萬圓の増加になつて居るのは、主として經費節約より生じた結果である。次に歳入臨時部中、官有物拂下代に於て千六百三十餘萬圓、公共團體工事費納付金及び同分擔金に於て五百四十餘萬圓、特別會計資金繰入に於て二千二十餘萬圓、前年度剩餘金繰入に於て

五千七百五十餘萬圓を、前年度豫算に比して何れも減少してゐるのである、尙ほ公債を一般會計には全然計上せざる事は前述の通りである。

次に歳出に付ては、歳出經常部は十二億二千七百三十餘萬圓、同臨時部は三億七千五百三十餘萬圓であつて、之を前年度豫算に比較すれば、經常部に於て五百餘萬圓、臨時部に於て一億六千五百八十餘萬圓、計一億七千八十餘萬圓の減少である。昭和四年度の豫算は十七億七千三百五十餘萬圓であつたが、之に對して既定の計畫により又は法律の結果として、當然に減少する額一億九千五百九十餘萬圓、同じく當然に増加する額八千二百八十餘萬圓であつて、右を差引すれば一億三千三百十餘萬圓の減少となつてゐる、此外に政府は出來得る限り既定經費の節約に努め、その整理額は節約額六千八百餘萬圓、繰延額五千七百四十餘萬圓、計一億二千五百四十餘萬圓に達したのである、尙右の外各省の要求減額にかゝるものが六百八十餘萬圓あるのである、又新規増加に係るものは極力之が要求を見合せ、眞に緊急已むを得ざるもの、みに付て、新に經費を計上し又は前年度豫算額を増加した、其の金額は合計七千四百五十餘萬圓である。

以上増減を差引すれば、昭和五年度豫算は同四年度豫算に比し、前述の如く一億七千八十餘萬圓の減少となるのであつて、右の一般會計の節約額一億二千五百四十餘萬圓に、特別會計の節約額一億三千四百六十餘萬圓を加へると、昭和五年度に於て既定豫算を節約したる總額は二億六千餘萬圓に上るのである。而して昭和五年度豫算案は、之を前年度の豫算に比較して重要な幾多の特徴を持つてゐる、歳出の緊縮、國債の整理、地租の改正、義務教育費國庫負擔金の増加、鐵道運賃の引下げ等は其主要なるものである。此等の諸點に就て一言すれば

歳出の緊縮

昭和五年度一般會計の豫算は、前年度豫算に比較して約一億七千餘萬圓の減額を示し、其の歩合は約一割に當つてゐるが、之は云ふ迄もなく政府が既定經費に對して出來得る限りの節約を加ふると共に、新規事業についても極力之を抑制したが爲めである、而して其の節約したる金額は、節約額六千八百餘萬圓、繰延額六千七百餘萬圓であつて、合計一億二千五百餘萬圓の多き上つてゐる、更に各特別會計に至つては、

節減額四千四百餘萬圓、繰延額八千九百餘萬圓、合計一億三千四百餘萬圓であつて、之を一般會計の分と通計すれば、昭和五年度整理額は實に二億六千餘萬圓の巨額に達するのであつた。

國債の整理

昭和五年度一般會計豫算に於ては、公債又は借入金に依る財源は全然計上されなかつたが、繰返す迄もなく我國の財政は久しきに亘つて年々尠なからざる公債、又は借入金を財源として辛うじて歳入歳出の均衡を維持し來つたのであつて、現に昭和四年度豫算に於ても、九千餘萬圓の公債發行を豫定して居つたのみならず、既定の財政計畫によれば昭和五年度以降に於ても、毎年相當巨額の公債財源を要することに成つてゐたのであつた。蓋し此事たる實に帝國財政の非常なる弱點であつて、内外の信用に影響すること尠なからざるのみならず、特別會計に於ける公債新規發行額の累増と相俟つて、國債總額の遞増は殆んど底止する所を知らず、爲めに財界を壓迫して産業の發達を阻害し、公債の信用を毀損し、公債の元利拂に對する國民の負擔を加重するに至るのである、故に政府は昭和四年度豫算を實行するに當り、緊縮節約に依つて公債の發行を出来るだけ減額し、更に昭和五年度一般會計豫算の編成に當つては、前述の如く國債財源に依ることを全然廢止した。斯くの如きは大正四年度以來十五ヶ年の間絶へて見るを得ざりし現象であつて、政府は昭和五年度豫算の編成に臨み、斷乎たる決心を以て之を遂行したのであつた。

公債又は借入金を全然計上せざる豫算が、如何に財政を鞏固ならしめ、如何に帝國の經濟的信用を高むるに効果があつたかと云ふ事は、今更言を要せぬ事柄であつて、財政緊縮の斷行と相俟ち、金解禁の實現に向つて極めて良好なる効果を示した事は天下周知の事實である。而して政府は將來に向つて尙ほ此の方針を持続する決心である事云ふ迄もない、又特別會計に於ても公債發行豫定額を半減し、總額五千五百餘萬圓の程度に止めた。此くの如く政府は昭和五年度豫算の編成に當り、國債整理の計畫を立て、原則として其の總額を昭和四年度末の現在豫定

高、即ち約六十億圓より増加せしめざるのみならず、却つて漸次之を減少せしむるの方針を立てた、即ち昭和五年度に於ける國債償還額は、從來の規定による分八千四百餘萬圓の外に、新に獨逸より受取るべき賠償金年額六百餘萬圓を充當することとし、結局國債償還總額は九千餘萬圓となり、同年度に於ける特別會計新規發行公債五千五百餘萬圓を差引くも、三千五百餘萬圓だけ、此の關係に於て國債の減少を見る計算であつて、國債政策上一新紀元を劃することになるのである、而して公債整理上の懸案であつた各特別會計よりの國債償還金の繰入は、愈々昭和五年度より實行する事とて多年の問題は茲に解決を告ぐる事となるのである。

地租の根本的改正

地租の課税法を改むることも、亦た昭和五年度の豫算案に現はれたる一の新事實である、大正十五年の一般的税制整理に際し、地租の課税標準を土地賃貸價格に改むる方針を立て、土地賃貸價格法を制定し、之に基いて賃貸價格の調査をなしたのであるが、右の調査は既に昭和二年度末迄に終了を告げたもの、其後内閣の更迭に依つて遂に其の實行を見るべき運びに至らず、今日に及んだのであつた。然るに我黨内閣は之が實施の急務なるを認め、右の調査に準據して賃貸價格を以て課税標準とする地租法を近く提案し、以て國民負擔の公正を圖らんとする事に決した。

義務教育費國庫負擔金の増額

義務教育費の國庫負擔金は大正七年始めて一千萬圓を計上し、大正十二年に三千萬圓を加へ、大正十五年及び昭和二年に三千五百萬圓を増額し、現在に於ては合計七千五百萬圓を國庫より支出してゐるのであるが、然しながら近時義務教育費の増加に伴ひ、市町村税の負擔著しく加重を示し來つたので、現内閣は之が輕減緩和の途を講ずるの必要を認め、現在の負擔額七千五百萬圓に、更に一千萬圓を増加して八千五百

萬圓と爲し、之に依つて生ずる地方財政の餘裕を以て、地方税の軽減を爲さしむることとしたのである。

鐵道運賃の引下

國民生活の安定を圖り産業の發達に資するが爲めに、各種重要貨物の運賃引下げを行ふの必要が、極めて緊切であることを認めた現政府は社會政策の立場から生活必需品に對し、又産業政策の立場から重要原料品に對し、更に農村振興の立場から肥料等に對し、鐵道財政の堪へ得る範圍内に於て總額約六百餘萬圓の運賃引下げを行ひ、昭和五年度より實施することとなつた。

尙又、政府は地方財政に對しても中央財政に對すると同一方針の下に、一大整理を行ふの必要なることを認め、各地方公共團體に對し財政の整理緊縮並に地方債の許可方針に關する訓令を發すると共に、昭和四年度豫算の經理に付き極力緊縮の方針を取るべきことを勸告した結果道府縣市町村を通じ昭和四年度の既定豫算總額十八億九千二百萬圓に對し、二億三千九百餘萬圓即ち總額の約一割二分を節約することを得たが、更に昭和五年度豫算についても一層緊縮の實を擧げしむることに努力し、七千五百萬圓の節約を行つたのである。

金輸出解禁の斷行

政府が重要政策の一として夙に之を中外に聲明し、着々その準備を整へ財政緊縮、公債整理、消費節約の諸事項を實行すると共に、漸を逐ふて在外正貨の充實を圖り、内閣成立の直前に於ては其總額僅に八千三百餘萬圓に過ぎざりしものが、其の後爲替相場の強調なるを機とし徐々*に在外資金を増加せしむるに努め、今や三億圓を突破することになつたので、政府は愈々十一月二十一日金の輸出取締解除に關する大藏省令を公布し、明年一月十一日より解禁を實行することを豫告するに至つた。斯くて大正六年以來茲に十二年の星霜を経て、漸く金輸出禁止の障壁は撤廢せられ、國際經濟の常道に復することが出来る事となつた。

海軍軍備縮少會議

是の歳十月七日在英帝國大使に對し、英國政府より公文を以て華府會議に於て決定せる條約に規定せられて居ない艦種、即ち補助艦に對する各國の保有すべき勢力を考究し、列國間の造艦競争を防止すると共に、同條約第二十一條第二項に規定せられたる問題の準備並に處理の爲め、主要國たる日、英、米、佛、伊の五ヶ國會議を倫敦に於て開催し度きにより、日本政府も同會議に代表者を派遣せられんことを望む旨の招請があつた。而して此の會議の開催に就ては英國首相マクドナル氏が非常なる熱誠を以て苦心努力したものであつた。

政府は右の招請狀に接するや、慎重考究の上この會議に参加する旨十月十六日、英國政府に回答すると共に別項の如く派遣委員を任命し、茲にロンドン海軍會議は愈々二月二十一日を以て開會せらるゝ事になつた。

抑も華府會議に於ては、主力艦と航空母艦とに關しては、各國の保有すべき勢力の縮少並に制限を協定して、列國間の造艦競争を防ぐの目的を達したのであるが、補助艦に關する同様の協定は遂に成立するに至らなかつたのであつた、尤も巡洋艦は口径八吋以上の砲を備へてはならぬ、又一隻の排水量一萬噸を超へてはならぬと云ふが如き、若干の制限を加へたのであるけれども、爾來軍艦並に兵器を製造する技術の進歩に従つて、華府條約の制限内に於ても巡洋艦の威力は著しく加はつたのであつた、茲に於て補助艦についても速かに造艦競争を防ぐの方法を講じなければならぬと云ふ世論の要求が勢ひを得て、昭和二年日英米三國は壽府に於て會議を開くことに成つたのであるが、不幸にして同會議は不成功に終り世論の失望を招くに至つた、然るに昨年来國に於てはフーヴァー大統領の就任があり、又英國に於て勞働黨内閣が組織せらるゝや再び軍縮問題の氣運は世界を風靡するに至り、斯くて遂に今回のロンドン會議が開催せられる事になつたのであつた。

而して倫敦會議に對する政府の方針としては、内は國防の安固を期すると共に國民負擔の軽減を圖り、外は列國の間に平和親交の關係を増進するに在る事は云ふ迄もない、蓋し國防の安固とは如何なる場合に於ても決して他國の脅威を受けぬことである、而して各國相互に他國に

對して脅威を與へず、又他國より威脅を受けぬと云ふ情勢を確立することが、海軍協定の眼目であらねばならぬと信するのであつて、斯くの如く列國各々その國防上の安全保障を得て、始めて國際間に眞實の親善關係を樹立することが出来るのである、海軍々備の制限又は縮少が、國家の財政に重大なる關係を有することは、今更多言を費すまでも無いことであつて、各國一律に軍備の縮少を行ふことになれば、國防の安固を害することなくして、國民負擔の軽減を期することを得るのであると同時に、世界平和の保障は一層強固を加ふる次第である、政府が今回の倫敦海軍會議に際して單に海軍々備の制限に止らず、進んで之が縮少の實現を主張する所以は實に茲に存するのであつた。

軍縮會議全權出發

ロンドン海軍會議に參列の若槻、財部兩全權は顧問安保大將並に川崎法制局長官以下隨員二十五名を同伴、十一月二十五日午前九時四十五分參内、宮中鳳凰の間に於て聖上陛下に拜謁、忝しく御暇乞ひを言上退下、賢所參拜を仰せ付けられ、聖上には正午豊明殿に出御、伏見大將宮殿下御臨席の上、全權一行並に濱口首相、幣原外相、一木宮相、牧野内府、鈴木侍從長、奈良武官長、宮内官等一同に午餐を賜はつた。尙同日午後六時より首相官邸に於て濱口首相主催の送別會の催しあり出席五十餘名、首相の懇切なる挨拶に次で若槻全權の謝辭あり八時散會。斯くて若槻全權一行は三十日午後三時横濱出帆のサイベリア丸に乗じて一路米國經由ロンドンに向つて出發した。全權一行五十七名の中松平全權始めロンドンに在るもの及び既に出發せる佐藤公使等前後してロンドンに落合ふ手筈となつた。

第五節 第五十七議會

民政黨議員總會

第五十七議會の召集に先立ち十二月二十三日、民政黨議員總會は本部に開かれ、廣瀬會長の挨拶に次で新たに會長、副會長の選舉をなし、加藤幹事より二十日各派交渉會の經過に就て報告あり、右終つて議事に入り院内役員の選舉に移つたが、院内總務は總裁指名に一任する事と決し、次で濱口總裁の演説あり終つて一同午後四時より東京會館に於ける懇談會に赴いた。因みに總裁より指名決定の院内總務及び、總務の詮衡によつて決定せる幹事は左の如し。

院 内 總 務	頼 母 木 桂 吉	中 村 啓 次 郎	小 山 松 壽
	小 池 仁 郎	木 檜 三 四 郎	田 中 萬 逸
	廣 瀬 德 藏	櫻 井 兵 五 郎	原 脩 次 郎
	一 宮 房 次 郎		
幹 事	岡 本 實 太 郎	岡 本 幹 輔	森 保 祐 昌
	深 水 清	小 久 江 美 之 吉	栗 原 彦 三 郎
	菅 原 菊 伍	小 俣 政 一	漢 那 憲 和
	山 田 毅 一	小 峰 清 男	作 田 高 太 郎

衆議院最後の異彩

十二月二十三日十時十五分、各黨の議員議場に参集、濱口總裁及び犬養政友會總裁も相對して議席に着いた光景は、普選議會にふさはしく憲政布かれて茲に四十年、朝野兩黨の總裁が衆議院の議席に相對したのは、今期議會を以て實に最初とする所であつた。清瀬新議長議長席に着き川原議長逝去に伴ふ諸般の報告をなし、先例により議長選舉を行ふべき旨を宣し、選舉の結果堀切善兵衛氏當選、翌二十四日堀切議長就任の挨拶あり同日各部屬を定め各支部長及び理事の報告あり、斯くて衆議院は成立した。開院式は二十六日行はせられ衆議院は即日勅語奉答文を可決、恒例による年末年始の休會となつた。

昭和五年一月二十一日休會明けの議會に於ける濱口首相、幣原外相並に井上藏相の演説大要は左の如し。

濱口首相の施政方針演説

諸君、昨年七月二日不肖大命を拜して内閣を組織し、以來約七ヶ月を経て本日茲に第五十七回帝國議會の開かるゝに當り、諸君と相見え政府施政の方針に付き、所信の大要を披瀝するの機會を得ました事は、私の最も光榮とする所であります。

ロンドン海軍會議に對する帝國政府の方針に關しては、内は國防の安固を期すると共に國民負擔の軽減を計り、外は列國の間に平和親交の關係を増進するに在る事は論をまたざる所であります。國防の安固とは如何なる場合に於ても決して他國の脅威を受けぬ事であり、各國が相互に他國に對して脅威を與へず、又他國より脅威を受けぬといふ情勢を確立する事が海軍協定の眼目であらねばならぬと信ずるのであります。斯くの如く列國が各々國防上の安全保障を得て始めて國際間に眞實の親善關係を樹立する事が出来るのであります。海軍々備

の制限又は縮少が國家の財政に重大なる關係を有する事は今更多言を費すまでもない事でありまして各國一律に軍備の縮少を行ふ事になりますれば國防の安固を害する事なく國民負擔の軽減を期する事が出来るのでありまして同時に世界平和の保障は一層強固を加ふる次第であります。帝國政府が今回の「ロンドン」海軍會議に際して單に海軍々備の制限に止まらず、進んで之が縮少の實現を主張する所以は實に此處に存するのであります。帝國政府は右に述ぶるが如き方針をもつてロンドン海軍會議に臨みその成功のため最善の努力をなすの決心を有する次第で有ります。

政府は我國財務上の難局を打開し國民經濟の根本的建直しを行はんがため財政を緊縮し、公債を整理し、更に國民一般の消費節約を奨励しもつて財界の常道に復すると共に多年の懸案たる金輸出の解除を實現せん事を決意し、内閣組織以來銳意その準備を整へたのであります。即ち昭和四年度豫算の實行に當つては一般會計に於て九千百餘萬圓特別會計に於て五千五百餘萬圓、合計一億四千七百餘萬圓を節約したのであります。又昭和五年度豫算の編成に際しては更に一層の緊縮を加へ一般會計は歳入歳出共に十六億二百餘萬圓に減少したのであります。然して昭和五年度の豫算案は之を前年度の豫算に比較致しますれば、幾多重要な特徴を持つて居るのであります。歳出の緊縮國債の整理地租の改正義務教育費國庫負擔金の増額鐵道運賃の引下等は其の主要なるものであります。政府は内閣組織以來中央財政に對すると同一なる方針の下に多年膨脹を重ね來れる地方財政に就きましても又一大整理を行ふの急務なる事を認めまして各地方公共團體に對し財政の整理緊縮並に地方債の許可方針に關する訓令を發すると共に昭和四年度豫算の經理に付極力緊縮の方針を執る可き事を勸告しましたる結果道府縣市町村を通じまして既定豫算總額十八億九千二百餘萬圓に對し二億三千九百餘萬圓即ち總額の約一割二分を節約する事を得たのであります。尙昭和五年度豫算に付ても更に一層緊縮の實を擧げしむる事に努力して居りますから、比年放漫に流れ來つた地方の財政も此處に全くばうてうの勢を防止せられ其の基礎を強固にする事が出來ると信じて居る次第であります。又地方債の許可に關しても眞に緊急避くべからざるもの外は之を許可せざる事として地方債増加の趨勢を緩和するの方針で有ります。政府は前述の如く自ら中央地方の財政を緊縮し公

債を整理したるのみならず、財政經濟上の難局に對する一般國民の自覺を促し、消費節約勤儉力行を奨励しもつて金解禁の準備に資すると共に國民經濟の根柢に培ひ國力伸展の素地を造るの極めて緊切なる事を認めまして全力を擧げて之が實現に従事したので有ります。之と同時に公私經濟緊縮委員會を設置中央地方相呼應して本運動の實效を收むるに勉めたので有ります。此の運動は幸にして多數識者の協力と國民全般の理解とを得まして比較的短時日の間に人心の緊張を見てよくその効果を奏し、消費節約勤儉力行の氣分は全國を席卷するに至り、金解禁問題解決の機運を促進するに與つて大いに力ありし事は何人も否む事能はざる所と信するので有ります。

金解禁の實行に當りましては前述の如く官民の協力一致をもつて十分なる準備を整へたので有りますから、解禁に伴ひ何等憂ふべき情勢を生じない事は、政府の疑はざる所でありましたが、昨年十一月解禁豫告後及び本年一月十一日、解禁實施の當時並にその後の財界は、大體に於て平穩順調に推移しつゝあるものでありまして、此の點は政府の最も満足する所であります。然しながら金解禁は我が財界が經濟の常道に復歸せる更生の第一歩に過ぎないのでありまして、我國は之れより此の更生したる基礎の上に立ち、國民經濟の堅實なる發表に向つて眞剣なる努力を繼續し、以て國際貸借の改善、金本位制の擁護に努めなければならぬと考へます、これ實に官民共同の責任であるので有ります、故に今後に於ても政府は中央地方の財政に對して緊縮の方針を持續し、更に進んで國民と共に産業の振興貿易の發展に向つて、専ら努力を致さんと欲するものであります。

失業問題の解決が各種社會政策的施設の内、最も重要な部分を占むるに至るの情勢にある事は、近時に於ける社會上、經濟上の狀態に照し極めて明瞭であると信じます。元來此の問題の根本的解決は、財界の安定、産業の繁榮に待つ外の良策はないのであります、隨つて政府は金解禁問題の解決をはじめ財政經濟上、諸般の政策を講究實施して銳意國民經濟の更生と、産業貿易の堅實なる發達とに努力するの方針であります、尙當面の防止及び救済に關しては、之が對策の講究施設を怠らないので有ります。

即ち昭和五年度豫算に於ては、一般に緊縮の方針を嚴守したるに拘らず、職業紹介事務を増設する等公益職業紹介機關を整備充實し、その機能の發揚に努むるの外、更に社會政策審議會の趣旨を採用しまして、先づ中央並に主要地方に事業調節委員會を設置し、公私事業の調節に關する事項を調査攻究いたしまして、以て失業の緩和に資するため既に昭和四年度より之を實施し、昭和五年度に於てもそれ〴〵之が豫算を計上して有ります。

尙大正十四年度以降、毎年冬期に六大都市に於て自由労働者の失業救済を行つて居りますが、政府は本年度より其の施行の時期、地域、事業の種類並に救済せらるべき失業者の範圍等について相當の擴張をなし、一層救済の實を擧ぐることに努めて居るのであります。その他失業の防止並に救済に關しましては、社會政策審議會より適切有益なる答申に接して居りますから、政府は右答申の趣旨を參酌し、事情の許す限り適當なる施設を講ぜんことを期して居る次第であります。又救護法に關しては財政上の都合着き次第實施致したいと考へて居ります。

米穀調節の問題は農家經濟及び一般國民生活の安定と離るべからざる重大の關係が有るので有ります、之が根本的調査を遂げ確固たる政策を樹立する事は緊要缺くべからざる時機と信じますので現内閣は米穀調査會に對する前内閣の諮問を繼續し同調査會も又其の意を體して鋭意調査研究中で有りますが、何分にも問題の性質が重大且複雑なるがため、いまだ答申に接するの運びに至りませぬ、政府は近く其の答申を待ち適切なる方策を講ずる考で有ります。小作問題に付きましては我國現在の法制が小作事情に適切ならざるもの有るを認めまして政府は小作調査會の答申に依る小作法制定要綱に基いて研究を進むると共に社會政策審議會に諮問したる同審議會は右要綱に由つて小作法制を整備すべき旨を答申して參つたので有ります。依つて政府は成案を得次第小作法案を議會に提出する考で有ります。肥料は農業生産費中もつとも重要な地位を占めて居りますから之が廉價供給を實現する事を得ましたならば農家經濟の改善上其の効果頗る大なるものが有ると信じます。因つて政府は前に述べましたる鐵道運賃引下の外に更に肥料に關する對策の一としてその配給改善の方策を樹て之に要する經費を追加豫算として議會に提出する豫定である。綱紀のしゆく正は庶政更張の基礎を成すもので有ります、又實に民心を振作し思想を啓

導する所以であります。犯罪に關する事柄は公正なる司法權の發動に依つて嚴に是を處斷すべきでありますけれども、綱紀問題は單に司法權の手にのみ倭ねて安心すべき事ではないと考へます。朝野心を一に官民相警め進んで風教を振作し、社會各方面の淨化に努力しなければならぬと思ふのであります。

近時に於ける政界の汚濁は我國憲政のためまことに遺憾に堪へざる所であります。その原因固より一にして定らないと考へますけれども、も教育を始めと致し直接又は間接に選舉に關係を有する諸般の制度が不完全なることと選舉費用が多額に過ぐる事がその最も大なる原因を成すものである事は世上の定論と申しても差支へないと信じます。此の故に政界を根柢より廓清せんとするには教育其他選舉に關係を有する諸般の制度を革正して之等の弊を除去するのが最も急務であると信じます。しかしながら此の種の調査は研究事項の範圍頗る廣く複雑にわたりました。政府當局の單獨の力を以て之に當ることは、不十分なるを免れませぬから、廣く各方面の智識經濟を網羅し慎重なる調査研究を遂ぐるの必要があるのであります。依つて政府は深くこゝに考ふる所がありまして、衆議院選舉革正審議會なるものを設け、選舉革正に關する諸般の事項につき十分なる審議を遂げしめ、その結果を實行する事に依つて政界の淨化を計り、以て憲政の發達と綱紀の肅正とに貢獻したいと考へて居る次第であります。

帝都復興事業は世界に類例なき曠古の難事業でありまして、着手以來國費を費すこと約八億圓、歲月を経ること約七年、然かして昭和四年度を以て殆んど完成を告げんとして居るのであります。回顧すれば大正十二年九月希有の大震災關東を襲ひまして、家屋の倒壊おびたしく人命の損傷又幾萬なるを知らず、續いて帝都は猛火に包まれ其の大部分は擧げて燒土と化し去つたのであります。當時の政府は直ちに臨時議會を召集し、その協賛を得て復興の事業に着手し以來歴代の内閣の手により略豫定の歲月を以て之を成就し、來る三月下旬には復興帝都に長くも陛下の御巡幸を仰ぎ奉り、尙ほ復興記念式典にも御親臨を願ひ奉り、御嘉納あらせられたる旨御内沙汰に接したと申すことであります。誠に感激に堪へざる所であります。

惟ふに斯くの如く短日月の間に、能く帝都復興の大事業を完成したる事は、是れ全く官民一致努力、奮闘の結晶とも云ふ可きものでありまして、此の事實を此所に報告し得る事は政府の深く喜びとする所であります。

衆議院解散

濱口首相の犬養政友總裁の質問に對する應答終つて降壇、席に復するや議長は通告順に依り質問を許すと述べ、政友會の山本悌二郎氏をさしまねいたが此時、鈴木書記官長は直に場内を去り再び入り來つて、紫のふくさを中村書記官長に手渡すれば、中村書記官長は之を堀切議長に渡す、堀切議長は山本悌二郎氏の降壇を待たず起立して、「唯今詔書が降りました」と述べ、總員の起立を促して解散の詔書を朗讀すれば、總員起立のまゝ萬歳を高唱す、時に午後四時十分であつた。

斯くて國民の豫期したるが如く、第五十七議會の衆議院は解散となり同時に貴族院は停會を命ぜられた、而して政府は總選舉を來る二月二十日と決定、官報を以て右詔書を公布した。

第五十七議會解散に對する政府の聲明書

現内閣は衆議院に於て少數黨たる立憲民政黨を基礎とし、政友會は絶對多數を擁して反對の地位に立てるが故に、諸般の政策を遂行するに故障多きのみならず、現在の如く政局を長く不安定の状態に置くは、國家の爲め憂慮に堪へざる所なり、加ふるに總選舉によらずして獲得したる不自然の絶對多數は、國民總意の反映にあらざるを以て、此の際衆議院の解散を奏請し、新なる總選舉によつて信任を國民に問ふは現内閣の執るべき當然の處置なりと信ず、

政友會はその大會に於て公明なる襟度をもつて政府の提案を検討すべしと宣言したるも、元來民政黨とは根柢よりその主義政策を異にせ

る政友會が、現政府を支持するものにあらざることは極めて明瞭なるが故に、現在の政情を以てしては到底國務を圓滿に運用すること能はず、是れ現内閣が茲に立憲的手段を取り、國民の判斷に訴ふるに至れる所以なり。

總選舉前の分野

衆議院は一月二十一日解散を命ぜられたが、政府が解散奏請の理由は右の聲明書に明かなるが如く、極めて簡單明瞭であるから随つて之を補足する必要はない、選挙後の政治地圖が如何に變るか、總選挙前の各派の勢力を茲に記して、選挙後のそれと對比するのも又興味がある、即ち分野は左の如し。

民政黨	一七二	政友會	二三九
無産黨	七	國民同志會	三
明政會	三	革新	一
無所屬	二〇	缺員	二二
合計	四六六		

回顧すれば昭和三年春の總選挙の成績は、衆議院事務局の調査に依ると政友會二百十七、民政黨二百十六であつて、投票總數は民政黨が多數であつた。その總選挙より今日までの政界の變遷を考ふる時は、自ら尠なからざる感慨を禁せざるを得ない。而して兎も角も政友會は今や絶對多數を有して居るのであるが、此の政友會が現内閣を支持する道理のないのは云ふ迄もない事である、故に第五十七議會が解散なくして續としたならば、事毎に支障を來すべきことは勿論云ふ迄もない事であつて、此期議會の解散となるべきことは、現内閣成立の初めより既に一般から豫期せられた所でもあつた。

政府が此の選挙に臨む態度は極めて公正嚴明で、既に政府部内には選挙革新審議會が設けられ、出來得る限り革新の實を擧ぐべく努力する事となつた。

總選挙の結果

斯くて普選第二次の總選挙は、昭和五年二月二十日を以て執行せられたが、其結果は全國到る處に於て民政黨の壓倒的勝利を示し、實に左の如き數字を見るに至つた。

民政黨	二百七十三名	政友會	百七十四名
國民同志會	六名	無産黨	五名
革新黨	三名	中立	五名
即ち民政黨は第一黨の地位を獲得したが、之を各黨別得票數より見れば左の如し、即ち有効投票總數一〇、四七七、二三八票中			
民政黨	五、五七〇、三七六	政友會	三、九二三、七八八
無産黨	五〇二、三二三	國民同志會	一一八、四九六
革新黨	五五、四六八	中立	二九六、六九七

政府の聲明書

右の如き總選挙の結果に對して政府は二十二日午後四時、濱口首相の名を以て左の聲明書を發表した。

現内閣はその成立以來、正しく明るき政治を高調して時局に善處し、以て君國に盡さんことを期してゐる次第であるが、今回の總選挙に

際し特に政界の革新に重きを置き、自由公正なる選挙権の行使によつて、國民の眞の意志の存する所を總選挙に反映せしむるに努めたことは、天下の齊しく認むる所であると信ずる。

然して總選挙の結果は只今内務省の調査に依れば、民政黨は政友會との差九十九名の多きに達し、その過半数二三三名を突破すること四十名に及び、政局はこゝに全く安定を得たと云はなければならぬ。随つて現内閣が第五十七議會の解散を奏請した理由の全部を解決し得た點について、自分は一と先づ重荷を下した感じがするが、是れ全く現内閣の主義政策が徹底的に國民の理解と共鳴を得た爲めと、此の總選挙に當つて天下の二大政黨が正々堂々その主義政見を國民の前に披瀝して、公正なる判断を求めた結果こゝに到達したものである、我々は今更ら輿論の力の偉大なるを感じざるを得ないのである。

改めて申す迄もなく政府が今日以後の使命は、昨年七月組閣早々中外に聲明した十大政綱に基き、政策の遂行に精進することの責任の重大なるを痛感するものである、それに付けても今回の總選挙に就て喜ぶべき現象は第一、國民が二大政黨の對立を是認し、主義政策の明瞭ならざる中立議員の選出に興味を持たなくなつた事と、第二は中選挙區制の下に於ても一の政黨が他の政黨に對し、斷然たる壓倒的勝利を贏ち得る事が明かに立證されたことである。

茲に總選挙の成績に鑑み、現内閣は憤として做らず宜く内部を統制して、愈々眞面目の態度を持し思ふ存分にその政策の遂行に努力して憲政の發達に寄與し國運の進展に貢献したいと思ふのである。

特別議會召集期日決定

總選挙後に於ける初閣議は二十五日午前十時より開かれ、憲法第四十五條に基き特別議會召集の件に就て協議した結果、特別議會は四月二十一日召集、三日開院式、會期は三週間（五月十三日迄）とすることに決定し正午過ぎ散會した。

第六節 第五十八議會

總選挙後の臨時議會

昭和五年四月二十一日を以て召集せられた第五十八議會は、春光麗かなる同二十六日午前十一時、聖駕貴族院に臨御あらせられ開院式を行はせられた。

而して衆議院正副議長の選挙には議長に民政黨の藤澤幾之輔氏、副議長には小山松壽氏當選直ちに任命を見、衆議院の年長者を代表して高木正年氏起つて、多年憲政の爲め盡瘁せられたる藤澤、小山兩氏の正副議長に就任せられたるは慶賀に堪へざる旨の祝辭を述べ、兩氏より之に對する謝辭と共に就任の挨拶があつた。

尙ほ會議勞頭に於ける濱口首相、幣原外相及び井上藏相の演説大要を摘記すれば左の如し。

濱口總理大臣の演説

諸君、本日茲に第五十八回帝國議會の開かるゝに當りまして、一言政府の所信を陳べますことは私の光榮とする所であります。

御承知の如く昭和五年度豫算は、衆議院解散の結果不成立と成りましたので、憲法の規定に基き前年度豫算を施行することゝ成りましたが、政府はこの施行豫算の範圍内に於て實行豫算を編成し、更に緊急やむを得ざるものに付ては追加豫算を作成し、本期議會に提出致したのであります。

日英米佛伊五國間の海軍會議は、三ヶ月に亘る關係各國全權委員の熱心なる努力によりまして、本月二十二日條約の調印を了したのであります。元來、帝國政府は他國を脅威せず又他國より脅威を受けざる國防上、必要の兵力量を保有する方針を以て終始協議を進め來りました次第であります。幸に意見の一致を見まして、茲に協定が成立すること、相成り、内は國民の負擔を軽減すると共に外は關係各國間の親交を増進し、世界平和の確保に貢献することを得るに至りましたことは、眞に慶賀に堪へざる所であります。

次に日支通商條約改訂問題に付きましては、昭和二年以來兩國間に改訂交渉を行つた事がありました。其の後種々の事情の爲めその進捗を見るに至らなかつたのであります。政府は日支國交の大局上、成るべく速かに本問題の解決を計ることを必要と認めまして、本年一月以來先づ關稅問題に付き交渉を開始しましたところ、其の後交渉は順調に進捗いたしまして去る三月十一日、兩國代表者間に協定案文の妥結を見るに至りまして、目下御裁可奏請中であります。右協定成立の上は支那は多年の要望たる關稅自主權を回復し、我が國と致しましては其の最も重要視して居りました稅率協定の成立を見ること、成りますので、彼我兩國の爲め眞に祝賀すべき事と存じます。

今回提出の諸案件の中、特に御留意を願ひたいのは義務教育費國庫負擔金の増額であります。政府は國民負擔の現狀に鑑み、義務教育費國庫負擔金を増加することが極めて緊要の政策なることを認めまして、現在の負擔額に一千萬圓を増加して八千五百萬圓となし、之に依つて生ずる地方財政の餘裕を以て、地方稅の軽減を爲さしむること、致したのであります。元來、義務教育費の國庫負擔の制度は、大正六年臨時教育會議の決議答申にもとづき、教員の優遇と市町村負擔の軽減との二理由を包含して、大正七年始めて一千萬圓を計上し大正十二年に三千萬圓を加へ、大正十五年及び昭和二年に三千五百萬圓を増額し、現在に於ては合計七千五百萬圓を國庫より支出して居ることは御承知の通りであります。然るに近時義務教育費の増加に伴ひ、市町村稅の負擔著しく加重し之が軽減緩和の道を講ずるの必要を認めましたので、今回更に一千萬圓の増額を追加豫算に計上し、同時に之に伴ふ法律案を提出致したのであります。

金解禁後に於ける財界善後の對策と致しましては、先づ産業合理化運動を一層徹底せしむるの必要を認めまして、商工省内に之が實行機關を設くるの計畫を立て、次に貿易外の受取勘定の増加を計る一助として、海外の觀光客を日本に誘致するため、鐵道省内に之が實行機關を設くることとし、尙ほ國産品愛用の氣風を鼓吹し以て國內産業の振興を計る爲め並に輸出補償制度を設けて、我國商品の海外進出を容易ならしむる爲め夫れ々相當の追加豫算を要求致します。

各種社會政策の樹立は、現内閣の最も意を用ひて居る所であります。特に失業問題の解決に付ては其の根本策として産業の振興を圖ると共に、その應急策として職業紹介に關する事業を擴張しました外、失業の救済又は防止の爲め地方公共團體に對して公營事業の起興を慫慂し、之が財源に關しては起債認可に關する從來の方針を緩和すると共に、經濟の一部を國庫より補助するの途を講じまして、之を追加豫算に計上致してあります。

肥料政策に關しましては、政府に於て特に肥料に對する鐵道運賃の引上げを行ひ、以てその配給を容易ならしめたるの外、更に取引方面に亘りまして之が改善の實を擧げんが爲め、主として産業組合に依る配給改善の案を立てまして、之に要する經費は實行豫算として支辨し得らるゝものゝ外、之を追加豫算として要求してあります。

議會無事閉會

斯くて豫定の如く五月三日を以て特別議會は終了したが、追加豫算案、義務教育費國庫負擔金増額案等を始め貴族院の希望決議、或は附帶決議もあつたものゝ政府原案は全部通過した。即ち與黨の策戦宜しきを得たことは記す迄もない。而して野黨の猛烈なる突撃に對して、守備の第一線に立ち堂々の態度を持したのは濱口首相その人であつて、例の統帥權問題にも憲法論にも聊かの搖ぎも見せなかつた。野黨政友會は大養氏を初め、三土、鳩山、島田、前田、堀切、大口、内田、砂田、山崎等の精銳をすつて倫敦軍縮會議、日支關稅協定問題、金解禁善後處置、不景氣問題、失業救済問題等を提げて猛襲を試みた結果、議事引延しの策戦に出で、爲めに五日に通過すべき筈の追加豫算案は六日

に義務教育國庫負擔金増加案は七日に通過するの已むを得ざるに至つたが、民政黨は議事進行に就ては最初より無抵抗主義を取り、重要法案を通過せしめて貴族院に送つた後、盜犯防止案委員會に於ては野黨の質問を捻じ切つて原案を可決する等、絶對多數黨の威を揮ふことになつた。

此の議會に於ける論議の中心となつたロンドン海軍會議に關する論點は、原則とする七割が國防上不安を與へざるや、比率決定に際し政府は軍令部の同意を得たか、兵力量の決定は憲法第十一條、十二條の何れに依りしやと云ふに在つたのであるが、政府は之に對して國防の安固に就ては政府は責任を持つて言明する、軍部の意見は充分に參酌した、軍令部との交渉の如き内部關係の事に就ては答辯の限りでない、と應答したので之は貴族院に於ても同様であつた。

最終日たる十三日、濱口首相對花井卓藏氏の應答に於て統帥權問題に對する總決算を與へたが、首相は花井氏の質問に對し憲法論に對しては、政府は法律以外の他の微妙なる干渉を怖れて居るやうな事は斷じてない、ロンドン條約の調印に當つて政府は軍部の意向を徴した上で、之を參酌したに止まる、最後の決定は政府の責任に於て政府が爲したのであると答へた。

議會後の地方長官會議

特別議會終了後、五月二十日を以て召集せられた地方長官會議は第一日は首相官邸に於て濱口首相より軍縮會議、日支關稅協定、國民負擔の軽減、失業問題解決、教育費の増額等の諸問題に關する訓示をなし、次で井上藏相の訓示及び財部海相のロンドン軍縮會議の經過及び結果に關する報告あり、午後は華族會館に參集して江木鐵相の訓示があつた。第二日は内務省に開かれ地方豫算の編成を初め自動車道等に關する指示事項について協議したる後、安達内相より選舉革正、地方財政の整理、失業問題解決の急務等に關する訓辭あり、第三日も引續き内務省に開かれ、失業救済問題に就て協議する所あり、保險の實施、學校擴張防止等に關して論議された、而して第四日の二十三日は陸軍科學研究所

に於て開き、陸相の訓示に次で各種の新兵器を見學し、午後は工業俱樂部に參集、倭商相より國産品愛用を強調し、産業の合理化、國産品使用の獎勵に關し協議する所あり、翌二十四日は農林、文部兩省の所管事項に就て夫れ々々議する所あり斯くて會議を終つた。

議員總會

五月十四日午後五時より丸の内東京會館に於て民政黨議員總會を開き、濱口總裁を始め黨出身各閣僚、幹部及び所屬兩院議員三百餘名出席第五十八議會報告書起草委員として山道襄一、櫻井兵五郎、山掛儀重、清水長庸、大西正幹の五氏を擧げ、次で今後の政局に當るべき政府並に與黨の態度方針に付き濱口總裁の演説あり、右終つて山道襄一氏の外遊送別會を兼ね懇親會に移つた。

若槻全權の歸朝

ロンドン海軍會議に我が首席全權としての大任を果した若槻氏及び其一行は、五月二十日伊太利ナポリを出帆の郵船北野丸に搭じて、一路歸朝の途に上り豫定の如く六月十七日神戸入港、船上より故國への第一報を傳へ同地上陸と共に直ちに東上、十八日午前九時東京驛に着したが、驛頭を埋めた數萬の群衆は歡呼して之を迎へ、異常の賑ひを呈した。是より先き政府は十七日閣議を開き左の打合せをなした。

- 一、若槻全權を十八日午後二時、首相官邸に迎へて其勞を謝し、ロンドン會議の經過及び結果を聴取すること。
- 一、時間の都合上差支へなきに於ては、樞府方面に於ける批難の點、貴衆兩院の情勢等を詳細に報告して參考に供すること。
- 一、海相より新軍令部長と折衝せる補充計畫の概要に就て説明を聴くこと。尙ほ樞府御諮詢の既定方針は六月二十四日頃暑休前として其準備は全部完了すること。

されど晴れの都入りを終つた若槻全權は何分にも長途の旅中睡眠不足のため疲勞甚しかつたので、右閣議の打合せ豫定を變更して十九日と

爲した。而して若槻全權は財部全權と相携へて二十日午前十時参内、拜謁の上委曲復命御下問に奉答した後、御陪食の榮に浴して退下した。

若槻全權の報告

ロンドン海軍縮小會議に於て日本の交渉すべき事項は、主として英米兩國に對するもので、佛國に對する交渉はなかつた。英米間には豫め豫備交渉が遂げられてあつて、但だ米國の大巡保有量二十三隻を十八隻に減少するか如何かといふ問題だけが残つて居たのみであつた。随つて日本が米國と交渉したことは、米から英に通ぜられ亦た米が主唱せんとすることは、英をして言はしむると云ふ様な有様であつて、日本としては非常に行りにくい事に成つたのである。

日本は最初からの豫定を主として固守したので、其爲め會議は一時行き詰り停頓して仕舞つたので、茲に是非とも局面を打開するの已むなきに至り、一方に於て松平、リード兩全權の自由討議となり、又一方には佐藤、クレギー兩氏の自由討議が行はれたのであつた、クレギー氏は英の米國局長でマグドナルド首相の顧問であり秘書でもあつて、軍縮會議に就てはマグドナルド氏が表面に起つてゐたものゝ、實際はクレギー氏一人で全部を行つてゐたので、特に數字に就ては然りであつた。

自由討議も遂に行き詰りとなり、全く停頓せざるを得なくなつたので、自分は直接マグドナルド氏と會見し、世界の平和と人類の福利増進の爲めに、何とかして此の會議を成功に導くべく意見を交換し、更に之をスチムソン氏にも通じて、會議を進行せしむる事になつたのである。是に於て政府に對する請訓案が成立したのであつた。

談判の途中、佛國に政變が起り亦た英國に於てもマグドナルド内閣が危機に瀕し、會議も自然決裂の外なきに至らんとした、自分は微力にして政府最初の主張を十分に貫徹することを得なかつたのは深く遺憾とする所である。唯だ自分は此の會議が決裂すれば、其の結果は日本にとつて不利益であると信じたので、回訓案が成立し調印を見るに至つたのは、世界平和の爲めに喜ぶべきであると思ふ。

今回の軍縮會議に對しては、日本は決して満足でないことは勿論であるが、英國も亦た補助艦七十隻の既定方針を五十隻に変更したことは、海軍部内に反對を唱ふる者多く、英首相も非常に困惑して居つた。

倫敦條約御批准

倫敦條約の樞府審査會は九月一日、三日、五日、八日と開かれ八回目に至り、伊東委員長初め金子、久保田、河合、荒井等各委員は統帥權問題に就て政府に當り、次で兵力量問題及び補充計畫に就て政府に當つたが、更に十日に開かれた九回目の審査會に於ては、補充計畫の内容並に之に要する經費を數字的に説明し、尙ほ減税に充當すべき金額を明示すべき事を政府に迫つた。濱口首相は之に對して

昭和六年度より條約滿期々間たる十一年度までの輕減保留財源は約五億二千萬圓であるが、政府としては此の保留財源の範圍内に於て補充計畫の實現を圖り、右の保留財源より補充計畫に要する經費を差引きたる剩餘財源を以て、減税に充當する豫定である。而して補充計畫については、目下軍令部に於て立案中であるから、計數的説明は事實問題として説明致し兼ねる、然しながら政府は責任を以て補充計畫の實現と、減税の實行を圖るつもりである。

と答へ、政府としては最初より一貫せる信念を抱き來つた丈に、濱口首相の對樞府態度は極めて強硬なるものあるを示したのであつた。斯くて樞府の條約審査會は十七日、第十二回目の審査會議を開くに及び、始めて御批准然るべき旨の奉答をなす事に全員一致可決した。而して十月一日樞密院本會議は滿場一致、御批准の件を可決、議長は之を直ちに上奏した。依つて政府は二日閣議を開き御批准裁可奏請の件を決定し、同日午後濱口首相参内、拜謁仰せ付けられ御裁可を奏請し、直ちに御批准あらせられたのであつた。

與黨議員招待會 濱口首相の民政黨議員招待會は、十月二十一日午後一時より首相官邸に開かれ、江木、安達、町田、松田、俵、田中等の黨出身各閣僚を初め、原總務外各總務、富田幹事長外二百餘名出席、富田幹事長の謝辭あり、濱口首相は來六年度豫算編成に關し經濟問題に

對する希望を述べると共に、豫算編成方針について説明する所あり、安達内相また失業救済問題に關して意見を述べ、三時半散會した。
海軍大臣更迭 豫て辭意を洩らしつゝあつた財部海相は十月三日、正式に辭表を提出した結果、同日午前十一時二十分左の如く親任式が行はれた。

任 海軍大臣

海軍大將正三位勳一等功四級男爵

安 保 清 種

依願免本官補軍事參議官

海軍大將從二位勳一等功三級

財 部 彪

第七節 濱口首相遭難

濱口首相は岡山、廣島兩縣下に行はせらるゝ陸軍大演習陪觀の爲め、十一月十四日午前九時東京驛發の燕號にて同地に向ふべく、同八時五十分頃同驛第四プラットホームを過ぎ、將に後部の一等車に乗せんとして歩行中、突如群集中に潜みつゝあつた一兇漢はモーゼル六連發の短銃を以て首相を狙撃し、彈丸は首相の下腹部左下に命中したので、重傷を受けた首相は其場によろめき倒れ、此の突發せる椿事に忽ち大混亂の渦は捲き起された。兇漢は直ちに現場に於て逮捕され、首相は周圍の人々によつて驛長室に運ばれ築地林病院長、鐵道病院醫師等の應急手當を受ける一方、急報に接して首相官邸からは夏子夫人等が駆けつけ、江木、幣原、町田、渡邊等各大臣も馳せ付けた。逮捕されて警視廳に留置された兇漢は、佐郷屋留雄と稱する二十四歳の青年である事が判明した。

首相遭難の様様に就ては、その自から手記にかゝる「隨感錄」中に左の如く記されてある。

「自分は豫ての計畫であつた陸軍大演習陪觀の爲め、十四日午前九時發の超特急にて西下すべく、東京驛に赴いたのである。

長い／＼プラットホームを驛長に案内されて、自分の乗るべき客車に近づき客車の入口に向つて、少しく體の下方方向を轉じた時——八時

五十七分頃、測らずも兇漢の爲に拳銃で狙撃せられた。列車の側に居た一團の群集中の一人の袖の下から異様なものが動いて「ピシン」と云ふ音がしたと思つた一刹那、余の下腹部に異狀の激動を感じた。其の激動は普通の疼痛と云ふべきものではなく、恰も「ステッキ」位の物體を大きな力で下腹部に押込まれた様な感じがした。それと同時に「うむ、殺つたナ」と云ふ頭の閃きと「殺られるには少し早いナ」と云ふことが忽焉として頭に浮んだ。以上の色々の感じは殆んど同時に起つたので、時間の遅速は判らない位であつた。

兇漢の距離は漸く一間半位に過ぎなかつたので彈丸は見事に下腹部に命中した。余は思はず蹠蹠として倒れんとしたから、周圍の人々は自分を抱き上げ、手取り足取り驛長室に連れて行つた。やられた時には重傷には相違ないが、必ずしも死ぬるとは極まつてゐまい、或は生きることもや位に思つて居た。驛長室の長椅子の上に仰臥せしめられた自分には、始めの内は變を聞いて驚いて駆け付けた關係や、友人や醫師や、家族や、親戚の顔があり／＼と眼に入つた。

慰問して呉れる人々には言葉少なに返事もし、家族のものにも一二必要な命令をしたりして居たが、内臓出血の爲めであらう、次第々々に容態が唯ならぬ様になり、發聲さへ、呼吸さへ困難になつて來たので、茲に余は愈々死を決した。それでも「男子の本懐」と言つた時には未だ多少の元氣があり、言葉さへ明瞭であつたが、愈々萬事休すと觀念し安心してしまつて、豫て愛誦して居つた碧巖錄第五十一則の雪寶禪師の偈頌の結句「夜深同看千巖雪」を口吟した時は、低聲で傍人には明瞭に聞き取れなかつたと云ふことである。

斯くて次男巖根の輸血で幾らか脈膊の工合が良くなつたと云ふことで、痲痺自動車で帝大附屬病院鹽田外科に運ばれ、茲に鹽田博士の執刀で腹壁切開の大手術を受けたのである。東京驛から本郷の病院迄の運搬にも、病院に於ける手術にも、果して堪へ得るや否やと云ふことが疑はれたと云ふことであるが、二つながら克く堪ふことが出來たことは仕合せであつた。手術の半ば及び、手術直後に於て、二回迄も中島君の輸血を受けたことに就いては、同君に感謝せなければならぬ。

手術後も果斷敏活なる鹽田博士の處置と周到綿密なる眞鍋教授の看病と、其の他關係助手諸君、看護婦一同及び家族親族を擧げての獻身

的努力との結果、幾度かの難關を突破して、頗る順調なる経過を辿り、死すべかりし命を取り止めて、次第々々に恢復の一路に向ひ、入院後六十九日目の昭和六年一月二十一日、家族、親族、友人や政黨關係の同志の方々に護られて退院するに至つたのである。

首相臨時代理設置

濱口首相遭難の急報到るや、閣僚並に與黨幹部の驚愕は云ふ迄もなかつたが、時恰も安達内相、田中文相、阿部陸相代理は演習地に赴いて在らず、小泉逓相亦た病氣引籠り中であつたので幣原、井上、渡邊、江木、町田等の閣僚等は直ちに東京驛に馳せ付け首相を見舞ふと同時に各地方長官その他に對して人心に動搖を來さざる様注意を發し、首相遭難の善後所置を講ずる事になつた。而して十五日午前十時半より首相官邸に臨時閣議を開き、小泉逓相も病ひを推して出席、先づ江木鐵相より

首相の容態より見て此の際内閣は、首相臨時代理を置くことを以て穩當なりと思惟する。

旨を提議し、之に對して一部の閣僚より今後尙ほ首相の容態を見究めたる上に於て、首相臨時代理を置くこと、し今暫らく延期しては如何との意見もあつたが、結局賛成説多く鐵相は更に、首相臨時代理は宮中席次に依れば宇垣陸相なるも、同氏は病中なるを以て幣原外相に御苦勞を願ひ度しと提議し、異議なく之を可決した。幣原外相は

各位の御意向であれば御受けするが、之は單純なる内閣官制第八條に依る意味で御受けするのであるから、此點豫め御諒承を乞ふ。

と述べ議會に臨む場合濱口首相の出席不可能の際は、改めて考慮する旨を申合せた。斯くて江木鐵相は大學病院に赴き濱口首相の決裁を経たが、鐵相は前夜内閣書記官を岡山に急派し、上奏の準備をなして置いたので、閣議決定の結果上奏御裁可を得、同日午後三時幣原外相は首相官邸に於て鈴木書記官長の手より左の辭令を受取つたのであつた。

内閣總理大臣臨時代理被仰付

外務大臣男爵 幣原 喜重 郎

黨内の一致結束に留意

十八日の閣議に於て黨出身の閣僚は全部居残り、首相臨時代理問題に對する黨内の情勢その他に就て、各自意見を交換する所あつたが結局濱口首相の病狀が漸次良好に向ひつゝある今日、黨内に於て種々の意見を主張し輕舉盲動する向あることは、各方面の感情を刺戟し之と同時に黨の結束上、面白からざる傾向を與ふるを以て、黨幹部に於ては黨員中各種の會合を催して誤解を招き、刺戟を與ふる如き事なき様各自の會合を中止せしむると共に、地方支部にも夫れ々々注意の電報を發し、此際更に政府與黨は十分の連絡を取つて、黨員を戒慎するに努むべしとの事に意見の一致を見た。

第八節 第五十九議會

民政黨議員總會

第五十九議會は昭和五年十二月二十四日を以て召集せられ、兩院共所定の手続きを経て其の日成立した。濱口首相不慮の遭難によつて缺席の爲め、政府與黨は一層の結束を必要とする上から、全閣僚は一人も洩れなく出席し與黨の幹部また大に緊張の態度を持って臨んだのであつた。

開院式は二十六日午前十一時より貴族院に於て行はれ、聖上親しく行幸あらせられ優渥なる勅語を賜つた。衆議院の分野は政府與黨たる民政黨二六七、野黨政友會一七一、第一控室一九であつたが、濱口内閣としては此期議會は事實上の最初の通常議會であつた丈に、濱口首相が兇彈の爲め空しく病床に臥し、その雄姿を見ることの出來ぬ事は、返すくも遺憾の至りであつた。二十七日の貴族院本會議に於ては、全

院委員長に近衛公當選し、衆議院の全院委員長は民政黨の平山岩彦氏の當選を見たる外、常任委員長の椅子は全部民政黨の占むる所となつた即ち左の如し。

豫算委員長	竹内作平	決算委員長	津原武
懲罰委員長	戸澤民十郎	請願委員長	菅村太事

十二月二十三日午後四時より東京會館に於て民政黨議員大懇親會開催、出席者三百餘名、加藤政之助氏の提議により兼ねて富田幹事長を経て傳達せられたる黨員に對する濱口總裁の言辭に對し、幹事長を経て黨の意志を首相に傳ふべきことを満場一致賛同し、左の挨拶を決議した

あ い さ つ

總裁懇諭の次第は我々一同正に拜承致しました、我々黨員は一致結束して國家の爲め黨の爲め盡瘁致しますから、總裁に於かせられても黨の事は聊かも御心配なく、専念御静養の上、一日も速かに御快癒あらんことを切望致します。

右は富田幹事長に於て直ちに總裁に傳達すべき手續を取つた。

是より先き民政黨議員總會は同二十三日午後一時より本部に開かれ、井上剛一氏座長席に就き富田幹事長の挨拶に次ぎ、加藤情報部長より過日の各派交渉會の経過報告あり、次で會長副會長の選舉に入るや總裁指名一任と決し、總裁を代表して政府與黨の連絡係りたる安達内相より、會長に廣瀬徳藏氏、副會長に田中養達、佐藤正の兩氏を指名決定し廣瀬新會長座長席に着き議事に入り、院内役員選舉を議題としたが、之も總裁一任と決し安達氏總裁を代表して別項の十氏を指名決定した。次で森田主任院内總務は院内總務を代表して挨拶を述べ三時散會、それより東京會館に於ける大懇親會に移つた。

院 内 總 務

二十三日選舉委員會は濱口首相と會見の結果、院内總務は左の如く決定された。

原 夫 次 郎	加 藤 綱 一	工 藤 鐵 男	八 並 武 治
山 道 襄 一	牧 山 耕 藏	木 槍 三 四 郎	櫻 井 兵 五 郎
小 山 谷 藏	森 田 茂 (主任)		

民政黨大會

民政黨大會は休會明けの議會再開に先立つ昭和六年一月二十日、午後一時より上野精養軒に於て開催せられた、若槻、山本、片岡、加藤大津各顧問を初め、原、森田各總務外各院内外總務、富田幹事長外各幹部、江木、安達、井上、町田、小泉、松田、俵、田中の各閣僚並に各政務官その他所屬兩院議員、全國代議員等二千五百餘名出席、先づ富田幹事長の挨拶あり、次で八木逸郎氏より總裁今回の不慮の遭難に對する見舞ひの動議を提出し満場一致可決後、會長に片岡直温氏を推し田中武雄氏より黨務の報告あり議事に入るや定塚門次郎氏左の宣言及び決議を朗讀、之を可決し西村丹次郎氏の發議により、黨役員選定の形式を總裁指名となし、之に對して頼母木主任總務、櫻内新幹事長挨拶をなし次で總裁の委囑により安達内相起つて、重大議會に臨む黨の態度を示し黨員を激勵する演説をなしたる後、松田竹千代氏の祝辭祝電の披露あり、若槻顧問の發聲にて萬歳を三唱し午後三時大會を終り、續いて總裁招待の懇親會に移つた。

總裁代理として安達内相一場の挨拶を述べ、之に對して加藤政之助氏の答辭あり、それより永井、松田、中野、山道、櫻井、堤、山田等の諸氏交々起つて熱辯を揮ひ演説をなし、櫻内新幹事長の發聲にて民政黨萬歳を三唱し五時過ぎ散會した。

宣 言

我黨は財政の基礎を確立したりと雖も、尙進んで行政財政の根本的刷新、財政の整理、恩給制度の改正、電話の普及、製鐵の統制計畫を遂行し、陸軍々制を改革すると共に財政の現状に鑑み、特殊銀行の改善、不動産の證券化、金融制度を刷新してその機能を發揮せしめ、併

せて事業界の整理、産業の統制及び合理化を一層促進して之を徹底せしめ、以て財界の立直しを完成せしめんことを期す。
 我黨は農村の現状に鑑み、米穀法の改正、繭糸價の調節、その他農漁山村經濟の改善を計り、以て其の生活を安定せしめんとす。
 我黨は更に労働組合法、小作法の制定、救護法の實施、失業問題の解決その他社會政策施設を完備し、以て社會生活の向上を期す、尙ほ
 我黨は衆議院議員選舉法を改正して、選舉界の革正並びに選舉權の擴張を行ひ、市町村制の改正、婦人公民權を確認して國民總参政の妙諦
 を發揮せんことを庶幾す。

今や我黨は内外重要の秋に際し、遽然として濱口總裁の遺難に會す、然れども天命非ならず、總裁は萬死に一生を得て近く議政壇上に其
 の心血を吐露せんとす、吾人は益々一致結束して總裁の鮮血に彩られたる經綸の實現に奮進し、現内閣を支持督勵して以て國運の發展を圖
 り、國民の負託に酬むんことを期す。

決 議

第五十九議會に於ける我黨の行動は、之を議員總會の決議に一任す。

黨 役 員 表

總 務	本 田 恒 之	戶 井 嘉 作 (主任) 頼 母 木 桂 吉
幹 事 長	櫻 内 幸 雄	原 脩 次 郎
幹 事 員	石 塚 英 藏	西 村 丹 次 郎
幹 事 員	田 村 恒 一 郎	古 屋 慶 隆
幹 事 員	村 松 恒 一 郎	小 池 仁 郎
幹 事 員	添 田 敬 一 郎	中 野 正 剛
幹 事 員	紫 安 新 九 郎	

富 田 幸 次 郎	依 孫 一	田 中 隆 三
則 元 由 庸	八 木 逸 郎	松 田 源 治
降 旗 元 太 郎	小 泉 又 次 郎	荒 川 五 郎

(原、降旗、富田三氏は常務顧問に決定)

政務調査會會長	增 田 義 一	山 邊 常 重
同 副會長	岡 本 實 太 郎	
黨 務 部 長	前 田 房 之 助	定 塚 門 次 郎
同 副部長	阪 東 幸 太 郎	
遊 說 部 長	杉 浦 武 雄	小 峰 滿 男
同 副部長	枘 谷 寅 吉	
情 報 部 長	田 中 武 雄	櫻 内 辰 郎
同 副部長	比 佐 昌 平	
評 議 員 會 長	堤 康 次 郎	
會 計 監 督	岡 崎 久 次 郎	河 西 豐 太 郎
	松 村 毅 一	吉 田 磯 吉
	小 村 小 左 衛 門	鈴 木 寅 彦
幹 事	西 脇 晋	平 野 光 雄
		三 浦 虎 雄

中村 繼 男	鈴木 忠 正	清水 長 郷(以上常任)
清水 徳 太郎	松 尾 四 郎	森 峰 一
關 矢 孫 一	本 田 彌 一 郎	渡 邊 泰 邦
田 崎 武 男	土 屋 寛	矢 野 庄 太 郎
山 本 平 三 郎	松 田 竹 千 代	木 村 義 雄
宮 澤 胤 男		

斯くて休會明けの議會は一月二十二日再開、劈頭に於ける弊原首相臨時代理、井上藏相の演説大要左の如し。

弊原首相臨時代理の演説

諸君、濱口内閣總理大臣は昨年十一月十四日、不慮の難に遭はれ目下療養中ではありますが、遠からず當議場に出席し御目にかゝる事が出来るであらうと存じます、私は内閣官制第八條に依り内閣總理大臣臨時代理を仰せ付けられ、本日茲に政府所信の概要を陳述致しますことは、私の最も光榮とする所であります。

過去一年間を通じて國際政局上、最も重要な出来事は倫敦海軍條約の締結であります。御承知の如く同條約は外は製艦競争の危険を防止し内は民力の休養に資する所少からざるものあることは、今更申すまでもありません。此の條約の物質的並に精神的効果を永く維持し、更に進んで之が擴充を圖る事は關係列國の重要な責務であります。隣邦中華民國の内亂は昨秋漸く終局を告げ、目下同國政府は銳意國內秩序の回復と諸般施設の刷新とに努力を致してゐるものと認められます。帝國政府は夙に日華兩國の親交に重きを置きその關係の愈々圓滿に伸展せん事を期して居る次第であります。昭和六年度の豫算に付きましては、極力整理節約を加ふると共に新規事業は眞に緊急已を得ざ

るもの外一切之を認めない事に致したのであります。かくして編成せられたる昭和六年度總豫算は歳出十四億四千餘萬圓であります。たゞ國防に遺憾なからしむる爲め昭和六年度以降數年に亘る海軍兵力の整備計畫を立てました。

尙ほ政府は民力の涵養を圖るの急務から軍縮剩餘金の内より昭和六年度以降昭和十一年度に至るまで初年度九百餘萬圓平年度約二千五百萬圓の減税を行ふことに定めたのであります。公債に關しては獨逸賠償金を國債整理基金に繰入るゝことを當分の内中止したる外、大體前年度方針を繼續せんとするものであります。しかしながら失業者の救済は刻下緊切の要務でありまして夙に地方に於ては此れに關する事業につき起債を緩和するの途を開いたのであります。國家に於ても相當の計畫を樹つるの必要を認めまして、一般特別兩會計に於て既定の起債額以外に相當の公債を一年度限り發行する事と致しました。但し之に依つて財界を壓迫する事を慮り、之を公募に待つ事を避けたのであります。金解禁決行以後の經濟狀況を概觀致しまするに、わが財界は建直しの中に於て世界的の不景氣に遭遇したるため朝野を擧げて一時は不安の氣分に襲はれたのであります。その間において産業の合理化、國產愛用の奨励、金融の調節、失業の救済等種々の對策を講じたる結果人心は漸次安定するに至つたのであります。顧みますれば、昭和五年の一年間は財界一般に多難の時でありましたが、此の際朝野共に堅忍不拔の精神を以て此の難局に處するの覺悟が特に肝要であると考へます。翻つて廣く行政財政の現狀を看まするに急激に減少したる國費と國務執行との調和を圖り、今日の行政組織を改正して國民經濟の現狀に適合せしむる事は極めて必要であると思ひます。

又税制についても改正を要する點があると考へます、仍て政府は來年度早々、行政財政及び税制に關する調査會を設け、速かに整理の實を擧げん事を期します。恩給制度の改正は多年の懸案で最早久しく放任すべきものではありません、此の問題も政府の速かに解決せんとする行政整理の主要なる一項目であります、陸軍々制の改革に關しましては一昨年八月以來、陸軍當局に於て軍制調査會を設け講究中であります。最近に至り國際聯盟に於て陸、海、空の三軍を通ずる軍縮本會議を召集するの機運も熟して來ましたので、之をも考慮して審議するの必要を生じ、目下その趣旨に於て引つゞき研究を進めて居るのであります。之を要するに今日の時勢は漫然諸種の經費を膨脹せしめ

て、事業を濫興せしむべき秋ではありません、一には民力を培養して他日の伸展に備へ、一には財政經濟の基礎を強固にして國力の充實を期する事が刻下の急務であります。

井上 藏相の演説

昭和五年度に於ては財界の不況に因り、政府の歳入は著しく減少するものと豫想せられましたが、昭和六年度の歳入も亦た同様減少するものと豫測せられます。従つて昭和六年度の歳入の見積りを爲すに當つては、大體昭和五年度の實數より推して計算を立てたのであります。その結果は昭和六年度の租税その他の經常收入に於ては、昭和五年度の實行豫算に比して多額の自然減收を示し、その見積額は一億五千五百餘萬圓に上ります。加ふるに昭和四年度の決算に於ては殆んど剩餘金を生ぜず、従つて従前の如く前年度剩餘金を以て昭和六年度の歳出の財源に充つる事は出来ないでありますから、來年度豫算の編制に於ては、多大の困難を來したのであります。

一方、倫敦海軍條約に依つて軍備の制限は出來たのであります。従來政府の財政計畫上、海軍補充計畫の爲めに保留してありました財源は、昭和六年より同十一年に至る六年間に於て五億八百餘萬圓となつて居るので、右の六年間に於ては海軍補充計畫に充當すべき金額を一億三千四百餘萬圓と定めたのであります。來年度に於ける一般の各省を通じての節減額六千三百餘萬圓繰延額六千五百餘萬圓合計一億二千九百餘萬圓となり之に依り始めて歳入歳出の均衡を保たしむる事が出來たのであります。斯くして昭和六年度歳出の豫算額は十四億四千八百餘萬圓となり、昭和六年度の歳入と歳出とを對照しますると千餘萬の歳入超過となつて居りますが、此の超過額は昭和六年追豫算の財源等に充つる考へであります。なほドイツ國より受取るべき賠償金年額平均六百卅萬圓についてはこれを一般の經費に使用せず、國債の償還に充つる方針を樹て、本年度に於ては之を實行致したのであります。來年度より當分の間この賠償金を一般の財源に充當することに變更致したのであります。政府に於ては行政財政及税制の整理を實行する事を決定し、之に依り行政の合理化を計ると共に國民の負擔を

公正ならしめ、且將來に於ける財政の基礎を鞏固ならしめん事を期して居る次第でありまして、來年度豫算に於て行政及び財政整理調査會に關する經費を計上致したのであります。昭和六年度の豫算に於て特に説明を要する點は地租法の改正減税の計畫及海軍補充計畫であります。地租の課税標準を貸賃價格に改め、地租負擔の公正を期する計畫は大正十五年の税制整理の一として決定せられて居り今回昭和六年分より之が改正を實施する事とし、之が改正法律案を今期議會に提案する事と致し必要なる經費を豫算に計上致したのであります。倫敦海軍條約の成立の結果生じたる財源を以てする減税は地租營業收益税、砂糖消費税及織物消費税の四種の税目に付て之を行ふ事に致したのであります。海軍補充計畫の總額は昭和六年度より昭和十一年度迄六ヶ年度の間に於て經常部に於て三千八百餘萬圓臨時部に於て三億三千五百餘萬圓合計三億七千四百萬圓に上るのであります。昭和六年度の豫算に計上せる金額は九百九十餘萬圓であります。失業救済は一時的應急の手段でありますから、之が財源を公債に求むる事は眞に止むを得ざることと考へます。依りて政府は失業救済の主旨を以て帝國鐵道改良費の財源として千二百萬圓の公債を發行する事とし、尙追加豫算に於て失業救済事業費の財源にあつる爲に、一般會計に於て二千二百萬圓樺太廳特別會計に於て百五十萬圓の公債を發行する計畫を樹てて居るのであります。政府の從來採り來りたる方針に基き、その計畫に付ては、苟くも放慢に流るゝが如き事なき様十分の注意を拂ひ、従つて公債の金額も成るべく多額に上らざる様に致したのであります。

今日の經濟界の不況の時期に於て、中小産業者に對する金融を圓滑ならしむる事は、失業對策と相並んで最も必要なる事であり、政府は昨年三月預金部より信用組合を通じて、中小工業者に對して二千萬圓を融通する事を決定し、その後五百萬圓の増額をなし、爾來その貸付は大分進捗して居ります。その外農山漁村の失業救済資金として融通を決定せられました資金七千萬圓の一部は、農山漁村に於ける中小産業者に對する金融の援助となるのであります。尙ほ時局に鑑みまして小口の貸出しを特別に便利に實行する事となりたる爲めに、中小商工業者の金融は幾分緩和される事になりました。

尙政府は將來の對策の一として貯蓄銀行法、無盡業法の改正法律案を今議會に提出する考であります。昨秋末より財界の不安は餘程除去

せられ、商品及び有價證券の價格もやゝ安定するに至り、昨年末の金融界も平穩に經過する事が出来たのであります。又物價指數も昨年十二月には一二七・八となり、餘程戦前に近付いて来たのであります。一昨年六月以限一年半に於ける物價指數の低落の急激なりし事を見ても世界不景氣の程度を判断する事が出来、又之に比較して日本の不景氣の程度をも知る事を得ると同時に、物價が殆んど戦前に立ち戻つたことを見ますと、此の上物價が低落する餘地の縮少せられたる事をも察する事が出来るのであります。

以上各種の事情を綜合して考へますに、我が經濟界も不當なる恐怖の念に驅られ、極端なる不安時代は既に經過し、漸次正常なる状態に向ひつゝあると考へます。勿論この不景氣が急に好景氣になるとは何人も豫斷が出来ぬのでありますが、然しながら今日は徐々に堅實な歩調を以て經濟界の回復し行く傾向が、各方面に現はれて居ると思ひます。之を促進するには各種の事業の合理化統制を圖り、生産費を低下して根本的財界の立直しを圖ると共に、金融對策に十分注意を拂ひ、財界の立直しを容易ならしむる事に力を注がねばならぬと考へます。金解禁後に於ける金の流出入の關係を見ますに、明年中に三億八百萬圓の金が海外に積出されたのであります。然しながら日本銀行の正貨準備の關係に於ては、その受入れたものを差引きますれば、昨年十二月までに二億四千七百萬圓の減少であつて、昨年末の同行の金保有高は八億三千四百萬圓であります。而して一方には内國の會社銀行等の所有する外貨證券は著しく増加し、昨年中にその増加額は一億圓餘りに達して居ります。横濱正金銀行は七月以來賣應じた爲替決済の爲金を積出した額が六千萬圓に上りましたが、その積出したる資金は昨年の國際貸借決済の爲めにあらずして、寧ろ本年の輸入資金の一部と見るべきものであります。従て昨年中の日本銀行の金の保有額の減少が二億四千七百萬圓に達したる事も金解禁後の第一年としてさして憂ふべき事ではないと考へます。昨年の外國貿易の狀況は内地及朝鮮臺灣を合せ輸出十五億千八百餘萬圓輸入十六億八千餘萬圓でありまして、一億六千餘萬圓の輸入超過となつて居ります。之を前年に比べまするに輸出に於ては六億九千九百萬圓輸入に於て七億八千餘萬圓の減少となり、輸入超過に於て九百餘萬圓の減少となつて居ります。従て昨年の貿易は世界不況に際しました金解禁の第一年として敢て悲觀の要なきものと考へます。

昭和六年度豫算

昭和六年度豫算の概要を示せば、一般會計に於ては

	歳入	歳出
經常部	一、三九四、二九五、七四九圓	一、一七九、七七七、一二六圓
臨時部	六四、四七六、三九一圓	二六八、七五一、三四六圓
計	一、四五八、七七二、一四一圓	一、四四八、五二八、四七二圓

右表の如く歳入は十四億五千八百七十七萬二千圓、歳出は十四億四千八百五十二萬八千圓であつて、差引一千二十四萬三千圓の歳入超過となつて居る。此の歳入超過を以て、同年度の追加豫算の財源に充當せんとするに在ることは云ふ迄もなく、現在の財政状態より見て何人も想像し得る所である。而して此の昭和六年度豫算を前年度即ち昭和五年度實行豫算に比較すれば、歳入豫算に於ては一億四千九百七十六萬六千圓を歳出に於ては一億六千十一萬圓の各減少であり、昭和四年度歳出豫算十七億七千三百五十萬七千圓に比する時は、三億二千五百三萬九千圓の激減であつた。

昭和六年度豫算中の特色と云へば、ロンドン條約即ち海軍々備の縮少に伴ふ海軍主要兵力整備及び充實計畫を樹立した事と、海軍々備の縮少に伴つて減税を實行する計畫を樹てたこと、多年の懸案たる地租の課税標準を賃賃價格に改めること、及び各特別會計に於て恩給を分擔する事にしたこと等である。

政府は右の外(一)既定經費に對して極力削減を加へ(二)新規事業は殆んど之れを計上せず(三)公債も又一般會計では(失業救濟事業の分は別として)依然前年同様一文も發行しないと云ふ事になつたのである。此の三點は現内閣成立以來、終始一貫せる所であつて改めて説

明するを要しない。而して政府は六年度に於て多年の懸案たる地租を改正し、従来の地租の課税標準とする事になつたのを始め、他方に於て海軍縮小に依つて生ずる國庫餘剰金を以て地租、營業收益税、砂糖消費税、織物消費税の四税を改正する事になつた。その要點を示せば左の如し

地租改正 稅收入を増減を來たしめない方針の下に、従来の課税標準たる地價を廢して貸賃價格の百分の四・五を課す。
軍縮に伴ふ減税 イ、地租、課稅率を百分の三・八（百分の〇・七減税）とす、但し昭和六年度に限り百分の四（百分の〇・五輕減）とす。
ロ、營業收益税 法人の稅率を百分の三・四に（百分の〇・二輕減）個人の稅率を千圓以下四百圓以下の金額は百分の二・二（百分の〇・六輕減）に、千圓以上の金額は百分の二・六（百分の〇・二輕減）に引下ぐ、但し昭和六年度に限り個人の稅率は純益千圓以下のものは百分の二・五（百分の〇・三輕減）とす。ハ、砂糖消費税 昭和七年一月一日から各品種ともに稅率約一割輕減。ニ、織物消費税、昭和六年十二月一日から免稅品の範圍を擴張し、其他の織物も稅率約一割を輕減。

首相代理問題

休會明け議會の劈頭、幣原首相臨時代理の施政方針並に外交演説、井上藏相の財政演説終つて質問戦に入るや、先陣として政友會の鳩山一郎氏は憲政運用の根本問題として首相代理問題を提げて起ち、政府の本壘に向つて突撃を試みんとしたが、首相代理否認案提出の爲めの日程變更は直ちに一蹴された。第二日は三土忠造氏に次で武藤山治氏不景氣問題を中心として井上藏相と論戦し、朝野經濟論争に花を咲かせたが結局は是等の質問も論戦も舊き問題の蒸し返しに過ぎないのであつた。要するに野黨は首相の登院不能の議會に於て、政府の虚を衝き如何にかして之に打撃を與へんとする下心であつて、其の全力を傾倒して幣原首相臨時代理に迫つたのである。

減税案は二十七日の本會議に上提されたが、端なくも懲罰事犯審議促進によつて議場は混亂に陥つたのを初めとし、二月三日の豫算委員總會に於ては、幣原首相代理が一議員の質問に答へ「ロンドン條約が我が國防を危くするもので無い事は、同條約が御批准を受けてゐると云ふ

事から見ても明かである」と言つた事から、場内の混亂名狀すべからず、机は倒され窓ガラスは壊され、痰壺までも投げられた、而して委員會の續開は勿論本會議も休會となり、翌日も又その翌日も續けられ此間種々の流言さへ傳へらるゝに至り、安達内相と犬養政友總裁との會見に依つて落着する迄には、前後八日間の日數を要したのであつた。

斯くの如くにして衆議院のみならず貴族院にまでも、一種異様の空氣の漲り來るものあるを感得せざるを得なくなつた、即ち濱口首相の登院は果して可能なるか、可能なりとせば何時頃なりやと質問は、衆議院の豫算審査の進行中に於て屢々繰返され、貴族院に於ても亦た各派一致を以て首相の登院時期を質問せんとするの議が起らんとするに至つたので、幣原首相代理は之に先んじ自發的に、濱口首相の登院時期は三月上旬の見込みなる旨を報告するに及んだ。

濱口首相の登院

此の歳一月二十一日帝大病室を退院して、爾來首相官邸に靜養中の濱口首相は、三月九日午後一時五十分、幣原首相代理と帶同して宮中に參内、先づ濱口首相拜謁仰せ付けられ、内親王殿下御誕生の御祝辭を言上したる後、病中に拜した有難き御沙汰に對し謹で御禮を言上、十日より登院する旨を奏上し、首相臨時代理被免の件を書類を以て上奏御裁可を得、次で幣原外相は首相臨時代理在任中の御禮を言上して退下した。

斯くて首相登院の當日たる三月十日の衆議院本會議の議場は、緊張と云はむより寧ろ悲痛と云ふべき氣分の漲る中に、一同片唾を呑んで首相の出席を待つ。傍聽席も人の山を築き其中には徳川貴院議長の顔も見へた。午後二時藤澤議長、議長席に着き各大臣も着席、二時五分いよ議長席背後の扉は開かれ、モーニング姿の濱口首相が現はるゝや、嵐の如き拍手は起つた、首相は中島書記官長と戸田秘書官とに守られながら、ステッキも突かず歩行して定めぬ席に着いたが、又しても嵐の如き拍手は起つた。病餘の首相の姿を眼の當りに見、その悲壯なる決

意を知つた議場の空気は一瞬非常な緊張を漂せたのであつた。二時六分議長開會を宣すれば濱口首相は演壇に進み、左の如き挨拶をなし之に對し大養政友會總裁起つて慰問の辭を述べた。

諸君、私不慮の遭難の爲め時局多事の折柄、數ヶ月の間國務を離るゝの已むなきに至りました、今日まで諸君と相見へ共に國政を議する事の能はなかつたことは、私の頗る遺憾とする所であります。以來健康も次第に回復いたし、昨日を以て首相臨時代理の任を解かれ、同時に私自ら總理大臣の職務に當る事となつたのであります。こゝに御報告旁々一言申上げる次第であります。

犬養毅の慰問　私は濱口首相に對して一言の御慰勞を申し上げ度い、昨年不慮の御遭難以來、長い御病床に在られて御無聊の有様は、實に御同情に堪へません、密かに痛心いたして居りましたが、幸に御健康を御回復せられて、今日こゝに御出席あらせられて自ら國事に當られる事に接しまして、私共も實に欣快に堪へませぬ、一言を呈して謹んで御慰勞を申し上げます、御健康を此上とも御回復せられんことを祈ります。

昭和六年度追加豫算案（失業公債、救護法實施財源たる競馬法改正その他の案件）が、衆議院に上程せられたのは三月十八日であつたが、濱口首相は此日も病軀を押して出席し、政友會の鳩山、大口氏等の質問に對して應答をなした、然し大口氏の第二質問に對して答へた頃は、流石に疲労を感じて語勢も幾分か弱り、顔色も甚しく良くなかつた。時恰も五時二十二分、議長は休憩を宣し與黨幹部は野黨に對して、質問は後一人にしてほしいと交渉したが野黨は應答せず、交渉四時間に及んだが纏らなかつた。かくて九時三十五分議長開會を宣すると同時に、與黨進行係りは討論打ち切りの動議を提出せんとしたが、野黨側は之を耳に入れず「首相は何うした、首相は何うした」と連呼して議長席に雲集し、遂に騒擾裡に散會。翌十九日更に政民の交渉は續けられたが、同夜十一時に至るも遂に決せず、結局十一時十五分に至り議長振鈴を命じ、追加豫算案は無質問、無討論で可決された。

議　會　終　了

此期議會に政府の提出した豫算案八件、昭和四年度決算關係六件及び法律案七十四件に對し、豫算案は原案可決、法律案は衆議院通過七十二件、兩院通過六十四件を示し二日間の開期延期の後、三月二十七日を以て終了した。議會終了と共に民政黨の發表せる署名書左の如し。

第五十九議會は本日を以て終了した、思ふに今期議會は我黨内閣成立以來、最初の通常議會なりし爲め、我黨年來の主張を具體化する幾多の重要法案が提出されたのであつた。然かも豫算總會に於ける反對黨の暴力的審議妨害により、同總會は數日に亘つて議事の停頓を來しそれが爲めに一般議事の進行は甚しく妨害されたに拘らず、政府提出議案七十二件は全部衆議院を通過し、僅かに數案を除くの外は貴族院をも亦た通過するの好成績を收獲し得て、大に國家の進運に貢獻し得たる事は、我黨の頗る欣快とする所である。

唯だ最も緊要なる社會立法たる労働組合並に小作法の兩案が、衆議院を通過したのみで、貴族院に於て審議未了に終つたのは甚だ遺憾である、由來、今期議會は首相の傷痍いまだ全く癒えざる隙に乗じて、動もすれば所謂政府いぢめの陰險なる策動が背後に迫らんとするにあり、或は暴力によつて神聖なる審議權をすら蹂躪して憚らざらんとする反對黨を前にするあり、這般の苦境に處して尙ほよく如上の成績を收獲し得たるは、畢竟我黨が公明なる心事によつて力量の濫用を慎しみ、常に憲政運用の中正を期し、處置その宜しきを失はざりしによるもの、我等の大に満足する所である。

議員總會

三月二十八日民政黨議員總會を本部に開會、席上、安達總裁代理より左の如き挨拶があつた。

第五十九回帝國議會はいよいよ終了し、本日を以て閉院式を舉行せられました。濱口總裁は所勞の爲め、遺憾ながら茲に出席がありません。私に總裁に代り一言諸君に御挨拶を申し上げ度いと思ひます。願れば今期議會は頗る多事多難の議會でありました。同志諸君が同心一體となり、所謂一絲亂れざる結束と、晝夜を別たざる奮闘努力により、幾多の波瀾を乗り切り、相繼いで生じたる難關を突破し、豫期の好成績を挙げ、こゝに議會終了直後の議員總會の席上凱歌を奏するに至りましたことは、諸君と共に御同慶に堪へぬ所であります。

わが黨は第五十九議會が開かれんとするや濱口總裁の病氣未だ癒えず、政戰の門出に於て同志諸君と共に一語言ふ可からざる悲壯の決意を以て議會に臨んだ。その光景は今なほ吾人の眼前に彷彿してゐる。當時世人はわが黨の黨情を評して、民政黨の受難時代と呼んでつたのであります。反對黨はこの機會に乗じて倒閣運動に全力を傾注し、上下兩院の反政府黨相呼應し、あらゆる戰術を盡して奇襲猛撃して來たのであります。その間に生じたる幾多の問題は列擧する迄もない。わが黨はこの間に處し、時としては隱忍自重、時としては正々堂々の陣を張り、善謀善戰遂に政策の大部分を實現せしめたのである。即ち豫算案追加豫算案減稅案を始め幾多の重要法案の大多數は通過したのであります。殊に議會の末期に當り貴族院の一部が減稅諸案中の地租法案の否決、又は修正を企てんと策するやわが黨が疲弊困憊せる農村のために敢然起つて強硬なる態度を示し、政府を援けて所信を貫かしたことは、實に衆議院における絶對多數黨たる威力を示し、國民の信望に背かざるの事實を表現せるものであつて、眞に今期議會に於けるわが黨有終の美を發揮したのであります。

また濱口總裁の病氣も幸に恢復し、頃日來、度々登院して答辯の衝に當られたることは、定に欣快に堪へざる所であります。今や議會も終了し政局は愈々安定しました。これ偏に諸君が愛黨の至誠の結晶の賜物であります。しかし、わが黨の任務は今後にあるのであります。

す。即ち議會に於て成立した各種政策の遂行に邁進すると共に、行政、財政、税制の根本的整理を斷行して、こゝに政策を樹立し人心一新を圖り、わが國未會有の不景氣の打開に努力せねばならぬ。この時局匡救の大任務を果すことが、わが黨が、全國民より託せられたる絶對多數黨たる大責任であると考へます。今や時局は頗る重大、この際に處し我々同志は、自任自重、以て國家の重きに任ぜられんことを、希望して已まぬ次第であります。

此期議會に於て成立せる重要法案

第五十九議會に於て成立した重要法律案は、六十四件であつて此の外、所謂公民權案たる市制中改正法律案、町村制中改正法律案、府縣制中改正法律案、北海道會法中改正法律案は衆議院を通過して貴族院に於て否決され、小作法案、治安警察法中改正法律案、労働組合法案、労働争議調停法中改正法律案の四件は、衆議院を通過したが貴族院に於て擱り潰され、船員保險法案は衆議院に於て審議未了、衛生組合法案、傳染病豫防法中改正法律案は、貴族院に於て審議未了となつた。

而して成立したる法律案六十四件中、特に注目すべき重要法案に就て記せば、先づ社會政策的法律案として失業政策の中
失業救済大道路事業 昭和六年度追加豫算に計上された失業公債二千二百萬圓（内昭和五年度分三百萬圓）の發行により國道及び府縣道に對し、事業總額三千六百五十萬圓の國營並に府縣の失業救済を新年度早々から起工、之により延人員に於て千三百七十一萬人の失業者を飢餓線上から救ひ、一面失業者の都市集中を防止しようと思ふのである。此し施行府縣は國道に於ては、三十五府縣に及び（比較的失業者の少ない縣を除き）府縣道に於ては全府縣に渉るもので、この事業の性質上施行方法は産業合理化とは全く反對に、成るべく機械力を排し人力を主とする方針であつて、その平均賃銀は一人一圓二十錢となし、地方の特殊事業によつて高低を認める事にした。

この失業公債發行に關して附記すべきは、此の公債發行は決して政府の財政經濟政策、即ち非募債主義の破綻を意味するものではなく、社

會政策的見地から必要止むを得ざる應急策として、之を採用するに至つたもので聊かも事業救済の意味を有せず、失業者救済の用に充てるものである事を力説せる點に於て、特に明年度限りと限定したのである。

入營者職業保障案 兵役義務者に対する一種の救護法であつて、何人も兵役義務者に対して採否を決する場合に不利益な取扱ひをなす事が出来ず、又退營した場合にも三月以内に復職せしめなくてはならない、而してその復職した際は入營直前の賃銀給料を給し、待遇も同等のものにしなければならぬと云ふ事になつてゐる、併しながら本法は道德的立法たるに止まり、違反者に對する形罰規定はないから、その實際的効果を危ふまれたのである。

職業紹介機關の擴充 失業對策の圓滿なる遂行を企圖する爲め現在の青森、東京、名古屋、大阪、福岡の五地方職業紹介事務局の外に長野と廣島、岡山の何れか都合二局を増設、三百七ヶ所の更に十ヶ所を増設する方針である。更に社會事業施設としては

救済法の實施 六十五歳以上の老衰者、十三歳以下の幼弱者、妊産婦、不具廢疾傷病者及び精神身體の障礙の爲め勞働能力なく、且つ扶養義務者を有さざる者に對し、一日三十錢を給與して生活を保護し、病氣の際は治療を施し、妊産婦には産前産後四週間生活費を給し助産料十圓を與へ、不具廢疾者は身體に障礙ある者には全治まで生活の保證を與へる、而して生産資金は最高を百圓とし、農村に在つては鎌鍬等の容易なる諸器具、都會地にあつては手内職程度の機械器具類を給與、又は與貸し、乳兒哺育期間は、幼兒と母親をも併せて救護する。之が爲に内務省は社會事業調査會を開いて施行勅令案を諮問し、社會局に専任の技師事務官一名を置き、各府縣に制任官一名を配屬し、昭和七年一月より實施する爲の準備に着手した。當時内務省の調査に依れば、要救護者數は九萬人であつて、その内譯は六十五歳以上の老衰者二萬五千人、十三歳以下の幼弱者三萬八千人、妊産婦千五百人、床病傷疾者一萬二千六百人、心身耗弱、身體虛弱の爲勞働能力無きもの、及び乳兒哺育の母千五百人となつてゐる。

軍事救護の擴充 一般救護法に併行するもので、現行軍事救護法は傷病兵その家族若しくは遺族、應召中の下士兵卒の家族の生活保障と醫

療等が施されてゐるが昭和七年一月から妊産婦には助産手當約十圓、埋葬料約七圓を給する外一役免助（現役から豫備、豫備から後備に編入された者）も被救護者に入れる。尙ほ勞働立法としては

勞働者災害扶助法 本法は土木建築、交通運輸、貨物積卸し、土石採集等の勞働者の就勞中の負傷、疾病、又は死亡に對し、事業主に向つて扶助の義務を命ずるもので、その範圍程度は勅令で規定されるが、傷病に對し、療養費を支給するか、或は療養を施し休業中は六箇月まで賃銀の六割以上、その後は四割以上の休業手當を支給し、負傷疾病治療後身體に障礙を貽し終身自由を辯ずることが出来ぬ場合は五百四十日の賃銀、それ以下は各等階に分ち、同四十日分まで障碍扶助料を支給し、死亡したる場合は、一年分の賃銀と三十圓の埋葬料、療養三年にして治癒しないときは、打ち切扶助料として賃銀五百四十日分を支給しなければならない。規定で、昭和七年一月から實施の豫定である。

勞働者災害扶助責任保險法 前項勞働者災害扶助法の圓滿なる運用を企圖し、小事業主の一時の負擔を防ぐ爲め、比較的資力の乏しい土木建築業態の事業主に對しては、新設の國營災害扶助責任保險に強制的に加入せしめ、一定の保險料を事業主からのみ徴し、國家が代つて勞働者の扶助をなさんとするものであつて、その他の業態の事業主の加入は任意としてある。而してその保險の範圍は災害後十五日以後の、療養休業扶助料、障碍遺族打切扶助料等で、輕微な災害は保險範圍外に置かれてゐる。尙工場、鑛山勞働者に在つても、健康保險の範圍外に在る百八十日後の疾病負傷の療養、遺族障碍打切扶助料を目的とし、工場主はこの保險に加入することが出来る。

小兒保險法 現行簡易保險法を改正し、十二歳未満の小兒も保險に加入し得る途を開いたものである。目下我國に於ける小兒の數は約一千五百萬人であるが、元來小兒は死亡率が高い爲に、民間事業として小兒保險を營むことは到底困難で、それが爲に現在我國に於ては行はれてゐず、ただ之に類するものとして、徴兵保險、婚資保險などがあるが、之は一種の蓄貯保險であつて、死亡した場合は保險料を無利子で返還するだけである。然るに小兒保險は、死亡した場合は勿論、生存者でも期間が來れば規定の保險金を支拂ふといふので、本法案の計畫によると、加入年齢は滿三歳以上、十二歳未満とし、契約關係人の制限については、保險契約者は被保險者の實父母、養父母、實祖父母及び實兄弟

であつて、この範囲内に於ける保険契約者が無くなつた場合は、被保険者を契約者とする制限を設け、この契約者を保険金受取人となし、保険金欲しさの小兒殺しなどの危険を除去せんとする。而して十二歳未満の被保険者の死亡に對して支拂ふべき保険金額の最高限度は四歳未満六十圓、五歳未満八十圓、六歳未満百圓、七歳未満百二十圓、八歳未満百四十圓、九歳未満百六十圓、十歳未満百八十圓、十二歳未満二百圓で、保険種類は、十五年満期小兒保険と、二十年満期小兒保険の二種あり、保険料額は月額三十錢、五十錢、一圓の三種で、保険料は全期間拂込みとしてゐる。昭和六年十月一日から實施される。それから内務省關係の法律案並に刑事補償法では

違警罪即決令の改正 現行の違警罪即決令は太政官布告に基くもので、毎議會を通じてその改正が議員より提案され、其の都度擲り潰されて來たのであつたが、今議會に於て漸く成立し九月一日から實施の事となつた。今回の改正は正式裁判請求の機會を擴大し、即決處分によつて拘留した場合、被告人の法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬、配遇者及び被告人の屬する家の戸主中、被告人の指定する者にその旨を通知する義務を警察に命じ、拘留された場合被告人に證據湮滅の恐れがなければ、書類その他のもの、授受を認め接見は如何なる場合でも認めなければならぬ事になつた。其他に著作權法の改正もあるが、地方財政に關するものでは

地租附加税 地租の課税を賃貸價格に改める結果、宅地租は約一千萬圓近くの増税となり、田畑地租はそれだけ減少することとなる、之に軍縮による地租の減税約一千萬圓を計算に入れると、宅地租は將來五百數十萬圓の増徴となり、田畑地租は千五百萬圓の減税となる。之が影響を受くべき地方税附加税並に特別地税は、全體として増減税とならぬやう改正すると云ふ主旨で、府縣市町村とも地方財政の激動を防止する爲め、増税額の七分の一宛を昭和七年より向ふ七年間に割賦徴收し、減税額は同じく七分の一づつを七年間に漸減し、歳入の均衡を保持する事とした。尙又、營業收益税の減税に比例し、小商工業者たる府縣營業税も六年度一割、七年度以降二割の減税を行ふが、その實際は昭和六年度豫算において輕減した三十四萬圓を差引くと、六年度五十萬圓(五分)七年度以降九十三萬圓(一割)の減税と云ふ事になるのである。

都市計畫法の改正 地租の課税標準變更による事務的改正であつて、施行勅令に於て從來區劃整理を行ひ、土地面積の異動收益の増大を來

しても、課税額は區劃整理施行前の額を總面積に指り當て、保護の途を講じてゐたものを、區劃整理後は増大した収益に比例して課税し、隠れたる増税を期待せんとしたものである。

刑事補償法 司法省が多年要望してゐた、寃に泣く無罪者の慰藉を目的とする本法は、昭和七年一月一日から實施される事になつた。本法によつて補償を受けるものは豫審免訴、公判の結果無罪、非常上告で無罪、再審上告で無罪になつた者に限られ、専ら司法權の發動の結果に依るもののみで、警察犯處罰令その他の行政處分の結果には及ばない。この點本法が徹底を缺き、生温いといふ批評を受けた譯である。拘留に依る補償額は、一日五圓以内となつてゐて、最少額を限定してないが、當局は三、四圓見當だと云つてゐる。而して、本法の第四條第二項に於て補償を與へない場合も規定されてゐる。即ち一は「起訴せられたる行爲が公の秩序又は善良の風俗に反し著しく非難すべきものなる」と云ふので、例へば強姦の訴へをされたものが起訴收容され、公判の結果和姦となつた場合の如きである、元來本法の根本目的は無辜の良民に適當なる慰藉の途を講ずるに在るから、中流以上の生活者にとつては一日五圓の補償がされたからと云つて、必ずしもそれで慰藉の途が講ぜられたとは云へぬ、そこで新聞紙上及び官報に公告してこそ初めて慰藉の完全なる目的を達するものと云ふ事が出来るから、此の方法を講ずべしとの議論が行はれたので、官報だけに「無罪又は免訴の裁判の主文及び要旨、並に補償をなしたる旨」の公告を爲すと云ふ事に修正された。減税關係の法律案としては

新地租法 今回の減税計畫の中で一番重要なものは地租法である。即ち一千萬圓の國費と、今回稅務監督局員の文字通りの決定的な努力の結果漸く出來上つた全國一億三千萬圓の土地の賃貸價格調査に基き、これを課税標準とし、從來の課税標準であつた法定地價を廢止し、負擔の公正を圖り併せて減税をも行ふといふのである。即ち新地租法によれば 一、從來、法定地價を課税標準とし宅地はその百分の二・五田畑は百分の四・五その他の土地百分の五・五となつてゐたのを廢し、課税標準を賃貸價格とし各地一律に百分の三・八とする。(但し減税金額の關係上六年度は百分の四) 一、自作農の免稅點は賃貸價格の二百圓とすること。一、但し今回の改正によつて負擔の激増を來す者に對しては三

三・八以上の負擔増にならぬやう賃賃價格を制限する事。が新地租法の要點であるが、これによると六年度では宅地は六百六十五萬圓の増、田租は一千二百四十一萬圓、畑租は百四十四萬圓のそれ／＼減少で、その他を併せて結局差引き六百七十七萬圓の減税となり、七年度以降に於ては、宅地は五百四十五萬圓の増、田租は一千三百八十一萬圓の減、畑租は百七十三萬圓の減となり、差引き一千八十餘萬圓の減税となるのである。かうしてみると、平年度の各税目全部の減税額が二千五百萬圓にすぎないのであるから、地租はその大部分を占めてをり土地所有者は一般營業者よりは優遇されてゐる。

營業收益税法改正 本法改正は、一人の税率は現在の純益の百分の三・六を三・四に改め、個人は現在の百分の二・八を廢して純益千圓以下に對しては百分の二、二千を超えるものにはその超過金額に對して百分の二・六を賦課することにする。一、但し昭和六年度に於ては個人の税率を純益千圓以下の金額に對し百分の二・五とし、法人の方は従來通りとする。となつて居り、このために六年度の減税額は百二十一萬四千圓、七年度以降では四百四萬四千となつて居る。この營業收益税にしても地租にしても、國税に於てはなるほど減税になつてゐるけれどもこれによつて地方税も改正される事になる。しかも地方財政は現在非常な窮乏にある。故に實際に於て個人の負擔は地方税、國税を通じて見ると果してどれだけの負擔軽減になるかと云ふので、反對黨は今回の減税案は實質に於て増税になるなど、唱へたのであつたが、左様な事は無いのである。

砂糖消費税法改正 昭和七年一月一日から實施されるのであるが、平年度に於ては六百五萬九千圓、六年度に於ては二十一萬七千圓の減税である。反對論者は之を目して全く申譯に過ぎぬ減税であり、一斤に就て僅かに三厘の減税が何程の効果があらうと云ふ非難を放つたのであつた。

織物消費税法改正 この織物消費税は出来るだけ下級織物の免税の範圍を擴げ、同時にその税率約一割を減じ、施行期日は本年の十二月一日となつてゐた、故にその減税額は九十一萬一千圓で、平年度に於て四百十三萬六千圓で減じられた所を具體的にいふと銘仙一反に付き二錢

といふ譯で、之に就ては後に民政黨内に於て更に減税を擴大しようといふ論が起つた。

蠶糸業組合法 本法制定の目的は我國の重要産業であり、輸出の大宗である蠶糸業の統制を圖ることであるが、本法が第五十九議會に出る迄には可成りの曲折があつたのである。即ち蠶糸業組合法案には蠶糸同業組合中央會案なるものがあり、一方には帝國蠶組合法案なるものがあつて、なか／＼兩者の意見一致を見なかつた。そして議會なかばとなつて、漸く大日本蠶糸會々頭牧野子のいはゆる裁定案なるものに一致し、農林當局も、また大體これに同意して、法案を作成し、會期の後半に提出されたが衆議院に於て農村關係代議士の絶對的賛成で案外容易に通過したので、農林省としては思はぬ拾ひ物をした様なものであつた。本法案の骨子とする處は、

一、蠶糸業組合は(一)養蠶業(二)蠶種製造業(三)産業組合製絲(四)生絲製造業(五)生絲問屋業(六)生絲輸出業の六業種に就き夫々組合を認め、二業種以上の混合した組合、例へば製絲業と生絲問屋業とが組合を組織することは認めてゐない。これは各業種は夫々獨自の利害を有してゐるからこれを公平に主張せしむるためである。

二、従來の蠶糸業に關する同業組合は、單に營業上に於ける弊害矯正を目的として消極的であつたため、蠶糸業の發達改良及び進んでは斯業の統制を圖ると云ふ様なことは出来ない嫌があつたが、本法に依る組合は凡て法人とし、各種の事業を行ふことが出来る。例へば養蠶業組合に於ては蠶品種の改善、養蠶業の指導、繭取引方法の改善等である。

三、組合はその業種に従ひ、夫々當該業を營むものを直接組合員とすることが原則であるが、養蠶業組合に於ては、農家一戸々々を直接組合員とするには複雑多岐に亘り、却つて効果を擧げることが出来ないとして、各部落をして養蠶實行組合法人なるものを組織せしめ、これを組合の構成分子とする。これに依り從來兎角製絲業者に依つて無視されつゝあつた農家、即ち養蠶家の利益も十分主張されることになる。この實行組合は養蠶業に關する各種の事業を行ふ事が出来る。

四、養蠶業組合の地域内に於て、養蠶業に關する事業を行ひつつある農業、又は産業組合は行政官廳の認可を得て、組合に加入することが

出来る。

五、養蠶業組合は郡市、蠶種業組合、産業組合と製絲組合、製絲業組合は府縣、生絲問屋業組合は郡市、生絲輸出業組合は市の地域に依り更に道府縣養蠶業組合聯合會、全國區域の養蠶業組合聯合會、蠶種業組合聯合會、産業組合製絲組合聯合會、生絲問屋業組合聯合會及び生絲輸出業組合を組織し、これ等の全國的聯合會を以て、日本中央蠶絲會を組織せしむることとなつてゐる。

六、前記の各聯合會の事業としては所屬組合の連絡統一を圖り、中央蠶絲會に於ては聯合會及び所屬組合の連絡統一を圖る事はもとより蠶絲業團體の中央最高機關として生絲の海外販賣擴張、及び斯業の全部に亘る改良發達等に必要なる事業を行ふことになつてゐる。

七、本法に依る組合は、總て法人として、特別の保護を與へられてゐるが、政府は之等の組合事業遂行上遺憾なきを期するため、各種の監督をなしてゐる。即ち蠶絲業組合を設立した場合には、組合員たる資格を有するものは當然組合員として、組合の經費又は過怠金等の徴收に就き強制徴收をなし得る外、必要ある場合には組合員の事業の場所に臨檢検査をなし得る権限を與へられてゐる。又行政官廳は蠶絲業統制上必要ある場合は、組合又は聯合會の設立を命じ、組合の内容の調査し、改善命令を發し又は處分をなすことが出来る。

であつて、これにより、現在の我國の蠶絲業は、完全に統制の緒につくわけである。

蠶業法中改正 この改正は蠶絲業組合法の制定に伴ひ、從來蠶絲業の中央機關を同法に於て蠶絲中央會と稱してゐたものを、今回「中央蠶絲會」に変更したまでである。それよりも輸出生絲検査法の改正があるが、之によつて輸出高は昭和七年一月から一齊に強制検査に歸さねばならなくなつた。本法の施行は云ふ迄もなく、生絲の規格を統一し生産者にも消費者にも取引業者にも安心して取引させるに在る。

米穀法並に同會計法の改正 濱口内閣成立以來二年餘、充分に案を練つて米穀調査會案を基準に作り上げたのが此の兩改正となつたので論戰幾十會休會明け早々提出したものが、漸く最終一日を餘す二十四日に貴族院を通過したと云ふ危い瀬戸際で成立したのであつた。今回の改正の要點とも云ふべきものは、從來の米穀法の建前で行くと、政府が米穀の數量調節のため、賣又は買出動を行ふ場合、そこに一定の標準が

なく、農林大臣を會長とする米穀委員會なるものに、一應形式的に諮問すればよい事になつてゐる。勿論、この米穀委員會に諮問する場合には、政府の方針は豫め決定し、大體その方針通り決定することは、從來の例に見ても明かである。従つて、米價が値ごろを維持してゐると思はれてゐる時でも、時の農林大臣がこれを安いと認め、買上げを斷行しようと思へば出来るし、又これと反對の場合も同様であつた。こんな次第であるから、從來米の買上げなどに相當政治的意味が含まれてゐたやうな場合も、なきにしもあらずであつた。こんな政府は今回米穀法に依る米の賣買には、一定の基準がなくてはならぬと云ふので、米穀委員會の答申によつて今回の改正が行はれ、この基準が例の率勢米價であつた。而して改正の主點を要約すれば(一)從來の遠觀的米穀法の運用を避けるため買出動の時期を率勢米價の下値二割を生産費に依つて定め、又賣出動の時と同じく率勢米價の上値二割と家計費に依つて定め、只だ生産費家計費の調査が出来るまで、暫定的に率勢米價のみで基準米價を出すことにし、(二)外米の壓迫を防ぐ方策として米穀の輸出は、勅令に別段の定めある場合を除く外、政府の許可を要することとして、之が違反に對し嚴重なる罰則を加へたことであり、次に米穀供給特別會計法改正では、(一)米穀法運用の爲め必要な資金の限度を二億七千萬圓から三億五千萬圓に増加し、運用上の餘裕をつけたこと、(二)この會計法が米買上の際發行する米穀證券を從來一年間限り發行してゐたものを、資金に餘裕をつけるため、借換借入をなし、また、一年間限りの再發行を許すことである。

重要輸出品工業組合法の改正 本法は現行の重要輸出品工業組合法の名稱を、工業組合法と改稱したものである。現行重要輸出品工業組合法は我が輸出中小工業の改善振興を圖る目的を以て、制定せられたのであるが、大正十四年に施行せられて以來、本法に基づく工業組合は、廣く輸出工業に亘り堅實な發達を遂げ、業界の合理化に著々その効果を擧げつつある次第である。併しながら時勢の進運と本法施行以來の實績とに鑑み、今回之が一部改正を行ひ、更にその機能を發揮せしむることとした。今回改正せられた主要なる點を擧ぐれば次の如くである。

(一)本法組合法適用の範圍を擴張して、單に重要輸出品工業に限らず、汎く一般工業に及ぼすこととし、従つて重要輸出品工業組合法の題名を工業組合法と改めたこと、(二)組合事業として新に貯金の受入及資金の貸付を行ふことを認め、工業組合をして中小工業に關する金融

機關たる機能を有せしめこと、(三)工業組合に於て生産制限販賣價格の協定等の事業經營に對する制限を行ふ場合には、之に關する規程を定め行政官廳の認可を受くべき旨の一般營業者及消費者保護の監督規定を設けたること、(四)主務大臣は工業組合に對し營業上の弊害矯正の爲のみならず、弊害を豫防する爲にも必要なる施設命令を發し得ることとせること、(五)主務大臣は營業上の弊害矯正の爲のみならず、弊害を豫防する爲にも組合員外の者に對し組合の定むる取締制限に服すべき旨の命令を發し得る事とせること、(六)從業組合員の責任は有限責任なるも新に保證責任制度をも認め、以て組合の責任を擴張し、組合金融に資せること、(七)從來組合員の議決權の數は原則として一人に付一個にして議決權總數の十分の一を超えざる範圍にて之が例外を認むるも從來の實績に徴し、十分の一の制限は不十分なるを以て之を十分の三迄擴張せること、(八)工業組合聯合會には、工業組合に非ざる個人たる工業者も加入し得る途を開き、以て聯合會が全國的に統制を行ひ統制を維持

輸出組合法改正 今回の改正は施行後の實績に鑑み、且つ輸出貿易の現状に照らし其の缺陷を補正し、その本來の目的を達成せしむるにあり、大體左の六點を要旨とする、第一は輸出組合の事業範圍を擴張した點であつて、新販路開拓の場合には進んで組合員の取扱ひ商品の買取輸出事業をも行はしむると共に、營業上必要な資金の貸付、又は組合員の貯金の受入等の便を得せしめ、以て貿易金融の圓滑を期してゐる第二は輸出貿易に關する營業上の弊害に關する監督を嚴重ならしめた點であつて第三は、同一種類の重要輸出品の輸出を業とする者を以て組織せる輸出組合及びその組合員にして、同業組合への不加入又は脱退を爲し得る規定を設けた點である。右は元來輸出組合に於ては、同業組合の目的とする營業上の弊害矯正、並に利益増進に關する施設を其他の經濟的施設と併せ行ふことを得るのみならず、今次の改正に於ては既記の如く特に監督規定を嚴重にしたため、十分その目的を達し得るを以て、重ねて同業組合員として拘束するの必要な事情に鑑み、之を規定したのであつた。第四は保證責任制度を認めた點で、外部に對する組合の信用を増大し、業務の執行を圓滿ならしめようと云ふ主意からである、第五は總會に於ける組合員の議決權の割當に關する制限を緩和した點であり第六は、輸出組合聯合會制度を認め、輸出業者の全國的統制

を容易ならしめたことである。

關稅定率法改正 先づ木材關稅引上げから云へば、田中内閣當時の木材關稅引上げに當つて、沿海州から輸入される物に對しては其の輸入量も少なく且つその伐採は、邦人の手になるものが多いと云ふ理由の下に、除外例として引上げずに終つたのであるが、その後その時の改正によつて關稅を引上げられた木材は、殆ど一齊に輸入量減退を示したのに拘らず、沿海州材は昭和四年の百六十五萬石から、五年には一躍二百三十萬石に増加し、樺太並に北海道材に非常な影響を與へるに至り、同時にまた沿海州に於ける伐採は、邦人の手より露國人の手に移つてしまひ邦人企業保護の目的は、完全に失はれてしまつたので、今回引上げることになつたのである。而してその種類は、關稅定率法別表六百十二號第一項己の四にある樹類全部で、モミ屬のトド松ノブルプア一等、唐檜屬のエゾ松、スプルース等松屬の紅松カラ松屬の落葉松で一律に一割七分の引上である。即ちこれ等の樹類中、大中角と丸太割材は現在無稅であるのを從價で一割七分、從量で一立方メートルに付二圓七十錢となり、板類小角類で厚さ二百ミリメートルを超えざるものは、從價三分を二割に引上げる。即ち從量で言へば、一立方メートルに付四圓四十五錢に引上げることになつた。

政府表面の引上理由は、勿論先に述べた所にある事は疑ひのない所であるが、全國の方面委員に上奏決議までされて、駄々をこねられた救護法實施の財源を、之によつて得ようとした(木材の引上げで八十萬圓の増となり、人絹の引下げで三十萬圓の減、差引五十萬圓の關稅收入増)事も、また今回の引上げの極めて重大な原因であるといはれる。なほ本改正法律案の審議に當つて政友會は、之に關聯して南洋材をも引上げるべきであるとしてその修正案を提出したが少數否決となり、その代り民政黨から關稅定率法別表中、第六一二號、「癸」に該當する南洋ラワン材は、近時その輸入量増加の傾向にあり、その價格低廉にして内地調葉樹の市場を壓迫するに鑑み、これが輸入稅引上の要ありと思惟す。といふ付帯決議が附せられた。

次に人絹關稅引下げであるが、人絹は從來の百斤百二十五圓から一舉五十圓の引下げで七十五圓となつた、之を百ポンドに換算すると百ポ

ンド五十六圓七十錢位になる、イタリー人絹の平均輸入値段は百ポンド八十九圓九錢であるから、之に新關稅を加算すれば百四十五圓見當となり、内地の現物相場百四十餘圓と略同一と云ふ事になるのであるが、人絹製造業者にも人絹織物業者にも此の引上げに對しては反對があつた。然し結局製造業者の意見を附帶決議として議會で可決せられたので、關稅定率法改正の結果、たとひ人絹の値段が低下せぬまでも、値上りが多少でもチェック出来れば相當の効果はあるのである。

重要産業統制法 この立法の趣旨は第二條及び第三條によつて表明せられて居る通り次の二點に存する、第一は我が重要産業に規律統制を與へる爲め、民間業者間の統制協定に政府が協力し、一定の場合に主務大臣の命令によつて未加盟者、協定違反の加盟者に對して強制的に服従せしめんとする點にある、之に依つて從來統制力の薄弱であつた民間の業者間の協定の効力を強め、斯かる協定の締結を促進し、その稅課を十分に發揮せしめやうとする意圖に出たのである。第二は第三條を主要條文とする統制協定の監督である。從來は全然業者の自治的であり、政府の監督外に立つて居つた各種の統制協定が、主務大臣の監督の下に立つこととなり、若し協定の内容が不當で、消費者の利益や他の産業の公正なる利益を害するが如き場合には、協定の取消し變更を爲さんとするのである。換言すれば、前者は統制協定の助成であり後者はその監督取締である。而して政府立法の主眼が前者を狙つて居ることは貴衆兩院に於ける商工大臣の提案説明に依つて明瞭である。本法の制定は、我が經濟界の無統制の現状を匡正する上に頗る意義の深いものであるけれども、同時に一般消費者の利益擁護に力を致すと共に、統制法を適用すべき産業種類の選定や、統制服従命令を發する場合に當りては、慎重に實情を考量し、その運用の宜しきを得ることに特に意を用ゐねばならぬ。同法が統制委員會を置いて、重要事項の審議に當らしめんとして居ることは、この運用上の適正圓滑を期せんとする趣旨に出たものである。而して稅制委員會が十分にこの職責を全うするためには、その組織構成について意を用ゐねばならず、商工大臣の委員會に於ける答辯に依れば、輿論の代表として、貴衆兩院議員、學識經驗ある學者、實際家、並に少數の關係官吏を網羅して、約十五名位の委員會を構成せしめる考のやうである。

本法が從來一般通念として考へられ來つた、營業の自由と云ふ事に對する重大な制限を含むものである點を考慮して、その施行期限を特に五箇年と云ふ短期のものとなして居る。従つて法律改正を行はざる限りは、本法は施行の日から五箇年を経過すれば、當然に失効する譯である。

不動産抵當證券法 本法は恐ろしく難解で有名であるが、一言にして云へば抵當證券とは、不動産抵當付債權を手形の上に現した一種の有價證券と云つて好からう。即ち(一)土地、建物又は地上權を目的とする抵當權を有する者は、債務者の同意を得た場合登記所に對し抵當證券の下附を申請することが出來、(二)、而もその抵當證券に記載された抵當權は裏書によつて債權とともに他人に讓渡することが出來、(三)、裏書人は抵當權の實行によつて債務の辨濟を受けた残りの不足の部分に對しては、辨濟の責任があるから、裏書人さへ信用あれば、擔保物を實物に付て調査しなくても安心して投資出來る。但し(イ)抵當權が根抵當である時、(ロ)抵當權に本登記のない時、(ハ)債券の差押又は抵當權の處分禁止の登記があつた時、(ニ)債券又は抵當權に付した解除條件の登記があつた時、(ホ)抵當證券發行の特約が債務者との間にない時の場合には、本證券は發行出來ない。(四)また本法の施行區域は勅令をもつて定められる事になつてゐるが、現在の所市制施行地、借地法施行地及び浦和町にだけといふことになつてゐる。

さて本法實施の効果如何と云へば、現在十八億の資金を不動産にこげつかして弱り切つてゐる地方銀行の救済になる事は勿論で、井上藏相のねらつた所もまた此處にある。たゞ本法は目下の所大體市街地にだけ施行される事になつて居るため貴族院に於て「成る可く速かに本法の施行を全國に及ぼされん事を望む」といふ希望決議をつけた。

勸銀、農銀、拓銀、法中改正 これは不動産専門の三銀行を不動産抵當證券法實施に伴つて、抵當證券とともに不動産抵當付債券の資金化を容易にしようといふものである。即ち、(一)不動産抵當證券の賣買並に不動産を抵當とする債權を質とする當期償還貸付を行はしめ、(二)同時に、抵當證券となつてゐない不動産抵當は債權に付ても貸付けを認めることにし、全國不動産抵當債務中、僅かにその二割を占めてゐる

に過ぎない。前記三銀行をして、以上の如く業務の範囲を廣めると共に、支店出張所を増設せしめて、長期にして低利なる資金を各方面に普及せしめるといふのである。

貯蓄銀行法中改正 この法律の改正は、(一)業務の範囲を擴張して、國債地方債又は特別の法令により設立した法人の債券の割賦販賣を認め、右有價證券の募集の取扱ひ又は元利金の代理支拂ひを認め、(二)大藏省預金部への預け金、信託會社への金銭信託及び有價證券の信託、又信託會社の引受けある手形の買入を認めることにして、庶民金融機關としての貯蓄銀行の職能を増進せしめる趣旨である。

無盡業法改正 本法は(一)營業の主體は株式會社に限定すること。(現に株式會社にあらざるものに對しては、五ヶ年の猶豫期間を與へる)(二)營業上の資金運用の範囲を擴張して、掛け金者に對する貸付にして既に掛込んだ金額を限度とする貸付は、無制限になし得る事とし掛け込金額を超過する貸付を、契約給付金限度の貸付として其の總額は拂込み資本金、及び諸準備金の總額を超へる事を得ずとすること。二點が改正の主たる點である。而して此外種々の監督を嚴重にし稍もすれば其の經營を誤つて破綻を來し、加入者に對して損害を與へ一般の社會的信用を害ふものを少くし、古き沿革を有する庶民金融機關としての無盡の機能を更に發揮せようとする云ふのである。

中央金庫法の改正 この改正は中央金庫業務の大擴張であつて、(一)中央金庫は所屬産業組合聯合會、所屬産業組合に對し、擔保を徵せずして三十ヶ年以内の年賦償還貸付をなし得ることとし、現在の五ヶ年以内定期償還貸付に對して、驚くべき長期信用貸と年賦償還貸付を許したること、(二)右の金額に就ては拂込み出資金、産業債券發行額の二分の一を超へないことを規定したこと、(三)所屬産業組合聯合會、又は所屬産業組合のために有價證券の保護預りをなし得るとしたこと、(四)所屬産業組合聯合會又は所屬産業組合のために、有價證券の委託賣買をなし得とした事等である。元來この産業組合中央金庫は、大正九年のバンクの後を受けたが加藤友三郎内閣の下に、大正十二年議員提出で議會を通過して公告されたもので、其後凡そ八年間政府の出資金千五百萬圓、組合の出資金千五百七十萬圓、計三千七十萬圓、それに産業債券が拂ひ込資金の十倍まで發行出来る事になつてゐる。

債券は現在大約三千八百萬圓を發行し、外に五ヶ年以内の政府の低資を扱つてゐるので、中小業者、殊に農村方面の便利は少なくなかつた。併し、その内容を見ると、無擔保貸付は出来るといふものの僅かに五箇年以内の定期償還貸付だけで、その系統組合たる道府縣信用組合聯合會、郡市町村信用組合がなし得る長期無擔保資金の年賦貸付や、證券の保護預り、委託賣買が出来ないといふものは、産業組合の中央機關として一つの缺陷でもあつた。そも中央金庫の濫觴は、下關係の債金八百四十萬圓を、府縣の農工銀行に對する出資としたに端を發したもので、後に之を農工銀行から引き出して、中央金庫を作らうとの議が盛んとなつた。併し、このときは農工銀行や勸業銀行、北海道拓殖銀行などが共同戦線を張つて反對したもので、とうとう産業組合中央金庫は、その恩恵に浴する事が出来なかつた。ところが今度の不況である。政府が何千萬圓の低資を貸し出さうといふても、五年以上の長期資金は殆んど全部勸業、農銀、北海道拓殖銀等の手を煩はして、それから産業組合が借るといふ手数を經なければならぬ。中央金庫があつても指を叩へてゐるばかり、銀行經由が中央金庫より高い手数料を取られるのはいふまでもない。ところで、監督官廳の農林省はこの不便を知らない譯ではないが、何としても銀行壓迫といふので、大藏省と銀行が共同で反對するので、容易に改正案提出まで漕ぎつかなかつたのであつたが、井上藏相が減稅案通過で悦に入つてゐるとき、その機に乗じて、巧く通り抜けたものであるといつたやうな沙汰があつた。とにかくこれで現在の拂込二千八百萬圓とすると、その十倍二億八千萬圓の債券が發行出来る。その半分一億四千萬圓は、三十年の長期貸付に融通出来るといふのであつて、いよいよ中小業者は、金融資本の制覇から逃げ出せる譯である。尙そのみでなく、證券の委託販賣が出来るので、中小業者者取つては福音である。

瓦斯事業法改正 改正事項中の重なるものは所謂報償契約に關する問題である、現行瓦斯事業法は報償契約にもとずき瓦斯事業者より市町村の承認を求めた場合に於て、その協議の調はざる時には主務大臣が之を裁定することとなつてゐるが、今回の改正は報償契約に基いて、市町村が瓦斯事業者に對し要求をなし、協議調はざる時も同様主務大臣の裁定を求め得る事とするのが公正の觀會に適合し、且つ公共事業たる此の事業の圓滿なる遂行に必要であると認め、其の様に改正したのである。其の他の改正事項は事務簡捷の趣旨に基くものと、供給區域の整理

に關するものであつて、前者に於ては第一に現行法は主務大臣は瓦斯利金及び供給條件メートル其の他の設定、變更の認可をする際には關係市町村の意見を徴すべき事になつて居たが、供給條件については地方的に之を區別する必要を認めず、且つ主務大臣に於ても從來本法を施行した經驗上、供給條件に關し一定の標準を得るに至つたから、之等供給條件の設定又は變更の認可には、必ずしも市町村の意見を徴するを要せざらしむる事とした。第二には瓦斯事業が他の事業の兼營として行はれて居るが如きものに對し、一々増資、兼營、投資、合併等の認可を受けしむるは反つて實情に適せぬ事になるため、之等はその認可を必要とせぬ事にしたのである。供給の區域整理に關する事項としては、既存の瓦斯事業者の中には廣範なる供給區域を有し、而もその一部分に對して久しきに亘り供給を開始せぬものもあるが、斯の如き區域に於て新に事業を開始せんとする者が生じた場合、むしろ前者の供給區域を削除せしめて新規起業者に事業をなさしむるを適當と認むる場合もあるから、その趣旨の規定も新に設定したのである。

電氣事業法改正 我が國電氣事業の固定資本金は、約四十二億圓に達し各種企業を通じて、最も重要な地歩を占めて居る。然るに改正前の電氣事業法は明治四十四年、固定資本金に二億七千萬圓に過ぎなかつた時代に制定されたものでその後部分的の改正が加へられたが、現下の電氣事業を律すべき法制としては甚だ不完全なものであつた。即ち舊法はこの事業の持つ危険を防止する爲めの警察規定に重きを置き、又その保護助長を目的とする條項が、多く公企業監督の實を擧ぐる事に於て缺くるところが多かつた。この缺陷を補正するのが、新電氣事業法の一つの目的であり、更に重大なる使命は電氣事業の統制である。わが國の電氣事業は、歐洲大戰當時に於ける、産業界の大擴張に伴ふ電氣需要の激増に對應する爲め、全力を擧げて電源の開発業務の擴張を行ふことに没頭した。その結果事業者相互間の接觸關係のやうなものは、全く無視されてゐたので、これを國家的統制の立場から見れば、發電、配電の設備が合理的でなく經濟的でなかつた。即ち電氣事業は有るが儘の姿を以て、この深刻な財界不況に當面した。必然の結果として、その弊害を表面に表はして來た。即ち電力過剰の苦惱から逃れ出でようとする不自然な努力は、或は事業者相互間の無謀な競争となり或は業績轉換の思惑に發する無成算な施設となつて現れ業界無統制の非難さへも

聞えるやうになつた。この事態に鑑み、逓信省では電氣事業調査會を設置し、その答申をまつて新事業法が生れたものである。自然事業法の中核を爲すものは設備の合理化である。

之を具體化する爲め、逓信省は既に全國の發送電網の統制計畫を作成中であるから、本法第二十六條の統制命令に従ひ、この豫定計畫を基準として、將來必要とせらるる各種の命令が發せられる譯である。即ち主務大臣は電氣資源、若くは電氣設備の利用を増進し、電氣の供給を調節する爲め、公益上必要と認める場合に於ては、電氣事業者に對し(イ)電氣工作物の施設、變更(ロ)電氣工作物の公用(ハ)電氣の流用(ニ)工事に關する期間の伸縮等につき命令を發し得る。これ等の方法に依つて、電氣設備を施設上並に經營上一層有利ならしめ、設備の利用と發生電力の消化とに均衡を保たしめ、事業の統制を完うせんとするものである。次に著目すべきは電氣委員會の設置(第三十二條)である。電氣事業の對社會關係は、愈々複雑多端ならんとするの傾向がある。この間に處して適正なる行政の運用を期せんとするには、需給兩者その他社會各方面の意向が、監督行政の上に正しく反映するやう行政組織を構成せねばならぬ。殊に統制方策の實施は事業の進運に關するところが多いので、これ等の重大問題は處理の慎重を期するため、廣く各方面の衆智を集め、大臣の諮問機關とすることとなつた。更に電氣料金の認可第十七條を採用したことである。電氣料金は需要者の利害に最も緊密なる關係を有し、且つ事業經營の基礎であるため、近時需給兩者の交渉が繁くなり、徒らに當事者間の解決に委せるを得ないので、この規定が設けられたのである。これ等は業務監督力の擴充の一つである。その他事業經營の基礎を堅實ならしむるための規定、第二十二條が定められた。即ち電氣事業はその設備の建設費として、多額の資本を必要とし、且つ事業の増進に伴うて間斷なき資金の投下を要するものである。従つてその經理を明確ならしめ、經營の基礎を強固ならしむる要あるのみならず、電氣料金の採算はこれ等資本に對する利子と、その減價償却と必要なる營業支出を主なる要素とするものであるから資本の分岐及び收支を明瞭にする必要に依つたものである。

自動車交通事業法 政府は刻下の現狀に鑑み、且つ將來の發達を育成せんが爲めに、自動車事業を公共事業の一として特別法規を制定する

の必要を認め、内務省所管なりし自動車道路法と合一せしめ、その名稱も自動車交通事業法としたのであるが、本法の特色は従来の届出主義を排して免許主義を確立した点である。即ち自動車運輸交通事業は凡て主務大臣の免許を受けねばならぬ事とし、更に主務大臣は公益上必要と認めたる場合、(一)運賃その他事業計畫又は専用道路の工事方法の変更、(二)路線の変更延長、(三)他の運送事業者との連絡運輸、(四)他の同業者との共同經營、(五)旅客又は物品に對する損害保険の加入、(六)事業の改善の諸事項に關する命令を發することを得るが、免許事業の性質上、(イ)法令又は條件に違反したる場合(ロ)運輸開始の認可を受けながら故なくして運輸を開始せざる時、又は運賃の値下げ、車輛の増加、専用自動車道の改善のため工事方法の変更認可を受けながら故なくして之を實施せざる時、(ハ)自動車の運行確實を缺く時、又は休業久しきに亘りて開業の見込みなき時、車輛改善の資力なき時、(ニ)他の自動車運輸事業者又は軌道業者と路線を同うする場合に於て、之等の者を妨害する時、(ホ)専用道路にありては其の期間内に工事は軌道業者の路線を同うする場合に於て、之等の者を妨害するときに、(ホ)専用道路にありては、その期間内に工事を竣工せざる場合、等に於ては、主務大臣は免許の取消し、又は事業の停止命令を發し得る事になつて居る。

次に重大なる規定は鐵道抵當法に準據して、自動車交通事業財團の設定を認め、自動車による運輸事業又は自動車道事業の一部、又は全部を抵當權の目的物とする事が出来るやうになつた。従來、自動車事業は資金融通に困難を感じ、兎角事業が不振になり勝ちであつたが、本法に依り株式會社にして、株式拂込三萬圓以上のものに限り、その範圍で資金の融通を受け得るので、將來事業の發展に貢献するところ大なるものがあらう。本法の審議に際し、議會では餘り問題とはならなかつたが、ただ貴族院に於ては、國營自動車の發達に伴ひ、將來あるひはこれが爲めに、民間事業が壓迫される場合を豫想し、國に於て自動車運輸事業を經營したるため、これと路線を共通にする自動車運輸事業者がその區間に付き、事業を繼續すること能はざるに至りたる時、又は著しく収益を減少するに至る時は、政府は勅令の定むる處によつて此の事業者の受けたる損失を補償する事を得、殘存路線のみに就き事業を繼續すること能はざるに至る時又同じと云ふ損失補償の規定を付加する必要を認め、三十七條に此の規定を挿入した。

取引所税法中改正 本改正の委員は、取引所に於ける商品清算取引の取引税萬分の二・五であつたものを甲乙の二種に分ち、甲は従來通り萬分の二・五とし之を萬分の一・二五としたもので、甲は現在の清算取引にては、新たに商品の銘柄別清算取引なるものに適用するのであるが、この取引の内容を米に付き説明すれば大體次の通りである。

賣買物件の定め方 現行清算取引は標準物を定め格付に依り廣範圍代用受渡を許す制度で、如何なる銘柄の米を受渡に提供するかは賣方の自由だから、買方としては自己の欲する米を買入ることを得ず、而も、常に割安米が受渡に提供せらるる爲、相場は受渡に提供し得べき銘柄の内、最も割安なるものの相場を表現することとなる結果、賣方としても割安米に非ざれば、採算上之を受渡に提供し得ざる不都合があつて、一般商取引の實情に適せず、之に反して銘柄別清算取引に在りては、銘柄別に賣買物件を定むるが故に、賣買當事者は自由に自己の欲する銘柄の米を賣買し得るのである。尤も銘柄別清算取引に於ても、場外の正米者間の取引に於ても普通容認せらるる程度度の銘柄、又は等級間の代用受渡は之を取入るゝ意向である。尙市場に上場せんとする各銘柄に於ては、有價證券に於けると同じく主務大臣の認可を受けしむる事とする。尙ほ銘柄清算取引は一般商取引と同様の方法により、相對約定の方法を採用する。

決済の方法 銘柄別清算取引に在りては、一度賣買約定をなした者は、たとへ其の後反對賣買約定をなすも、兩賣買約定をなすも、兩賣買約定に付き各その特定の相手方との間に、受渡期日に至るまで賣買約定による債權債務の關係を存続せしめる。即ち所屬轉賣買戻なる觀念を認めず、各個の賣買約定は受渡期日に至るまで別個のものとして之を並存せしめる。但だ受渡期日に於て違約者を生ぜざる時に限り、同一人の同銘柄同數量の賣付と買付とにつき、逐へ受渡物件と皆代金とを次から次へと授受するが如き煩雜なる手續を省略し、差金の授受によつて決済する事を認めんとするに過ぎない。この受渡期日に於て便宜差金の授受により決済し得る點に於て、現行法制上之を清算取引と呼ばざるを得ないのである。

受渡の方法と受渡物件の制限 現行清算取引に於ける受渡は受渡の期日に集中して之を行ひ、必ず倉庫證券を以てするを要し、又渡米の廻

着日に付ては何等の制限を設けない。然るに正米取引の實際に於ては受渡當期に入れば賣方の手當てせる渡米が廻著する毎に、日日受渡するに便する爲、賣方勝手渡の慣習あり、又倉庫證券以外に荷渡指圖書又は現品を以て迅速に受渡を履行する方法を認める。更に受渡米の廻著日に付ても、變質のおそれある古き在庫米は之を排斥し、廻著後日淺きものに限り受渡に提供し得る慣行がある。仍て銘柄別清算取引に於ては是等の慣習を取入れる。

賣買の制限 現行清算取引に於ては、取引所の業務規程上相場に著しき變動を生じ、又は生ぜんとするおそれあるとき、又は取引員が不穩當なる賣買を爲し、若しくは爲さんとするおそれある時は、市場の立會を停止し、又は一取引員の賣買を差止むることを得ることとなり居るも、之は極めて異常の場合に備ふるもので、現行清算取引の本領は寧ろ成るべく自由な投機取引を行はしむることに因り、相場の自然調節を期するに在る。然るに正米業者が現に場外に於て行ひつつある取引は、この點に付何等の制限規定、又は申合せ等がないが、現行清算取引に於けるが如き無謀なる取組を見ることなく、その地方に出廻る米の實數量に依り、自から相當なる程度に制限せらるるを常とす。仍て新に開始せんとする銘柄別清算取引に在りては、この實情を取入れ、各銘柄の在荷高、出廻高等に鑑み、一取引員の賣買高、賣買相殺殘高並に賣買値段に對し一定の制限を爲し、之を業務規程に規定せしめる。

取引員の資格と身元保證金額 銘柄別清算取引は正米業者が取引所以外に米の延取引市場を開設せんとする運動に、その端を發した正米市場問題の解決法として之を認めんとするものなるが故に、之が取引の衝に當る取引員を正米業者に限定するは當然なるのみならず、かく限定することは市場取引をして實米味を失はしめざる所以である。よつて銘柄別清算取引を行ふ取引員は、之を正米業者に限定する。但し銘柄別清算取引開始の際、現にその取引所の取引員たるものにして、銘柄別清算取引を行はんとする者に付ては、その取引員が正米を取扱ふ者なる時は問題なきも、然らざる場合には之を排斥せざる可らざる譯であるが、然し實際上例外を認めざるを得ないのである。現行取引所令によれば取引員は最低一萬圓の身元保證金を納入しなければならぬが、銘柄別清算取引のみを行はんとする取引員には之を三千圓に引下げなければ

ば廣く正米業者を取引員に抱擁し得ぬ嫌ひあるのみならず、取引の性質より見ても高價の身元保證金を必要とせざるを以て、銘柄別清算取引のみを行はんとする取引員に付ては、身元保證金額を適當に引下げ得る様取引所令の改正を行ふ。

市場の經營方法 銘柄別清算市場の設置は、米穀取引所以外に正米業者が自治自營の正米市場を開設せんとする運動にその端を發したもので、本來は既設取引所外に正米業者自ら經營する別個のものたらしむるを相當とするも、既設取引者が一地區一箇所の獨占權を法律によつて保障されてゐる現狀上、やむを得ず之に既設取引所に併置したに過ぎない、仍つて銘柄別清算取引を開始せしめんとするに付ては、取引所がこの取引に必要な施設に投じた金額に對する利子と、その經費とを支辨するに足る収入を收納するに止めしむる趣旨を以て、その賣買手數料率を定め、賣買高の増減に應じて適當に之を改正せしめるのである。

取引税率 銘柄別清算取引は寧ろ賣物取引に近きものだが、受渡期日に違約のなき限り差金決済を認むる點に於て、現行取引所税法上は現行清算取引と同じく、その賣約定金高の萬分の二、五の取引税を課せらるる筋合である。然れども現行取引所税法第五條に依り、取引税を課せらるべき、所謂「差金の授受に依りて決済を爲し得る賣買取引」とは、舊取引所税法同條に、所謂「定期取引」即ち舊取引所法に所謂轉賣買戻を許された差金決済取引を受けたもので、實際は現行清算取引のみを豫想したものである。銘柄別清算取引の如く、單に受渡期日に於てのみ、便宜物件と代金との授受を省略するに過ぎざる取引を豫想したるものではない。惟ふに我國の取引税制は、取引所の賣買取引中差金の授受に依り決済し得るものに付いてのみ、課税するの方針を採り、差金の授受に依りて決済し得る賣買取引の中に就いても、差金決済の程度の濃淡によつてその税率を異にし、地方債證券、社債券の短期取引の萬分の〇、六より有價證券の長期清算と商品の取引の萬分の二、五に至る迄、諸種の段階を認める、故に現行清算取引より遙に差金決済の程度の薄き銘柄別清算取引に付ては、その税率を相當引下ぐるを至當とするのみならず、元來この取引は上述の如く正米の當業者がその營業上の必要の爲に行ふ採算のこまかい取引で、現行清算取引の如く激しき投機を目的とするものに非ざるが故に、その取引税率を相當下ぐるに非ざれば、圓滑なる運行を期し難い事情がある。よつて銘柄別取引に付て

は之を萬分の一、二五に引下ぐることとしたのである。

競馬法の改正 競馬法改正の要點は、(一)勝馬投票券の發賣は、從來の一人一枚主義(單勝式)を緩和して、一度に二枚を賣ることが出来るやうにし、一等の勝馬のみでなく、二、三等にも賞を出し得る途を開いたこと、(二)開催の期間は毎六日以内のところを八日以内としたこと、(三)競馬に關し地方税を課せぬこと、(四)政府納付金を現在の百分の四を、百分の六以内に引き上げた事、(五)馬の改良増殖及び馬事思想の普及のため必要な經費に充つべき金額は、納付金總額の三分の二を下ることを得ぬ様にしたこと、(六)拂戻の金制限超過額がある場合投票券の購買者に拂戻しをなし得る事とし、的中者のない場合は投票券の購買者に對して拂戻しをする事、(七)違反者に五千圓以下の罰金の外、體形を併科すると云ふ取締規定を加へたこと等であつて、之によつて全國公認十一競馬場の馬券の賣上は、二千四百萬圓を増加して七千四百萬圓となり、政府も平年度に納付金を二百萬圓を増して三百六十萬圓に上げ、其中百萬圓は牧野法施行費、種馬充實、牧場補助費の財源に充て残り百萬圓は救護法の財源に充てんとする計畫である。

本法の施行は昭和六年八月頃からで、政府は年度内に於て平年度の半額約百萬圓を上げ、現収入と共に二百六十萬圓の資金を得、此の中五十萬圓を以て救護法を實施し、他面また二百五十萬圓を牧場費補助、種馬購買費等の名目に於て支出し、畜産界を賑はさんとするのである

牧野法 全國に在る牧野は、公共團體の所有にかゝるもの七十萬町歩、民間六千萬町歩の外に國の原野利用のもの二十萬町歩、合計百五十萬町歩であるが、實際としては此の中には既に田に變じ畑となり或は林と化して居るものもあつて、牛馬の住家も飼料も全滅せんとする形勢に在るもの少なからぬ實狀なるを以て、畜産局では、この際これだけは日本の畜産上斷じて牧場として手を觸れさせないやうにする必要があるとし、この目的を達する爲に本法に於て、(一)地方公共團體はその有する牧野に付命令の定むるところに従つて、管理方法を定め、農林省の認可を受けさせ、廢止變更にも一々許可を必要とすること、(二)牧野を有するものは、同地域三分の二以上の同意を得て牧野組合を作り、牧野の維持に必要な共同設備の設置、草生の改良、害虫驅除、牧野の利用統制等をなすこと、(三)政府は牧野組合、牧野の改良に關する施設

をなす地方公共團體、畜産組合、畜産聯合會等に獎勵金を交付すること等を規定したもので、之は既に衆議院に於てしばしば議員提案として通過してゐたものであつた。

農會法改正 改正の要點は、農會費又はその過怠金につき、農會長に對し強制徵收權を與へたに在る。從來市町村長は農會長の委託で、租税同様に經費、又は過怠金を滞納するものに、強制徵收權を行使せしめてゐるが、とかく之が行使を怠つてゐるので、今後はこの改正によつて、市町村長は請求を受けてから三十日以内にその處分に着手せず又は九十日以内に結了しなければ、農會長は地方長官の認可を得て強制徵收を行使し、差押へその他の方法で徵收が出来ることになつたのである。

鑛業法の改正 本法の改正案は議員側の提出にかかる、政友會内閣以來の懸案で、鑛業税の半額を地方に委譲せんとするものである。財政難の折柄、その實施期は大藏省に一任してゐる。その要項は、現在鑛産税三百萬圓の半額を市町村に委譲するに在り、市町村は從來三十萬圓の付加税を課してゐるので、合計百八十萬圓が市町村の収入となる譯である。

製鐵業獎勵法の改正 商工大臣の下に計畫された製鐵業の大合同案は合同會社の運轉資金一億圓の元利保償問題で大藏省の阻む所となり世に出すにしまつたが、之によつて困つたのは製鐵所で、即ち製鐵業獎勵法の期限が満了する爲である。そこで本法の適用期間を更に五箇年延長したのが本法改正の趣旨であつて、要項は(一)大正十五年以後五箇年間土地收用及び製鐵用器具、機械の輸入税免除を受ける期間が昭和六年四月九日を以て満了するので、更に五箇年間期限を延長すること、(二)國稅、地方税の免除を受けてゐる製鐵所にして、本年中にその特典を失ふ會社が五六に達するので、更に五箇年間(昭和十年を以て満了するものは同十一年まで)延長することが出来るといふのである。

製鐵所特別會計法の改正 製鋼界極度の不振の結果は八幡製鐵所のストックをして遂に二十五萬トンの多きに達せしめた結果、製鐵所は運轉資金に支障を來し、預金部から融通してゐる低利資金六千萬圓では間に合はず、借入限度を更に一千万圓増額して七千萬圓としたものである。

中野正剛氏の議會評

第五十九議會終了後、中野正剛氏は極めて超政黨的立場から、此の議會の經過に對する感想評言を東京朝日新聞紙上に掲載したが、その所論の是非は暫く置いて、唯だ民政黨員の一人として中野氏自から其の冒頭に云ふが如く、公平冷靜なる所見を超越せる立場に立て述べたものである。依つて左に摘録して置くことにする。即ち左の如し。

自分が民政黨の立場からのみ第五十九議會を観察するのならば、やがて出来上るべき民政黨議會報告書で盡さるべきであらう、朝日新聞が求めらるゝ所はそれではあるまい、自分は努めて超越した立場から、冷靜に公平に所見の一端を述べて見たい。公平に觀察する時、第五十九議會に對する民政黨の政策は、第三者の眼から營養不十分であつた事を否定し難いであらう、言ひ換へれば現内閣は何としても經綸を滿載して議會に臨んだとは誇言し得ないであらう。之に對し政友會はかなり猛烈に突貫した、三土君、大口君、内田君、砂田君等随分精密なる調査により、豊富な材料を持して細に入り微にわたり攻撃した。然し彼等の峻烈なる質問の根底に如何なる主張が藏せられてゐたか。「三土君は現内閣の金解禁を無準備なりと非難せられました、然し如何なる具體的の標準をなすことが必要であるかに就ては、三土君はその質問の中にも著書の中にも明示して居られません」

と云ふのが井上藏相の三土君の質疑に對する答辯の一節の意味であつた。之に對して三土君は、具體的經綸を示して逆襲することが出来なかつた、また大膽に新平價解禁論、金輸再禁論を擔ぎだして、將來の抱負を明言することも出来なかつた、政友會の缺陷はそこにある。單に此の應答の一節においてのみならず、政友會は全般にわたりて經綸を示さなかつた、識見を持たなかつた、前政務官連中は、在官中事務上の書類に讀みなれたであらうが、遺憾ながらその書類を讀みこなすだけの識見がなかつた、言ひ換へれば調査材料は山程あつても、これを驅使すべき根本のイデオロギーが確立してゐなかつた、政府は役人を使ひ、役人の調査を基礎として政策を立案するのが常である、在野

黨は役所の書類を取だし役人の調査の缺陷を數へて政府を攻撃する。——かうした議會の論戰は政策上の主張を争ふものでなくて、計數上の事務上の末節に墮するのは已むを得ない、よく云はれる世評であるが、あの大臣は素養がないから細い事は分るまい、しかし大綱だけは分るであらう」と、これ程間違つた觀察はない、素養のない大臣や政務官は、細かく役人の作つた書類を讀み丹念に勉強する、それは甚だ結構である、それでもつて技葉末節は至らぬ所なく教へ込まれる、しかし其の法案の社會的意義、その政策の國家的意義、その大綱、その精神に至つてはなか／＼諒解する事が出来ない、そこで末節は素養のない人にも分るが、大綱は卓眼あり見識ある人でなければ分らない、近來政務官制度が出来てから議員や政務官を通じて、政務を解する様になり、野黨の言論も大に具體化して來たと云はれてゐる、それは一面の眞理である、然し反面において議場の論戰が甚だ俗僚臭くなつて來たのも事實である。

ロンドン條約も軍縮の世界的意義、軍縮と日本の立場、これに伴ふ國際日本の前途などが今少し議場にて論ぜらるべきである。然るにワシントン會議の時と同様に、また／＼憲法論が主要なる部分として蒸し返された。軍令部の意見、軍事參議官會議、いはく上奏權等々、それに對するやかましい議論が、明治年代の形式において戰はされた。世界のいづれの國にても、見られぬ現象である。軍事は國策の一部分である。フーヴァもマクドナルドもブリアンも、共に軍事をして國策に隸屬せしむることによつて、ロンドン會議を成功せしめた。然るにロンドン會議を政治問題として國策問題として論ずることなく、時代錯誤の軍部神聖主義をたてとして、政府を追究せんとするが如きは滑稽千萬である。内田信也君の辯論は、材料豊富細微を盡して、その全約のほどを、しのばしむるものがあつた。内田君の如きは黨人より海軍大臣をだすべき時、政友會では屈指の候補者となるべき人であらう。それにしては國務大臣としての海軍大臣候補者の演説としては、餘りに木を數へて林を忘るるの憾みがなかつたであらうか。ロンドン條約の國際的價値、ロンドン條約に伴ふ日本の國防及び外交の基礎、これらに關し自己の見識を確立し、然る後にその材料を活用することが爲政者の見識ではなからうか。役所で仕あげた腕前は動もすれば、官文書に續まるの疑ひがある。軍令部の机の上からのみ立論し、海軍省の窓からのみ國防外交を觀察することは、甚だ危険である。政友會は

開會冒頭、政府の施政方針の演説に對し、堂々と對立すべき政策を持たなかつた。否、政策の基礎たるべき確定方針を持たなかつた。

由來政府の施政演説に對する野黨の質疑は、決していはゆる普通の質問ではない。國務大臣に對して野黨の領袖が自黨の所信を披瀝して部下の主張を對照検討するの機会をとらふるものである。枝葉末節の質問なら下僚に譲つて自ら答へることが、却てその見識である。かくてこそ英國の議會における、フロントベンチの討論の壯觀を呈することが出来る。政友會はこのフロントベンチ討論において、民衆を湧き立たすべき大議論を持たなかつた。ここにおいてか彼等は幣原臨時總理に關する憲法論を以て、開戦當初のかぶら矢として戦線を展開して來た。政友會が幣原首相代理を攻撃する根本基調は憲法論にある。現内閣がこれに應對する論據は、内閣官制第八條にある。互に論議を交換すれば果てしもない。政友會がこの干燥無味たる憲法論をもつて倒閣の武器とし、甚だしきは豫算總會における幣原氏の失言をとらへて、連日騒ぎ續けたのは甚だしき失態である。世上では議會を暴力化したと非難し、その淨化の急要を力説してゐる、自分はあの醜態に對して暴力といふレッテルを張つてやるのは惜しいと思ふ、何となれば暴力と云へばそこに何程かの眞剣味を含むかに思はせられる、そこで暴力議員といへば、何となく日本特有の劍劇趣味にさへアツピールにする、さればこそ芝居氣たつぶりの連中が暴力議員に扮して、種々な悲喜劇を演出する、彼等はいかにあばれても命を失ふことはない、否腕一本押し折られぬこと請合ひである、なるべく危険のないやうに後から云ひ逃れのつくやうに、派手やかにあばれ聲高に騒ぎ、第一に新聞の活字にその存在を示し、第二に陋劣なる幹部の意圖に迎合して議事妨害の忠義立てをなすことがその主願である。彼等にはいはゆる激情の勃發を誘ふべき何等の眞剣味もない、彼等は可憐なる暴力議員でなくて、唾棄すべき道化役者である。

政友會が幹部總がかりで、道化役者の大群を踊り狂はしめ、之を以て唯一倒閣の戦術となしたのは憐むべき醜態である、彼等を淨化するには新聞紙上において劍劇的興味をそゝる事なく、彼等と遇するに道化役者を以てし、これを笑殺するにある、世人はいふ、政友會は暴力騒ぎのために可惜質問、論戰、審議の機会を自ら逸し去つたと、しかし政友會はあんな騒ぎでもやらねば議會を賑はすべき題目を持たなかつた、政友會にして眞剣な主張があれば、せめて労働組合法に對しても、小作法に對しても、いまま少し眞面目な論戰をなし得べきであつた、政友會のある議員は、資本家の立場から労働組合法を以て行き過ぎた無法であると非難した、ある種の議員は労働者に對する同情を裝うて、政府の原案は資本家に迎合するものと罵倒した、恐らく政友會の幹部は大眾にこびんが爲めに急進論を、資本家にもねらんが爲めに保守論を左右巧に使ひ分けたのではなかつたか、政友會は表面上政府案をもつて孟浪杜撰なりとなし、これを以て反對の理由となすであらう、然らば彼等は何故自ら孟浪杜撰ならざる定案を具して政府に對應しなかつたか、此點においても財政問題や軍縮問題におけると同様、彼等は自らの對案、否對案の基礎たるべき確定方針なくして、慢りに政府を攻撃するものに過ぎない。

ひとり幣原首相代理問題については、如何に進み過ぎてても資本家に叱らるゝ事なく、如何に騒ぎ立つても、貴族院にも樞密院にも氣兼ねる事はない、加之ならず財政問題や海軍問題の如く對案も何も必要はない、こゝにおいて憲法論を眞面目に振りかざして騒ぎ立てたのである、勿論我が民政黨に所屬する者の中にも、幣原首相代理の設置を不可なりとなす議論もあつた、然し當時に於ける我等の主張は政友會のやうな憲法論一點張りではない、政友會が憲法論一點張りで、法科大學生の討論じみた議論に力こぶを入れるのは、内閣側から「内閣官制第八條により」云々と辯解したのとその基礎を同じうする、いづれも明治時代の帝大趣味、官僚趣味の遊戲である、鳩山君、山崎君が鋒先をそろへて幣原首相代理に迫つた時、明治時代の帝大の優等生は、あんな下らない形式論を遊戯してゐたかと想はされた。我々は固より幣原首相代理の設置に反對した。反對の理由は内閣官制第八條うんぬんの形式論や政友會の形式的憲法論や、それ等總てに超越せるものである超越したといふ言葉が不遜なら、左様の帝大風の官僚論理には無關心であるといひ直したい。我々は形式的には内閣官制第八條を適用すればそれで法律的壘壁はちやんと築かれたことを確信する。

しかし民政黨内閣の能率を十分に發揮せしめんがためには、黨外的首相代理では駄目であるとの理由の下に、黨人を推薦せんことを主張した。民政黨内閣の首相代理は、同時に民政黨を統率せねばならぬ。幣原氏堪能なりといへども、民政黨の歴史、情實、苦樂、沈浮の裡に

沈潜し鍛練された人でない。いはゆる一陣笠でも御命令通りに動く小役人とは譯が違ふ。二百七十名には二百七十名各自の國民的背景がある。率爾として黨外の外務大臣をしてこれを統督せしむることは、長袖を着けて鎧武者を指揮せしむるに等しい。それでは黨が動かない。従つて内閣が引緊らない。従つて重要政策が確定せぬ。確定した重要政策も内閣及び與黨全體の力を傾倒して、これを強行することが出来ぬ。果せるかな電信電話法案、製鐵法案等經濟界に大關心事を提供する重要問題は、流産となつて議場に現れず、勞働法案、小作法案等の重大政策は主務大臣の肩に投げかけられて、内閣全體は何を努力したか解らぬやうな結果に終つた。これを憂慮したからこそ、代理總理は黨人をもつて、これに當らしめ、この代理總理は同時に臨時總理代理たるべしと主張したのである。即ち黨外人の首相代理を否とする理由は、民政黨内閣の能率論として、黨内においてのみ効果がある。政友會から憲法論でいぢめらるべき筋合のものではない。鳩山君は前期議會以來、濱口首相が壇上に明言せる所に對し、幾多その後の反證を擧げて論議を交へたい、それが代理の幣原氏では對手になれないと非難した。畢畢幣原氏ではその立場上能力がないと斷じたのである。それなら鳩山君は何故「能力不足」の首相代理に迫るに、幾多の難問頭を以てし、その事實上の無能を暴露するまで、論難攻撃しなかつたか。能力がないと棄て臺詞を並べながら、その眞價を暴露するまで戦はなかつたことは政友會の失態である。

幣原首相代理の失言に對する非難は、政友會の非條理的暴力騒ぎによりて、政府と政友會と相殺さるるに餘りあつた。政友會が暴力沙汰に訴へて議事妨害をなした事は天下のひんしゆくする所である、それに就て彼等は輿論の懲罰を免れ得ない、然し民政黨内閣の側から自らを反省するなら、斯くの如き暴力沙汰を鎮壓して彼等をして狂態を演ずるの餘地なからしむべき、輿論の後援を持たなかつた事を自覺せねばならぬ、内閣の主張が天下大衆の欲求と聲息相通する所あり、白熱せる輿論が政府の政策を聲援する場合、野黨は之に對して傍若無人の暴行を逞うすることは出来ぬ。現内閣が代理總理の下に、事勿れ主義にて議會を通過せんとするかに見へたことは、大衆の政府に對する興味を削減せしめ、引ひて野黨をしてその間隙を伺はしむるに至つた、政府の消極的防禦策は、決して議會の平穩を保つ所以でない、その主

義主張を以て、具體的政策を以て攻勢に出することは、却つて前途を安易にする所以である、攻勢防禦は單に戰場においてのみの秘訣でない、現内閣は決して無爲無能ではなかつた、財政を緊縮し金解禁を斷行したことだけでも、一大事業である、財界を立て直して後、金解禁を斷行すべきであつたと主張する政友會の非難は斷じて當らない、解禁こそ財界建て直しの前提である、解禁と建て直しと兩々相まつて進むべきは、戦後における列國經濟史の立證する所である、フランスのポアンカレイもルール占領にまで發展する諸般の積極策を考へて見たが結局フランスを建て直したのはポアレカレイ料理に象徴せらるゝ緊縮政策と金解禁とに待つと云はねばならぬ、而してフランスが比較的財界の繁榮を維持し、殆んど失業者を出さなかつたのは決して新平價解禁に負ふのではない、フランスは努力して爲替相場の回復を計つたが非常の苦心の後むしろ人爲的爲替相場の上の基礎の上に新平價解禁を行つたのである、フランスが新平價解禁にまで遭ぎつけたのは、日本が舊平價解禁以上の苦心がある、しかしてフランス今日の繁榮はパリ講和會議の成功に基因する、アルサス、ローレンを取りザールの炭田を取り、甚大なる償金を取り、しかして新付の産業地域における事業經營を佛獨協同の上に建直さんとする帝國主義的成功こそは、フランスに活氣を興ふる所以である、政友會がフランスを模範にして井上藏相の解禁を非難するは當らない、軍縮に伴ふ減稅案も政府としてはベストを盡した所以である。

軍縮の結果より生ずる五億八百餘萬圓の財政の内、三億七千四百萬圓を補充計畫に使ひ、一億三千四百餘萬圓を減稅にあてたのは、政府の大なる努力である、政友會が大海軍黨たるを欲するなら、堂々と減稅反對を力説すべきである、國防を顧み同時に民力休養を思ふなら、あの程度の減稅でも此際としては切めてもの苦心として政府の提案に賛同すべきである。その他産業を統制すべき重要産業統制法案、電力統制の基調たるべき電氣事業法案、社會政策中の首座を占むべき小兒保險法等々が通過したことは、政府の功勞と認めざるを得まい。

しかるに、政府の緊縮政策、解禁政策その他が何故第五十九議會において世上の人氣を呼び起さなかつたか。それは他なし政府の施設たる經濟財政政策が多くは過去の創痍を醫するための政策であり、さらに將來の建て直しの基礎たるべき政策であつたとしても、産業經濟の

伸展に資し得べき活きた眼前の政策でなかつたからである。

現内閣は組閣後の實行豫算において、また、昭和六年度の豫算において整理、緊縮、繰延べを實行した。本来ならこれだけの政費節減を行へば、一方においてこれだけの國民負擔の軽減、即ち減税を斷行し得べきはずであつた。しかし政府は政費を節減すれば、それに先だつて歳入の大減少を來し、結局歳入減に追はれたる節減なるかの觀を呈し、興味索然たるものがあつた。しかしこれは政府の罪ではない。現内閣が行つたやうな緊縮政策を少くとも數年前に斷行し、緊縮をして不景氣に先行せしめ、不景氣克服の豫備政策たらしむべきであつた。現内閣の緊縮政策は既に少くとも數年遅かつた。これをもつて、積極政策の破綻に追はるるかの觀を呈し、その効果が目立たなかつたのである。政友會は既に破綻せる積極政策を、どこまでも敢行せんとするものである。現内閣は既に手遅れではあつたが、緊縮政策によりて從來の破綻を補はんとしたものである。

これまでの點において、緊縮政策は、必然であり、正道である。けだし放漫政策の結果、壊裂四出せんとする財界を建て直すには、まづこれを緊縮化するよりほかに道はない。その緊縮化の上に合理化を行ひ、合理化の上に計畫的擴張發展を實現するのが常道である。しかし緊縮化と合理化と擴張發展とは、成るべくその間にタイムの短縮とせねばならぬ。緊縮化も合理化も消極的手段である。これには、必然的に消費の減退、失業の續出を伴はねばならぬ。ここにおいてか、この建て直しの手段に伴ふ摩擦的弊害を除くために、社會政策的應急手段を取るのみでなく、緊縮化、合理化、擴張化を息もつがせず促進して、苦惱の谷を成るべく速かに通り抜くべきである。これ實に緊縮政策と同時に合理化政策が議會に現はれたわけである。さらに進んで生きた經濟政策としての計畫的擴大化が提供せられてゐたら、第五十九議會は始めて大に活氣を呈したであらう。

しかしまだ決して遅しとしない。議會閉會後において行政財政、軍備の大整理を立案するとは、民政黨内閣の宿命的責任である、之は緊縮化作用であり合理化作用である、自分はこれに經濟上の計畫的發展化作用を伴ふことを條件としたい、假りに大整理を行つて二億の國

費を節減し得るとする、しかしそれだけ國民の負擔を軽減し、それだけ國民生活を緩和し、延いて産業の開發を見、失業の救済を見、財界の建て直しを馴致するといふのが、大藏省の見解であらう。しかし國費の節減が負擔の軽減となり、産業の復興にまで循環して來るには、少くとも數年間を要する。しかしして數年をまたず、眼前に現れ來るものは、二億の消費の減退に伴ふ十億否數十億の財的活動の滯滞であり不景氣であり、國庫收入の減退である。ここにおいてか儉約一方に進みて、これより生ずる諸現象を閉却する政策は、不景氣を凍りつかせるものとして歐米にても非難されてゐる。即ち二億の國費を節減するためには十億、數十億の財的活動を他に誘導せねばならぬ。さうせぬと節約に先だちて不景氣と歳入減が増大さる。しかるに我國の資本は、世界的變革の嵐に驚かされて容易に出勤しようと思ふ。學者はこれを目して資本主義そのものの行詰りといふてゐる。少くとも今後の資本は、國家の統制を甘受する代りに、國家の確定方針の下に安息するに非ざれば、大いに活動することは覺束ない。

そこに民政黨のいはゆる國家整調主義は、活用せらるべきである。電話電信法案は十年間に四億の資本を民間より出勤せしめ、これを政府の統制下に置いて、大衆の福利に合致せしむる所以であつた。この十年計畫が確立すれば、四億の資金は財政に出勤し、付屬産業諸部門の合理化、發展化を助成すべきであつた。製鐵業も國家の統制によりて發展すれば一層の大事業である。その他肥料産業も同様である。これ等の諸經濟政策が緒につけば、十億、數十億の財的活動が始まる。それを計畫的にしそれを國産的にすることは、我國産業政策の基調たるのみならず、失業救済の要諦である。自分はこれ等の諸政策を第五十九議會において解決し、來年度の三大整理に先行せしめたかつた。かくてこそ緊縮化、合理化の進行中に生ずる摩擦を緩和して財界の建て直しが出来る。現内閣が第五十九議會に、これらの諸政策を提起し得ざりしところに、その榮養不足が感ぜられ、暴力議員の跳梁を認容するやうな倦怠氣分を生ぜしめた。自分は第五十九議會に願ひ、第六十議會に臨むべく、三大整理の實行と共に、大經濟政策の計畫的擴大化を高調する。

第九節 議會後の政局と黨情

濱口首相再び帝大病院に入院

第五十九議會の閉院式は三月二十八日を以て舉行せられたが、式には濱口首相の出席を見ず、宇垣陸相首相に代つて勅語を奉讀した。同日正午宮中に於て賜餐の御召があつたが、濱口首相は参らず、同夕開催の兩院議員招待會にも幣原外相が不参の首相に代つて挨拶をなし、民政黨員總會を初め二十九日帝國ホテルに於ける同議員懇親會にも、安達内相が總裁代理として之に臨んだのであつた。

斯くの如く濱口首相は、議會後は一切の會合に出席せず、専ら永田町官邸に於て靜養中であつたのであるが、而も其の経過は抄々しからず一進一退の症状を呈し、四月三日午後に至るや更に患部に苦痛を加へ來つたので、同夜は溝口主治醫の宿直となり翌四日午前十時、更に眞鍋主治醫の來診あり、同十時半帝大の稲田、鹽田の兩博士も前後して來診し、女婿相田氏夫妻、北田氏夫妻の外、幣原外相、江木鐵相及び與黨の幹事長も駆け付け、官邸の内外は遽かに緊張を呈した。而して四國手立會診察の結果、首相は再手術を行ひその健康を回復せしむる爲、四日午後四時、帝大鹽田外科へ再び入院、五日手術を行ふことに確定したのであつた。かくて再び帝大病院に入院した首相は、豫定の時間を早めて五日午前零時四十分、鹽田博士執刀の下に二度目の手術をなし、手術後の経過は良好と發表されたのであるが、同月十日の都下の新聞紙は何れも首相の容態は憂ふべき状態に在りと報ずるに至つた。然しながら同日、鹽田博士談として載せられたものには左の如くあつた。

手術後の経過は順調であるが思つた程に速かではない、痛みも無いから先づ／＼良好と云へやうが、此の具合で行くと二週間位で退院の見込みで、回復は幾分遅れた、先づ平常通り歩けるのは一ヶ月半の後であらう。

蓋し濱口首相の再度の入院は、國家の爲めにも首相の爲めにも洵に大なる憾恨事であつた。首相は此の再入院と同時に胸中自ら深く決する所があつたので有つて、入院後一週間を経た四月十二日早朝、濱口氏一家は首相官邸を引拂ひ、郊外雜司ヶ谷の私邸に移つたのであつた。即ち閣議に於ては總辭職の方針を決定し、民政黨は後任總裁に若槻氏を推すことに決定したのである。

若槻男の總裁就任

四月十日夜、江木、安達兩相は閣議の決定及び濱口首相の意圖を齎らして若槻禮次郎氏を訪ひ、濱口總裁辭任後に於ける總裁就任を正式に懇望することとなり、頼母木桂吉、櫻内幸雄兩氏も亦た若槻邸を訪ねたのであつた。之に對して若槻氏はその任にあらずとして固辭したが、兎に角一應熟慮した上成るべ速かに回答をなす旨を答へた。蓋し刻下の時局を收拾し得るものは、若槻氏を措いて他に適任者のなき事は明らかなるを以て、十日の閣議に於ても井上藏相の如きは、この解決が遅延するに於ては單に政治的問題たるのみならず、經濟界に及ぼす影響の甚大なるを説き、種々具體的の事例を擧げて時局の急速なる解決を強調する所あつた程で、一方與黨内の意見も大體纏まり安達、江木兩相も極力若槻氏を援助する旨を誓ひ、十一日若槻氏が帝大病院に濱口首相を見舞ひたる際も、首相は病床に於て約三十分に亙り若槻氏と會見、極力後任總裁受諾を懇望し、山本達雄男も亦た松田拓相を通じて若槻氏の受諾を懇望する所あつた。

是に於て若槻氏は茲に斷然再び民政黨總裁として國政變理の大任に當らんことを決意するに至り、十一日午後七時半より内相官邸に於て江木安達兩相と會見、同八時より更に安達、江木、頼母木、櫻内の四氏と會見、後任總裁受諾の意志を明かに回答する所あつた。即ち右會見に於ける若槻氏の回答要旨は左の如くであつた。

十日兩相から濱口總裁に辭意があるやの趣きにて、もし辭任せられたる場合に於ては、其の後任として就任するやうにとの御懇談があつた、私はその器でないのみならず多くの缺點もあるので、御辭退を申したい考へであつたが、誠に差迫つた場合であるし、且つ十一日午後

濱口首相と會つて親しく御話もあつたし、また私の缺點、足らざるところは兩相の夙に知るところで此等の點については、御援助下さると思つて御受け致したいと考へた。黨の方に於ても、私の足らざることを御承知の上、頼母木、櫻内兩君から就任方の御話があつたことと思はれるから黨の方が皆様御援助下さるならば、微力を致したい。併しこれは公然のことではなく、黨の機關もあることであるから、御決定の曉に於て、申上げることかも知れないが、この意味を内々御返事申上げておく次第である。

ロンドン會議行賞 四月十一日ロンドン會議に關する行賞があつたが、右は全部で百八十名であつて、其の重なるもの左の如く若槻氏は特に男爵を授けられたのであつた。

依勳功特授男爵三位勳一等

若槻禮次郎

授旭日桐花章大綬海軍大將從二位勳一等功三級

財部 彪

授旭日大綬章海軍大將正三位勳一等功四級男爵

安保清種

叙勳一等授瑞寶章外務次官正四位勳二等

永井松三

議員並に評議員聯合會

新總裁として若槻男の就任受諾を得た民政黨は、同月十二日幹部會を開き滿場一致若槻男推薦に賛成し、十三日午後二時より本部に於て黨の大會に代るべき議員並に評議員聯合會を開き安達、江木、井上、町田、松田、小泉、俵、田中の各閣僚並に各政務官、若槻、山本、原、富田の各顧問、頼母木總務以下各總務櫻内幹事長外各幹事其他三百餘名出席、櫻内幹事長の挨拶に次で片岡直温氏を會長に推し、會長は後任總裁選舉に入る旨を宣するや、富田幸次郎氏より後任總裁は選舉に代ふるに濱口總裁の指名推薦を以てしたしとの動議あり滿場異議なく賛成、濱口總裁の後任總裁推薦指名書を受くべく一旦休憩、再開と共に安達内相は左の如き推薦指名書を朗讀した。

推薦指名書 私わが黨の大會に代るべき聯合會が後任總裁の推薦を不肖私に一任すとの決議をせられたことを了知致し喜んでこの決議の趣旨に従ふものであります。即ちわが黨の新總裁として男爵若槻禮次郎氏を推薦するものであります。

次で若槻禮次郎男は滿場の拍手に迎へられて登壇し、左の如き挨拶を述べた。

濱口總裁がその健康が此の上、民政黨總裁たるを許さずと自認せられたる結果、後任總裁を定めざる可らざる事となり、本日大會に代るべき兩院議員、評議員の聯合會を開かれ後任總裁を選舉せられ、不肖その選に當りたるは光榮として深く感激する所である、何故に濱口總裁の健康が、民政黨の總裁たる能はざるに至つたるやを默考する時、吾人は痛嘆と憤慨とを禁ずる能はざるものである、政局の推移は民意の趨向に随伴しなければならぬ、民意の趨向によつて政局の推移するは、政黨内閣制が確認せられ内閣の政績が民意の期する所に合するや否やに依り、内閣が進退するに至つて初めてその實現を見るべき事、理論の當然であつて最近我が國實例の明示する所である。

今回濱口内閣が依然として國民の深厚なる信望を有しながら、憎むべき罪惡の結果、進退を決せざるべからざるに至つたのは、立憲政治の爲め吾人の深く悲しむ所である、然しながら既に總裁の辭任があつた上は、茲に後任總裁を選舉せざるべからず本日の會合、本日の選舉は實に已むを得ざるに出でたものであるが、濱口君は高潔なる人格と雄大なる抱負を以て、民政黨創立の當初より總裁として我黨を指導され、野に在つては時局に適切なる方策を定めて國民の向ふ所を明かにせられ、朝に立つては急要なる施設を實行して盛んにその經綸を行ひつゝ居られたのに、中途にしてその任を去るの已むを得ざるに至つた事は、獨り我黨の不幸たるのみでなく國家の損失亦た實に多大なりと謂はなければならない。

本日諸君の選舉に依り、不肖その後を承くる事となりたるも、微力短才能くその任務を完うし、前總裁の人格と抱負とに依つて得たる我黨の名譽を失墜するなきを得るや否や、心私かに安んぜざるものが在るのである、然しながら既に諸君が余の微力短才を熟知しながら、尙且つ余をして黨首として努力せしむるを必要とせらるゝ以上、余に於ては余の能ふ限りを盡して諸君の要望に酬ゆるの外ない、余は全く獻

身的の精神を以て黨務の遂行に従はんとするものである、切に望むらくは諸君の剴切なる援助を以て余の足らざる所を補はれ、余をして大過なく重大なる任務を果すことを得せしめられんことは是である。民政黨の主義政策は厳として定まる、余は之を遵守して國政に貢献せんとを期するものである。

右若槻新總裁の挨拶に對し、頼母木筆頭總務は起つて

只今、若槻新總裁より非常に御謙遜な御挨拶がりましたが、總裁におかれては財政經濟の權威者たることは勿論、昨年のロンドン會議に於ける樽俎折衝の鮮かさは、天下公知の事實であります。即ち吾々の新總裁に對する期待の大なるものこゝに在るのであります、何卒その抱負經綸を勇敢に斷行せられんことを切望いたします、吾々黨員一同は一致團結、身命を賭して新總裁御指導の下に勇猛邁進、この國家の難局に當らんことを茲に黨員一同に代つてお誓ひ致します。

と述べ、次いで櫻内幹事長は濱口前總裁の辭任挨拶を代讀した、即ち左の如し。

濱口前總裁の挨拶

茲に總裁辭任に際し、一言申述べたいと存じます。私の身體が自由でありましたならば、自らこの席に臨んで御挨拶を申述ぶる筈であります、御承知の通り病體のため思ふに任せず、依つて病床において簡単に所思を綴りまして、幹事長を煩はして代讀して戴くことに致しました次第であります。

三月二十五日院內代議士會において、議員諸君の前に演説致したことは、その當時自分の健康上の確信に基くものであつた事は申す迄もありません、議會の終了頃から本月初旬にかけての健康状態の推移は、著しく自分の自信を裏切られ、遂に本月四日の夕刻に至つて、再入院の必要を宣告せらるゝに至つたのであります。事ここに至つては、病氣の豫後は必ずや相當長きものと思はねばなりません、私は再入院

の宣告と同時に總裁辭任の具體的決心を固めたのであります。

回顧すれば、昨年十一月十四日、東京驛頭における遭難以來、今日に至るまで、同志諸君には實に容易ならざる御心配をかけたのであります。この事に對しましては、こゝに改めて深厚なる感謝の意を表する次第であります。又、爾來黨務の大綱を統裁する上において、自分ながら遺憾の點が少くなかつたことを自覺するに拘らず、諸君は良く海岳の同情を以て、自分の足らざるところを輔佐援助されましたことに對しても、絶大の謝意を表さなければなりません。思ふに、昭和二年六月一日、立憲民政黨の創立と同時に、黨員諸君の御推薦により、總裁に就任しまして以來、諸君と苦樂を共にし、以來二回の總選舉を経て、わが黨は今や衆議院の絶對多數を占むるに至つたのであります。今や、わが黨の國家に對する責任は實に重大であります。國民のわが黨に對する期待は、益々重大であります。私は今回總裁の位置を去りますけれども、諸君はその閱歷、手腕、徳望、人格において、實に立派な總裁を新に迎へられたることを、立憲民政黨員の一人として満場の諸君と共に、わが黨のため深く喜ぶものであります。私は諸君が益々一致結束を堅められ、この立派なる新總裁を助けられ、わが黨の目的を達成するに、最善の努力を傾注されんことを、切望の至りに堪へませぬ。

この挨拶に對して満場、慘として聲なく一同感慨無量思はず双眼を拭ふ人々もあつた。次で山本達雄男起つて、濱口總裁就任以來の努力と功績とを讃へ、一日も速かに回復され黨の爲めに盡力されんことを祈る旨の謝辭を述べ、斯くて同三時半此の記念すべき會を終つた。而して若槻總裁は同五時より東京會館に所屬兩院議員並に評議員を招待し、席上重ねて左の挨拶を述べた。

濱口首相は理想的の總裁であつて、獨り日本のみでなく世界の政黨に於ても、濱口總裁が民政黨を指導された如きものは類ひ稀れである。この理想的の總裁がやめられたのは、眞に遺憾であるが、今日その病患も明かとなつた以上、他日全然健康を回復されるを確信するもので、諸君が濱口君を再び總裁として迎へられるのも、さう大して遠くはないと思ふ。不肖私としては、只その間に於て維持して行くと云ふ決心である。今日の時局は、寔に困難であるが、難局に處すれば處する程、難局の方策を定めて行かねばならぬ。私はこの場合献身的に努

力する決心なれば、諸君は地方黨員を通じて、國民に民政黨はまじめに、この難局を突破せんとしてゐる事を御傳へ願ひたい。右總裁の挨拶に對し、加藤政之助氏起つて謝辭を述ぶる所あつた。

濱口内閣總辭職

政府は四月十三日午前十時半より首相官邸に閣議を開き、先づ幣原外相より同日朝、帝大病院に濱口首相と會見せる顧末の報告あり、濱口首相より辭表と同時に左の如く閣議に傳言を託されたる旨を述べた。

即ち濱口首相は「昨年十一月遭難以來、閣員諸君に對して一方ならぬ御配慮を蒙り、衷心より感謝に堪へない、然るに其の後病狀抄々しからず、最近に至つても尙ほ病氣は長引く模様であることが判明したので、就ては上御一人に對しても、また國家に對しても、相濟まぬ儀と考へ、この上職に留つてゐることは、誠に恐縮の次第に存ぜられるので、こゝに總理大臣の職を辭任致したいと思ふ。しかし、これは單に健康上の理由に基くものであつて、他に何等の意味あるものでないことを明かにしておきたい。とに角、今日迄閣僚諸公から寄せられた御好意に對して深く感謝する旨を傳へて貰ひたい」とのことであつた。

斯くて閣議は總辭職を決定し、各大臣それぞれ辭表を作成し、宇垣陸相首席閣僚として之を取纏め、閣議半ばにして同十一時参内、同四十分 天皇陛下に拜謁仰せ付けられ、閣下に閣員全部の辭表を捧呈し、何分の沙汰あるまで従前通り國務を見よとの優渥なる御詔を拜して退下同十一時五十分再び閣議に臨み右の趣きを報告し、次で勅選議員の補充を決定せる後、今後の政局に關して種々意見を交換する所あり、午餐を共にして散會したのであつたが、右午餐の献立はスープに鶏肉、ゼリーにパンそれに果物コーヒーといふ緊縮内閣にふさはしき質素なものであり、食卓は閣議後直ちに退出した安保海相及び渡邊法相が抜け、濱口首相の姿を見ざる上に一層の寂しさであつたと云ふ。かくて濱口内閣は總辭職を遂げた。

四月十四日の東京朝日紙は左の如き社説を掲げて、濱口首相を送つたのであつた。

民政黨創立以來三年十ヶ月、濱口内閣組織以來一年十ヶ月、その總裁たり首相たりし濱口雄幸氏が、その健康の故を以て其職を去らなければならぬ事は、その因由するところが不慮の暴舉に出でた事によつて、一層の同情と共に痛憤を新たならしむるものがある。組閣當初また總選舉に當つて、天下に約束した政綱政策の實行に關しては、必ずしも遺憾なしとはいへないのであるが、少くも金解禁の斷行と、ロンドン海軍條約の締結とは、我政治史上、大なる記録を残すものであつて、その功績が主として、濱口首相の力に待つたことは、何人も認めざるを得ないのである。しかしその餘りにも名聲と責任とを濱口氏一人に負はしめた事が、暴漢をして一濱口氏を倒すことによる政治的効果を誤認せしめたと共に、民政黨をして病總裁からその重荷を除くことをなさしめなかつたのである。

遭難以來、無理な登院から再手術まで、その間濱口首相にとつては實に「紅葉より櫻につゞく」永き不斷のあらしであつたに違ひない。これも政情と黨情のしからしむるところ、公人としてはやむを得なかつたではあらうが、國民の深く同情しておしまないところであつた。今やうやく辭意を貫き得て「清風萬里」の境地に靜かに病を養ひ得るの日が來たことを、濱口氏のために喜ぶのである。閣僚諸子は、恐らくは人命の降下を待ち次の内閣にあつて、いふところの仕殘されたる政策の實行に當るつもりであらう。これ吾人が濱口内閣總辭職にあつて、たゞ、濱口首相一人を送る辭をなす所以である。

又東京日々紙は四月十二日の紙上に於て左の如く記した。

濱口内閣は十三日の臨時閣議において、閣員の辭表を取纏め總辭職の手續きを取る、昭和四年七月二日組閣以來一年九ヶ月十二日であるその間小橋文相の辭職によつて田中文相が就任、宇垣陸相の病氣の爲、阿部次官が臨時代理になつたなどの異動はあつたが、大體濱口首相中心主義の下に統制のある内閣であつた。その間、この内閣をめぐるいかなる事が起つたか、その主なるものは次の通りである。

一、金解禁 濱口内閣成立の最大使命が、金解禁にあることは組閣當日の聲明を初め、その後屢々公約されたのであつた。濱口内閣に對す

る英、米兩國財界の好感と、井上蔵相と津島財務官との努力の下に、英、米兩國において一億圓のクレジットを設定し、合せてモラル・サポートの約束が成立したのが、昭和四年の十一月、對外爲替相場が平價を維持する見込みをつけると共に、遂に昭和五年一月十一日をもつて、金の輸出禁止を解除した。大正六年九月十二日、金の輸出が禁止されて以來、實に十三年目で、この當時が濱口首相としても最も得意の時代であつた。

二 緊縮政策 金解禁後當然襲來して來る不景氣の對策として、徹底した緊縮政策の斷行によつて、支出を抑制する方針をこの内閣はとつた。小は官廳自動車の使用制限から、大は政府の繼續事業年度の繰延べ、新規事業の總括的な計畫中止に至り、遂には官吏の俸給一割減にまで及んで、問題を起し中止のやむなきに至つたが、五年の下半年からは給與旅費等の大削減をなして、緊縮の徹底をはかつた。ただこの緊縮政策には兎角の議論が群生した。

三、ロンドン條約 一九三〇年一月二十一日から、三箇月間ロンドンに開かれた海軍力制限を目的とするロンドン會議には、若槻首席全權以下、財部海相、松平駐英大使、永井松三氏等を全權として、参加せしめて危く會議決裂の情勢にも善處して、これを成立せしめ、わが國としては、一九三六年度までの海軍費において、約四億圓の節約をなす事が出來た。

四、國民負擔の軽減 ロンドン海軍條約の根本的目的の一として、國民負擔の軽減が掲げられてある處に従つて、昭和十一年度までの海軍計畫の保留財源五億八百萬圓の中、一億三千四百萬圓を所得税、營業收益税、砂糖消費税、織物税の舊税の減税に振り向け、第五十九議會にて、その方針の承認を得た。金額の多少については、種々の批評もあるが、軍令部が留保財源の全額を補充計畫に充當しようとして、頑強であつた事情に照せば、一億三千四百萬圓の減税は、むしろ成功であると政府は自負してゐる。

五、不景氣深刻化 金解禁によつて、金の流出は二億圓を越え輸出入共に激減し、株價は解禁前に比して、三割以上下落し、事業は興らず財界が萎縮したのは、世界的不況の影響であると共に、金解禁の反動現象である事は、濱口首相、井上蔵相も議會で言明してゐる。

六、首相代理問題 濱口首相の遭難によつて代理を設くる必要に迫られたる際、國內勢力の事情から特に黨外大臣たる幣原外相を首相臨時代理に奏請し、第五十九議會に臨むに當つては、理論上非難があつたにも拘らず、遂に幣原首相臨時代理を以て會期の大半を押し通したが野黨の攻撃に抗し切れず遂に三月十日になつて、病首相を登院せしめる事としたが、黨外大臣の首相代理は、惡例を残すものとして總ての方面に非難の聲があつた。

畏き邊りに於かせられては、濱口首相の辭職御聽許と共に、特に前官禮遇（内閣總理大臣の禮遇）を賜はり、濱口氏が多年政界に盡した功績を思召され、天長節の佳日を卜して、旭日桐花大綬章を授け賜つたのである。

第十節 若槻内閣成立

組閣經過とその陣容

四月十三日午前十一時半、濱口首相以下關係の辭表捧呈後、畏き邊りにては直ちに牧野内大臣を御前に召され、後繼内閣組織に關して御下問あらせられ、牧野内大臣は謹みて元老西園寺公に御下問あらせられ度き旨奉答の結果、同日午後一時鈴木侍從長は勅命を奉じて東京驛を發し、興津に西園寺公を訪ひ勅旨を傳達し、西園寺公は謹みて御下問に奉答する所あり、同邸を辭した鈴木侍從長は午後九時二十分歸京直ちに參内、閣下に委曲伏奏する所あつた。

西園寺公奉答の内容は、同公が濱口内閣總辭職の理由と現下の政情とに鑑み、慎重考慮せる結果たるは云ふ迄もなく、後繼内閣組織に關しては民政黨總裁若槻禮次郎男をその適任者であると信するを以て、その所信を披瀝し奉り更に之に關しては牧野内大臣に御下問あらせたま旨

を奉答したものであつたと洩れ傳へられたが、同月十四日午前九時二十分、若槻總裁は宮中より御召の御沙汰を拜し、同十時東御車寄から参内、内大臣府に於て牧野内府と會見、十時三十分御學問所に於て拜謁仰せ付られ、後繼内閣組織の大命を拜したので謹んで大命を拜受し、閣員詮衡のため暫時の御猶豫を乞ひ奉り御前を退下、十時四十分内閣總理大臣官邸に入り、直ちに民政黨更生内閣の組織に着手し、先づ同十一時十分宇垣陸相の來邸を求めてその留任を勸告したが、陸相は之を固辭し後任として軍事參議官南次郎大將を推薦したので、若槻男も之を諒とし引續き各閣僚を招致して會見の結果、安達、井上、幣原、町田、渡邊、小泉、安保の諸相に新たに櫻内、原兩氏を加へ茲に組閣の陣容を整へたのであつた。

斯くて若槻男は同日午後四時再び参内、拜謁仰せ付けられ恭しく閣員名簿を捧呈して御嘉納を賜つた結果、同四時四十分若槻、南、櫻内、原四相の親任式を行はせられ、茲に若槻内閣は成立を告げたのであつた。即ち濱口、宇垣、松田、依の四相に對しては辭職を聽許せられ、幣原、井上、安達、江木、渡邊、町田、田中、安保、小泉九氏の辭表は却下あらせられたのである。成立せる若槻内閣の顔觸れ左の如し。

- | | | | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 内閣總理大臣 | 若槻禮次郎 | 民政黨總裁男爵 | 若槻禮次郎 |
| 外務大臣 | 幣原喜重郎 | 男爵 | 幣原喜重郎 |
| 内務大臣 | 安達謙藏 | | 安達謙藏 |
| 大藏大臣 | 井上準之助 | | 井上準之助 |
| 鐵道大臣 | 江木翼 | | 江木翼 |
| 陸軍大臣 | 南次郎 | 軍事參議官陸軍大將 | 南次郎 |
| 海軍大臣 | 安保清種 | 海軍大將男爵 | 安保清種 |
| 農林大臣 | 町田忠治 | | 町田忠治 |

- | | |
|------|---------|
| 商工大臣 | 櫻内幸雄 |
| 逓信大臣 | 小泉又次郎 |
| 文部大臣 | 田中隆三 |
| 司法大臣 | 子爵 渡邊千冬 |
| 拓務大臣 | 原脩次郎 |

新内閣最初の閣議

宮中に於ける親任式終るや、同日午後六時より首相官邸に於て新内閣最初の閣議は開かれ、先づ若槻首相より

不肖大命を拜して内閣組織をなし、只今親任式を舉行せられてこゝに新内閣は成立した。ついでには、自分としては、大體濱口前内閣の施設方針を踏襲する考へであるが、政治は活物である以上、時勢の潮流に従ひ、その時に臨んで最も適當なる施設をなさねばならぬと考へてゐる。しかし何分微力短才のことであるから、諸君の御援助により、かねての政策を實現し、今後大いに國家のため盡したい考へである。と挨拶を述べた所あり、それより地方官會議を四月二十七日より四日間開催すること、十五日午後一時より臨時閣議を開き新内閣の政策、殊に財政經濟政策を協議決定して公表すること及び、行政、財政、税制三調査會の組織と擔任者を改めて決定した。

而して翌十五日、前日の豫定の如く閣議を開き、武内作平氏を法制局長官に、大塚警保局長辭任に伴ふ内務省人事の異動を決定した後、濱口内閣當時決定した行政、財政、税制整理調査會設置に就いて具體的の協議をなし、この準備委員會は對内閣の決定通り實行することとなりその準備委員會の主務委員として若槻首相から左の通り指名、

- 一、行政整理準備委員會——井上藏相、江木鐵相

- 一、財政整理準備委員会——安達内相、井上蔵相
- 一、税制整理準備委員会——安達内相、井上蔵相

次で、右三大調査會實行要項を決定した後、政務官の更迭に關し、種々の意見を交換したが、結局民政黨方面の要望は、この際出來得る限り廣範圍に涉つて更迭を斷行するに在るから、人心を一新し陣容を整備する爲、この際貴族院出身政務官を除き、黨出身政務官は全部更迭することに意見の一致を見、最後に政策問題を中心に種々懇談の結果、

現内閣は、前内閣の主義政策をそのまま踏襲することを以てその根本方針とするものである、濱口内閣成立以來既に一年十箇月の歳月を閲してゐるのであるから、之が延長内閣に對する民心の離反に就いては最も細心の注意を拂はねばならぬ。故に、その根本的大方針に就いては前内閣とは變らぬとは云へ、時勢の推移、民心の歸趨をよく見極め、適切なる施設を施すのが當然である。依つて差し當つて具體的新政策を樹立しないが、當面の經濟困難を打開すべき方途に、主力を傾注することとした。

と云ふに意見の一致を見たのであつた。而して同日の閣議に於て決定せる新政務官の顔觸れは左の如くであつた。

任外務政務次官	海軍政務次官	吹省三	任外務參與官	田中武雄
任内務政務次官		古屋慶隆	任内務參與官	小山谷藏
任大藏政務次官		田昌	任大藏參與官	前田房之助
任陸軍政務次官(留任)		伊東二郎丸	任陸軍參與官	比佐昌平
任海軍政務次官		牧山耕藏	任海軍參與官	鍋島直繩
任司法政務次官		八並武治	任司法參與官	戸澤民十郎
任文部政務次官		横山金太郎	任文部參與官	工藤鐵男

任農林政務次官	西村丹治郎	任農林參與官	岡本實太郎
任商工政務次官	松村義一	任商工參與官	櫻井兵五郎
任逓信政務次官	小池仁郎	任逓信參與官	逓信大臣秘書官
任鐵道政務次官	末松借一郎	任鐵道參與官	中島彌團次
任拓務政務次官	紫安新九郎	任拓務參與官	杉浦武雄
向之と前後して警視總監丸山鶴吉氏及び警保局長大塚惟精氏は貴族員議員に勅選せられ、其の後任として左の任命を見た。			
任警視總監	臺灣總督府總務長官	高橋守雄	任警保局長
任地方局長	衛生局長	赤木朝治	地方局長
			次田大三郎

行政の三大整理

行政、財政、税制の所謂三大整理は、民政黨内閣の十大政綱の中に於ても重大なるものであり、濱口前首相時代に右調査費として五萬圓を豫算に計上し、議會の協賛を得たのであるが、之が調査會に關する官制の制定並に人選を行ふべく取急ぎつゝあつた折柄、内閣の更迭を見たのであつた。

されば若槻内閣に於ても組閣後間もなく此の議は持ち上り、之が調査準備委員會を設けることに決し、行政財政調査の主務委員には江木鐵相及び井上蔵相、税制調査の主務委員には安達内相、井上蔵相が當ることとなり、その實行要綱と委員會規則を設け、審議の進行方針並に調査事項等につき協議を重ね、各幹部は至急その手許に於て私案を作ることとなつた。而してこの準備委員會の成立と同時に、從來存續し來つた行政刷新委員會は廢止さるゝ事となつたが、行政、財政及び税制の三整理は、政府の唯一の重要政策なるだけに之を九月中までに完成せざ

るに於ては、六年度豫算の實行不可能となり、且つ七年度以降の財政計畫が樹立されぬため、若槻首相を始め江木鐵相、井上藏相の如きは極力その實効を擧ぐべく努力する所あつた。随つてその整理調査の範囲はかなり廣汎に亘り、各省所管事項以外のもの並に内閣所管事項の主な調査項目として擧げられたものは

行政事務統一 各省局課の廢合は勿論、行政組織の合理化として省の廢合、即ち鐵道、逓信兩省を廢して交通省を新設し、商工農林兩省を廢して産業省を新設し、外務拓務兩省を廢して國務省を新設し、陸軍、海軍兩省を廢して國防省を新設するの可否等を調査すること。

俸給令の改正 一昨年中止した減俸案を大體の骨子とし、文官武官の俸給を低下せしむること。而して改正俸給に於ては一部を固定給として他を物價指數の騰落により増減せしむるスライディング・システムとするの可否等を調査すること。

恩給法の改正 文官恩給年限の延長、恩給金額の減額、武官受給年限の延長、恩給金額の減額、恩給法納金の増額、各種恩給年金制度の改正を爲すことの可否を調査すること。

等があり其他、各省の整理範圍を總括的に云へば局課の廢合、職員の整理減員、實際上行はれつゝある二重行政及び繁文縟禮の形式を改善して合理化の實を擧げんとするに在つた。而して先づ其の第一着手として官吏俸給の減額を六月一日より實施し、次で恩給法の改正に着手すると共に一般行政整理としての省又は局課の廢合、整理並に官吏の定員減少に付き鋭意調査を進むる事となり、六月十九日の閣議に於て臨時行政審議會に關する官制を決定、二十日の官報を以て之を公布した。

若槻首相の車中談

若槻首相は四月十九日、西園寺公を興津の邸に訪問、即日歸京したが、その往途の車中に於て新聞記者に對し左の如く語つた。

西園寺公には昨年私がロンドンから歸朝した際に御目にかゝつて以來、御無沙汰してゐるので組閣の御挨拶等々お訪ねする次第である。

濱口内閣から現内閣に移つて、政府今後の主義政策に何等かの轉換が行はれるのではないかと云ふ人もあるが、私に濱口内閣の主義政策方針を根本から改革變更する考へがあるか否かは、現内閣閣僚の顔ぶれに徴しても明かではないか、濱口君も私も同じ民政黨員である以上、何れも同じ黨の主義政策に立脚するものでなければならぬ、大きな政策の上にさう變化の起る筈がない、現内閣が濱口内閣の重要方針を踏襲して行くことは勿論である、併し濱口内閣成立當時、即ち二ヶ年前の世相と今日の時代の趨勢とは、多少と雖も變化があるから、私は同じ大方針を持ちながら、杓子定期的な主義方針に拘束されることは甚だ面白くないと思ふ。

従つて骨子は濱口内閣の方針通りではあるが、その具體方針は飽くまで時代に適合して行かねばならぬと信ずる、然しその具體方針たるや未だ定まつて居らぬ、現内閣が世界的財政經濟の極めて重大なる難局に直面してゐることは、今更ら私が云ふまでもない、従つて濱口内閣が斷行した金解禁の善後措置としての所謂緊縮方針は、依然として續けて行かねばならないが、前述の如くそこには自ら時勢に適當せる施設の必要を生ずるのである。

政府は何か新政策を樹立する意志はないかと云ふが、今日この世界的不景氣に伴ふ歳入減に直面して、さう無暗に政策など云へるものではない、來年度豫算編成の方針は未だ決定してゐないが、それには行財政、税制三大整理調査の結果が影響することは云ふまでもない。行財政の三大整理については、調査會設置に先き立ち、準備委員會を設け、昨十八日から準備委員會は調査を開始したが、政府及び私として、これを如何に整理するかについて全然白紙である。方針を決定して居れば、何も改めて準備委員會などを設ける必要はない。従つてこの準備委員會の成案は即ち政府の原案である。又政府としては、濱口内閣の方針たる非募債主義を原則として、踏襲する考へであるが、特に例外とされてゐる失業救済を目的とする起債については、本年度限りと言はず、必要に應じては相當期間此方針を認めねばならぬと思ふ。何分現下の世界的不景氣の影響によつて發生した失業者増加の處分については、失業救済を表看板とする英國労働黨内閣でさへ困り抜いてゐる程である。政府としては、この増加の傾向を多少なりとも、緩和防止することが出来ればよい方だと思ふ。私が組閣當初より言明

し居るが如く、濱口内閣の政策運用を時勢に應順化して行く必要があると言ふのも、要するに斯う云ふ場合を云ふのである。従つて来る二十七日から開かれる地方長官會議に於ては、私のこの主張を政府の今後の根本方針として、特に徹底したいと思ふ。併し自分としては税制整理により歳入の増加をはからうとは考へて居らぬ。また行政整理の一として省の廢合説が數へられてゐるが、歳入減の對策として、少くも現在の行政組織の擴張することは出来ないではないか。また軍制改革については濱口内閣成立當時より、二箇年間も陸軍當局が世間の要望と時代を十分理解のもとに考究して來てゐるのであるから、政府としては右軍部の考究の結果を待つて、適當な施設を爲す考へである。露領漁區問題については、一切を幣原外相に一任してあるので、自分としてはこの際この問題に言及することは避けたい。また樞密顧問官の缺席補充については、未だ考慮すべき時期に至つてゐない。要するに、私としては、未だ組閣後日尙淺く、且閣僚より細目に亙る話も何も聞いてゐないので、餘り多く知らぬことを遺憾とする。

地方長官會議

全國地方長官會議は四月二十六日招集、二十七日より五月四日まで一週間に亙つて開かれたが、第一日は午前十時より首相官邸に於て開會若槻首相の施政方針に關する別項の如き訓示演説に次で井上藏相、幣原外相の訓示あり、正午休憩一同官邸に於ける首相招待の午餐會に臨み午後二時再會後南陸相、渡邊法相、江木鐵相の訓示があつた。

若槻首相の訓示演説

諸君、不肖この度内閣總理大臣の重任を拜し、茲に諸君御會同の機に於て聊か所見の概要を開陳致しますることは、私の寔に欣幸とする所であります。第五十九回帝國議會は無事終了し、豫算案その他、重要な法律案の協賛を得ましたことは、國家の爲眞に慶賀に堪へませぬ。凡そ是等の諸等政策は現内閣に於ても、亦之を繼承して、その實現に努力すべきは言を俟たざる所であります。而して之が實現に就て

は、諸君の力に俟つ所が多いのであります。諸君は各所管大臣より指示せらるる所に従つて、萬遺漏無きを期せられんことを切望致しまするあります。

現内閣の財政經濟政策は、濱口内閣の財政經濟政策と、根本に於て何等の差異なく、金解禁後の善後處理とし、財政緊縮財界の建直しを主要なる目的とするものであります。財界不況當然の結果として、國民の負擔能力の衰退を招き、國家の歳入は減少し、政府事業に支障を來たしたることは、各國共に齊しく惱んで居るところであります。斯る際に於て、經濟界の安定を期する爲、政府財政の均衡を圖りその基礎を鞏固ならしむることは、最も必要であります。且又、國民の自立的活動餘力を培養致すこと、是れ亦今日の場合、極めて切緊の事でありませぬ。政府は此に鑑みる所がありまして、依然として、財政緊縮の方針を取らんとして居るのであります。

當今の如き急迫したる時勢におきましては、行政の合理化を圖ることが最も肝要であります。しかしてこれによつて、又政費の節約を爲し得るのであります。故に從來の行政組織に相當の整理を加ふる必要があります。また一般の經濟界の不況に伴ふ國の歳入減少に應じてこれに適切なる財政計畫を樹つるは、財政の安固を保つ所以であることは、勿論であります。時世は常に變化して止まないものでありますから、情勢に順應して、施設事項を加除整理し、以て國民利福を圖ることも、またこれを勉めなければならぬのであります。更にまた經濟界に急激なる變化を生じたる結果、國民負擔の公正に缺くところあるに至つたことを認めますから、税制の建直しを致さなければなりません。因て政府は中央地方を通じて行政、財政、税制の整理を行ひ、國務執行の合理化を圖ると共に、國民負擔を一層公正ならしむるに就き、一大努力を致す考へであります。之が爲既にその調査に着手致したことは諸君の承知せらるる通りであります。諸君においても、意見の存する所は腹藏なく開陳せられ、調査の参考に供せらるると共に、その實行に當つては、その趣旨を以て十分に盡力せられんことを望むのであります。ロンドン海軍條約の結果として、生じたる財源を以て政府は該條約締結の趣旨を尊重し、地租、營業收益稅砂糖消費稅及び織物消費稅の減稅を行ひましたが、しかも地租に關しては、從來地價を課稅標準としたることを改め、貸賃價格を以て、課稅の標準とす

ることとし、専ら負擔の公平を期することと致したのであります。

社會政策の整備擴充は政府の最も意を用ゆる所であります。既に議會に於て救護法施行に要する豫算の協賛を経ましたのでありますから昭和七年一月より施行致しまして、窮民救護の實を擧ぐると共に、國民生活の安定に資せんとして居るのであります。又簡易生命保險法を改正して多年の懸案でありました防貧施設たる所謂小兒保險制度を實施する事と致しましたのも、之れ又多數國民の幸福増進に貢獻せんとする趣旨の發現であります。失業者の救済は刻下の重要問題であります。政府は深く之に留意して對策の周到適切ならんことを期し、昭和六年度に於ては先づ失業公債を發行して、諸般の事業を行ふことゝ爲したのみならず、失業船員の増加に對しても亦た新に補助金を支出して授産授職の途を開くことゝ致しましたが、その他に時勢の要求に應ずる方針は相當に之を樹てた次第であります。

學生々徒並に一般男女青年の思想問題に就きましては、常に時代の趨向に留意し、適當の對策を講ずることに努力して居るのであります。今日に於ても尙危険なる思想を抱き不穩なる實際運動に従ひ、刑辟に觸るるが如き者の、容易に減退しないのは、眞に遺憾に勝へない所であります。政府は斯の如き實情に顧み、一層青年學生に對して、思想の啓導に努め一方に於ては、訓育の徹底を圖り健全なる心身を養成せしむると共に、他方に於ては、その監督取締を十分ならしむるに力を致して居るのであります。

教育は時代の趨勢に従つて、改善せらるべきものであります。今日の教育は、國民精神の涵養に一層の力を致すと共に、實際生活に即し創造力に富み、堅忍不拔の意氣を有する奮闘の士を、養はなければならぬのであります。殊に政治に對する國民理解の如何は、國家の隆替に至大の關係を有するのでありますから、公民的陶冶を厚くするの必要は、今後一層切なるものあることを認めまして、學校教育に於ては、新に公民科を設け、又社會教育に就ても、各般の施設に於て、國民の公共生活を完うするに足るべき、智徳の涵養に十分力を致し、以て善良なる立憲自治の民たるの資質を具備せしめんことを期して居る次第であります。

諸君、今や世界を擧げて局面の展開に苦慮致して居るのであります。世界大戰は古今未曾有の大規模のものであります。その影響

する所が極めて廣く且長期に涉つたのであります。今や之を清算して、經濟界と謂はず思想界と謂はず一新生面を開くべき時期が到來したのであります。時局極めて重大であります。この秋に當つて、幾多の難關を突破するには固より異常なる覺悟を要するのであります。政府は機に臨み變に應じて、之が對策を講じ、適切に之を實行する者であります。隨つて漸次諸君を煩はすことが多いであらうと考へるのであります。而かも是等總べての基根となるものは、現下の難局に對する國民の自覺と堅忍自重の耐久力と進取的意氣とに外ならぬのであります。國民のこの精神が熾んれば、そこに自ら打開の途が生ずるのであります。諸君が特に國民のこの精神を指導振作するに力を致し、勇往邁進、その責を全くせられんことを切望致す次第であります。

第二日は内務省に開會、安達内相の訓示に始まり正午休憩午後二時再會後、田中文相の訓示あり右終つて種々意見の交換あり午後六時半散會したが、安達内相の訓示は大略左の如くであつた。

政府は國民負擔の輕減に専念し、第五十九回帝國議會に於て國稅、地租及び營業收益稅の輕減を行ひ、且つ地租に關する制度を改正致しまして、新に地租法を制定することになりたるに伴ひ、之に關聯ある地方稅制の改正を企劃し、議會の協賛を経まして、本年度より之を實施することになりました。改正の要旨は大體地方總體に於ける従前の稅收入を維持致しますと共に、地方負擔の公正を期するにありませうから、克く現下に於ける經濟界の實狀に留意して運用宜しきを制せられ、稅制改正の目的を達するに遺憾なからんことを望みます。最近經濟界の狀勢を察しまするに、國民所得の減少に伴ひまして、國家並に地方團體の收入亦その減少を來しますのは勢の免かれざる所でありますから、之に應じて國費並に地方費の整理緊縮を圖ることは、定に已むを得ない事であります。依て地方財政並に地方債に關しましては從來の如く緊縮の方針を持続するの要あるは、勿論であります。根本的に國費及び地方費を整理緊縮して、財政の基礎を安固ならしむるには現在の行政及び財政を徹底的に刷新整理すると同時に、中央並に地方の稅制に就ても、國民經濟の現狀に照して、之が改正を圖るの必要がありますので、政府は組閣の劈頭、先づ行政財政及び稅制に關する調査會を設け、以て急速に整理の實を擧げんことを期しつつあるのであ

ります。府縣議員の總選舉は、本年秋季を以て全國府縣の大部分に行はるるのでありますが、曩に昭和二年に於て、二府三十七縣に行はれました前回の總選舉の實績に徴しますれば、棄権者の數は各地とも相當多數に上り、殊に改正法の下に、新に選舉人となりたる者の棄権率は、郡部に於て二割七分九厘、市部に至りては實に六割九分六厘といふ異常の高率を示し、普選の趣旨と相距ること甚だ遠きの感があつたのであります。今日に於きましては、國民の政治に對する自覺も往年の比に非ずとは考へますけれども、今秋の選舉に當りては、各地とも適切の方途に依りて、一般選舉民の理解と自省とを促し、その執行に際しては、投票所の増設その他機宜の方法に依りて、選舉權の行使を便ならしむるやう、特に十分の配慮を望みます。(後略)

第三日及び四日も引續き内務省内に開會、所管指示事項に就き質問並びに希望意見の開陳あり午後五時散會、第五日は午前九時より農相官邸に開會、先づ町田農相より農村不況對策を初め、第五十九議會通過の諸法律の施行に關する訓示並に注意事項の説明あり、次で種々質疑應答をなし正午散會、それより地方長官一同は直ちに參内して御陪食の榮を賜はり、午後三時より工業俱樂部における商工省所管の會議に出席した。町田農相の訓示は左の如し。

農山漁村の疲弊せる現狀に鑑み、之を救済すべき對策を講ずるは、一日を緩せにすべからざる喫緊事にして、政府は昨年來農山漁村を脅威せる農産物、就中繭糸及び米穀の價格の低落、産業資金の缺乏及び失業の増加等に對しては、鋭意臨機諸般の應急對策を講じたり。先づ糸價の暴落に對しては、糸價安定融資補償法の運用、及び四千萬圓の養蠶應急低利資金の融通を行ひ、營業者の自治的企業統制を勸奨し、以て糸價低落趨勢の阻止に努め、米價の下落に對しては米、粳の輸入税の増額及び轉入制限期間の延長を行ひ、三百萬石の内地米買上をなすの外、政府所有米の海外輸出を續行する等、米穀法を運用すると共に、農家の自治的調節策として粳及び玄米貯藏を奨励し、その目的達成に便ならしむる爲の低利資金三千萬圓を融通する等、主として米穀の數量調節を圖り、又農山漁村の失業及び不況對策としては、失業救済臨時對策低利資金七千萬圓を農山漁村に融通するの方策を樹て、以て産業の振興及び失業の救済に努めつつあり。而して是等の施設は既

に各年來各位の盡力を煩はし、相當實績を擧げつつあるも之が成果は猶今後各位の指導獎勵に俟つ處多大なるを以て、その遂行につき一層深甚なる協力を致されんことを望む。

米穀の根本政策に就ては、曩に米穀調査會に諮問し、數項に亘る重要事項の答申を得たることは、既に各位の了知せらるる所なるも、その答申中、米穀法運用の基準たる米穀の最高及び最低價格の決定案に就ては、その後更に同調査會に諮問し、昨年十二月その答申ありたるを以て、之に基き米穀法の改正を行ひたり。その要旨は外米輸入常時許可制度を設けたるの外、米穀の市價を調節する爲、米穀の買入または賣渡を爲す場合、基準と爲るべき最高及び最低の價格は米穀生産費家計費及び所謂率勢米價を基礎として、之を決定することとし、その生産費及び家計に關する資料の整備する迄は、暫定的に率勢米價を基礎とし、之を定むることと爲せり。尙之と同時にその運用を完からしむるが爲には、米穀法運用資金の増額を必要とするを以て、米穀需給調節特別會計法を改正し資金の借入限度を八千萬圓増額し、之を三億五千萬圓と爲せり。

而して米穀法の改正に伴ひ、家計費の調査は内閣統計局において之を行ひ、米穀生産費は農林省において、沖繩縣を除く各道府縣にわたり、一千有餘戸の農家につき調査することとしたるが、これら生産費及び家計費は基準價格決定上その核心を爲すものなれば、之が調査の精確を期するは米穀法の運用を適正ならしむる所以なるを以て、之が實行に際しては各位の十分なる配慮あらんことを望む。

蠶糸業はわが國重要産業として、その消長が一般經濟界に及ぼす影響の至大なるは縷言を要せざるも、その内容に就ては尙改善を要するもの尠からず。これが爲には關係各業者をして夫々有力なる團體を組織せしめ、自治的に斯業の改善發達及び統制を圖らしむると共に、一面各業者間の聯絡提携を徹底せしむるは是に緊要なりとす。從來蠶糸業者に關する團體制度としては、同業組合及び蠶糸業同業組合中央會ありと雖も上述の如き目的を達するには、適切ならざるものあるを以て今般新に蠶糸業組合法を制定して、右の目的達成を圖る事と爲したり。しかして目下之が施行に關する諸般の準備を進めつつあり。近くその施行令の公布を見るべきを以て、その運用に當りては、制度の趣

旨に鑑み、指導監督上遺憾なきを期せられんことを望む。

産業組合は地方産業經濟の發達上、極めて重要な使命を有する自治的經濟機關にして、その普及發達著しきものと雖も、その内容に至つては組合精神の徹底充分ならず、經營よろしきを得ざるもの少からざるは遺憾とする所にして、之が整理改善を遂げその健全なる發達を圖るは緊急の要務なり、依つて政府は本年度より職員を増置し、之が督勵の周到を期せんとす、殊に中央金庫法の改正法律の不日公布を見るに於ては、各位は組合督勵上遺憾なきを期せらるゝと共に、産業組合系統機關による資金融通についても、特に留意あらんことを望む。

最終日の地方長官會議は、五月四日午前十時より内務省に開かれ、原拓相の訓示終つて拓務省所管事項に關す質問應答あり、十一時半會議を終り午後は小泉遞相の訓示に次で、逓信省所管事務について協議をなしたる後、再び内務省所管事項に關する會議に移り、内相諮問の三大整理に關聯し時に

第一、各府縣に於ける試験場、感化院、巡查講習所等を府縣聯合經營とすることの可否

第二、各學校の整理

第三、中學校を私立に移すことの可否

第四、各補助費、奨勵費等の整理

第五、地方税整理

に就て意見を徴したるに對し、各長官より左の如き意見の開陳があつた。

第一、試験場感化院逓信講習所などを府縣聯合經營とすることの可否

一、これらの聯合經營は、面倒のことであるが、政府が行政整理を徹底的になさんとする決意があれば實現は困難ではない。しかし、全國

劃一的になすといふことは不可であるから地方の情況によつて、考慮しては如何。

一、聯合經營は物によつては、實行出来るものと出来ないものとがある。試験場の如きは試験と同時に同地方の産業の指導をしてゐるものもあるから、單純に聯合經營とすることは出来ない。感化院の如きは、その性質上簡單である。

一、試験場を數府縣の區域に國立のものを設けて、その費用を區域内の府縣に負擔せしめ、現在の試験場は規模の小さいものとなし、單に指導にのみ當ることにしては如何。

一、試験機關の統一といふが、これは各地方の特長によつてやつてゐるのであるから、統一してもどうかと思ふ。巡查講習所の如きは統一すれば、經費が多かかると思ふから、聯合經營には反對である。

第二、中學校の整理に對する具體的意見

一、學校を減ずるは困難である。學級の整理もまた困難である。ただ、教育費の節約で、最も効果のあるのは教員を減ずることである。これは文部省令の改正を以つて、減ずることが出来るから、これを實行しては如何。

一、今日の如き澤山の人材を養成しても、使途がないのは不經濟であるから、國家を始めとして高等教育機關の大縮小をやれば、地方における中等教育の縮小も、比較的斷行し易いと思ふ。

一、學級教員の整理の減少は勿論であるが學校の整理をなさねば意味をなさんと思ふ。

第三、中學校を私立になすことの可否

一、中學校は普通教育であるから、私立で經營するといふことはどうかと思ふ。私立とすれば授業料だけで經營することになつて、弊害が生ずると思ふ。

一、私立とせば授業料だけの費用では立つて行かんから、基金の制度を作るか、補助をなさねば維持經營が出来ぬのみならず、教育の効果

を減殺しはせぬか。

一、私立も地方的に實行出来ると思ふから、政府の方針として斷行されては如何。

第四、補助費獎勵費に對する意見

一、補助費、獎勵費を支出して助長するものは、それが國家的のものであれば大に必要であつて、その割合も亦大でなければならぬ。利害關係の數府縣に亘るものもないが、單に一府縣に止まる場合には補助の必要はなしと思ふ。特に人件費(俸給、旅費)を補助する如きやり方が現在あるが、之は弊害が多き故中止するの必要がある。

一、地方々々の事情に應じて、補助獎勵するのであるから、補助の割合を定むる必要はないと考ふる。

第五、地方税制關係

一、雜種税の整理と社會政策的並に徵稅費の關係を考慮して整理をされたい。又一回では將來稅源となるものに對して(商品券發行税、馬券税、ゴルフ税、ラヂオ税、マージャン税)課稅の途を拓かれない。

一、雜種税の課稅物件は、社會事情の變化に従つて變化し得るやうにされたい。地方では社會政策的見地から古い税を廢止して新しい税を課せんとしても、競馬協會、放送局等があり又、政府も仲々許可しないので、社會實情に副はぬものが多いから特に考慮して頂きたい。

一、所得税の附加税を市町村一般に認められたい。之は不在地主に對する課稅の方法としても、適當の方法でないかと思ふ。

尙最後に失業救濟事業として六年度に實行すべき府縣道改良につき、國庫補助及び起債の許可等に關する指示をなした後、更に其の方法等に關する打合せを行ひ、安達内相より連日の會議に對する慰勞の挨拶あり、同五時散會、斯くて地方長官會議は終了した。

今回の地方官會議に安達内相より提出した三大整理に關する諮問に對しては、殆んど全部の長官から意見の開陳あり、就中、教育費の整理部の廢合、一般地方税整理、恩給法の改正、各試験場の統一、補助費獎勵費の整理等幾多傾聽すべき事柄があつたので、内務省に於ては之等

の意見中、最も實現の可能性ありと認めらるゝものを取りまとめ、之を政府の三大整理準備委員會に提出する事に決したが、各地方長官の共通意見は、整理の最大効果を擧ぐるためには先づ教育費の根本的大整理が必要で、それには中等學校の廢止(約三分の一)及び中小學教員の初任級引下、教員數の減員等であると云ふに在つた。而して内務省も右の實現に努力すべき方針を持つに至つたが、只だ文部當局は之を喜ばず、學校整理等に對しては正反對の態度を示さんとする傾向なるを以て、果して如何なる程度に實行し得るや疑問なるも、兎も角も教育費の整理が爾餘の整理よりも遙かに効果的であり、且つ現下の狀況より見て最も必要事に屬するを以て、本問題に就ては内務當局としては極力その實現を望むことになつた。因みに本問題に對する各地方官の綜合せる意見の概要は左の如くであつた。

窮迫せる地方財政を緩和するのに土木費、勸業費の如きは削減の餘地がないから、年を逐うて膨脹する教育費に、一大斧鉞を加へること。

(一)教員の整理 教育費節約方法として、學校を廢止し、學級を整理することは中々困難であるから、教員の大減員を斷行すること。これとても小學教員はその餘地が少いから、主として中等學校教員の整理を行ふこと。即ち現在中等教員の受持時數は、平均十八時間位であるから、この受持時間をもつと増加して教員を減するか或は他校兼務として、減員の途を講ずること。

(二)初任給の減額 中等教員は、勿論小學教員の初任給は官公衙產業界、實業界等の初任給に比し、著しき懸隔があり、内務、文部兩省協議の結果初任給の減額は認めてゐるもの、他縣を顧みず自縣のみの初任給の減額は、情誼上出來難いから全國一律に減額の途を講ずることその代償として俸給の最高限度も引上げること。

全國警察部長會議

地方長官會議に次で全國警察部長會議は、五月十八日より十九、二十日の三日間に亘り内務省に於て開催されたが、今回の會議の題目は第五十九議會を通過した速警罪即決令の其他であつたが、その重心は今秋行はるべき府縣會議員改選に對する選舉取締りに在つたことは勿論で

この外安達内相の訓示中に暴力團の取締を高調したことは、先きの地方長官會議に於ける渡邊法相の訓示と共に、今夏警視廳が敢行した暴力團狩りと對比して頗る世の注目を惹いたのであつた。而して安達内相の訓示要旨は左の如し。

職を警察に奉ずる者にして今なほ時に廉潔を缺き、甚しきに至つては或は取締營業者より金品の贈與を受けて收賄の罪に問はれ、或は被疑者の取調べに當り暴力を敢てして、凌虐を肆にせりと非難を蒙むる等、之等の事例の依然としてその跡を絶たないのは、寔に遺憾とする所であります。

不必要に國民の私生活に干渉し、さなきだに複雑化し行く社會を警察の爲めに一層複雑に導くが如きことは、斷じて之を避けねばなりません。同時に、社會文化の進展に應じて時代に即したる適切緊要なる警察取締を爲すことに努むる事が、最必要であると申さねばなりません。事の中央に關するものに就きましては、進んで之が意見を開陳して、政府の整理に資補せられんことを望みます。

警察官吏、就中下級警察官吏中には、尙ほ往々にして被疑者の取調、社會運動の取締、群衆の整理その他職務の執行に當つて、事の顛末を誤り不要に職權を行使し、動もすれば之が爲めに人權蹂躪、又は職權濫用の非難を招くことあるは、誠に遺憾とする所であります。眞に強く正しき警察は之に従事する官吏の明朗にして蟠りなき態度に在ると考へられるので、自己批判の態度の徹底につき堅き信念を以て、警察本來の使命を達成せしむるやう最善の力を致されたいのであります。

今年秋期には全國の大部分に亘つて府縣會議員の總選舉が執行せられますので、更に一言して各位の留意を促して置きたいと思ひます。從來、各地に於て行はれました選舉の實績に徴しまするに、その取締の措置は概ね適正を得、特に言論及び文章による選舉運動の取締の如き、改善の跡大に見るべきものが有るのであります。選舉事犯の數はなほ著しく増加し、戸別訪問又は投票買収の如き違法行爲も亦た隱密の間に行はれて、甚しく選舉の公正を紊して居りますことは、誠に遺憾に思ふ所であります。

各位は來るべき選舉の取締りにより弊害の根源那邊に存するかを洞察して徹底的に非違を檢察糾弾し、以つ選舉界の積弊を革むるに努め

憲政並に地方自治の圓滿なる發達に貢獻せられん事を望みます。

暴力を手段として非違を敢行する徒輩の動靜に關しては、その抱持する思想傾向の如何を問はず、平素克く周密なる查察警戒を加へ苟も犯罪行爲を敢行せんと試むる者がありましたならば、寸毫も假借する所なく斷乎として之に臨み、以て暴力行爲の絶滅を期し、社會人心の平靜を維持するに努められんことを切望して止まぬのであります。極左分子の策謀、並に運動に對しては常に些の明瞭ならざるものなからしむるやう各位は部下關係吏僚を督し、その查察内偵につき爾今特に一段の努力を致さると共に、之に基く周密なる取締に依り彼等をして蠢動の餘地なからしむるやう、努められんことを望みます。

東北北海道大會

若槻内閣成立後最初の民政黨地方大會たる東北北海道大會は、七月十九日秋田市に於て開かれたが、同席上に於ける若槻總裁の演説左の如し。

(前節略)わが對支外交の方針に付ては、政府としても今日迄幾回となく意見を發表した事でありませぬ。世間には速に滿蒙問題に關する我が根本方針を確立すべしと云ふ聲のある事を聞きますが、吾々は疾くにこの根本方針を決定し聲明致して居るのであります。今更新に確立すべき方針があるとは考へませぬ。我國は滿蒙地方において、現にわが國民的生存と緊切なる關係のある權利々益を享有するものであります。過去數十年の歴史は既に我が國民全體の間に、之に關する一の固き信念を與へて居ります。此際たとへ如何なる方面より如何なる要求がありませぬ、我國として斯かる性質の權利々益を拋棄し得られぬ事は、公平なる識者の容易に認むる所であると信じます。固より我々の立場は毛頭帝國主義や侵略政策といふが如き、時代錯誤の思想に基くものではありません。吾々は日支兩國互に相侵さず相陥れず、双方並行して生存繁榮を全うすることを基礎的主義とするものであります。我々がこの方針の實行に向つて絶へず誠實に努力し來つたこと

は、今や天下周知の事實であります。以上の基礎的主義を兩國相互に承認し保障して、總ゆる行動の規律を之に求めますならば、日支間の問題は、必ず夫々適當なる解決の途を講じ得られなければなりません。

翻て一般國際の現状を見ますと、世界何れの方面においても、國境を接する二箇國の間には、動もすれば互に相對峙するの勢があり、また屢々不快なる出來事の發生するものでありまして、日支兩國の關係もこの傾向を免れませぬ。従て我々が既定の方針を實行する上に於ても、幾多の故障があることは豫め覺悟の前であります。かかる難關を打開して終極の目的地に達するには、耐忍と時日と而して強固なる決心とを要します。併しながら從來幾度か前者の覆つたる跡を顧み、又近年著しき世界人心の趨勢に察しますれば、今後我國の進むべき筋途は畢竟前に述べたる趣旨の兩國協調以外には見出し得られませぬ。支那の治外法權問題といひ、滿洲の鐵道問題といひ、我々は以上の方針を以て、處理せむとするものであります。申す迄もなく、若し支那の措置に不法不當なるものがありますならば、飽く迄も之が匡正の爲に外交手段を盡すことは當然であります。又我國家の生存を防衛せむが爲には、如何なる犠牲をも顧みず、敢然として贖起しなければならぬこともあります。眞に他國の挑發的行動に依つて、わが國家の存立に脅威を受くる場合ならば、國內の人心期せずして自ら一致結束します。世界の公論も亦舉つて我立場を支持するものでありませう。要するに終始大義名分を重んずるのは、最も強き政策でありまして、之が爲には何國をも、何物をも懼るることなく、勇往邁進し得るのであります。之に反して或は耳を蔽うて鈴を盗まんとしたり、或は理解なき一部の人氣に媚びんとするが如きは、最も弱き政策でありまして、かかる政策の實行は、結局不徹底に了り、國威の失墜に至らざるを得ないのであります。

最近滿洲地方において、支那官憲の日本人並に朝鮮人に對する待遇の問題が數件發性して、目下兩官憲の間に交渉中ではありますが、何れもそれ〴〵地方的解決を期し得られるのでありまして、ここには一々その内容を論議する必要も認められませぬ。唯その中に萬寶山事件は不幸にして朝鮮の各地に迄重大なる影響を生ずるに至つたのでありますから、この機會に一言申添へます。元來萬寶山事件は、朝鮮人と支

那人との間に於ける、單なる民事上の争から起つたものでありますけれども、その影響する所は遂に多數の朝鮮人が、一朝にして平和的生活の途を失ふことになり得るのであります。故に、我官憲としては飽く迄も此等朝鮮人をして、その堵に安んずる事を得せしめむが爲めに必要なる保護の手段を取つた次第であります。

然るに本問題自體は、その後追々圓滿解決の緒に就かんとしたる折柄、事實を誇張せる報道が朝鮮に傳はり豫ねて在滿支那官民の態度に不満を抱ける朝鮮人の感情は俄然沸騰して遂に支那人に對する暴行が朝鮮の各地に勃發することになりましたのは寔に遺憾に堪へませぬ、この際我々は朝鮮人と支那人との間の誤解反感の溝を除き去り、互に相融和して平和的生活を營み得べき方法を講じ、以て禍を轉じて福と成す様に致したい考へであります。

北 陸 大 會

民政黨北陸大會は九月五日、富山市に開催せられたが、同大會席上若槻總裁は時局問題に關して左の如き演説をなした。

現代外交は國際正義を基調として、世界の共存共榮を目的とする、現内閣並に我黨の外交方針は、この指導精神を貫いて我國の存立を確保し、併せて世界人類の福祉に貢獻せんとするものである。對支外交の方針も又以上述べたる指導精神の外に出づべきではないのであつて私共の爲しつゝある所は、必ずや賢明なる國民の支持する所たるを固く信するのである。然しながら以上の指導精神は滿蒙地方において、現に我國が享有する所の權利、利益をあくまで固守すべきこと、背馳するものではない。蓋しその權益たるや、國際正義の通念において我が國が之を放棄すべき理由が毫末も之れなきが故である。即ち我々は滿蒙に於ける我々の權益を何處までも擁護しなければならぬ。隨つて又それ等我々の權益をないがしろにせんとするに對しては、斷乎として之に臨むの覺悟と決心とを我々は常に有するのである。

唯だ我々が忘れてはならぬのは、如何なる、國又何物をも怖るゝことなく遂行し得る所の強き外交政策は、最初に申上げた指導精神を固

守するに在る、即ち國際正義を基本とする共存共榮主義の遂行である、私共は此の方針をとつて列國との外交を處理してゐる次第であつて對支對露外交にあつても又同様である、もとより斯くの如き外交の大道をゆき、隨つて最も強き外交政策を遂行し、その實効を收めんとせば、せかすあせらす、眼前の事象に眩むことなく着々歩を進むるの用意が必要である。斯くの如き外交方針は對支外交においても必ずや最も有効なるべきを信するのである。

對支特別委員會

對支諸問題の紛糾し來れる折柄、民政黨は九月八日本部に開きたる總務會に於て、山道幹事長より

近事世間に外交問題に關する種々の團體が活動してゐるが、特に滿蒙問題につき、強硬なる意見が出てゐる。しかしこれ等の議論中に見える滿蒙既得權益の確保については、政府も與黨も常に主張する所に何等矛盾はない。しかし、この場合黨としても、時局に鑑み滿蒙問題に關し、改めてその態度を明瞭にする必要を認めるが、その時期その他については、十分考慮せねばならぬと思ふ。又將來に對し、如何なる方針を以つて進むことが、平時の主張を貫く所以となるかといふ點についても、十分研究する必要がある。よつて、この際對支特別委員會を設け、その調査研究に當りたい。

と提議し依、加藤(政)その他數氏之に賛成し結局左の八氏を委員に決定した。

委員長 加藤(政) 石塚(革) 添田 増田 永井 中野(正)
中村(啓)

而して右特別委員は翌九日、本部に對支特別委員會を開き劈頭依孫一氏より、本委員會は昨今問題視されつゝある中村大尉事件のみならず全般に亘つて研究し、更に支那全部に關しても調査審議したいと述べ、之に基き種々意見の交換をなす所あつた。

官吏減俸の斷行

抑も此の官吏減俸問題は昭和四年の秋濱口内閣によつて試みられたものであるが、時機熟さず遂に撤回して其儘となつて居たのであつた。されば政府に於ては既往の成行に鑑み、最初より慎重の態度を以て臨み、(一)當時と現在とは大に事情を異にすること、(二)昭和五年度歳減の實情、(三)一般俸給生活者に比し官吏の俸給が現在では割高であること、(四)小中等教員その他市町村公務員が寄附の形成により事實上、減俸されてゐるに拘らず高級の官吏が減俸されぬ事等に就て充分に考慮した結果、實現の意向を固めたのであつた。

民政黨に於ては四月二十五日、總務並に幹事の聯合會を開き、この問題について意見の交換を行つたが、意見は賛否兩論に分れ、我國現下の財政經濟状態より見て、極めて必要なりとなす論者に對し、減俸案は既に濱口内閣として失敗してゐる所であり、且現在の各家庭の實狀に見るも、之を敢てするは全く購買力を減少せしめ、一般産業を更に萎靡せしむる事となると唱ふる者あり結局、行政財政整理委員會に於て審議する事を申合せたのであつた。併しながら黨内の意見は減俸斷行説が有力であつて、五月一日の財政整理委員會の會合に於ては、官吏教職員の減俸(但し月給百五十圓以上のものに付き調査のこと)といふ一項目を掲げるに至つた。

此の問題については各方面の反對の聲は騒がしかつたが政府は斷乎として所信を枉げず、二十六日を以て減俸案は正式に確定され、若槻首相は同日午後四時五十分參内、閣議で決定した官吏減俸案の内容を内奏し、減俸斷行の已むを得ざる理由等につき委曲伏奏して退出、二十七日午前十時五分、重ねて參内、官吏減俸案の御裁可を仰ぎ、午後一時官吏減俸の要綱を發表すると共に、右に關する勅令を、同日官報號外を以て公布、是で難件中の難件と云はれた官吏減俸も、遂に斷行されたのであつた。當日發表された要綱は左の通りであつた。

(一)官吏は文官及び武官を通じ、その月俸百圓以上年俸千二百圓以上の者に付減俸を行ふこと。尙右より低き俸給に付ては減俸を行はざるを原則とするも、その額は右最低限の者の受くる改定俸給を超ゆることを得ざるものとする。 (二)減俸率の大體標準は次の如し。

親任官	年二、四〇〇圓以上	二〇〇乃至、一〇〇
勅任官	年二、四〇〇圓以上	一〇〇乃至、一〇〇
奏任官	年二、四〇〇圓未滿	一〇〇乃至、〇六〇
	年一、二〇〇圓未滿	
判任官	月額 百圓以上	一〇〇乃至、〇三〇
	月額 百圓未滿	
	月額 九七圓以上	九七圓とす

尙ほ減俸漸行に就ては五月二十六日閣議散會後、若槻首相は左の如く聲明した。

本日の閣議に於て、月給百圓以上の俸給を受ける官吏に對して、それぞれ率を定めて、減俸を實行することに決しまして取敢へずそのことを上聞に達したのであります。勅令案を以て御裁可を仰いだのではありませんから、本日はまだその内容を御話する譯には行きません。ただ政府の決定のことだけを御話申し上げます。減俸は實に今日の一般國民生活の苦惱に對し官吏も亦その犠牲を分擔して、難局の打開に努力するの止むを得ない事であると云ふことを認めたからであります。内外一般の不況、既に昭和五六兩年度に於て、著しく國庫歳入減を生じ、昭和七年度豫算の編成は、更に一層の困難を豫期せしむるに至りました。此の歳入不足は思ひ切つた経費の大節減をもつて、之に應じなければ遂に國民の負擔を加重することに、結着することにならねばならぬ。國民負擔加重は、極力之れを避けなければならぬことは云ふまでもない。茲に於てか、政府は行政、財政、税制の三大整理を斷行し、政費を節減すると共に、國民負擔の均衡を計るの急務なるを認め鋭意之れが準備を進めつつある。此際俸給令の改正に關しては、調査成案を得たので、先づ之に手を下した次第であります。現在官吏の俸給は大正九年物價が異常の騰貴を示した際、臨時手當を俸給に繰替へ、最高十割、最低三割、平均七割の増俸を行つたのであります。勿論

時勢の進運と社會生活の向上とに鑑みれば、現在の減俸額も亦決して十分とは思はない。併し、國家の大不況に伴ふ國民所得の一般的減少を考慮すれば、幾分の減俸は社會的見地から見て、公正を缺くとは云はれません。地方自治體の公吏の如き、相次いで減俸を甘受し、同胞相救ふの純情を示してゐる。この特殊時機に處するの途として、國家の官吏が國民の生活苦を分擔するに於て、尊き犠牲心を發露せんことを、切望せざるを得ませぬ。政府は止むを得ずして減俸を斷行する事に決心した。その他の諸政策を遂行するに於ても、更に一層の責任を感ずる事萬々である。政府は減俸を實現せんとするに當り國民と共に犠牲奉仕の精神を振起し、この難局に對して堅忍不拔の精神を發揮せんことを切望する次第であります。

この減俸は六月一日より一齊に實行されたのであるが、減俸された者は年俸一千二百圓以上の高等官全部(判事は後廻し)月俸百圓以上の判任官全部、これ等に相當する待遇官吏、高等武官、判任武官の全部に涉り給料月額百圓以上の各省囑託員も亦た官吏と同じく減額を受ける事となり、各種加俸の類も夫々減額支給されることとなつた。而して今回減俸を受けた高等官は約三萬三千五百人、判任官は一萬二千五百人で此中、七割以上は月二百圓程度までの生活者である。猶ほ政府はその實施當日の日付を以て各官廳に對し、訓示を發したがその要旨は左の如し。

今般政府は俸給令を改正し、本日をして官吏の俸給を減額せり、政府は現に諸般の政策を遂行して、國家財源の立直しと國民生活の安寧との爲めに拮据盡瘁すべく、銳意之に従ひつゝありと雖も、刻下の不況は都市町村に亘りて愈々深酷を極め、その結果直に國庫の收入に反映するものあるを致し、一大英斷を以て經費の節減に邁進し、以てこの時難に對應するの外なきに至れり。抑々官吏は一身を捧げて國家の公務に服する者なるを以て深くその職分の重要なを自覺し、高く矜持するの自信を失はず、進んで常に一般國民と苦樂休戚を共にするの覺悟なかるべからず、即ち此の經濟上の難局に際せる國民生活の苦痛に對しては、その地位に顧みて何人よりも能く實狀を了解し、必ずや之に同情して敢てその苦惱を分擔するの念、殊に切なるものあるべきを疑はず、是れ此の如き特殊の時機に處するの方途として、今次官吏

の減俸を断行し以て同胞相濟ふの志を遂げしめんとする所以なり、政府は上下吏僚の皆能く中外の時勢に察し、減俸の旨趣を體し、その職責を重んじ、その分度を守り、益々官紀を振肅し、能率を發揮し、愈々奉公の誠を傾倒して、以てこの難局に善處する所あらむことを望む

六月一日

内閣總理大臣男爵 若槻禮次郎

恩給法の改正

民政黨は五月十六日、恩給制度改正に關する委員會を本部に開き、先づ野村委員長より恩給増加の沿革に就き、左の如き報告があつた。

一、明治二十五年恩給法制定當時、その恩給額は八十六萬八千餘圓であつたのが、大正八年には三千五十九萬四千餘圓に膨脹し、更に恩給法改正によつて一躍六千三百三十六萬九千圓となつたのである、大正十一年の改正によつて當時六千四百九十八萬五千餘圓であつたのが、遂に一億八百九十六萬四千圓を突破し、その後逐年約三百萬圓づゝの増加を見、昭和五年末には一億三千四百七十三萬三千七百三十五圓といふ數字を示してゐる。

一、國庫恩給の外、地方負擔の恩給、即ち小學校教員恩給は、昭和元年千八百四十五萬餘圓が同四年末に於ては二千三百九十八萬餘圓に上り、巡査警部補の恩給もまた昭和二年の七百五十萬圓が、同四年には約八百六十三萬圓に達し、その他地方の衛生産業に關する技手の恩給額の増額も同様で、恩給亡國の名の起る所以である。

二、更に恩給受給の年齢を調査するに、一般に文官は大體四十七八歳、陸軍人は三十四五歳で殊に海軍々人に至つては、三十二三歳で恩給を受くるものが最も多い、これ等は恩給財政と受給者の活動能力の點に關聯し、改正案の基礎となるべきものである。

而して同委員會に於ては、是等に就て整理案の具體化を急ぐことを申合せ、以來孜々として調査研究を重ねた結果、六月十三日に至つて右の案の決定を見るに至つた。

(一) **大臣恩給年限改正** 現行法は大臣恩給年限五年と定めあり、他の文官は十五年なり、大臣なるが故に他の文官より特に短かくする理由なし、依つて他の文官と同じく二十年と改む。(二) **文官恩給年限改正** 現行法は文官恩給年限を十五年に定めあり、恩給制度の法現上の原因は學說種々ありて恩典、損害補償、保險等の説あるも、要は官吏退職後の活動能力減退に對する生活の保障にあり。然るに活動能力は生理上大體二十歳にて充實し、四十五歳迄平均持續夫れより漸次低下す。現在官吏の就職始期を二十歳以上二十五歳とせば、四十歳乃至四十五歳迄に恩給期限に達するを以て、活動能力期間中に屬す故に尤も適當なり。外國にては六十歳に達せざれば、恩給權發生せざる國もあり、因て現行法文官恩給十五年を二十年と改む。況んや大正六年以降數次の改正と受恩給人員の増加とにより、國家の支出する恩給額非常に増加し、今や一箇年約一億三千數百萬圓に上り、その上年々約三百萬圓以上遞増の趨勢を示す、實に國家財政の爲め深憂すべき事なり。今假りに將來二十年を標準とし、現在の一億三千數百萬圓を基準と爲し、計算せば、二十年後には一箇年に二億三千數百萬圓となる。又改正二十年案に基くとせば、二十年後一箇年約一億九千數百萬圓となる。その差約一箇年四千萬圓の減額を生む。是れ財政方面より見るも二十年に改む所以なり。但し巡査看守及び此れに類する官吏に對しては現行法を適當とし之を除く。(三) **武官恩給年限改正** 現行法は武官恩給年限を十一年と定めあり、文官より年限の短かきは職務上の相違の爲めなり。武官は演習、教練、夜間勤務等多く體務を主とす。従つて活動時期を特別に制限す。併し現在の實際は多く三十五六歳にて恩給を受く。活動最昂上期に多數恩給を受くる多きは當を失する辯を俟たず。依つて十六年に改む、但し下士以下は現行法を適當として之を除く。(四) **受恩給者他の公務により俸給を受くる場合の規定** 受恩給者にして他の公務に従事し俸給を受くる場合は、その能力充實を事實に示すものなれば、俸給を受くる期間中恩給支給を中止す。尤もその俸給額にして恩給額に達せざる等、詳細の規定は事務當局によりて定む。(五) **國庫納付金の改正** 文官は恩給百分の一を國庫に納付する義務あるに拘はらず武官並に教員にこの義務なし、公平を缺くこと明瞭なり。依て武官並に教員も恩給百分の一を國庫に納付すべき義務あることに改む。(六) **武官恩給金算出方法の改正** 文官は現に支給さるる支給額により恩給額を定む。然るに武官は軍人恩給令別表表

示額により従來恩給額を算出せり。而して別表額は現在支給額より多額に記載されてある。換言せば受けざる恩給額を目安とする如きは其の不當なることを俟たず、依て文官と同じく現在支給される額により算出方法を定むることに改む。(七) 恩給の支給は満五十歳より開始す。但し病弱にして他の職務に従事すること能はざるものはこの限にあらず。

政府に於ては固より鋭意之を改正に關する調査を進め、軍部側とも折衝を重ねた後、行政整理準備委員會に於て基礎大綱の決定を見るに至つたが、而かも右基礎案に於ては國庫の歳入増は三四百萬圓に過ぎざるより、斯くては所謂恩給亡國の非難を巨救すべくもなく、改正に着手する以上はむしろ一大英斷を以て根本的に合理化すべしと希望するに至り、民政黨より政府に提出しある國黨立案の恩給改正案に準據し、更に廣範圍の改正を試み、恩給總額を將來と雖も相當の期間一億圓以内に食ひ止めやうとする意見も出たのであつた。而して行政整理準備委員會は更に回を重ねて審議を進め、七月十四日に至り大體左の如き要綱で原案を建てようとなつた。

一、年限延長 文官二十年(五箇年延長) 武官十六年(同上) 警察官、刑務所職員十五年(同上) 但、武官中の下士官並に警察官刑務所職員中の下級者は三箇年乃至四箇年を延長すること。一、國庫納金 文官百分の二(百分の一増) 武官百分の一(新に規定)。一、既得權 改正後と雖も現に受けつゝある既得權を、侵害せざること。一、經過規定 改正當時既に官更たるものの勤続年数は、別に率を定めて新法の勤続年數中に加算すると同時に、改正實施前に退職せる官吏については、減俸前の恩給を算定基準額とすること。一、恩給率 恩給支給率は全て現行法通りとすること。

而して與黨方面の主張たる「受恩給者にして勤勞所得その他多數の收入を有する者に對しては一定期中の恩給停止」及び「受恩給年齢の規定」は、理論上並に實際上の認定が困難であるとの理由により、大體之を規定せぬが宜いとの見解に傾いたのであつた。尙、恩給納付金に付き小學校職員、實業補習學校及び盲啞學校の教職員にも之を課すべしとの議については、内務と内閣恩給局合議の結果

一、小學校職員、實業補習學校教職員、盲啞學校教職員に對しても、新に月俸百分の一に相當する金額を恩給基金として公納せしむ。

一、現在小學、實業補習、盲啞諸學校の教職員は優遇の趣旨で、これ等教職員に代り市町村が恩給支給者たる府縣に對し月俸の百分の一宛を恩給基金として、代納してゐる制度はそのまま存置すること。

に決定し、七月三十日の閣議に於て右恩給改正原案が報告説明されたのであつた。然る處軍部方面に於ては今回の改正を以て、軍部としての特異性を無視せるものとなし強硬なる反對意見を唱へ、陸海軍共合して其の主張を貫徹せしむべき意向を示し來つたのであつた。是に於て行政整理準備委員會は、陸海軍方面の關係者をも列席せしめて三月三十一日、右改正原案の審議會を開き井上藏相より詳細なる説明をなして質疑應答をなす所あり、八月三日更に第二回を開催して協定に努めたが、要するに委員會對軍部の論議の焦點は、この改正案は恩給法制定以來の傳統的精神たる武官に對する特異性を全く無視し、文武官とも同様均等に取扱はんとする趣旨に出でゝゐると云ふ點に歸すべく、之に對し政府側は、軍部の持異性は根本精神として充分に、之を認めるが、國庫財政の現状により之が運用に當つては、自から緩急あるを免れずとなすのであつて、軍部の主張は主義として之を容認することに決して吝かならざることを明かにしたのであつた。

斯くて行政整理委員會に於ては、更に改訂案を作成し閣議を経たる結果、重ねて軍部と折衝を行ふこととなり、種々協商に努めた後八月十四日、漸く兩者の意見の一致を見、こゝに解決を告げたのであつた。即ち政府は八月二十日の閣議に於て改正要綱を決し、二十一日之を發表し、茲にいよいよ恩給法改正案を第六十議會に提出する事に決定したのである。

右の恩給法改正は十二項目に亘り、その主眼とする所は、一、恩給の基礎要件たる在職年數の延長。二、恩給の割合の変更。三、年金恩給の停止。四、國庫納金制の改正。であつて、その最も大なる恩給年限の延長及び、恩給割合の変更は、之を現行法に比較すれば。

一、文官 教育職員及び待遇職員年限は、現行法の十五年を何れも五年延長して二十年に改め、率も十五年で退職當時の恩給の百五十分の五十の割合であつたのを二十年で百五十分の五十一の割合に改められた。五十一なんて端數が出たのは軍部の妥協案を容れた結果、文官の方が歩が悪くなるので、百五十分の一だけ原案より引上げて、文武官との均衡をとつたためである。

二、軍人。現行法では軍人は階級の上下を問はず、十一年を恩給年限としてゐるが、改正案では士官以上と准士官以下の二級に分け、准士官以下の年限は現行法のまま据置き、唯その率だけ十一年につき現行の百五十分の五十から百五十分の四十六に引下げた。士官の方は年限は現行法より四年延長して、十五年と定め、率は十五年につき百五十分の五十の割合と改めた。

三、警察、監獄職員。年限は現行法の十年を十一年に改め、率は軍人の准士官以下と同様に、十一年につき百五十分の四十六となつてゐる。

之を要するに年限はそれ〴〵延長され、一面において恩給の割合は何れも現行法より減率されてゐる點が、政府苦心の存する所であつて歴代内閣の懸案たる恩給法改正が、こゝに我が民政黨内閣によつて行政整理事業劈頭の大事業として實現された事は、洵に國家の爲め喜ぶべき事と云はなければならぬ。

滿鐵總裁更迭 仙石滿鐵總裁は三月下旬上京後、間もなく病氣となり以來専ら靜養中なりしも回復捗々しからず、到底その職に止まること不可能なる所より六月十一日、遂に辭表を提出し之と同時に副總裁大平駒槌氏も辭表を提出した。依つて若槻首相は其の後任として内田康哉伯に懸望しその内諾を得たので、上奏御裁可を仰ぎ六月十三日左の如く發表された。

南滿洲鐵道株式會社總裁被仰付

從二位勳一等伯爵 内田康哉

南滿洲鐵道株式會社副總裁被仰付

勳六等 江口定條

依願南滿洲鐵道株式會社總裁被免

仙石貢

依願南滿洲鐵道株式會社副總裁被免

大平駒槌

朝鮮總督更迭 齋藤朝鮮總督は六月十七日、病ひの故を以て辭表を捧呈したので同日本官を免ぜられ、前陸相宇垣大將がその後任として總督の椅子に就くこととなり、同日午後三時半宮中に於て左の如く親任式を行はせられた。

任朝鮮總督

陸軍大將從二位勳一等功四級 宇垣一成

依願免本官

朝鮮總督子爵 齋藤實

尙ほ同日朝、宇垣大將は若槻首相を官邸に訪問し、朝鮮總督就任内諾の回答を爲した後、陸相官邸に南陸相を訪ひ右の次第を告げ、此の際現役を去り豫備役編入を願ひ度き旨を述べて諒解を求むる所あつた結果、南陸相は朝鮮總督親任式に先立つて参内、右の儀を奏請して御裁可を仰ぎ、直ちに左の如く發令されたのであつた。

依願豫備役被仰付

陸軍大將 宇垣一成

濱口前總裁薨去

内閣更迭を餘儀なくせしめた濱口前首相の再入院は、六月九日の第三回手術以來その容態は次第に良くなつたので、狭い病院の一室にては梅雨晴れの暑氣中々に凌ぎ難かるべしとの醫師の注意もあり、旁々病院の延長といふ氣持で退院の上、自邸に於て靜養をつゞける事となり、六月二十八日の夕刻退院して久世山の自邸に移つた。退院後の経過は大體順調であつたが、體力の恢復は尙ほ遅々として進まず、傷も容易に全癒しなかつたのである。然しながら秋涼の頃ともならば、経過も更に良好なるべく、何處か適當の場所を選み温泉地に轉地する事に豫定しつゝあつた所、八月中旬頃に至り俄かに發熱し、食欲も漸次減退、加ふるに老齡のことゝて最初の傷口は癒着したものゝ其後の手術のところは経過捗々しからず、「この發熱衰弱は回復を一ヶ月半も遅らせた」と醫師や家人を心配させた。

其後一時熱も下り食欲も多少は出て來たので、此分ならば新涼と共に快方に向ふであらうと周囲の人々は稍や愁眉を開いたのであつたが、それも束の間となり遂に八月二十六日に到るや、病狀俄かに革まり、同日午後二時十五分危篤に陥り同三時、若槻首相が急遽病室に馳け付けた時には既に遅く、三時五分溘焉として薨去したのであつた。

此の日、午前十一時半病状急變の報を聞いて駆けつけた鹽田、稻田、眞鍋三博士の顔を見た時、濱口前總裁は鹽田博士の顔色によつて既に絶望と觀念し、「永い間お世話になりました、これも因縁だから仕方がない」と長き病臥に瘦せ細つた手を差し伸べて最後の挨拶をなし、枕頭を守る夫人、愛息愛嬢達を仰臥のまま、眠と見廻し、其の一人一人に對して懐しげに眸を向けながら「永いこと世話をかけた、これまで好く盡してくれた」と最後の別れを述べ、死に直面せる其面上に幽かなながらも満足の色を示して、少しも取り亂した様子はなかつた。斯くて眠るが如く瞑目、雄魂天に歸したのであつた。

若槻首相に續いて田中文相、原拓相、町田農相等を初め近親の人々相次で馳せ付け、頼母木、富田、川崎、鈴木等の諸氏及び丸山前警視總監等相前後して至り、五時少しく前安建内相も駆け込んだが、内相は此日横濱本牧の別邸に赴く途中、神奈川縣川崎署長より濱口氏急變の報を受け急遽直ちに引返し來つたのであつた。小泉選相は霞ヶ浦より飛行機に搭じて五時半、息を喘ませて参着した。

危篤の報天聽に達するや、陛下には痛く御診念遊ばされ、午後三時三十分葡萄酒を御下賜、八田侍醫を御差遣になつた。而して遂に薨するや、長き邊にては多年氏が政界に盡せる功勞を思召され、二十六日付を以て左の通り位階昇叙の御沙汰あらせられた。

叙正二位(特旨を以て位二級被進)

正三位勳一等(旭日桐花大綬章) 濱口雄幸

尙二十九日執行の葬儀に先ち二十八日午後二時、勅使として海江田侍從を久世山の同氏邸に差し遣はされ、靈前に優渥なる左記御沙汰書を傳宣せしめられ、同時に神饌、御神一對を下賜、玉串を捧げしめられたが、皇后陛下にも同十分岡本事務官を、皇太后陛下にも同三十分西邑事務官を同邸に御差遣の上、御神一對づゝを賜はり玉串を捧げしめられ更に二十九日の葬儀當日にも、三陛下には日比谷の齋場に勅使並に御使を御差遣はされ、玉串を捧げしめられた。

故前内閣總理大臣正二位勳一等濱口雄幸ニ賜ハル御沙汰書

純忠國ニ報イ朝ニ野ニ積誠人ヲ勳カス公ニ私ニカヲ財務ニ盡シ存ニ三省ノ要職ヲ歴心ヲ憲政ニ致シ遂ニ内閣ノ首班ニ列ス克ク朕ノ嘉頼ニ叶

ヒ正ニ國ノ重望ヲ負ヘリ遽ニ流亡ヲ聞ク曷ゾ悼ニ勝ヘン宜シク賻ヲ賜ヒ以テ弔慰スヘシ
右御沙汰アラセラル

葬儀は八月二十九日、民政黨の黨葬を以て日比谷に行はれたが、當日久世山の濱口邸より日比谷の式場に至る沿道は、人を以て埋められ國民的哀悼の如何に深かりしかを想はせた。警備本部の調査によれば當日正午に於ける沿道の大衆は、二十一萬五千人を算し未だ曾て見ざる盛儀であると稱せられ、遺骸は青山墓地なる故加藤高明伯の墓所傍らに埋められた。

江木鐵相辭職 鐵道大臣江木翼氏は五月頃より胃腸に故障を感じ、帝大病院に於て茂木博士の診察を受けてゐたのであつたが、病症の判然せざる爲め更に稻田、鹽田、坂口の三博士も診察レントゲンをも使用したれど、依然故障の原因確かならず、遂に六月二十日帝大病院鹽田外科へ入院するに至つた。病名は幽門狹窄症と云はれ、入院以來連日に亘るレントゲンに依る診察の結果一週間后に至り、手術を要するとされ、七月一日鹽田博士執刀の下に手術を行ひ、その結果ベンチ性胃潰瘍による幽門狹窄症によること判明、手術後の経過は順調であつて七月十六日退院以來、箱根の別荘に轉地し精養に努むる事となつた。右の爲め國務大臣としての職責を曠しくするを恐るゝの故を以て九月十日、遂に辭表を捧呈するに至つたのであつた。依つて原拓相その後任に決せられ同日午後三時官中に於て左の如く親任式を舉行せられた。

任 鐵道大臣 從三位勳三等 原 脩 次 郎
兼任 拓務大臣 内閣總理大臣正三位勳一等男爵 若 槻 禮 次 郎

滿洲事變

是の歳六月、萬寶山事件に次で朝鮮事件その他の勃發を見、爾來支那の排日、反日、毎日は一層甚しきものあつたが、我が政府は飽く迄も

合理的に正義人道を履んで、善隣の誼みとも共存共榮の實を擧げんとし、樽俎の間に折衝をなすべく陰忍しつゝあつた折柄、中村大尉の虐殺事件に次いで滿鐵線路の爆破あり、斯くして遂に滿洲事變は起つたのであつた。

中村大尉虐殺事件 八月十七日の都下の新聞は一齊に我が參謀本部付中村大尉が、六月下旬北支那奥地旅行中、同行者三名と共に支那官兵に捕へられ銃殺されたる記事が、同日正午解禁せられた事を報ずると共に、右に關する記事を載せたが當局者は解禁に先立ち、次の如き顛末を發表した。

參謀本部々員陸軍歩兵大尉中村震太郎は、元騎兵曹長井杉延太郎及び露國人蒙古人各一名を従へ、支那官憲發給の護照を携行し、六月上旬中東鐵路西線博克圖驛附近を發し、濟沁川上流地區蘇鄂公爺府を経て洮南に向ひ旅行し、六月二十七日頃洮索地方蘇鄂公爺府（民安鎮）に達し、同地飲食店に立寄り喫食中なりしが、同地駐屯奉天軍與安屯壘第三團所屬の官兵は、突如之を襲ひ大尉が護照を揭示せるにも拘らず不法にも拉致監禁し、所持せる金品護身用拳銃その他貴重品一切を掠奪、何等の理由なく遂に銃殺するに至れり、七月上旬以來我方に於ては極力調査を進め、その真相を確認し得たるを以て支那側に對し嚴重抗議し、陳謝損害賠償、責任者の所罰、將來の保障等に就き交渉を開始することゝなれり。

而して右の事件に關して八月十八日の各新聞紙の傳ふる所に依れば、その無慘なる事實は實に左の如くであつた。

蒙古旅行中の中村大尉以下四名の殺害事件は、支那屯壘第三軍々團將校の命により、同兵營裏の山林内で組織的に巧な方法で銃殺され、證據湮滅のため死體その他は完全に燒棄せられたこと判明した。當局は俄に緊張し、奉天當局に強硬なる談判を開始する一方、場合によつては更に真相を調査することになる模様である。一行は中村大尉、杉井兵曹長外に一大尉も居つたといふが、不確實である。ロシア、蒙古人各一名の従者を連れ、六月六日イクレテ發、その行程を終り、七月一日洮索線終點滿根廟附近に來たところ、突然數名の支那官憲がかれ等にストップを命じた。一行は何氣なく止まつたところ、直に逮捕その儘所持金、ピストル、衣類など一物も残さず沒收し、更に皆を兵營裏

山に連れ出し銃殺、無残にも露天に木材を積み上げた上に死體を横たへて、焼いて了つた。なほ同兵士などは一行の沒收金の分配をしたがこの分配に不満を以て逃走して來た一支那軍人は、この事實と略同様のことを搜索隊に傳へ、更にピストルを奪つたが、日本新式のものでさすがに軍團でも誰も使用方法を知らず、持餘してゐたとさへ付言し、いよゝこの慘劇を立證した。

中村大尉殺害當時の事情を聞くに、大尉は捕へられて軍事探偵の疑ひをもつて責問さるるや「かくの如き不毛の地を何を苦んで、日本陸軍において探知する必要ありや。又日支關係極めて圓滿なる折柄、屯壘軍の如き無力の支那軍隊を日本軍部が探査するが如き、毫末もその必要なき」旨を説述する所ありしも、無謀な彼等の背くところならず、遂に銃殺に處せられ、從容として死についたと。然して支那官兵は銃殺後無残にも死體の耳を割き、鼻をそぎ手足を切斷し、殊に〇〇の摘出など酸鼻の狀いふに忍びざるものあつた。

この虐殺のあつた後、同地公爺府官憲並びに軍憲は極力これが證據の湮滅を圖り、七月一日死體を同地東方山内地内にて燒却し、一般に箝口令を發してこれが漏洩を防ぎ、出入者の身許を調査し、嚴にこれを取締る等、自己の曲を蔽はんとすることに努力した。なほ親日支那人及び蒙古人に對し、彈壓を加ふることに努力したから、秘かに逃避する者續出し、遂にわが官憲に密告し來るものがあつた。

爾後七月上旬以來わが方においては極力内査に力めた結果、真相を知り得たのである。

外務當局は右事件の經過を發表すると共に、林奉天總領事に宛て訓電を發し、支那官憲に對して嚴重抗議をなさしむると同時に、責任者の所罰並に損害賠償を要求することゝなつたが、支那の排日反目を茶飯事として看過し來つた一般國民も、此事件の爲めに刺戟せられて國論漸く硬化せんとするに至つた一方、我が軍部は極度に憤慨し、參謀本部特派の森騎兵少佐は八月十八日奉天に着し、遼寧省政府に主席臧式毅氏を訪問して、支那側が從來の諸交渉の如き態度を改め、誠意を以て臨まざる限り斷然實力によつて解決するの用意ありとして強硬なる抗議をなし、之に對し臧氏は遺憾の意を表したが文官の立場に在るより責任者にあらすとして極力責任を回避したが、滿洲駐屯軍部は林總領事の交渉と歩調を合せ、徹底的に事件の解決を期待したのであつた。

而して八月二十日の閣議に於ても、本件に就て種々意見の交換を見たが、南陸相は特に

最近、日支間に不祥なる事件の頻發するは甚だ遺憾に堪へぬ、就中、中村大尉銃殺事件の如きは殆んど空前の暴虐事件とも云ふべきであつて、我國としては十分にその真相を糾明すると共に、斷乎たる決意をもつて問題の解決に進まねばならぬ。

と頗る強硬なる意見を吐露し、政府の對支外交に對し飽迄も強硬態度を以て押し通さんことを切望する所あつた。蓋し對支問題に就ては久しく積極的行動に出でなかつた陸軍は、支那側の急激なる攻勢的の侮日態度の累積し來れるに對し、從來の如きお座なりの交渉では斷じて承服せざる決意をなすに至つたのであつて、其後支那側が中村大尉一行の災厄は認めるが、それは匪賊の行爲であつて官兵は何等關係なしと一蹴せんとするかの情報の傳へられたに對し、軍部に於ては既に出先官憲によつて收集された材料により、虐殺の方法場所人名までも分明して居り、如何に支那側が強辯をなすとも動かす可らざる證據を握つて居るだけに、最短期間に回答せざるか、或は回答するも右の如き誠意なき場合は、武力を以ても承認させざれば措かぬといふ決意を持するに至つたのであつた。

而して本問題に就ては貴族院各派も之を重大視し、民政系たる同成會内にも今回の不祥事件によつて我が穩健外交を憤るもの多く、成行によつては何等か具體的運動を起さんと氣構へ、林總領事の嚴重なる交渉經過を監視したのであつた。然るに支那側の回答は延遷に延遷を重ねたのみならず、外交部長王正廷は九月三日、日本記者團との共同會見に於て、中村大尉銃殺事件は調査の結果、全然日本側の虚構で、事實無根であると判明したと聲明するに至り、我が軍部の形勢は漸く緊張し支那側の出方如何に依つては、いよいよ積極行動に出づく決定したと傳へられる事になつた。

是に於てか支那側は林奉天總領事に對して、該事件の真相を究めんが爲め出發せしめた調査隊は不首尾に終り、支那側としても不満足なるを以て更に第二調査隊を派遣する事となしたるを以て、之が歸來復命まで正式回答を猶豫せられたと述ぶる所あつたが、事實に於て奉天政府は日本側の現地調査を暴壓し、歩哨を各地に配し制限區域通行者を銃殺する等、飽くまでも證據湮滅に狂奔したのであつた。然しながら我が

軍部の森少佐は、この支那側の警戒網を突破し、中村大尉が所持せる金時計及びピストルが屯墾第三軍兵の手に在る確證を握つた外、該事件の生證人として蒙古人二名を奉天に同行、何時にても支那側に對談せしめ得る用意を整へたのであつた。

我が外務當局に於ては、軍部側と全く其所見を同じうし、林總領事に對し交渉推抄の嚴訓を重ねつゝあつたが、外陸兩省の一致せる事件處理の根本方針は次の如くであつた。

- 一、中村大尉銃殺事件は、奉天政府の支配下において行はれたる殺人行爲で、交渉は飽く迄奉天政府を相手とすること。
- 一、交渉の基礎なる調査報告は、奉天政府側が責任回避の態度を持続する以上、日本側は單獨の調査資料のみを交渉の基調とし、且つ短期間内にさきに提出せる謝罪、賠償、處罰、保障に關する條件履行を要求すること。
- 一、奉天政府にして誠意を示さぬ場合は、この種不法行爲に對し、國際公法並に慣行上是認せられたる一切の報復手段を執るも亦止むを得ざること。

蓋し外務當局としては此事件を機とし、鐵道交渉、不當課税問題、在滿鮮人保護問題等所謂滿州諸懸案を一括して、之に對する奉天政府の眞意表明を新たに求めんとするものであつて、最悪の事態に對する實行に終る際には、幣原外相及び南陸相より閣議に附議して諒解を求むる事にならうと噂さるゝ迄に進展を見た。斯くの如き日本側の緊張に對して支那側は尠からず狼狽し、更に日支共同調査を提議せんとする意向を示したが、我外務當局は之を一蹴すべき態度を取り、既に支那官兵の殺傷に關しては確然たる證據も入手して居り、支那側が現地調査を妨害しつゝある實狀より見るも、南京政府の介入を許すが如きは無益たるのみならず、支那側の第二回調査隊の報告を俟つ必要なしとし、同時に奉天當局が率直に其の非を認め誠意ある態度を示すに於ては、過般の抗議に基き左の四項目につき嚴重なる要求をなすべく決した。

- 一、將來の保障。一、奉天當局の正式陳謝。一、責任者の嚴罰。一、生命財産に對する損害賠償。
- 而して右の内、當局として最も重要視したのは將來の保障問題であつて、要求の具體的方法としては

一、本事件は奉天當局の統制下にある遼寧省内で起つたものであるが、遼寧省は條約に基き、日本人が自由に旅行往來し得る區域であるから、將來は身邊の危難なく安全に旅行し得るやう、奉天當局が護兵の同行、警備の充實等につき、遺憾なき處置を取ることについて、有効な保障を取ること。

と云ふに在つた。是等の事情に餘儀なくされた結果、支那側は遂に中村大尉虐殺の事實を認むるに至つたのであるが、此の事たるや勿論第二調査隊の復命如何に依るものではなく、日本の輿論の激昂と確實なる證據が日本の手に握られつゝある事が判明した結果であつて、事實として之を承認するの止むなきに到つた次第であつた。

柳條溝の鐵道爆破 斯かる折柄九月十八日に及び突如として左の如き重大なる飛報は傳へられた。

十八日午後十時半北大營の西北において、暴戾なる支那兵が滿鐵線を爆破し、わが守備兵を襲撃したので、わが守備隊は時を移さず、これに應戦し、大砲をもつて北大營の支那兵を襲撃し、北大營の一部を占領した。

鐵道の爆破された柳條溝は、我が獨立守備隊二中隊の駐屯する虎石臺兵營の西側約六百米の地點であつて、其處の大連行線路の軌條約二メートルが破壊されたものである。右事件の起つた當夜、虎石臺には我が二中隊があり、折柄夜間の警備演習を行つてゐた同中隊の川本中尉は兵營附近より線路に沿ひ柳條溝近くまで監査演習をやり、前方に四名の斥候を出して同中尉は自ら二名の兵を伴ひ後から行つたのであつた。其時突忽として今しも通過し來つた後方に轟然たる爆音が聞へたので、直ちに引返すと支那兵らしい者數名が闇の中に走り去るを認めた。依つて監査隊は直ちに之に向つて射撃を加へ、彼等を追跡したところ爆破地點の東方約二百メートルの方面及び、其北方の高梁畑より相當部隊の支那兵前進し來り、我兵に向ひ猛烈なる射撃を始めたので、直ちに携帶電話を以て之を虎石臺の高橋中隊長に報告した爲め、急報に接した同大尉は直ちに馳せ付くべく兵營の西側に差しかると、支那軍の盛んに發砲しつゝあるに會した。

奉天獨立守備隊長島本中佐は、其の夜十時二十五分電話によつて最初の報告を受けたが、時を移さず非常呼集を行ひ同十一時四十分、自ら

二個中隊を率ゐて奉天驛より汽車で同五十分柳條溝に下車、線路傳ひに馳せて交戦の現場に辿り着き、虎石臺部隊と合してこゝに愈々戰鬥は開始されたのであつた。かくて我軍は交戦の結果同夜十二時二十分、北大營の支那兵營を占領すると同時に、十九日午前二時には奉天駐屯の第二十九聯隊及び獨立守備隊第二大隊によつて奉天城の一部を占領、同四時三十分には完全に奉天城を占領して、城内駐屯の巡警の武裝を解除したのであつた。一方、關東軍司令部は九月十九日朝、旅順より奉天に移さることと決定し、木庄關東軍司令官は同日直ちに奉天に向け出發したが、此の朝遼陽の第二師團が奉天に向けて出發せるを初め、旅順及び海城方面の我軍隊も續々として同方面に集中せられ、十九日午前四時半には寬城子を占領し、南嶺も亦たわが長春駐屯の第四聯隊によつて占領された。

斯くの如くにして二十一日には奉天増兵の爲め、朝鮮軍の出動を見るに至つたが、安東方面及び吉林方面の形勢も穩かならず我兵の出動を見、沙河鎮に於ては支那兵百六十名に對し我が沙河鎮部隊將校以下二十六名を以て交戦之を敗退せしめ、公主嶺、鄭家屯附近に於ても數百の支那兵の襲撃に對し我は極めて僅少な兵を以て撃退した。その他各所に小衝突は行はれたが、我が陸軍は沿線に於ける自衛の手段を完了するに足るべき軍の配置を終つて、二十三日には軍事行動に一段落を付ける事とした。

帝國政府の態度 日支兵衝突の第一報は十九日午前七時、川崎書記官長より若槻首相に齎らされ、首相は直ちに陸海、外務及び大藏の四大臣を官邸に招致して緊急會議を開き、南陸相より正式の報告あつた後、午前十時緊急臨時閣議を開くこととなつた。而して其席上南陸相は右の衝突事件に關し

奉天東北約一里の北大營（奉天軍一旅團所在地）の西北に於いて鐵道を破壊し、同時に日本の警戒兵を驅逐したとの報告に接したるため急遽救援に行き引揚げる時に衝突するに至つた。併しわが兵は不足のため、防戦に困難したので、奉天駐屯の大隊から増派して、支那兵約五六百名と交戦するに至つた次第で、その後の状況については、未だ報告に接しない。しかして、一方居留民並に治安維持のために、奉天駐在の大隊は直ちに配備につき、總領事館、商埠地、居留地の三方面に分つて、嚴重警備を固めてゐる。

等其の經過に就て詳細に報告し、次で幣原外相よりも林奉天總領事の報告に基き、經過を説明する所あつた後、之が對策に關して本事件の今後の成行については、油斷を許さないが、現在の所支那側からは、林總領事に對して無抵抗主義をとる旨を申出てゐるから、これ以上には擴大しないものと思はれる。従つて、この際敢て我が方も極力事態の擴大を防止するやう取計らふべきである。との意見を述べ、南陸相も又「陸軍としても支那側から今後挑戰的態度を取つて來ぬ限り、事態は擴大するものとは思はれぬ」と説明し、協議の結果右事件に付ては事態を擴大せしめざる様極力努むる方針に決し、陸相より直ちに關東軍司令官にその趣旨を訓令することとなつた。然しながら以後の情勢に付ては豫斷を許さざるものあるを以て、此點に就ては準備を整へ機宜の措置を取り得る様、出先軍部官憲と政府との間に緊密なる聯絡を保持して、萬違算なきを期する事とし又在滿邦人の保護については、今後の情勢に應じ出先官憲において遠算なき手配を講ぜしむる事に決定した。

同日陸軍當局の語つたところは左の如くであつた。

今回奉天に惹起した事件は、誠に遺憾なことである。事の真相は既に公表した通りであるが、元來かくなつたには原因がある。決して偶然に發生した事件ではない。支那が滿蒙における帝國の權益を排除するため、條約を無視し、各種の迫害不法行爲を敢てし、最近においては排日は變じて、帝國を侮蔑するの狀顯著となり、遂に挑戰的態度を取るに至つた。支那のかくの如き態度は、先月二十九日支那側の宴會席上において、某要人が「近時支那の若き者にして、日本と一戦を交へ日本を滿洲より驅逐すべし」と説く者多く、これを抑ふるに苦しみつつあり」と説き、某武官またこれに和し「日本軍人は近時實地の經驗に乏しいが、支那側は國內戰で實戰の修練を経た者多く、従つて若い將校の鼻息頗る荒い」と傲語する等、宛然帝國に對する挑戰的言辭を擲にせるによつても窺はれる。また軍隊の精神教育の如きも、帝國に對する復讐を主題として居るといふ有様である。本年七月以降に於て、帝國及び帝國臣民に迫害を與へた事件は、中村大尉事件を除き十二件の多きに達してゐる、斯くて支那側の對日行爲は日に月に悪化し、遂に重大なる事態の勃發するなきやを憂へて居たのであるが、偶々九月十

八日夜、北大營における支那官兵が滿鐵線路を破壊し、守備兵を襲撃するに至つたので、已むを得ず關東軍はその本來の任務達成の爲め發動するに至つた。即ち關東軍隷下の軍隊は、その僅かの兵力を蜿蜒約一千基米の長きに亘つて分散せしめて居るのであるから、有力なる支那軍に對し頗る危険なので、軍司令官は兵力の集中を圖つた。また附近に紛擾の對手たる支那軍が儼存するのは、危険の上もないので、之が排除を策したものであらう。

而して軍部の意見としては、今後事態を擴大せしめざる如き處置に出づる爲めには、當然の所置として勢ひ一時我が關東軍の行動範圍を擴大せねばならぬとした。即ち、今後事態を擴大せしめざらんが爲には、滿鐵沿線各地に點在する邦人居住地の主要都市に、それ〴〵適當なる部隊を配備して邦人の生命財産擁護に任せしめ、害を未然に防止せねばならぬから、その結果として必然的に軍の行動範圍は一時更に擴大せしむる事となるのであつて、政府の見解の如く簡單に處理することは全く不可能であるとしたのであつた。殊に日支間の不穩なる空氣は漸次滿洲各地に波及し、殊に間島地方の如きは形勢極めて險惡となり、我が在留民の安全保護について憂慮されるに至つたので、南陸相は二十日午後二時、官邸に若槻首相を訪問して陸軍に達せる諸般の情報を報告した後、朝鮮軍の出勤につき首相の諒解を求めて辭去した。

右に付き若槻首相は直ちに幣原外相の來邸を求めて重要協議に入り、外相より在滿各領事館より外務省に達せる交戰の狀況、在留民の安定及び保護の狀況、南京政府より提出された抗議の内容、今回の事件に對する英米諸國及び國際聯盟の態度に關する在外使臣の報告等について詳細に報告し、之が對策に就て凝議の結果。

- 一、事態の擴大を防止するとの既定方針は、もとより變更しないが各地に於ける支那側の不穩なる形勢に鑑み、我が在留民の安全保障については適切なる所置をとつて、保護の萬全を期すること。而して之が爲めには朝鮮軍の出勤も止むを得ない。
- 一、奉天事件における我軍隊の行動は、國際法上許された自衛權の發動による正當防衛行爲であつて、事件發生の責任は全然支那側にあるから、支那側の提議による損害賠償の請求等に應ずる必要はなく、斷乎として之を一蹴すること。

一、今回の事件の解決に關して、支那側は國際聯盟に持ち出して争ふやうであるが、帝國政府としては飽くまで奉天政府との直接交渉によつて紛議の解決を圖るべきこと。

一、英米その他列強に對しては、支那側の逆宣傳に備へるため、我が在外使臣を通じて事實を明白に説明し、後日紛議の跡を絶つこと。と意見一致し、二十日午前十時より首相官邸において再び臨時閣議を開き、幣原外相及び南陸相より其後の事件の經過を報告後、既記の首相、外相並に陸相との會見によつて決定せる政府の方針につき説明し、各閣僚の承認を求めたのであつた。

尙ほ幣原外相は、日本政府として公然主張すべき原則的方針に關しては

一、事件勃發が、奉天官憲の計畫的行動に基くものなりや否やは判明せぬが、今日までの情報によれば、その導火線となつたのは、北大營所屬支那兵が柳條溝における滿鐵線路を破壊せるに端を發したるものであるから、事變挑發の責任は全く支那側にあり、日本軍の行動は明かに國際慣行により是認せられたる、自衛權を行使したるものに外ならぬ。

一、同事件は日本政府の全然關知せざる間に、前記の事情により勃發したるものなるも、日本政府は猶豫なく閣議の決定に基き、出先官憲に訓令して、事件の擴大防止に對する必要手段を講ぜしめ、今や全責任をもつて、事件の和樂的解決の衝に當らんとするものである。

一、本來同事件は地方的に突發せるものであり奉天軍の責において惹起されたるものであるから、善後交渉は原則として奉天政府を相手とし、局部的解決を圖る意向である。

一、奉天當局を交渉相手とする限り、濫りに南京政府の容喙を認め難く、況んや本件の交渉に對し、第三國より提議せらるることあるべき干渉がましき發言は、日本政府として絶対に認めるを得ないものと思惟する。

との見解を持し、支那側が之を國際聯盟に持ち出すが如き事あらば、正々堂々と真相を發表するに躊躇せぬが、事件の最終點解決は飽く迄前記の方針を以て、日支單獨に委さるべきものとの決意を抱いてゐたので、それだけに軍事關係には極めて慎重の態度を持したのであつた。

されば二十一日の閣議に於ける朝鮮軍を出动せしむる件に就ては、井上藏相と共に自重論を主張した結果、同日は之に付て決定を見るに至らなかつたのであるが、陸軍に於ては事態急を要するものありとの見解から、林朝鮮軍司令官は二十一日中に出动を斷行した爲め、南陸相は同日午後に変更して若槻首相と會見し、「事情切迫の爲め參謀總長の命令を待たずして、朝鮮軍司令官は独自の權限をもつて、獨斷で滿洲に出动したとの旨、只今報告に接したから宜しく諒解せられたい。」と述べ、之に對し首相は、政府が未だ方針を決せざる内に、軍の出动の行はれるのは困る旨を述べたところ、陸相は之に答へて

斯かる事は今回のみに限らず先例のある事で、田中内閣當時自今は朝鮮軍司令官であつたが、事態急迫のため政府及び參謀總長の命を待たずして軍を移動せしめた事がある。

と説いた。首相としては政府の方針決定を待たずして、滿洲増兵の行はれた事については頗る不満であつたが、事情已むを得ず事後承諾をなし、翌二十二日午前の閣議に於て、陸相は朝鮮軍師團の一部を吉林方面に出动せしめた事に就き其の事情を詳細に説明して諒解を求め、滿洲各地の情況並に間島地方に於ては、今のところ國境を越へては出动してゐない事を述べ、朝鮮軍出动に伴ふ經費支出問題については、二十五日の閣議に付議決定する事となつた。

第十一節 協力内閣問題

黨内に異論擡頭

民政黨内閣の重要政策として政府及び黨首脳部が、鋭意努力を續け來つた行財政及び税制の三大整理を初め明年度豫算編成、赤字補填等

の諸問題に加へて滿洲事變の勃發となり、一方には黨弊打破、議會否認等の聲の漸くかまびすくなり來つた折柄、黨内一部の人々に依つて舉國一致内閣説の唱へられるに至り、延いて黨内の動搖、内閣の更迭を見るが如き事態に立到つたことは大なる遺憾と云はなければならぬ。元來、民政黨内には中野正剛氏の如き純理派の少壯論者があり、是等の人々は黨の利害を眼中に措かず極めて超然的立場に起つて大聲疾呼し、以て自から快となすの風があつた。されば第五十九議會當事に於ける濱口首相の登院問題の際の如き、中野氏等は眞つ先に起つて之に反對を唱へたのであつた。滿洲事變の勃發以來、所謂フアツシヨ的空氣は何處ともなく漂ひ來つて、忽ちにして國內に瀾漫し異様の思想的雰圍氣を形成するに至つたが、斯かる折柄、中野氏等に依つて提唱されたのが所謂協力内閣論であつた、即ち彼等は「我黨内閣の外交方針、財政政策では政局は押し切れぬ、此際日本はどうしても舉國一致内閣を作らねばならぬ、總理の如きは必ずしも問題としない、今は總理たる人物を詮議立てする要はない、舉國一致でやる以上は何人が總理たるも差支なく、誰でなくては成らぬなど左様な事を考へる必要はないのである」と叫んだ。而して斯かる協力内閣論は果然、安達内相其人によつても抱かれたのであつて、當初安達氏が昵懇の訪客に對して語つた所は實に左の如きものであつた。

自分は現下の内外重大時局に當面して、民政黨單獨の内閣では何うしても議會は切り抜けられぬと思ふ、故に今日の時局は一黨一派の政策や、面目や、行詰りに抱泥する時ではないと考へてゐる。即ち總てを打ち棄て、黨派協力による政黨内閣で、國難に當るの外はない、一體我々として考へねばならぬことは、我黨及び現内閣は一昨年盛んに行政財政及び税制の根本的整理條約を實行することを國民に約束したが、今日までの状態では聲明に副ふことは六ヶ敷い、恐らく宜い加減な整理しか出來まい、節約などと云ふことが恥しい位で、省の廢合にしても實際行れるか何うか疑はしい、おそらく拓務省の廢止位が出來たら上出來であらう、之は明かに公的不履行である。

又我黨は非募債主義を組閣當時から公約してゐるけれ共、今は何うしても相當多額の公債募集をせねばならぬ事情にある、之は民政黨内閣の非募債政策の破綻である、更に又滿洲事件の前途、國際聯盟の將來等につき考へて見れば、我黨單獨内閣で國民の信を繋ぎ國難打開を

遂行することは困難である、故に此の機會に處しては舉國一致内閣を組織し、今迄の行き掛りを一切打ち棄て、政策の建て直しをやらなければならぬ。又今次の議會は相當紛糾を重ねるものとは誰しも想像に難からぬ所である、若し代議士達が議場に於て低劣な騷亂を繰返せば結局は議會否認論を更に煽ることになる、故に此際議會政治の爲めにも須らく政争を休止して協力内閣を作るべきである。而して其の事が行はるゝならば自分は閣外に在つて援けよと云はるれば、欣んで外に在つて援助するし、また止つて協力せよとならば如何なる椅子にでも甘んじて止まる、亦た政友會總裁の下にでも喜んで働く、この國家の重大時局に直面して私一身を顧みる餘裕はない、自分は全く虚心坦懐たゞ至誠奉公の一念あるのみである。

實際この重大時局に直面しては、自分の一身などは何うなつても構はぬ、眞に國家の爲めに盡し、又民政黨の爲めにも盡すことが出來ればそれで宜しい、併し其の内閣は一年か半年で潰れるかも知れぬが、その際には民政黨が眞面目でさへあれば、議會で現在二百七十名の議員を持つて居るから内閣は再び我黨に歸る、斯う云ふことになれば帝國議會もこゝ二三年は解散なしで行ける、民政黨も又統制を保つて行ける、されば淺ましい事を云ふ様であるが民政黨の黨略から云つても、どうせ内閣が倒れる運命に在る以上は、この際舉國一致内閣を作ることが最も賢明な策ではないか、若し協力に反對して單獨政友會内閣が出來て、その下に解散されたなら我黨は二百七十名の現在數が保てる處か、半減して仕舞ふであらう。故に此の場合何れの方面から觀測しても、是非とも國家のため民政黨のため協力内閣を組織し、國難打破をやらなければならぬ。

十一月八日、安達内相は大演習御統監の爲め九州へ行幸遊ばさるゝ聖駕を横須賀まで御見送り申上げた後、自分も演習地向ふべく東京驛を出發したが、翌九日の各新聞には内相の車中談として協力内閣必ずしも辭せず云々の記事が掲載された。